

# 標津町地域防災計画

---

令和6年9月改定  
標津町防災会議

平成12年3月作成  
平成20年3月改正  
平成26年3月改正  
平成27年6月改正  
平成28年3月改正  
平成30年5月改正  
令和2年5月改正  
令和4年3月改正  
令和6年9月改正

# 目次

## [ 編・章 ]

### 目次

標津町地域防災計画 [本編]	1
第1章 総 則	1
第2章 標津町の概況	14
第3章 防災組織	17
第4章 災害予防計画	49
第5章 災害応急対策計画	98
第6章 地震・津波防災計画	206
第7章 事故災害対策計画	207
第8章 災害復旧計画	244
標津町地域防災計画	501
[地震・津波防災計画編]	501
第1章 総 則	501
第2章 地震・津波災害予防計画	510
第3章 地震・津波災害応急対策計画	534
第4章 地震・津波災害復旧計画	563
第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進計画	566
標津町地域防災計画 [資料編]	701

# [ 節 ]

標津町地域防災計画〔本編〕 .....	1
<b>第1章 総 則</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の構成.....	2
第3節 計画の効果的推進.....	2
第4節 用語.....	3
第5節 計画の修正要領.....	4
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	5
第7節 住民及び事業所の基本的責務.....	12
<b>第2章 標津町の概況</b> .....	<b>14</b>
第1節 自然的条件.....	14
第2節 災害の概況.....	15
<b>第3章 防災組織</b> .....	<b>17</b>
第1節 組織計画.....	18
第2節 気象業務に関する計画.....	35
<b>第4章 災害予防計画</b> .....	<b>49</b>
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画.....	49
第2節 防災訓練計画.....	53
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画.....	56
第4節 相互応援体制整備計画.....	57
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画.....	58
第6節 避難体制整備計画.....	62
第7節 災害時要援護者対策計画.....	68
第8節 情報収集・伝達体制整備計画.....	73
第9節 建築物災害予防計画.....	74
第10節 消防計画.....	75
第11節 水害予防計画.....	81
第12節 風害予防計画.....	82
第13節 雪害予防計画.....	83
第14節 融雪災害予防計画.....	88
第15節 高波・高潮災害予防計画.....	90
第16節 土砂災害予防計画.....	91
第17節 積雪・寒冷対策計画.....	94
第18節 複合災害に関する計画.....	97
<b>第5章 災害応急対策計画</b> .....	<b>98</b>

第1節	災害情報収集・伝達計画	98
第2節	災害通信計画	103
第3節	災害広報計画	106
第4節	応急措置実施計画	108
第5節	避難対策計画	112
第6節	救助救出計画	125
第7節	災害警備計画	127
第8節	交通応急対策計画	131
第9節	輸送計画	137
第10節	食料供給計画	140
第11節	給水計画	143
第12節	上下水道施設対策計画	145
第13節	衣料・生活必需物資供給計画	146
第14節	石油類燃料供給計画	149
第15節	電力施設災害応急計画	150
第16節	医療救護計画	152
第17節	防疫計画	158
第18節	廃棄物処理等計画	162
第19節	飼養動物対策計画	165
第20節	文教対策計画	166
第21節	住宅対策計画	170
第22節	被災宅地安全対策計画	174
第23節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	177
第24節	障害物除去計画	180
第25節	応急土木対策計画	182
第26節	応急飼料計画	184
第27節	労務供給計画	185
第28節	ヘリコプター等活用計画	187
第29節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	190
第30節	広域応援計画	195
第31節	職員応援派遣計画	197
第32節	防災ボランティアとの連携計画	199
第33節	災害義援金募集（配分）計画	201
第34節	災害応急金融計画	202
第35節	災害救助法の適用と実施	203
<b>第6章</b>	<b>地震・津波防災計画</b>	<b>206</b>
<b>第7章</b>	<b>事故災害対策計画</b>	<b>207</b>
第1節	海上災害対策計画	207
第2節	道路災害対策計画	219

第3節 危険物等災害対策計画.....	225
第4節 大規模な火事災害対策計画.....	233
第5節 林野火災対策計画.....	238
<b>第8章 災害復旧計画.....</b>	<b>244</b>
<b>標津町地域防災計画〔地震・津波防災計画編〕.....</b>	<b>501</b>
<b>第1章 総 則.....</b>	<b>501</b>
第1節 計画策定の目的.....	501
第2節 計画の構成.....	501
第3節 用語.....	501
第4節 計画の効果的促進.....	502
第5節 計画の基本方針.....	503
第6節 町の地形、地質及び社会的現況.....	504
第7節 町及びその周辺における地震・津波の発生状況.....	504
第8節 地震・津波の想定.....	505
<b>第2章 地震・津波災害予防計画.....</b>	<b>510</b>
第1節 住民の心構え.....	510
第2節 地震・津波に強いまちづくり推進計画.....	514
第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発.....	517
第4節 防災訓練計画.....	520
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画.....	521
第6節 相互応援体制整備計画.....	521
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画.....	521
第8節 避難体制整備計画.....	522
第9節 災害時要援護者対策計画.....	522
第10節 津波災害予防計画.....	523
第11節 火災予防計画.....	526
第12節 危険物等災害予防計画.....	527
第13節 建築物等災害予防計画.....	528
第14節 土砂災害予防計画.....	529
第15節 液状化災害予防計画.....	530
第16節 積雪・寒冷対策計画.....	531
第17節 業務継続計画の策定.....	532
<b>第3章 地震・津波災害応急対策計画.....</b>	<b>534</b>
第1節 応急活動体制.....	534
第2節 地震・津波情報の伝達計画.....	535
第3節 災害情報収集・伝達計画.....	546
第4節 災害広報計画.....	548

第5節 避難対策計画 .....	549
第6節 救助救出計画 .....	549
第7節 地震火災等対策計画 .....	550
第8節 津波災害応急対策計画 .....	552
第9節 災害警備計画 .....	554
第10節 交通応急対策計画 .....	554
第11節 輸送計画 .....	554
第12節 ヘリコプター等活用計画 .....	554
第13節 食料供給計画 .....	554
第14節 給水計画 .....	554
第15節 衣料・生活必需物資供給計画 .....	555
第16節 石油類燃料供給計画 .....	555
第17節 生活関連施設対策計画 .....	556
第18節 医療救護計画 .....	558
第19節 防疫計画 .....	558
第20節 廃棄物処理等計画 .....	558
第21節 飼養動物対策計画 .....	558
第22節 文教対策計画 .....	558
第23節 住宅対策計画 .....	558
第24節 被災建築物安全対策計画 .....	559
第25節 被災宅地安全対策計画 .....	561
第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 .....	561
第27節 障害物除去計画 .....	561
第28節 広域応援計画 .....	561
第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 .....	561
第30節 防災ボランティアとの連携計画 .....	561
第31節 災害義援金募集（配分）計画 .....	561
第32節 災害救助法の適用と実施 .....	562
<b>第4章 地震・津波災害復旧計画 .....</b>	<b>563</b>
第1節 基本方針 .....	563
第2節 公共施設等災害復旧計画 .....	563
第3節 災害応急金融計画 .....	564
<b>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進計画 .....</b>	<b>566</b>
第1節 総則 .....	566
第2節 災害対策本部の設置等 .....	567
第3節 地震発生時の応急対策等 .....	568
第4節 積雪・寒冷対策 .....	571
第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保 .....	572

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 .....	580
第7節 防災訓練計画 .....	581
第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	582
第9節 地域防災力の向上に関する計画 .....	584
<b>標津町地域防災計画〔資料編〕 .....</b>	<b>701</b>
資料1 気象概要 .....	701
資料2 標津町災害発生記録 .....	703
資料3 水防区域等（道管理河川の重要水防区域、町の定める水防区域及び最重要水防警戒区域、市街地における低地帯の浸水等危険区域） .....	711
資料4 標津町暴風雪災害対応本部設置規約、標津町暴風雪災害対応本部設置・運営マニュアル.....	712
資料5 高波・高潮、津波等危険区域.....	731
資料6 土砂災害危険箇所.....	732
資料7 災害情報等報告取扱要領.....	733
資料8 公用令書等.....	742
資料9 一時避難所（グラウンド、広場等）、一時避難所代替施設.....	748
資料10 避難場所等収容者名簿、報告書等.....	750
資料11 罹災世帯調査表、物資購入（配分）計画表、物資給与及び受領簿、物資受払簿 .....	751
資料12 町内療機関一覧、助産師・看護師（准看護師も含む）及び保健師の在籍状況、医薬品・衛生機 材販売業者 .....	755
資料13 自衛隊災害派遣要請の依頼 .....	756
資料14 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼 .....	757
資料15 気象庁震度階級関連解説表 .....	758
資料16 高潮対応フロー図.....	759
資料17 洪水ハザードマップ .....	760
資料18 津波浸水想定図.....	763
資料19 標津川標津地区水害対応タイムライン .....	766

# 標津町地域防災計画 [本編]

## 第1章 総 則

### 第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という）第42条の規定に基づき、標津町防災会議が作成する計画であり、標津町の地域に係る防災に関し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等の災害対策を総合的、計画的かつ具体的に実施するにあたり、防災関係各機関及びその他の公共的団体の責務を明確にするとともに、その機能の全てをあげて住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 標津町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等の災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

## 第2節 計画の構成

---

防災計画は、「本編」「地震・津波防災計画編」及び「資料編」の3編で構成する。

なお、本町に該当施設がないので、原子力災害等及びこれに類する計画等に関して策定はしないが、本編の必要事項を準用させ、住民が旅行、外出、出張等により、これら該当地域で災害に遭遇した場合、地域住民と格差ある行動を取らず、一般的な災害防ぎょ方法を周知することにより、災害の被害者とならないための基礎として構成するものとする。

## 第3節 計画の効果的推進

---

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町、道及び防災関係機関の適切な役割分担と協働により、着実に実施されなければならない。また、災害発生時は、住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

## 第4節 用語

この計画において各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

表記	定義
基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
防災基本計画	国の中央防災会議が作成する、国の防災対策に関する基本的な計画
町防災会議	標津町防災会議
本部（長）	標津町災害対策本部（長）＝ 標津町長
町防災計画	標津町地域防災計画
防災関係機関	町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関（基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。）、町を警備区域とする陸上自衛隊、町の区域内の消防機関並びに町の地域において業務を行う指定公共機関（同条第5号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。）
防災会議構成機関	基本法第16条第6項に基づく標津町防災会議条例（昭和37年条例第22号）第3条第5項に定める委員の属する機関
災害予防責任者	基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害	基本法第2条第1号に定める災害
複合災害	同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象
災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人のこと。一般的に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等が挙げられる（基本法では「要配慮者」という。） また、平成25年6月の基本法改正で新たに規定された用語として、災害時要援護者のうち、自ら避難することが困難な者であって、特に支援が必要な人のことを「避難行動要支援者」という。
避難場所等	どちらも災害から住民の生命・身体を保護するための場所のこと 避難場所は、一時的に避難するグラウンドや公園等 避難所は、一定期間の避難生活をする施設等 なお、避難場所と避難所の両方を表す場合は「避難場所等」とする。

## 第5節 計画の修正要領

---

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより計画内容に随時検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正の内容は、概ね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

- 1 社会、経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき
- 5 その他、町防災会議会長が必要と認めたとき

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、町は、事務又は業務を実施するにあたり、防災関係機関等の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第1 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
北海道開発局 釧路開発建設部 ・ 釧路河川事務所 ・ 中標津道路事務所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による町への支援（リエゾン（現地情報連絡員）派遣）に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 一般国道（直轄管理）整備並びに災害復旧に関すること。
北海道運輸局 釧路運輸支局	(1) 災害時における陸上輸送の連絡調整を行うこと。 (2) 自動車輸送事業の安全の確保を図ること。
北海道農政事務所 釧路地域拠点	(1) 災害時における応急用食料の調達及び供給に関すること。 (2) 災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。
北海道森林管理局 根釧東部森林管理署	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 (2) 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。 (3) 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。 (4) 災害時において町の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
北海道労働局 根室公共職業安定所 中標津分室	(1) 災害時の労務供給計画の作成及び必要な措置に関すること。 (2) 被災者に対する職業紹介に関すること。 (3) 被災事業主の雇用保険料の納期延長について必要な措置に関すること。 (4) 被災者の失業給付金の早期支給について必要な措置に関すること。
北海道労働局 釧路労働基準監督署	(1) 事業場、工場等の産業災害の防止対策を図ること。
第一管区海上保安本部 羅臼海上保安署	(1) 予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集を行うこと。 (2) 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去を行うこと。 (3) 災害時において被災者、救援物資、人員等の海上輸送を行うこと。 (4) 海上における人命の救助を行うこと。 (5) 海上における船舶交通の安全の確保を行うこと。 (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持を行うこと。 (7) 海上災害時において自衛隊の災害派遣を要請すること。

## 第1章 総 則

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
札幌管区気象台 釧路地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。</li> <li>(2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。</li> <li>(3) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等、突風に関する情報等を適時かつ的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。</li> <li>(4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。</li> <li>(5) 町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行うこと。</li> <li>(6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、町や道に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。</li> <li>(7) 町、道、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。</li> </ul>

## 第2 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 釧路駐屯地第5旅団 第27普通科連隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。</li> <li>(2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。</li> <li>(3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。</li> </ul>
陸上自衛隊 第302沿岸監視隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。</li> <li>(2) 派遣部隊到着までの間、災害対策本部に部隊の一部を派遣すること。</li> <li>(3) 分屯地の近傍に災害が発生し、人命及び財産の保護上、緊急を要する場合に、必要に応じ部隊を派遣し救援活動を行うこと。</li> </ul>

## 第3 道

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
根室振興局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 根室振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務運営企画に関すること。</li> <li>(2) 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置に関すること。</li> <li>(3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。</li> <li>(4) 災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。</li> <li>(5) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整に関すること。</li> <li>(6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> <li>(7) 救助法の適用及び実施に関すること。</li> <li>(8) その他災害発生の防ぎよ及び被害拡大の防止のための措置に関すること。</li> </ul>

## 第1章 総 則

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
釧路総合振興局 釧路建設管理部 中標津出張所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所轄河川の改修及び維持、補修並びに災害復旧に関すること。</li> <li>(2) 所轄堤防の維持、管理に関すること。</li> <li>(3) 関係河川の水位、雨量等の情報収集、伝達を行い、警戒体制の周知に関すること。</li> <li>(4) 所轄道路の維持、補修並びに災害復旧に関すること。</li> <li>(5) 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。</li> </ul>
根室農業改良普及センター 北根室支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災農作物の防疫及び伝染病対策に関すること。</li> <li>(2) 被災農作物の技術指導に関すること。</li> <li>(3) 農産物の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>(4) 農産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。</li> </ul>
北海道立総合研究機構 根釧農業試験場	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における作物栽培の管理指導に関すること。</li> <li>(2) 気象状況等の観測調査資料を分析総合し、情報を発表すること。</li> </ul>
根室振興局森林室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災林野の病害虫異常発生の防疫対策に関すること。</li> <li>(2) 被災林野の技術指導に関すること。</li> <li>(3) 所轄道有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関すること。</li> <li>(4) 林野火災の予防対策及びその未然防止に関すること。</li> <li>(5) 災害時において町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。</li> </ul>
根室教育局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災児童生徒の救護並びに応急教育の指導に関すること。</li> <li>(2) 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。</li> <li>(3) 避難等に係わる公立学校施設の使用に関すること。</li> </ul>
根室振興局保健環境部 中標津地域保健室 (中標津保健所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療機関の連絡調整に関すること。</li> <li>(2) 医療班の編成調整指導に関すること。</li> <li>(3) 応急対策に必要な人員及び器材の連絡調整に関すること。</li> <li>(4) 医薬品及び防疫薬剤等の供給対策に関すること。</li> <li>(5) 防疫活動の指導助言に関すること。</li> <li>(6) 食品環境、衛生環境の指導監視に関すること。</li> <li>(7) 死亡獣畜処理に関する助言指導に関すること。</li> <li>(8) 避難場所における衛生施設管理指導に関すること。</li> </ul>
北海道 根室家畜保健衛生所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 畜産物の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>(2) 畜産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。</li> <li>(3) 被災地の家畜保健衛生の指導に関すること。</li> </ul>

# 第1章 総 則

## 第4 北海道警察

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
中標津警察署	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事 (2) 災害警備本部の設置運用に関する事 (3) 災害情報の収集及び伝達に関する事 (4) 被災地、避難場所等、危険箇所等の警戒に関する事 (5) 犯罪の予防、その他被災地における社会秩序の維持に関する事 (6) 危険物に対する保安対策に関する事 (7) 広報活動に関する事 (8) 町及び防災関係機関が実施する防災業務の協力に関する事

## 第5 町

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
町長部局	(1) 防災会議の事務に関する事 (2) 防災訓練及び防災思想の普及に関する事 (3) 本部の設置及び組織の運営に関する事 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策に関する事 (5) 住民に対する避難指示等に関する事 (6) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄その他災害予防対策に関する事 (7) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状況の調査に関する事 (9) その他災害発生の防ぎよ及び被害拡大の防止のための措置に関する事
町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関する事 (2) 学校施設、文化施設、スポーツ施設その他の文教施設の被害調査及び情報の収集に関する事 (3) 避難等に係わる学校施設、文化施設、スポーツ施設その他の文教施設の使用に関する事 (4) 学校施設、文化施設、スポーツ施設その他の文教施設及び文化財の保全対策の実施に関する事
標津町 国民健康保険標津病院	(1) 災害時における救護班の編成、被災者の収容、治療及び助産等の業務に関する事 (2) 救急医療対策本部が設置された場合の医療班の編成、救急医療活動に関する事

第6 消防機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
根室北部消防事務組合 標津消防署標津消防団	(1) 災害時における消防活動及び水防活動に関すること。 (2) 被災地の警戒体制に関すること。 (3) 住民の避難誘導及び人命救助に関すること。 (4) 災害時における傷病者等の搬送に関すること。

第7 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本電信電話株式会社 北海道支店 (委任機関：(株)NTT東 日本-北海道釧路支店)	(1) 気象官署からの気象警報の伝達すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。
日本赤十字社北海道支部 根室地区標津町分区	(1) 災害時における医療、助産その他救助・救援に関すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の受入れに関すること。 (3) 災害ボランティアが行う救援活動の連絡調整に関すること。 (3) 災害義援金品の募集・配分に関すること。
日本通運株式会社 釧路支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等、関係機関の支援に関すること。
北海道電力ネットワーク 株式会社 ほくでん標津サービス店	(1) 災害時における電力供給の確保に関すること。 (2) 電力供給施設の防災対策に関すること。
日本郵便株式会社 (町内郵便局)	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること。 (2) 郵便貯金及び簡易保険事業の非常取扱いに関すること。 (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動に関すること。
株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ北海道支社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
KDDI 株式会社 北海道総支社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンクモバイル 株式会社 北海道支社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

第8 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(社) 釧根地区 トラック協会中標津支部	(1) 災害時における緊急輸送に関すること。
根室市外三郡医師会	(1) 災害時における救急医療活動に関すること。
釧路歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療活動に関すること。

第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
町内会 (町内会連合会)	(1) 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること。 (2) 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関すること。
標津漁業協同組合 標津町農業協同組合	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力をを行うこと。 (2) 農漁獲物の災害対策、指導を行うこと。 (3) 被災組合員に対する融資及びそのあっせんを行うこと。 (4) 農漁家生産資材及び生活物資の確保を行うこと。 (5) 農水産物の需給調整を図ること。 (6) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (7) 共済金支払いの手続きを行うこと。
標津町農業協同組合	(1) 農作物の災害応急対策、指導に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及びそのあっせんに関すること。 (3) 農業生産資材及び生活物資の確保、あっせんに関すること。 (4) 共同利用施設等の応急対策及び復旧対策の実施に関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。 (6) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
根室地区農業共済組合 標津家畜診療所	(1) 災害時における家畜防疫対策に関すること。 (2) 町が行う家畜被害状況調査その他応急対策の協力に関すること。
標津町森林組合	(1) 林野火災の予防対策に関すること。 (2) 林野火災時における消火及び応急対策に関すること。 (3) 被災組合員に対する融資及びそのあっせんに関すること。 (4) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
標津町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。 (2) 災害時における商工業者の経営指導及び復旧資金のあっせんに関すること。
一般病院・診療所	(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。
阿寒バス株式会社 標津営業所	(1) 災害時におけるバス輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資及び防疫対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。

第1章 総 則

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
一般輸送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等に関すること。
公益社団法人日本水難救済会標津救難所	(1) 災害時における遭難者の人命、船舶及び積み荷の救助・救援を行うこと。
避難場所等の管理者	(1) 避難場所等の適正な管理、運営及び災害応急対策の実施についての協力に関すること
標津建設業協会	(1) 災害時における応急復旧工事、緊急資材輸送及び建設重機の確保等、災害活動の協力に関すること。 (2) 災害情報の通報に関すること。
標津町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する世帯更正資金の融資及びそのあっせんに関すること。 (2) 被災者の保護についての協力に関すること。 (3) ボランティア団体の受入れ協力に関すること。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。

## 第7節 住民及び事業所の基本的責務

---

「自ら身の安全は自らが守る」ことが、防災の基本である。

住民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

### 第1 住民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

また、町、道及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。

#### 1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (3) 近所との相互協力関係の構築
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 災害時要援護者への支援
- (7) 自主防災組織の結成

#### 2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・災害時要援護者の救助
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所等での自主的活動
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

## 第2 事業所の責務

日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施しなければならない。このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努めるものとする。

### 1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- (2) 防災体制の整備及び事業所の耐震化の促進
- (3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (4) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (5) 取引先とのサプライチェーン（製造した商品が消費者に届くまでの一連の工程）の確保

### 2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

## 第3 住民運動の展開

災害による被害を軽減するため、道は地域防災に関して協力可能な企業を募集、登録、公表することにより、広く道内企業と連携する「企業等防災サポーターバンク」を推進している。

町は、町内事業所の「企業等防災サポーターバンク」への登録の推進を図り、登録事業所とは平常時から連携し、地域防災力の強化を図る。

## 第2章 標津町の概況

### 第1節 自然的条件

#### 第1 位置及び面積

本町は、東経145度15分、北緯43度28分、根室平野の東部に位置し、南は当幌川により別海町と接し、北は植別川より羅臼町に面し、千島火山脈連峰を境に斜里町及び清里町と、さらに字川北南線6線及び茶志骨西7線をもって中標津町に接している。

地形は、知床半島の突端から西南に連なる千島山脈により北部及び西部は山岳地帯をなし、海別岳1,419m、斜里岳1,546m、武佐岳1,006mがあり、その山麓は東のオホーツク海にゆるやかにのびて、海岸線に至っている。

主な河川は、上記山脈を源として発する植別川、忠類川、古多糠川、標津川等と原野中部を源とする当幌川があり、いずれも東流して根室海峡に注いでいる。標津川、当幌川の下流は広大な湿地となっている。

海岸沿いは野付半島から伊茶仁まで約24kmにわたり、地形は概ね平坦であるが忠類から植別間の20kmの海岸沿いは絶壁をなし、年々冬期の風波による海岸浸食のため、陸地は後退している。

#### 第2 地質及び土壌

山岳地帯北部は、主として古期安山岩が噴出し、南部は新期安山岩が噴出している。また、武佐岳は石英粗面岩が多く、山麓は上部に新第三系越川層が、下部には新第三系幾品層が細長く存在し、平野部は上部洪積層群になっている。

土壌は摩周系火山灰土が大部分であるが、一部、川沿いは沖積土もある。

#### 第3 気象

本町は、根室海峡に面し、海洋の影響を受けて春から夏にかけてはこの地方特有の濃霧が発生することが多く、7月の日照時間は109.5時間と1年で最も少ない。

秋には移動性高気圧により、晴れる日が多くなり、冬は寒冷な西から北西の季節風が山脈を越えて乾燥して吹き降りるため、秋に引き続いて晴天の日が多く、2月から4月上旬はオホーツク海より流氷が来襲する。

#### 第4 産業の概況

本町の主要産業は漁業と農業である。漁業は鮭鱒定置漁とホタテ漁を中心とする雑漁が主力であるが、近年に至り、羅臼近海の漁業資源を活用した水産加工業も盛んとなってきている。

農業は冷涼な気象条件から穀類を主とした農業はほとんど望まれない。農家の経済基盤の強化を図るために畜産を主体とした経営に切り替えており、昭和36年以降は完全に酪農業の主流をなしている。

### 第2節 災害の概況

---

本町の過去の災害状況は標津町災害発生記録のとおりであるが、冷害凶作、寒冷積雪、暴風雨（低気圧、台風）による災害が最も大きく、流氷災害、融雪出水、地震災害がこれに次いでいる。各種災害を概観すると次のとおりである。

#### 第1 冷害

農業技術の進歩と農作物の選択が適正化されてきたといっても、夏の低温の農業に重大な影響を与えている。この冷害の原因を要約すると、夏に正常に発達すべき太平洋高気圧の勢力が弱く、或いは南偏して北極海方面から南下する寒冷気団が停滞すること、又は前線帯が停滞することにより低気圧の来襲が多くなり、寡照多雨が続くといわれている。

#### 第2 雪害

本町の初雪は12月上旬頃であるが、雪質は密度が小さく、乾雪が多く、寒冷な気湿との関係もあって根雪期間が長く、春先の融雪出水のほか、吹雪が交通、通信、産業等に甚大な被害を及ぼしている。

即ち、吹雪はバスダイヤの混乱、漁船の遭難及び通行通信通電障害を続出させ、バス等の途絶を招来する。また、積雪による営農期間の短縮も雪害の大きな要素となる。

#### 第3 流氷災害

海水は10月中旬頃すでにオホーツク海西北隅、東北隅において薄氷となり、11月頃には結氷するといわれている。結氷後、次第に厚さと広さを増して南下し、本道オホーツク海沿岸近くまで占めるようになる。

1月上旬から4月の間は全海域に流氷がみられるようになり、厚さも寒凍期には1.5mに及ぶといわれ、北東岸、根室海峡では船舶の航行は不能となり、太平洋沿岸にも流出して沿岸魚介類に被害を及ぼす。

#### 第4 融雪災害

融雪災害は山地が融雪期に入る4月下旬から5月上旬にかけて最も多く、この原因については概ね次のように考えられる。

即ち、平地の融雪は徐々に河川に注ぐため、急激な増水はおこさないが土地を水で飽和させ、小河川をみなぎらせ、出水の要素を作る。このような状態のところには山腹の積雪がとけて急速に河川に注ぎ、平地の融雪によって貯えられた水とともに河川の流れを活発にして一挙に出水することになり、道路、橋梁の破損等大きな被害をもたらすことになる。

#### 第5 地震災害

根室半島沖を含む千島海溝周辺は地震活動が極めて活発であり、これまでに、昭和27年と平成15年の十勝沖地震、昭和48年根室半島南東沖地震、平成6年北海道東方沖地震（マグニチュード8級）をはじめ、平成5年釧路沖地震等（マグニチュード7級）が発生し、北海道各地に地震・津波による被害を及ぼしている。

## 第6 暴風雨災害

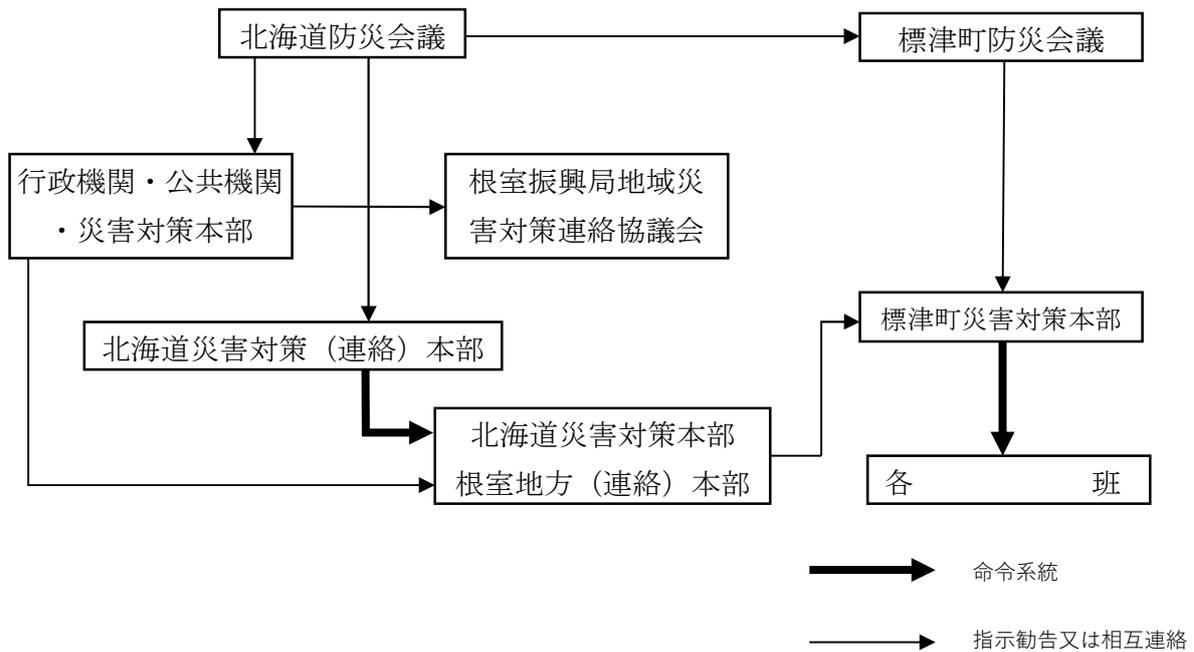
暴風雨災害は、台風に関連するものが多く、本道に影響するものは夏から秋にかけて多い。台風により活発化した前線や、台風本体、台風から変わった温帯低気圧により、床下・床上浸水や河川の増水による氾濫など多くの被害をもたらす。

[資料編] 2 標津町災害発生記録

## 第3章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図る。

<標津町地域における防災体制図>



第1節 組織計画

第1 平常時の防災活動体制

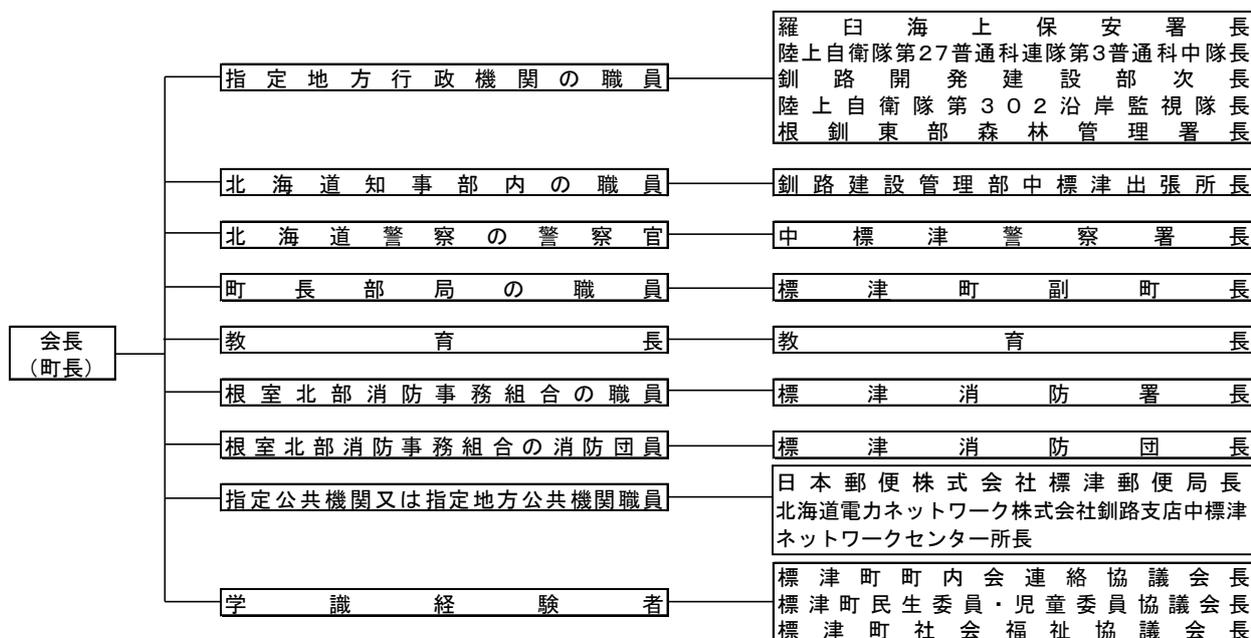
1 町防災会議

本町における防災行政を総合的に運営するため、基本法第16条第1項の規定に基づき町防災会議を設置し、その構成及び運営を次のとおり定める。

町防災会議は、町防災会議条例第3条第5項の規定により、その事務所掌及び組織が定められている。

町防災会議は、町長を会長とし、町長が任命する者等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、防災に関する重要事項を審議するとともに、その実施の推進を図ること、災害の発生時においては、関係機関相互間の連絡調整を図ることを任務とする。

<町防災会議の構成図>（令和2年4月1日現在）



2 町防災会議の運営

標津町防災会議条例（昭和37年標津町条例第22号）及び標津町防災会議運営規程の定めるところによる。

第2 応急活動体制

1 災害対策本部

町長は災害が発生し、又は発生のおそれのある場合で、必要があると認めるときは、基本法第23条の2の規程に基づき、次のとおり災害対策本部を設置し、災害対策本部長として防災活動を推進するものとする。

(1) 本部の設置

ア 設置基準

本部は、次の基準に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

<本部設置基準>

種別	設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき</li> <li>多くの地域で避難指示や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき</li> <li>多くの交通機関の障がい、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき</li> </ul>	
雪害・凍害	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害が大規模で広域にわたるとき</li> </ul>	
大事故等	海上災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき</li> <li>人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき</li> <li>事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき</li> </ul>
	航空災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命救助救出活動の難航が予想されるとき</li> <li>航空機が消息を絶ったとき</li> </ul>
	道路災害(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害が大規模なとき</li> <li>人命救助救出活動の難航が予想されるとき</li> </ul>
	危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害が大規模なとき</li> <li>人命救助救出活動の難航が予想されるとき</li> </ul>
	大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害が大規模なとき</li> <li>人命救助救出活動の難航が予想されるとき</li> </ul>
	林野火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想されるとき</li> <li>人命救助救出活動の難航が予想されるとき</li> </ul>
冷(湿)害	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷(湿)害被害が発生したとき</li> </ul>	
地震・津波災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度5弱以上の地震が発生したとき</li> <li>沿岸に「津波・大津波」の津波警報が発表されたとき</li> <li>地震や津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外の災害又は複数災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき</li> </ul>	

※ 道路災害とは、道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害

イ 設置場所

本部は、役場本庁舎内に置く。

但し、庁舎が被災し、使用できない場合又は使用できなくなるおそれがある場合は標津消防署2階に設置する。標津消防署2階が使用不能の際は川北生涯学習センターに設置する。

(2) 公 表

ア 本部を設置したときは、速やかに本部員、本部各班長及び次の機関に通知するとともに本部の標示を本部設置場所に掲示する。

(ア) 根室振興局

(イ) 町防災会議構成機関

(ウ) 隣接の市町村

(エ) 報道関係機関

(オ) 地域住民

イ 周知、公表の方法

本部を設置したときは、防災行政無線、電話及びファクシミリ、広報車等適宜な方法により周知及び公表するものとする。

ウ 廃 止

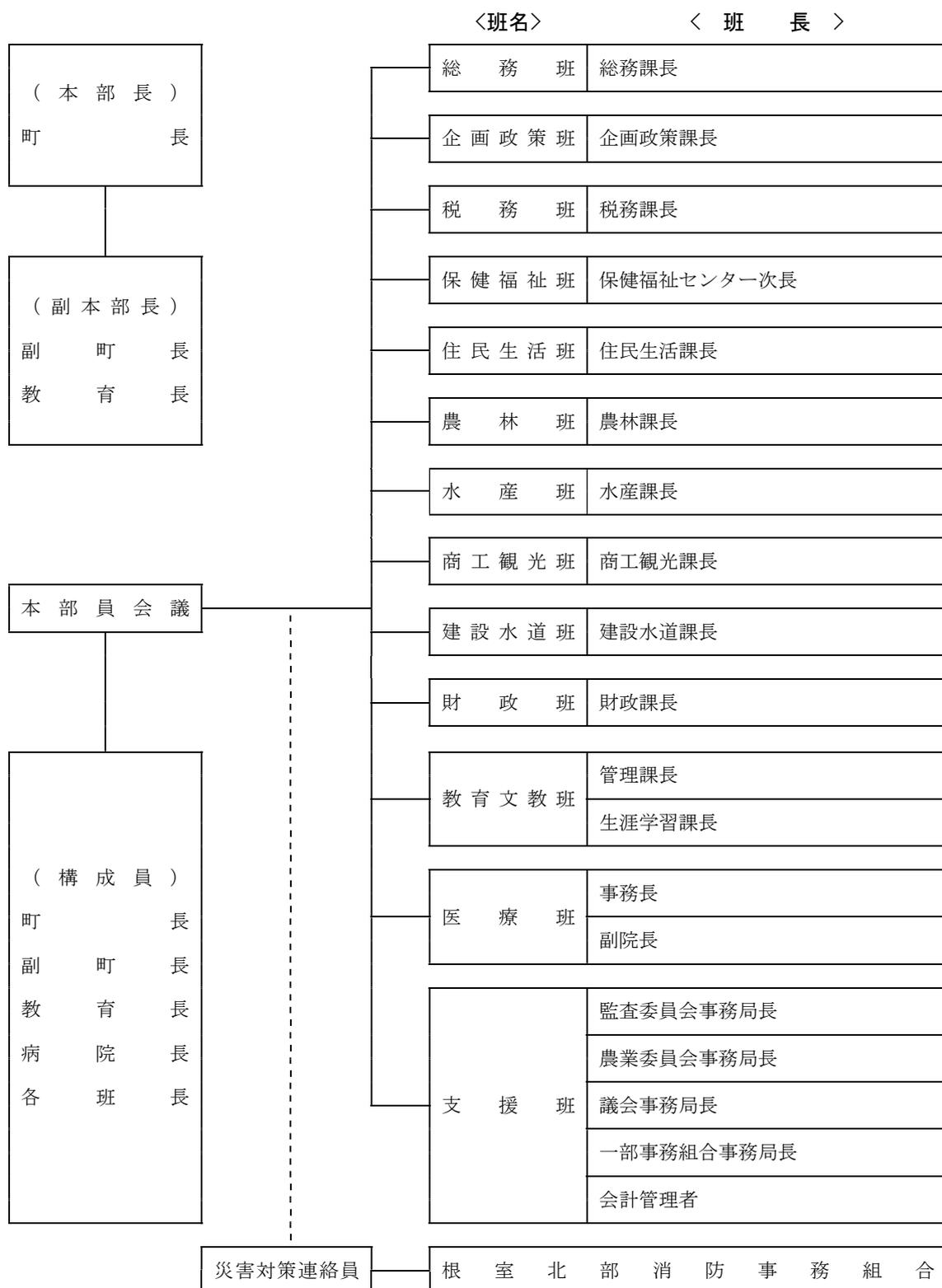
町長は、災害の危険が解消し、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められるときに本部の廃止を行う。

廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずるものとする。

### 第3章 防災組織

#### (3) 災害対策本部の組織（令和2年4月1日現在）

##### ア 組織体系



※ 各班に副班長をおく。副班長は、当該担当課の参事・主幹等の者があたるものとし、班長がこれを指名する。

※ 災害対策本部を設置し、災害対策上消防機関の協力を必要と本部長が判断する場合には根室北部消防事務組合長に要請するものとする。

※ 重要水防区域としている、2級河川標津川が満水時の場合、現地対策本部を標津サーモン科学館に設置する。

### 第3章 防災組織

#### イ 災害対策本部における班の編成

本部長：町長

副本部長：副町長・教育長

本部員：各課長

対策班	班長	所管
総務班	総務課長	総務課
企画政策班	企画政策課長	企画政策課
財政班	財政課長	財政課
住民生活班	住民生活課長	住民生活課
税務班	税務課長	税務課
保健福祉班	保健福祉センター次長	保健福祉センターひまわり
農林班	農林課長	農林課
水産班	水産課長	水産課
商工観光班	商工観光課長	商工観光課
建設水道班	建設水道課長	建設水道課
教育文教班	管理課長、生涯学習課長	教育委員会
医療班	事務長、副院長	標津病院
支援班	監査委員会事務局長、 議会事務局長、 農業委員会事務局長、 一部事務組合事務局長、 会計管理者（出納室長）	監査委員会、議会事務局、農業委員会、 一部事務組合事務局長、会計管理者

#### (4) 運営

##### ア 本部役員会議

本部役員会議は、本部長、副本部長、病院長、各班長をもって構成し、災害対策に必要な事項について協議するものとする。

(ア) 本部役員会議は、本部の職務遂行上重要な事項を協議推進するため、本部長が必要と認めた場合に開催する。

(イ) 本部役員会議は、本部長が招集する。

(ウ) 災害の規模及び態様により、本部役員は必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。

(エ) 本部長は、災害の規模及び状態により、職務上特に必要と認めた本部員により会議を開催することができる。

##### イ 本部役員会議の指示、協議事項

本部役員会議では次の事項を指示又は協議しなければならない。

### 第3章 防災組織

- (ア) 配備体制の指示、協議
- (イ) 各班の措置事項の指示、協議
- (ウ) 災害応急対策及び予防対策の指示、協議
- (エ) 各班間の調整事項の協議
- (オ) 自衛隊災害派遣要請の要否の協議
- (カ) 他市町村又は北海道への応援要請の要否の協議
- (キ) 災害救助法適用申請の要否の協議
- (ク) 被害者に対する見舞金品給付の決定の協議

#### ウ 会議決定事項の周知

本部長は本部役員会議の決定事項のうち、職員に周知する必要があると認めた事項については、各班長を通じ、速やかにその徹底を図るものとする。

#### エ 本部連絡員

本部連絡員は、本部の各班長、副班長をもってあて、災害応急対策について積極的に相互協力を行い、本部と各班の情報及び対策遂行上の調整を図る。

#### オ 本部の庶務

本部の庶務は、標津町役場総務課において処理する。  
その他本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

#### カ 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び防災担当職員が、交通の途絶職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、予め、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、本部長及び副本部長の代替職員については、以下のとおりとし、本部員の代替職員については次の者とする。

#### <本部長及び副本部長の代替職員>

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
町長 (本部長)	副町長・教育長 (副本部長)	総務課長	住民生活課長
副町長・教育長 (副本部長)	総務課長	住民生活課長	住民生活課防災担当

#### (5) 本部の業務分担

本部の各部、各班の業務分担は表のとおりとする。

ア 各班長は、本部長の指示に従い、内部の事務又は業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。

イ 各班長は、予め所属職員の責任分担に基づく配備計画を立て、本部長に提出するものとする。

### 第3章 防災組織

＜第1表 災害対策本部における班編成及び所掌事務＞

	所 掌 事 項	所管課・担当
各班 共通事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管に属する災害応急対策等に必要な資機材の整備及び点検に関すること。</li> <li>2 所管に属する被害状況調査、被害状況報告、災害応急対策及び災害復旧に関すること。</li> <li>3 災害時における所掌事項の執行記録に関すること。</li> </ol>	—
総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員等の寝具、食料及び被服等の調達及び配付に関すること。</li> <li>2 災害対策本部に必要な資機材の配備及び施設の整備に関すること。</li> <li>3 その他各班に属しない事項に関すること。</li> <li>4 写真撮影等による災害記録に関すること。</li> <li>5 災害時の車両（作業用を除く）の確保及び配車に関すること。</li> <li>6 職員の非常招集に関すること。</li> <li>7 職員等災害出動用被服等の調達及び配付に関すること。</li> <li>8 職員の被災状況調査に関すること。</li> <li>9 他班との連絡調整に関すること。</li> <li>10 通信連絡機能の確保に関すること。</li> <li>11 住民生活班、保健福祉班の応援に関すること。</li> </ol>	総務課
企画政策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道機関に対する情報提供・広報及び広報依頼に関すること。</li> <li>2 災害視察に関すること。</li> <li>3 関係機関に対する陳情及びお願いに関すること。</li> <li>4 中央関係機関に関する要望書及び資料作成に関すること。</li> </ol>	企画政策課
財政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 災害予算及び決算に関すること。</li> <li>2 災害応急及び復旧対策に要する資金計画に関すること。</li> <li>3 災害応急対策費に要する資材、物品の購入経理に関すること。</li> <li>4 他班への応援に関すること。(※)</li> </ol>	財政課
住民生活班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の設置及び運営に関すること。</li> <li>2 防災会議に関すること。</li> <li>3 災害対策の総括に関すること。</li> <li>4 気象、予警報及び地震に関する情報の収集、伝達に関すること。</li> <li>5 住民に対する避難指示等並びに各種災害情報の伝達及び広報に関すること。</li> <li>6 防災関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>7 各地区との連絡、関係団体、住民組織等の出動要請に関すること。</li> <li>8 災害の記録に関すること。</li> <li>9 災害情報の収集及び伝達報告に関すること。</li> <li>10 被害状況の収集、集計、報告に関すること。</li> <li>11 庁内の非常配備体制に関すること。</li> <li>12 災害時の交通安全に関すること。</li> <li>13 災害時の防犯に関すること。</li> <li>14 自衛隊の派遣要請を依頼すること。</li> <li>15 災害救助法の適用に関すること。</li> <li>16 被災者に対する公聴陳情相談等に関すること。</li> <li>17 住民生活班内及び各班との連絡調整に関すること。</li> <li>18 塵芥の収集、し尿の汲み取りの処理に関すること。</li> <li>19 避難所における仮設トイレの設置に関すること。</li> <li>20 救急薬品その他衛生資材の供給確保に関すること。</li> <li>21 災害時の公害発生予防及び応急措置に関すること。</li> <li>22 死亡者の収容及び安置に関すること。</li> </ol>	住民生活課

第3章 防災組織

	所 掌 事 項	所管課・担当
	23 遺体の処理、埋葬に関すること。 24 被災者の国民年金保険料免除に関すること。 25 被害者の国保税の減免に関すること。 26 他班への応援に関すること。(※)	
税務班	1 一般被害（人的被害、住宅被害、非住宅被害）の調査及びとりまとめに関すること。 2 被災者名簿の作成に関すること。 3 り災証明に関すること。 4 被災者の町税の減免措置に関すること。 5 被災者の町税徴収措置に関すること。 6 他班への応援に関すること。(※)	税務課
保健福祉班	1 災害救助法が適用された場合の当該救助業務の実施に関すること。 2 被災者の避難誘導に関すること。 3 被災者に対する炊き出し、食料品の支給に関すること。 4 救助物資の配付及び生活必需品の支給及び貸与に関すること。 5 被害対策従事者の炊き出しに関すること。 6 被災者の援護に関すること。 7 日赤との連絡調整に関すること。 8 ボランティアの受入れに関すること。 9 被災者の生活指導に関すること。 10 被災者に対する見舞金等に関すること。 12 生業資金等の貸付に関すること。 13 被災者生活再建支援法に関すること。 14 福祉施設等被害調査及び応急対策に関すること。 15 行方不明者の捜索に関すること。 16 被災者の環境衛生保持に関すること。 17 災害時の防疫及び伝染病の予防に関すること。 18 病院に対する協力要請及び連絡に関すること。 19 保健所との災害関係の連絡調整に関すること。 20 災害時の医療品その他衛生資材の確保及び供給に関すること。 21 被災者の健康管理に関すること。 22 隔離病棟等への収容及び連絡調整に関すること。	保健福祉センター ひまわり
農林班	1 農業施設、農作物等の災害調査及び応急対策に関すること。 2 農業関係災害復旧対策に関すること。 3 被災農家の援護に関すること。 4 応急融資に関すること。 5 被災農作物の防疫に関すること。 6 農作物種苗等生産資材の確保に関すること。 7 救農事業の実施に関すること。 8 林業関係被害調査及び応急対策に関すること。 9 林業関係災害復旧に関すること。 10 山林火災の予消防に関すること。 11 被災林野の病害虫の防疫に関すること。 12 家畜の被害調査及び応急対策に関すること。 13 被災家畜の防疫に関すること。 14 家畜飼料の確保に関すること。 15 農林水産班内の連絡調整に関すること。 16 他班への応援に関すること。(※)	農林課

### 第 3 章 防災組織

	所 掌 事 項	所管課・担当
水産班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災漁家、漁船の調査及び復旧対策に関すること。</li> <li>2 被災漁家の融資に関すること。</li> <li>3 水産物等の被害調査とりまとめに関すること。</li> <li>4 漁港、防波堤等の被害調査及び応急措置に関すること。</li> <li>5 海上保安署、漁業協同組合との災害関係の連絡調整に関すること。</li> <li>6 災害時における船舶確保及び配船に関すること。</li> <li>7 災害時の公害に関すること。 (標津川が満水時の場合、サーモン科学館に現地対策本部を設置し、巡視・監視を行う。)</li> <li>8 他班への応援に関すること。(※)</li> </ol>	水産課
商工観光班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における商工業者の被害調査及び災害復旧対策に関すること。</li> <li>2 被災商工業の融資に関すること。</li> <li>3 観光施設関係の被害調査及び復旧対策に関すること。</li> <li>4 災害時の消費物価の確保に関すること。</li> <li>5 災害時の物価対策に関すること。</li> <li>6 救援物資の調達及び供給計画に関すること。</li> <li>7 災害時の労働相談に関すること。</li> <li>8 災害時における作業員の雇用に関すること。</li> <li>9 労務供給計画に関すること。</li> <li>10 企業防災対策に関すること。</li> <li>11 他班への応援に関すること。(※)</li> </ol>	商工観光課
建設水道班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁、河川、海岸等土木施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 交通不能箇所の調査及び通行路線の確保に関すること。</li> <li>3 災害復旧対策全般（各班の主管に属するものを除く）に関すること。</li> <li>4 土木建設機械運用に関すること。</li> <li>5 災害応急資材の調達、配分、備蓄に関すること。</li> <li>6 応急復旧資材の輸送に関すること。</li> <li>7 障害物除去に関すること。</li> <li>8 建設水道班内の連絡調整に関すること。</li> <li>9 土木施設の災害復旧に関すること。</li> <li>10 災害時の建築相談及び指導に関すること。</li> <li>11 応急仮設住宅の建築に関すること。</li> <li>12 建物及び宅地の応急危険度判定に関すること。</li> <li>13 水道施設の被害調査及び応急、災害復旧対策に関すること。</li> <li>14 浄水場の被害調査及び応急、災害復旧対策に関すること。</li> <li>15 応急給水及び飲料水の供給に関すること。</li> <li>16 下水道施設の被害調査及び応急、災害復旧対策に関すること。</li> <li>17 終末処理場の被害調査及び応急、災害復旧対策に関すること。</li> <li>18 他班への応援に関すること。(※)</li> <li>19 避難所の応急復旧に関すること。</li> <li>20 防災建築の促進に関すること。</li> </ol>	建設水道課
教育文教班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設に関すること。</li> <li>2 被災学校の被害調査及び応急、災害復旧対策に関すること。</li> <li>3 被災学校の児童生徒の避難誘導に関すること。</li> <li>4 被災学校の医療及び防疫に関すること。</li> <li>5 被災学校の児童生徒に対する学用品、教材、教科用図書等の支給に関すること。</li> <li>6 被災児童生徒の応急教育対策に関すること。</li> </ol>	教育委員会

### 第3章 防災組織

	所 掌 事 項	所管課・担当
	7 災害時の学校経営指導に関する事 8 災害時の幼稚園の管理運営に関する事 9 被災幼稚園の園児の避難誘導に関する事 10 幼稚園の医療、防疫に関する事 11 災害時の保育所の管理運営に関する事 12 災害時の保育所の退所措置に関する事 13 給食施設の保全及び応急対策に関する事 14 被災児童生徒の給食に関する事 15 被災者及び本部職員の給食に関する事 16 教育関係義援金品の受付保管に関する事 17 社会教育施設の被害調査及び応急、災害復旧対策に関する事 18 スポーツ施設、図書館の施設入場者の避難誘導に関する事 19 文化財の保護及び応急対策に関する事 20 班内の連絡調整に関する事	
医療班	1 災害時における町立標津病院の管理運営に関する事 2 入院患者の避難誘導に関する事 3 医療部隊の派遣等医療活動を実施した際の「救急医療活動報告書」の作成に関する事 4 医療薬品等の確保に関する事 5 班内の連絡体制に関する事 6 災害時における医療及び助産に関する事 7 医療班の編成及び巡回診察に関する事 8 医療、救護所の運営に関する事 9 医療班における医療部隊の編成及び運営に関する事	標津病院
支援班	1 災害対策に要する経費、その他金品の出納に関する事 2 他班への応援に関する事。(※) 3 緊急時における農林水産班、商工観光班への応援協力に関する事 4 救急時における住民生活班、保健福祉班への応援協力に関する事 5 他班への応援に関する事。(※)	出納室 議会事務局 農業委員会 一部事務組合

※ 他班への応援に関する事について

災害発生時には、本部全体の活動として主に対処に追われることが予想されるため、避難対策や災害時要援護者対策に関わる業務、また、水防、消火、救助等の各業務については、当該班のみで対応することは困難であることも想定される。そのため、※の記載の班は、当該班長の指示のもと、応援・支援等の業務に就くこととする。

#### 2 現地災害対策本部の設置

本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するために必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置する。

- (1) 本部長は、本部の中から、現地災害対策本部長を指名する。
- (2) 現地災害対策本部の設置にあたっては、災害の状況に応じて、臨機応変の対応に必要な班で構成する。
- (3) 本部長は、現地災害対策本部要員として、本部の中から必要な人員を派遣する。
- (4) 現地災害対策本部の設置又は廃止の基準は、第3非常配備の規定に準ずる。

第3章 防災組織

3 配備体制

本部は被害を最小限度に防止するため、迅速に非常配備体制をとるものとする。

但し、本部が設置されない場合であっても、必要と認めたときは臨機に非常配備体制をとる。

(1) 非常配備基準と体制

非常配備基準と体制は表のとおりとする。

＜災害時の非常配備基準と体制＞

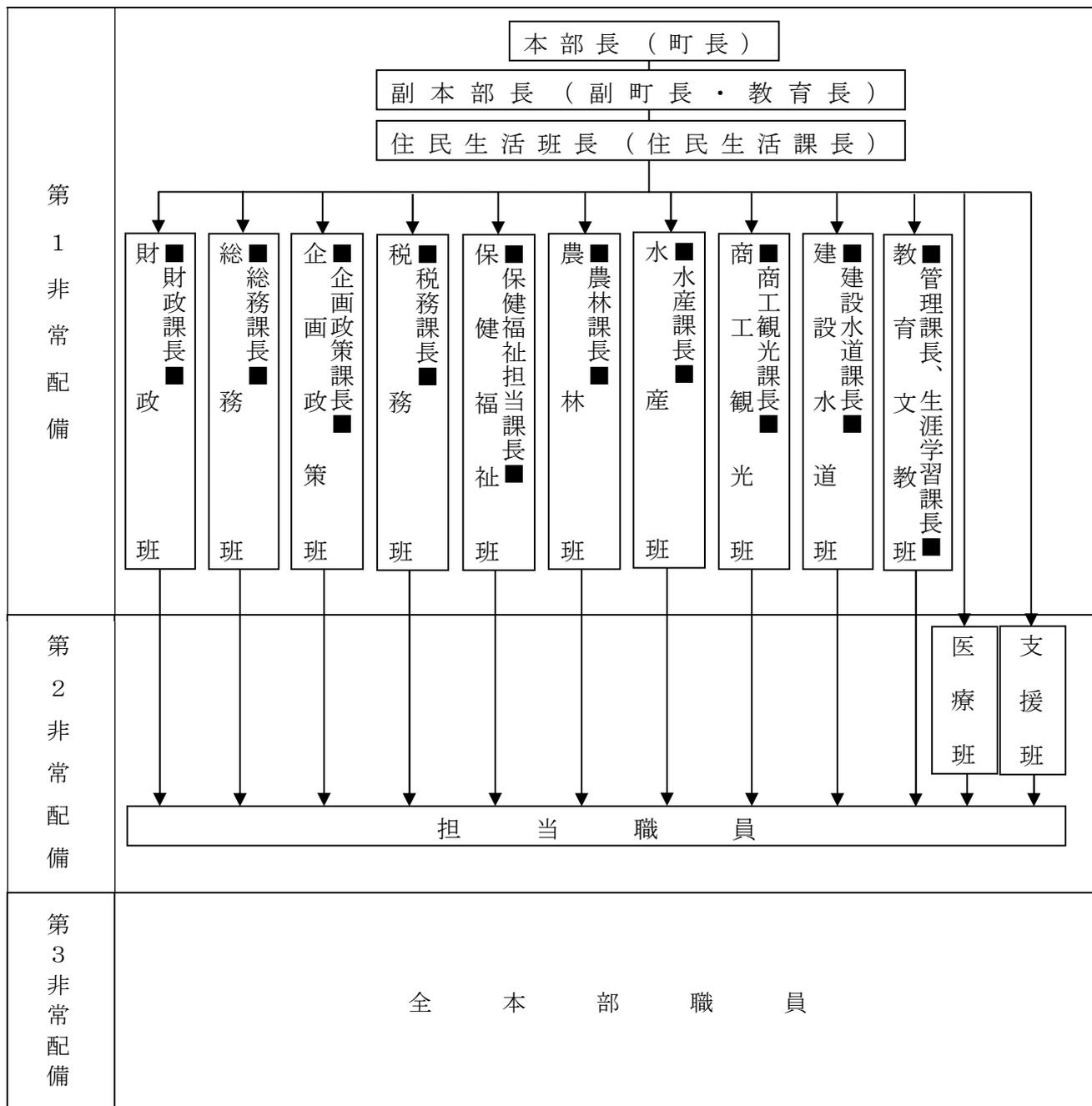
区分	種別	配備時期	配備内容	担当班	任 務
災害対策本部の設置前	第1 非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。 2 町内いずれかの観測点で震度4以上の地震が発生したとき。 3 必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	情報連絡のため住民生活班があたる。情報連絡のため各班の班長をもってあたるものとし、状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	住民生活班（必要に応じ全班）	1 情報の収集 2 関係班及び機関への連絡
	第2 非常配備	1 気象庁が発表する警報級の可能性が標津町において「高」となっている場合で、気象予報士が必要と判断したとき。 2 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 3 町内いずれかの観測点で震度5弱の地震が発生したとき。 4 沿岸に津波注意報が発表されたとき。 5 町内の河川水位が氾濫注意水位を超えた場合。 6 必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	関係班の所要の人員をもってあたるもので、災害発生とともにそのまま直ちに非常活動開始できる体制とする。	総務班 住民生活班 農林班 水産班 建設水道班 教育文教班 （必要に応じその他全班）	1 情報の収集 2 関係班及び機関への連絡 3 応急措置の実施
災害対策本部の設置後	第3 非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 町内いずれかの観測点で震度5強以上の地震が発生したとき。 3 沿岸に津波注意報が発表され、被害の発生が予想されるとき。 4 沿岸に「津波・大津波」の津波警報が発表されたとき。 5 重大な災害が発生したとき。 6 町に特別警報が発表されるおそれがある場合又は特別警報が発表された場合。 7 その他災害対策本部設置基準による。	本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	全班	1 地域防災計画に基づき、被災者の避難・救出及び災害応急対策等実施

### 第3章 防災組織

#### (2) 動員の方法

非常配備別の担当班職員動員の方法は図のとおりとする。

＜非常配備の担当班職員の動員方法＞



#### (3) 非常配備体制の活動

ア 非常配備体制の通知を受けた各班長は、直ちに所定の配備を行い、これを本部長に報告するものとする。

イ 各班長は、職員の動員が迅速かつ的確に行われるよう、常に体制の整備をしなければならない。

ウ 非常配備体制下の活動は、概ね次のとおりとする。

### 第3章 防災組織

#### (ア) 第1 非常配備

- a 住民生活班長は、本部長の配備指令を受け、各班長に通知する。
- b 住民生活班長は、関係機関と連絡を取り、気象情報等の情報を収集する。
- c 各班長は、住民生活班長からの情報や連絡に即応し速やかに対応できる体制を整えるものとする。

#### (イ) 第2 非常配備

- a 非常配備体制を確立するため、配備開始前に必要に応じて該当班にて会議を開催し、情報収集を行う。
- b 各班長は、所属班員を速やかに召集又は配備できる体制を整える。
- c 各班長は、情報の収集と伝達体制を強化する。
- d 住民生活班長は、各班長及び関係機関との連携を密にし、緊急措置について本部長に報告するものとする。
- e 各班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
  - (a) 災害状況を職員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせるものとする。
  - (b) 装備、資材、物資、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地へ配置するものとする。
  - (c) 各班及び関係機関との連絡を密にし、活動体制を整備するものとする。
  - (d) 必要に応じ応急措置または緊急措置を実施する。

#### (ウ) 第3 非常配備

各班長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を本部長に逐次報告するものとする。

### 4 職員の動員配備

災害応急活動に必要な要員を早急に招集し、応急対策を確実にを行うための動員の伝達、招集系統を定めるものである。

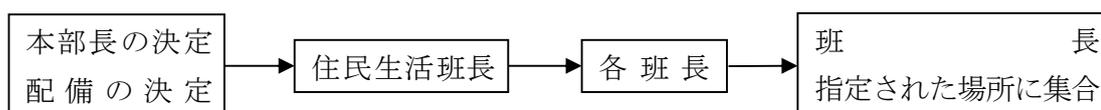
#### (1) 職員の配備、伝達系統と方法

##### ア 職員に対する伝達方法

#### (ア) 平常執務時の伝達系統と方法

職員の動員は、本部長の決定に基づき、住民生活班長が各班長に対し、庁内放送、電話口頭等で行う。

＜本部職員に対する伝達系統図＞

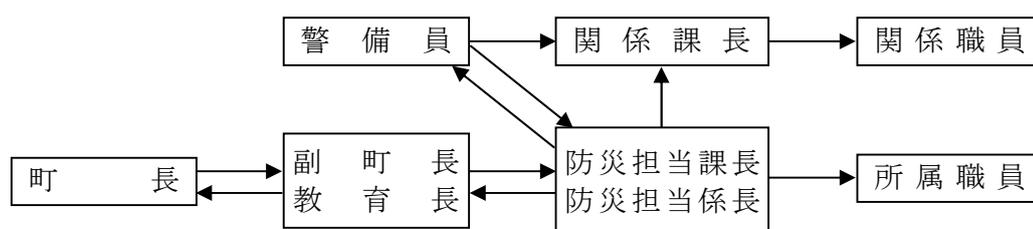


(イ) 休日、祝祭日等又は退庁後の伝達

警備員は、次の情報を受けたとき、住民生活課長又は防災担当係長に連絡して指示を受け、必要に応じて関係課長等に通知するものとする。

- a 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通知され、緊急に応急処置を実施する必要があると認められるとき。
- b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- c 災害の発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

＜警備員による伝達系統図＞



イ 職員の非常登庁

職員（災害対策本部員）は、勤務時間外、休日、祝祭日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害状況により所属長と連絡し、あるいは自らの判断により登庁若しくは、常に登庁体制を整えるものとする。

なお、職員は通信回線が途絶し所属長の指示を受けられない場合においても、＜災害時の非常配備基準＞に基づき行動する。

ウ 職員の責務

- (ア) 職員は災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、テレビ、ラジオ等により災害の状況、気象警報及び警戒宣言発表等の情報を知るように努めなければならない。
- (イ) 職員は災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、直ちに所属長に連絡をとり指示を受けるものとする。
- (ウ) 職員は動員命令を受けたとき、被災その他の事情により所定の場所に集合できないときは、所属長の指示を受けるものとする。
- (エ) 連絡、集合が不可能な場合は本部員としての自覚を持ち、地域において応急対策や救助活動等にあたること。なお、可能な範囲で集合、連絡に努めること。

### 第3章 防災組織

#### エ 現場連絡員

現場の活動を円滑に行うため、必要により各班長が指名する現場連絡員を置く。現場連絡員は、現場の状況を所属長を経由して本部に報告するとともに指示を受け、現場での指揮監督を行うものとする。

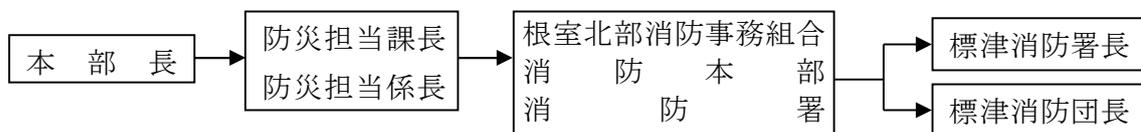
#### オ 配備体制の確立報告

町長（本部長）の指示に基づき、本部の各班が配備体制を確立したとき、各班長は直ちに本部長に報告するものとする。

#### カ 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制について消防機関への伝達は、次の伝達システムにより行うものとする。

<消防機関への伝達系統図>



#### (2) 各班別動員要請

災害時の状況及び応急措置の推移により、本部長は、必要に応じて各班の所属する班員を他の班に応援させることができる。

災害の状況により、応援を必要とする班は、班長が住民生活班長を通じて本部長に申し出をし、必要の応援を受けるものとする。

### 5 家屋等被害状況の調査

災害により見舞金を支払うにあたり、調査委員会を設置し、調査するものとする。

#### (1) 住宅被害状況調査委員会の設置

災害により住宅に被害が発生し、標津町災害見舞金支給条例（平成6年条例第16号）に基づく見舞金支給が必要となった場合は、当該家屋の被害を調査するため、関係する班長、副班長をもって住宅被害状況調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、被害状況判定基準等に基づき住宅被害の状況を調査し、その調査結果を認定等の意見を付して本部役員会議に報告する。

委員会の庶務は、標津町役場総務部税務課において処理する。

### 6 標識

(1) 本部長、副本部長、各班長、各班長及びその他本部の職員は災害活動に従事するときは『標津町』の腕章又は名札を着用しなければならない。

(2) 災害時において非常活動に使用する本部の自動車は『災害標津町』の標識をフロントガラス左側に表示しなければならない。

(3) 災害対策本部を設置したときは、本部に『標津町〇〇〇災害対策本部』の表示板を掲げるものとする。

### 第3章 防災組織

(4) 職員の身分の証明は、職員が常に所持している身分証明書（標津町職員身分証明に関する規定 昭和37年6月1日規定第2号）によるものとし、基本法第83条第2項に規定する身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

#### 7 住民組織等への協力要請

災害に際して、本部及び関係機関の職員による円滑な応急活動を実施するための人員に不足を生じた場合には、本部長は住民組織や民間団体に対して協力を求めることとする。

##### (1) 協力要請事項

住民組織や団体に対して協力要請する事項は、概ね次のとおりである。

- ア 災害に関する情報又は被害状況の通報に関すること。
- イ 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- ウ 避難場所と被災者収容のための避難所の管理運営に関すること。
- エ 避難場所等での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- オ 被災地、避難所の清掃及び防疫活動の協力に関すること。
- カ その他必要な活動で、本部長が協力を求めた事項。

##### (2) 協力要請の手続き

ア 住民組織等への協力要請の手続きは、各班長等がその必要を認めたとき、直接、住民組織等の責任者に対して行うものとする。この場合、速やかに本部長にその旨を報告しなければならない。

イ 住民組織等への協力要請は、次の各号について明らかにし、協力活動が円滑に運営できるよう配慮しなければならない。

- (ア) 災害協力活動の内容
- (イ) 協力希望の人員
- (エ) 調達を必要とする用具等
- (ウ) 協力活動の場所
- (オ) その他、参考となる事項

##### (3) 協力活動の内容と事後の措置

住民組織等への協力要請をしたときは、各班長は次の措置を講ずる。

ア 活動地に誘導するため職員を派遣し、活動状況を把握するとともに、本部との連絡にあたる。

イ 活動に必要な機材を予め確保し、輸送計画をたてる。

ウ 活動が終了したときは、次の事項を本部長又は住民生活班長に報告する。

- (ア) 協力住民組織（民間団体）名及び代表者名
- (イ) 活動内容

- (ウ) 活動人員と期間
  - (エ) 活動の場所
  - (オ) 事故のある場合は、その内容と処理
  - (カ) 今後参考となる事項
- (4) 住民組織
- ア 協力を要請する住民組織は、次のとおりである。
    - (ア) 標津町町内会連絡協議会
    - (イ) 標津町女性団体連絡協議会
  - イ その他青年団体、女性団体、建設業関係団体等については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求めるものとする。

## 第2節 気象業務に関する計画

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等異常な気象及び地象による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達方法、及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等はこの計画に定めるところによる。

### 第1 予報区

#### 1 一般予報区

町が該当する一般予報区（※1）及び警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりとする。

#### <警報・注意報の予報区域>

府県予報区名称 (担当気象官署)	区 域	一次細分区域名 (※2)	市町村等を まとめた地域 (※3)	二次細分区域名 (※4)
釧路・根室・ 十勝地方 (釧路地方気象台)	釧路総合振興局管内 根室振興局管内 十勝総合振興局管内	根室地方	根室北部	標津町 中標津町 羅臼町

※1 一般予報区は、国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）、全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区をさらに56に分割した府県予報区に分かれている。北海道は全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と、7つの府県予報区に分かれている。

※2 一次細分区域は、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定している。北海道においては、オホーツク総合振興局管内は網走地方・北見地方・紋別地方、その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。

※3 市町村等をまとめた地域は、二次細分区域毎に発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

※4 二次細分区域は、警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とする（一部、例外あり。）海に面する区域にあつては沿岸の海域を含む。

#### 2 海上予報区

海上予報区は、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を12に分割した地方海上予報区から成っており、そのうち札幌管区気象台と函館地方気象台が担当する区域は次のとおりである。

##### (1) 札幌管区気象台の担当区域

茂津多岬の突端から270度に引いた線以北及び知床岬の突端から90度に引いた線以北並びに千島列島以北の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している（サハリン東方海上、サハリン西方海上、網走沖、宗谷海峡、北海道西方海上）。

##### (2) 函館地方気象台の担当区域

尻屋崎から110度に引いた線以北及び青森県と秋田県の境界線から315度に引いた線以北並びに茂津多岬の突端から270度に引いた線及び知床岬の突端から90度に引いた線以南並びに千島列島以南の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している（北海道東方海上、釧路沖、日高沖、津軽海峡、檜山津軽沖）。



**第2 注意報、警報（特別警報を含む）の種類及び発表基準**

1 一般向けの種類及び発表基準

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

＜注意報・警報・特別警報の概要＞

種 類	注意報・警報・特別警報の概要
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

(1) 気象注意報

風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合

### 第3章 防災組織

雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合
なだれ意報	なだれによって災害の起こるおそれがあると予想される場合
着氷（雪）注意報	着氷（雪）によって被害が起こると予想される場合
霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合
低温注意報	低温のため農作物その他に著しい災害が予想される場合
融雪注意報	融雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合

#### (2) 気象警報

暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

#### (3) 地面現象注意報及び警報

地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される

#### (4) 波浪注意報及び警報

波浪注意報	波浪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
波浪警報	波浪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

#### (5) 洪水注意報及び警報

洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

#### (6) 高潮注意報及び警報

高潮注意報	台風などによる海面の異常上昇の有無及び程度について、一般の注意を喚起する場合
高潮警報	台風などによる海面の異常上昇によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

### 第3章 防災組織

#### (7) 特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。

発表する特別警報の種類及び発表基準例は、次のとおりである。なお、大津波警報、噴火警報、緊急地震速報についても特別警報に位置付ける。

大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合
高波特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
津波特別警報	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置付ける）
火山噴火特別警報	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（噴火警戒レベル4以上）及び噴火警報（居住地域）を特別警報に位置付ける）
地震（地震動）特別警報	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける）

#### (8) 船舶向けのもの

##### ア 海上警報

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表する。

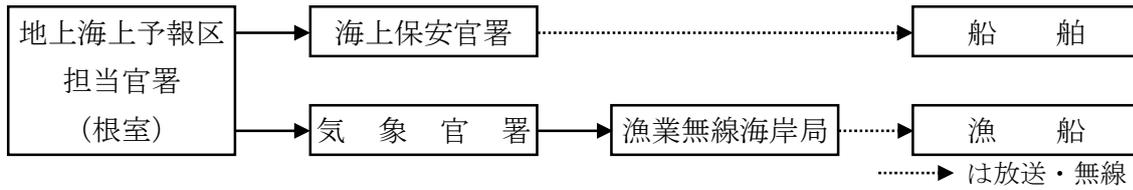
種別	呼称		説明
	英文	和文	
一般警報	WARNING	海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級7（28～33kt）の場合濃霧について警告を必要とする場合
		海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合（海上の視程500m以下又は0.3海里以下）
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8（34～40kt）及び9（41～47kt）の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10（48～55kt）以上の場合（熱帯低気圧により風力階級12（64kt）～の場合を除く）
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級12（64kt～）の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

※ この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。（例：海上着氷警報）

### 第3章 防災組織

#### イ 伝達

伝達系統は次図のとおりである。



※・海上保安官署：第一管区海上保安本部運用司令センター

・気象官署：札幌、稚内、旭川、網走、根室、釧路、函館、留萌

・漁業無線海岸局（17局）：稚内、枝幸、紋別、網走、雄武、根室、釧路、厚岸、広尾、日高、函館、岩内、余市、小樽、留萌、増毛、苫前

#### 2 水防に関すること

##### (1) 水防活動用気象注意報及び気象警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、表の左欄に掲げる種類毎に右欄に掲げる注意報及び警報により代行する。なお、標津川に関しては「標津川標津地区水害対応タイムライン」に沿って水防活動を実施する。

水防活動の利用に適合する 注意報・警報	一般の利用に適合する 注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用気象警報	大雨警報（浸水害）、 又は大雨特別警報（浸水害）
水防活動用津波警報	津波警報、 又は津波特別警報（大津波警報）
水防活動用高潮警報	高潮警報、又は高潮特別警報
水防活動用洪水警報	洪水警報

##### (2) 雨量情報・水位情報

町内を流れる河川の雨量観測所及び基準水位は次のとおり。

##### ア 雨量観測所

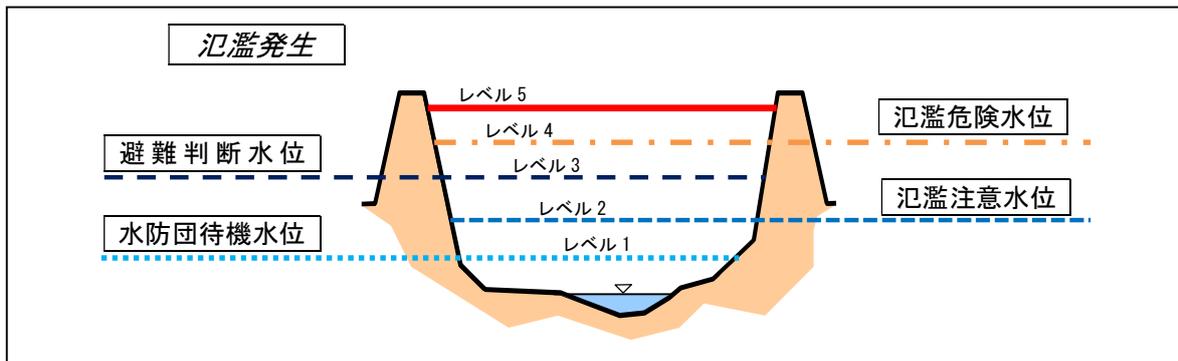
河川等	観測所名	所在地	標高	種別
その他	糸櫛別（気象）	標津町川北糸櫛別	115m	テレメータ 雨量
その他	標津（気象）	標津町北2条西	3m	テレメータ 雨量

### 第3章 防災組織

#### イ 基準水位

河川等	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
標津川	標津川合流点	5.32m	6.03m	6.53m	6.93m
標津川	標津川河口	1.00m	1.31m	—	1.79m

< (参考) 雨量観測地点の位置図と洪水危険レベルについて >



水位危険度レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表基準 (対住民)	町・住民に求める行動等
レベル 5	氾濫発生情報	(氾濫発生)	氾濫が発生したとき	住民の避難完了 逃げ遅れた住民の救助等、新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル 5 ～ レベル 4 (危険)	氾濫危険情報	氾濫危険水位	氾濫危険水位に到達後、著しい増水が認められたとき	町は、避難指示を発令
レベル 4 (危険) ～ レベル 3 (警戒)	氾濫警戒情報	氾濫危険水位 避難判断水位	避難判断水位に到達後、著しい増水が認められ、氾濫危険水位に到達するおそれがあるとき。	町は、高齢者等避難を発令、避難指示発令を判断
レベル 3 (警戒) ～ レベル 2 (注意)	氾濫注意情報	避難判断水位 氾濫注意水位	氾濫注意水位に到達後、著しい増水が認められ、避難判断水位に到達するおそれがあるとき。	町は、高齢者等避難の発令を判断 避難に時間のかかる住民は、避難を判断
レベル 2 (注意)	氾濫注意情報	氾濫注意水位	氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき	住民は、氾濫に関する情報に注意 水防団出動
レベル 1	(発表なし)	水防団待機水位		水防団待機

(注) 雨量・水位情報は、国土交通省ホームページ「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」で確認することができる。

ウ 水防警報

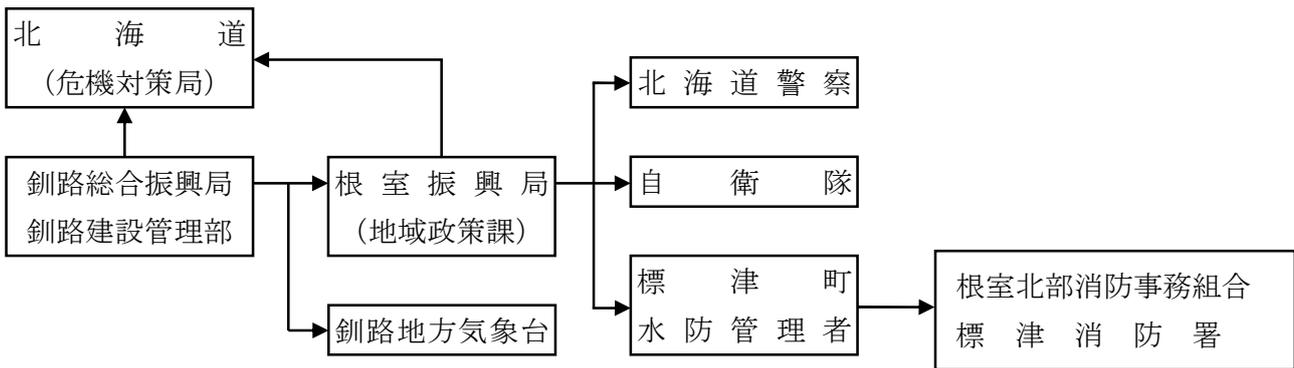
知事が指定する河川地域の水防管理団体に、水防活動を行う必要があることを警告して発表する。

(ア) 水防警報指定河川名

河川名	所管
標津川	釧路総合振興局釧路建設管理部

(イ) 伝達系統

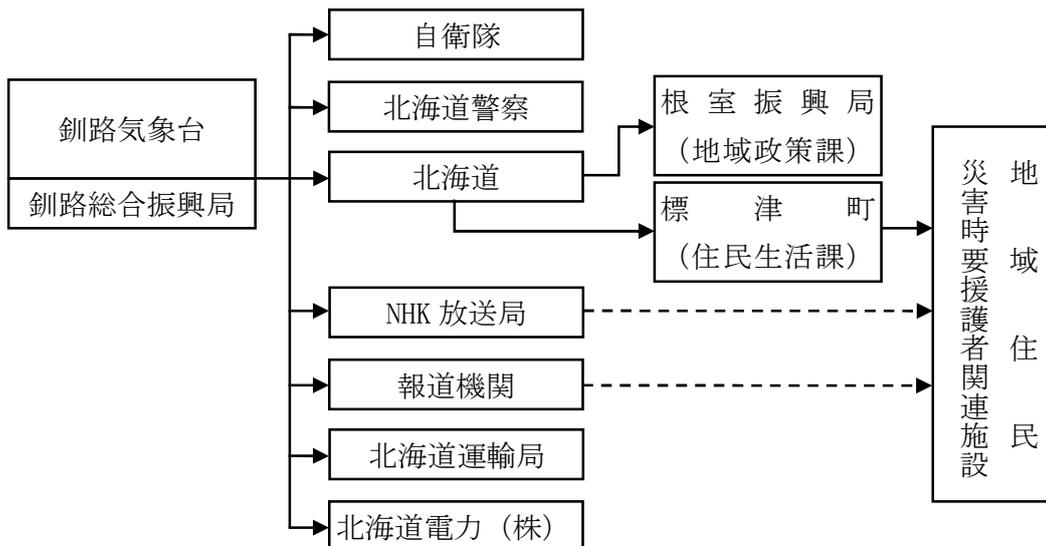
道が発表する場合（知事が行う水防警報）



(ウ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まったときに、町長が防災活動・避難指示等の判断や、住民の自主避難の判断の際に参考となるよう、釧路総合振興局と釧路地方気象台が共同で作成し、市町村等毎に発表する。

伝達は次の系統により行う。



3 火災に関するもの

(1) 火災気象通報

根室振興局を通じて、火災気象通報を受けたとき、あるいは気象の状況から火災の予防上危険であると認めたとき、町長は火災警報を発表することができるものとする。

ア 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



イ 火災気象通報基準

発表官署	振興局	通報基準
釧路	根室	実効湿度 60%以下で最少湿度 30%以下、若しくは平均風速 12m/s 以上が予想される場合。 なお平均風速が 12m/s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

ウ 火災警報の発表条件

振興局	通報基準
根 室	実効湿度 70%以下にして、最少湿度 50%以下となり、最大風速 8 m/s 以上のとき。

(2) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は「本編 第7章 第5節 林野火災対策計画」により実施する。

### 第3章 防災組織

#### 4 発表基準

注意報、警報の発表基準は、気象庁ホームページ内に記載されている（次のURLまたはQRコード参照）。なお参考として、令和5年11月現在の基準は以下のとおり。

[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/kushiro/kijun\\_0169300.pdf](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/kushiro/kijun_0169300.pdf)



#### <注意報の発表基準（令和5年11月現在）>

府県予報区	釧路・根室・十勝地方	
一次細分区域	根室地方	
市町村等をまとめた地域	根室北部	
大雨	表面雨量指数（※1）	6
	土壌雨量指数基準（※2）	80
洪水	雨量基準	—
	流域雨量指数基準（※3）	標津川流域=32.5、崎無異川流域=10.4、薫別川流域=11.9、忠類川流域=20.8、伊茶仁川流域=10、茶志骨川流域=6.4
	複合基準	薫別川流域（5, 8.1） 忠類川流域（5, 14.2）
	指定河川洪水予報による基準	—
強風	平均風速	陸上 12m/s
		海上 15m/s
風雪	平均風速	陸上 10m/s 雪による視程障害を伴う
		海上 15m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm
波浪	有義波高	3.0m
高潮	潮位	0.9m
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧	視程	200m
乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%	
なだれ	①24時間降雪の深さ 30cm以上	
	②積雪の深さ 50cm以上で、日平均気温 5℃以上	
低温	4月～10月：（最高気温） 平年より 8℃以上低い日が2日以上継続	
	11月～3月：（最低気温） 平年より 7℃以上低い	
霜	最低気温 3℃以下	
着氷	船体着氷：水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 8m/s以上	
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

※1 表面雨量指数は、降雨による浸水の危険度を示す指数で、地表面に溜まっている雨水の量を示す指数。基準値は都市部と非都市部でそれぞれ異なるパラメータを用いたタンクモデルを使用し、1km四方毎に値を出力する。

※2 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険度を示す指数で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。基準値は5km四方毎に設定しているが、本表には町等の域内における基準値の最低値を示している。

※3 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに 1km四方の領域毎に算出する。

### 第3章 防災組織

#### <警報の発表基準（令和5年11月現在）>

大雨 (※)	(浸水害)	表面雨量指数	9
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	132
洪水		雨量基準	—
		流域雨量指数基準	標津川流域=40.7、崎無異川流域=13.1、薫別川流域=14.9、忠類川流域=26.1、伊茶仁川流域=12.6、茶志骨川流域=8
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
暴風		平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s
暴風雪		平均風速	陸上 18m/s 雪による視程障害を伴う 海上 25m/s 雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm
波浪		有義波高	6.0m
高潮		潮位	1.2m

※ 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準を示す。

#### <記録的短時間大雨情報の発表基準（基準値は実績値）>

記録的短時間大雨情報	1時間雨量	80mm
------------	-------	------

### 第3 警報等の伝達

#### 1 伝達の方法及び系統

気象官署の発する気象情報及び警報等は、図の系統により電話、広報車、無線放送等をもって、その状況に応じた最も有効な方法により通報伝達するものとする。周知伝達責任者は表のとおりとする。

また、北海道防災情報システム等を活用し、個々の職員や住民に対しても情報入手するよう呼びかける。

なお、特別警報の内容については、気象庁自ら報道機関の協力を求めること等により周知するほか、道に対しては町への通知を、町に対しては住民等への周知の措置をそれぞれ義務付けられている。そのため、町は既存の通信網や道及び防災機関、報道機関の放送網を活用し、住民へ確実に伝達する体制とする。

2 警報等を収受したときの措置

(1) 執務時間中の場合

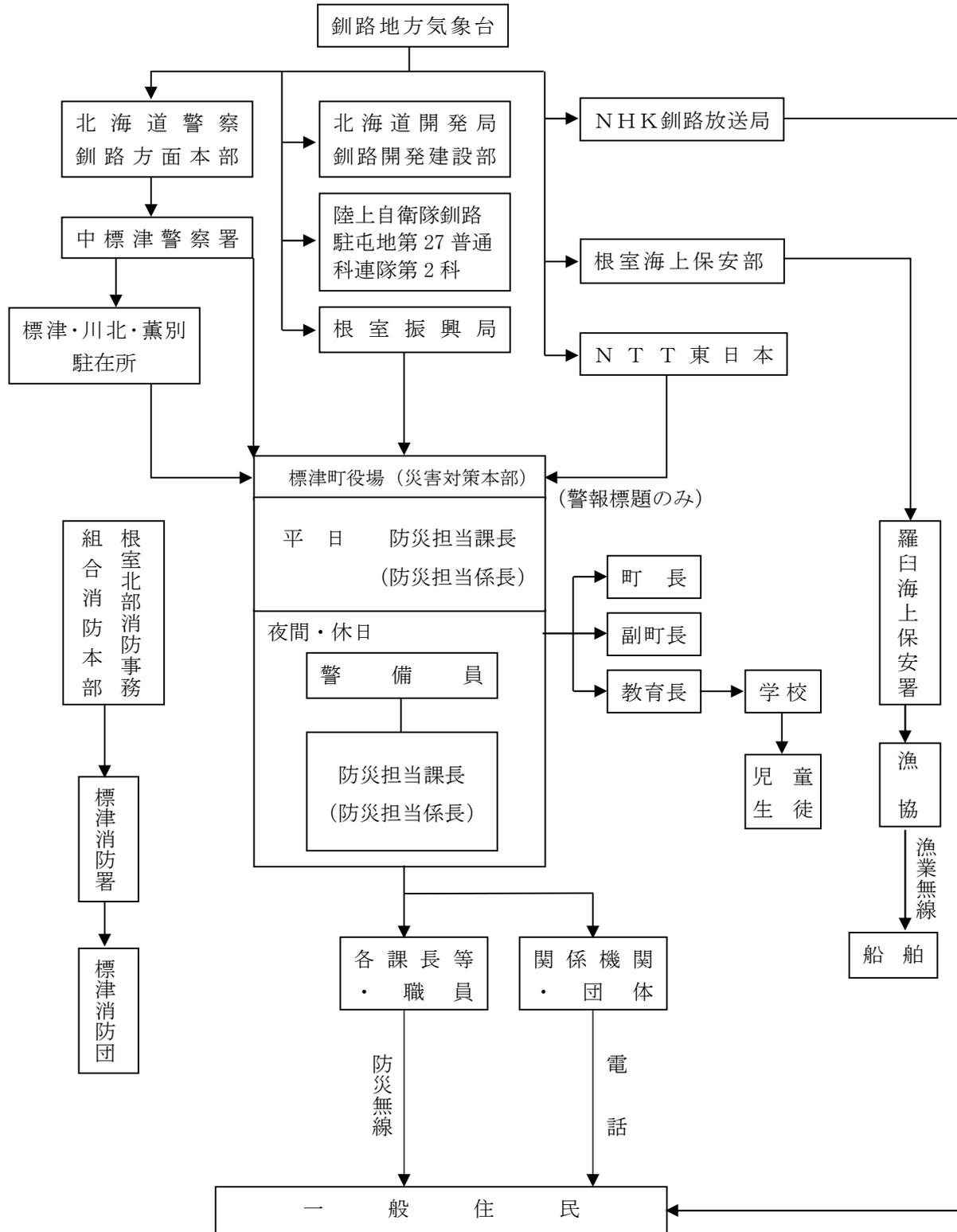
ア 気象官署等から通報される気象情報及び警報等は、北海道総合行政情報ネットワーク等を通じ住民生活課で受信する。

イ 防災担当課長が前項の通知を受領したときは、必要に応じ各課長及び関係機関に通知するとともに、防災上必要あると認めるときは直ちに一般住民に伝達する。

(2) 夜間、休日等の場合

当直者が前アに準じ受理し、直ちに防災担当課長に連絡するなど、適切な措置を講ずることとする。

<気象予報等の伝達系統>



<気象予警報等の周知伝達責任者一覧表>

伝達先	伝達責任者	伝達方法	備考
庁内各課	防災担当課長	口頭庁内放送 防災行政無線	
	(防災担当係長)		
防災関係機関	〃	電話・口頭	
消防署	〃	〃	
関係機関・団体	〃	〃	
各町内会	〃	〃	
認定こども園	教育委員会管理課長	〃	
小・中・高等学校	〃	〃	

#### 第4 異常現象時における措置

1 発見者の通報（基本法第54条第1、2項）

災害が発生するような異常現象を発見した者は、遅滞なくその状況を関係機関等（町長、警察官、若しくは海上保安官）に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

2 町以外の防災機関の通報

異常発見者から通報を受けた機関は、その旨速やかに町長に通報しなければならない。

3 庁内連絡系統と関係機関への通報

通報を受けた職員は住民生活課長に報告する。住民生活課長は町長、副町長、教育長に報告するとともに、情報を確認し各課長に報告する。

災害の規模、内容等により町長は必要と認める機関に通報する。また、現地との通信体制を確保する。

4 住民への周知

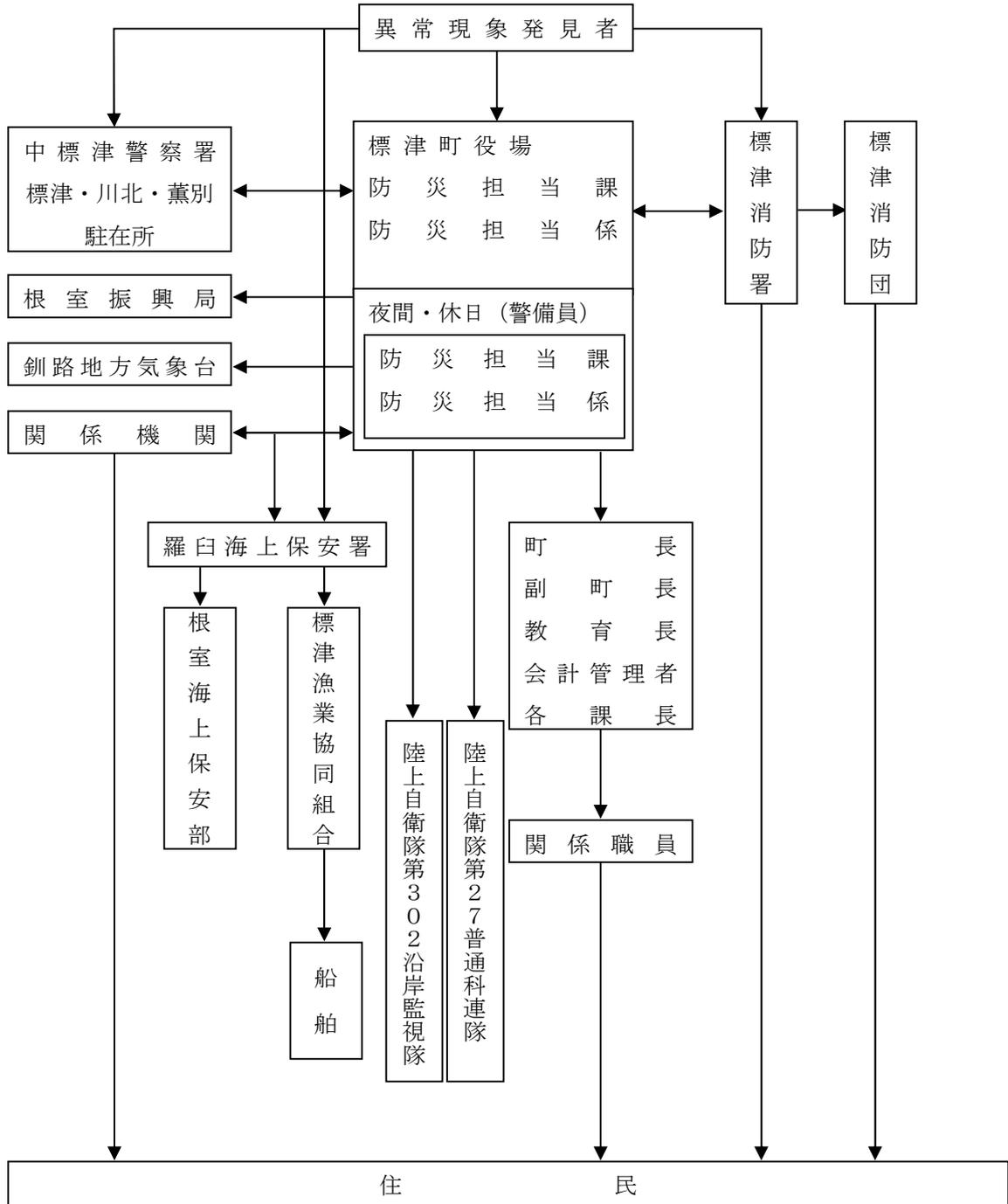
防災行政無線で広く周知するとともに、地域情報連絡員（町内会長）に最も迅速、確実に周知できる方法で実施する。

5 災害情報報告伝達系統

災害情報及び被害状況の報告伝達系統は、次のとおりである。

第 3 章 防災組織

<災害情報報告伝達系統図>



## 第4章 災害予防計画

災害対策の目標は災害の発生を未然に防止することであり、災害予防はあらゆる防災の基礎をなすものである。

災害の予防は、災害予防責任者がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。

また、町、道及び国は、老朽化した社会資本について適切な維持管理に努める。

なお、災害の発生が予想される地域については、道が災害危険区域現地調査実施要領に基づく総合的な調査を行い、その結果をもとに、町及び防災関係機関は危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

### 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

災害発生時における被害を軽減し、防災応急活動を円滑に行うため、住民及び職員等に対し、防災上必要な知識を普及し、その高揚を図る。

#### 第1 実施責任

##### 1 防災関係機関全般

防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

##### 2 町及び道

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する教育を実施する。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (3) 過去に発生した大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開に努める。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

## 第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及、啓発に努める。
- 2 災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

## 第3 住民等に対する防災知識の普及

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設、インターネットの活用
- 3 新聞、広報誌（紙）等の活用
- 4 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 5 テキスト、マニュアル、パンフレット等の作成及びの配布
- 6 研修会、講習会、講演会等の開催
- 7 その他

## 第4 住民等に対する教育

町は、道及び関係機関等と協力して住民又は自主防災組織及び事業所の従業員等に対して、災害時にとるべき措置及び防災応急対策等、次の内容について教育を行い、その周知を図るものとする。

- 1 町防災計画の概要
- 2 北海道防災基本条例の概要
- 3 災害に対する一般的知識
- 4 災害の予防措置
  - (1) 自助（備蓄）の心得
  - (2) 防災の心得
  - (3) 火災予防の心得

- (4) 津波襲来時や出水時の家庭の保全方法（財産を保護して安全であるようにすること）
- (5) 暴風雪時の心得
- (6) 船舶等の避難措置
- (7) その他

5 災害の応急措置

- (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
- (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
- (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
- (4) 災害時の心得
  - ア 連絡体制（家庭内、組織内）
  - イ 気象情報の種別と対策
  - ウ 避難時の心得
  - エ 被災世帯の心得

6 その他必要な事項

**第5 住民の心得**

住民に対して、概ね次の内容についての心得やその思想の普及を図る。

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所等及び家族との連絡方法を確認する。
- (2) 居住地に発生し得る災害についてイメージを持つ。
- (3) 建物及び家具類の設置を補強する。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 消火器材の準備をする。
- (6) 非常食、救急用品、非常持ち出し品の準備をする。
- (7) 隣近所や地域と災害時の協力体制について話し合う。

2 災害時の心得

- (1) 正しい情報に基づき冷静に行動する。
- (2) 危険な場所に近寄らない。
- (3) 住民が協力して応急救護を行う。
- (4) 秩序を守り、環境衛生に注意する。

### 3 避難時の心得

- (1) 防災カード等の氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型、連絡先）を携行すること。
- (2) 食料、水、最低限度の着替え、懐中電灯、携帯型ラジオ等の非常持ち出し品を携行すること。
- (3) 服装は素足を避け、冬期間は防寒に留意し、帽子等を着用すること。
- (4) 貴重品以外は持ち出さないこと。

## 第6 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、各種団体の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

## 第7 車両等運転者等に対する教育

車両の運転者及び使用者に対し、災害時における車両の運行措置について教育する。

## 第8 町職員に対する教育

防災対策の万全を期するため、職員の防災知識の習得及び災害時における個々の役割分担、防火管理業務の任務等について防災教育を実施する。

また、災害発生時等のそれぞれの職域の役割分担等について、新入職員研修会を含め、職場研修会を開催し、職員に周知徹底を図る。

## 第9 普及・啓発の時期

10月31日を「標津町防災の日」と位置づけ、防災の意識啓蒙を図る行事を開催する。

この他に、9月1日防災の日（関東大震災記念日）、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

## 第2節 防災訓練計画

---

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と連絡強化を図り、各事業所又は地域住民の防災意識高揚を図るため、各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

### 第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、各事業所、地域住民の協力を得て、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、災害時要援護者を含めた住民等、地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、防災体制の課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

### 第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全を期するために、次に掲げる訓練を実施するものとする。訓練の具体的内容については、その都度決定するものとする。

#### 1 防災総合訓練

各種災害を想定して、防災関係機関、各事業所及び地域住民その他関係団体等の協力を得て、応急対策活動を総合的に実施する。

#### 2 通信訓練

気象予報、警報等災害情報の受伝達、災害時の被害状況の把握及び応急対策の指示を迅速かつ適切に行えるよう、各種災害の想定のもとに、関係機関、地区責任者に対する警報伝達、情報連絡等に関する訓練を実施する。（「本編 第4章 第8節 情報収集・伝達体制整備計画」に基づく）

#### 3 動員、非常招集訓練

勤務時間外に災害が発生した場合に、災害に対処するため必要な人員を早期に動員し、活動体制を確立するための訓練を実施する。

#### 4 災害対策本部設置、運営訓練

災害発生時を想定し、災害対策本部の設置及び運営訓練を実施する。

#### 5 消防訓練

火災の防ぎよ及び避難者の安全確保等火災の被害を軽減するため、「本編 第4章 第10節 消防計画」に定めるところにより訓練を実施する。

### 6 避難訓練

避難指示等及び避難誘導等、地域住民を安全に避難させるための訓練を実施する。（「本編第4章 第6節 避難体制整備計画」に基づく）

### 7 水防訓練

災害時における水防活動を円滑に遂行するため、水防工法等の水防訓練の実施とともに水位雨量観測、消防機関、地域住民の動員、水防資機材の輸送、広報、通報、伝達等に関する訓練を実施する。

### 8 防災図上訓練

各種災害を想定し応急活動訓練を図上で実施する。

## 第3 町防災会議が主唱する訓練

町及び町防災会議構成機関は、防災訓練実施要領を定め、共同して次の訓練を行う。

### 1 防災総合訓練

(1) 主 唱 町防災会議

(2) 実施機関 町防災会議構成機関

(3) 実施内容 災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。

### 2 災害通信連絡訓練

(1) 主 唱 町防災会議

(2) 実施機関 町防災会議構成機関

(3) 実施内容 通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

### 3 防災図上訓練

(1) 主 唱 町防災会議

(2) 実施機関 町防災会議構成機関

(3) 実施内容 各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

## 第4 相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

### 第5 民間団体等との連携

町、道及び防災関係機関等は、10月31日を「標津町防災の日」や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組機、非常通信協議会、ボランティア及び災害時要援護者を含めた住民等と連携した訓練を実施する。

### 第6 複合災害に対応した訓練の実施

町、道及び防災関係機関等は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

### 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

---

町及び道は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努めるための対策は、本計画に定める。

#### 第1 食料その他の物資の確保

1 町及び道は、予め関係機関及び保有業者と食料品や生活必需物資等の調達に関する協定を締結する等、食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における応急生活物資の確保に努める。

また、町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

2 町及び道は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

3 町は、概ね1,000人が丸一日緊急避難するために必要なマット、毛布、食料、水の備蓄に努める。なお、必要備蓄品と数量に関しては、最新の災害想定と人口等を勘案し、必要に応じて随時見直すこととする。

#### 第2 防災資機材の整備

町及び道は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において災害が発生した場合の対策として、暖房器具の整備、燃料等の備蓄に努める。

#### 第3 災害時等における生活必需物資の調達に関する協定

町及び道は、平常時の物資備蓄に係る空間的及び金銭的コストを抑制し、かつ災害時における住民生活の早期安定を図るため、民間事業者等との災害時における応援協力・生活必需物資の調達に関する協定の締結を進める。

#### 第4 備蓄倉庫等の整備

町及び道は、防災資機材倉庫の整備に努める。

## 第4節 相互応援体制整備計画

---

町をはじめとする災害予防責任者が、その所掌事務又は業務について災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるための対策は、本計画に定める。

### 第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を実施できるよう、平常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。

また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、予め企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

さらに、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるものとする。

### 第2 相互応援体制の整備

#### 1 町

(1) 道や町は、道や他の市町村への応援要求を迅速に実施できるよう、予め災害対策上必要な資料の交換を行うほか、道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、応援体制及び受援体制を整える。

(2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、予め相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

なお、根室振興局管内5市町で各種災害について幅広く対応するための「根室管内5市町防災基本協定」を締結している。

(3) 町は、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

#### 2 道

(1) 国又は他の都府県への応援要請が迅速に行えるよう、予め国又は他の都府県と連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。

(2) 市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。

#### 3 防災関係機関等

町及び道と連絡先の共有を予め図るとともに、本部との役割分担や連絡員の派遣等の連絡調整体制など、必要な準備を整える。

## 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

本町の自主防災組織率は、平成26年1月現在25.7%となっており、今後も自主防災組織の設立、育成活動の充実を図っていく必要がある。

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、町、道及び防災関係機関が対策を講ずることは当然のことであるが、住民自らが「自分たちの地域は自分たちで守る」「自分のことは自分で守る」という自主防災意識は基本的なことである。

この考えに基づき、住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進するための対策は、本計画に定める。なお、その際、女性の参画の促進に努める。

### 第1 自主防災組織

町は、地域毎の自主防災組織の設立及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期活動や救出・救護活動をはじめ、災害時要援護者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

なお、町は、地域において自主防災組織の結成があるときは、指導及び支援を行う。

- (1) 要請による講習会等への職員派遣
- (2) 防災組織の結成及び育成に関する資料の提供
- (3) 防災訓練等の指導
- (4) 防災計画立案等の指導、助言
- (5) 防災知識普及に関する資料の提供

### 第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置等の育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

### 第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、予め組織内の役割分担を定める。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるため、住民が連帯感を持つことのできるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあつては、いくつかのブロックに分けることを検討する。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう、組織を編成する。

## 第4 自主防災組織の活動

### 1 平常時の活動

#### (1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

#### (2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。なお、訓練を計画する際には、地域の特性を考慮する。

##### ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

##### イ 消火訓練

火災の拡大、延焼を防ぐため、消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

##### ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

##### エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

##### オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討・実践するための図上訓練を実施する。

#### (3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては期日を定めて一斉に防災点検を行う。

#### (4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

### 2 非常時及び災害時の活動

#### (1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、予め次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域の住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱や流言飛語（根拠のない、いいかげんな噂、根も葉もないデマ）の防止にあたる。

#### (2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては火の始末等の出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器等を使い、初期消火に努めるようにする。

#### (3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

#### (4) 避難の実施

町長から避難指示や避難行動に時間を要する災害時要援護者（避難行動要支援者）などに対する高齢者等避難が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所等へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人、その他自力で避難することが困難な者に対しては、住民の協力のもとに避難させる。

#### (5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

### 第5 防災リーダーとの連携

自主防災組織の設置若しくはその活動において、防災知識や技術を身につけた指導的役割を果たす人材が必要不可欠であることから、町及び道は北海道地域防災マスター（※）等の防災リーダーとの緊密な連携、協力体制の確立を図る。

また、地域における自主防災活動の中心となる人材の養成に努める。

※ 北海道地域防災マスターとは、北海道が認定する地域における防災リーダーで、消防や町等で防災業務を経験してきた方が振興局毎に開催する研修を修了し、指導者としての心構えなどを身につけた上で認定される。なお、北海道地域防災マスターの活動はあくまでボランティアで行われるものである。

### 第6 推進方法

町内会等の代表者に対し、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとする。なお、一般的な自主防災の組織、活動内容等については基準等を定め指導する。

また、自主防災組織の育成及び活動の促進を図るため、町は組織整備に要する経費及び防災用資器材等の整備に要する経費等に対する助成制度等の確立を促進していくものとする。

## 第6節 避難体制整備計画

---

災害から住民の生命・身体を保護するための避難場所等の確保及び整備等については、本計画に定める。

### 第1 避難場所の確保及び標識の設置

1 町は、大規模火災、風水害、高潮、地震、津波等の災害から住民の安全を確保するために、避難時間の短縮や日常生活などを考慮した避難場所等及び避難路の指定及び整備を図るとともに、避難場所等や避難路に案内標識を設置するなど、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備する。

また、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得て避難路や避難階段の整備に努める。

2 避難場所等の整備にあたっては、災害時要援護者や観光客等の利用に十分配慮する。

3 避難場所等の選定要件は次のとおり。

- (1) 火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等の空間を充分確保できること。
- (2) がけ崩れや浸水などの危険のないこと。
- (3) 付近に危険物保管場所等が設置されていないこと

4 町は、津波から住民の安全を確保するため、地形・標高を考慮した避難場所等を指定・整備するとともに、施設管理者の協力を得て高層建物（津波避難ビル）などを津波避難場所として指定・整備することに努める。なお、指定・整備にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 津波避難場所は、予想される浸水の深さに対する安全性を考慮したものであること。
- (2) 津波の到達が予想される時間内における避難場所等への到達可能時間を考慮したものであること。

### 第2 避難所の確保及び管理

町は、災害による家屋の倒壊、焼失等によって住居を喪失した人を収容するための避難所を予め選定、確保し、整備を図る。

また、災害の規模や被害の状況により、町内の避難所に収容しきれない場合があることから、近隣市町村等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を図る。

なお、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等を予め決定しておくよう努める。

1 避難所の選定要件

- (1) 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。
- (2) 浸水等の被害のおそれがないこと。
- (3) 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- (4) 地割れ、がけ崩れ等が予想されない地盤地質地域であること。
- (5) 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。
- (6) その他被災者が生活する上で町が適当と認める場所であること。

2 避難所の管理

- (1) 避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。
- (2) 避難所の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。
- (3) 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

**第3 避難場所等の周知**

町は避難場所等の指定を行った際、住民及び学校や集会所等の施設管理者等に対し、次の事項の周知徹底を図る。

1 避難場所等の周知

- (1) 避難場所等の名称、所在地
- (2) 避難対象世帯の地区割り
- (3) 避難場所等への経路及び手段
- (4) 避難時の携行品等、注意すべき事項

2 避難のための知識の普及

- (1) 平常時における避難のための知識  
避難路、家族の集合場所や連絡方法（学校であれば、児童生徒の保護者への連絡方法）  
等
- (2) 避難時における知識  
安全の確保、移手段、携行品等
- (3) 避難後の心得  
集団生活、避難先の登録等

## 第4 町及び防災関係機関等の避難計画

町及び防災関係機関等は、住民、特に災害時要援護者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、予め避難計画を作成する。

また、避難行動に時間を要する災害時要援護者等に対して早い段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を含め、避難指示等について、河川管理者、気象庁等の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成や、避難場所等、避難路を予め指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

なお、これらの避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップを活用する。

また、気象警報や避難指示等を住民に周知することにより、迅速かつ的確な避難行動に結び付けるよう、その伝達内容等について予め検討する。

### 1 避難指示等の類型

町は、住民に対して避難準備を呼びかけ、要援護者等、特に避難行動に時間を要する人に対して避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を制度的に位置付けるとともに、高齢者等避難、避難指示の意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を求める。

	発令時の状況	住民に求める状況
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始</li> </ul>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が既に発生している状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示等の発令後で、住民は避難行動を直ちに実行するとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる</li> </ul>

### 2 町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、日頃から情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握及び共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

- (1) 避難指示等を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
  - ア 給水、給食措置
  - イ 毛布、寝具等の支給
  - ウ 衣料、生活必需物資の支給
  - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
  - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難場所等の管理に関する事項
  - ア 避難中の秩序保持
  - イ 住民の避難状況の把握
  - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
  - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
  - ア 防災行政無線等による周知
  - イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
  - ウ 緊急速報メールサービスによる周知
  - エ 避難誘導者による現地広報
  - オ 住民組織を通じた広報

### 3 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するよう努める。

- (1) 避難の場所
- (2) 避難経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

### 4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は被災者支援と災害対策の基本となるが、発災直後は避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じる

ことが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人データの取扱いに十分留意しながら、災害時用の住民台帳（データベース）等を作成し、避難状況を把握することも検討する。

### 第5 公共用地等の有効活用への配慮

町、道及び北海道財務局は相互に連携し、避難場所等や備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の有効利用に配慮する。

### 第6 避難誘導體制の整備

町は職員に対して「本編 第4章 第7節 災害時要援護者対策計画」、「本編 第5章 第5節 避難対策計画」に示す活動方法・内容等の習熟に努めるとともに、避難誘導體制の整備にあたって、次の事項を実施するよう努める。

#### 1 避難者の誘導體制の整備

(1) 避難誘導を必要とする場合は、担当課の統括のもと、消防団や自主防災組織等との連携を図り、組織的に避難誘導をできるよう整備する。

特に災害時要援護者（避難行動要支援者）や危険箇所付近の住民の安全な避難を優先する。

(2) 風水害の場合は、浸水や土砂災害発生のおそれがあるため、気象情報や巡視によって周辺状況を把握し、洪水ハザードマップ及び土砂災害危険箇所等の情報をもとに、浸水及び危険箇所を避け、道路の機能性や安全性に配慮した避難路を設定する。

特に、浸水や土砂災害の危険箇所のある地区においては、地区の避難場所等が利用できない場合も想定に加え、避難判断基準をもとに早期に避難指示等を発令し、避難を開始する。

(3) 避難実施にあたっては、原則として徒歩による避難とするが、目的の避難場所等までの距離が離れていたり、災害時要援護者（避難行動要支援者）の円滑な避難が求められる場合は、地区の避難場所等を一時集合場所に設定し、状況に応じて誘導員の配置や車両による移送等による集団避難等についても対策を講じる。

#### 2 自主避難体制の整備

町は、住民が豪雨等による災害の発生する危険性を感じたり、土砂災害などの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう、広報誌（紙）をはじめ、あらゆる機会を通じてその啓発に努める。

#### 3 避難情報の伝達方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう

## 第4章 災害予防計画

次の点に留意し、予め伝達系統や伝達体制を整備しておく。

また、住民は戸別受信機の電池交換等、町防災情報の受信環境の整備に努める。

- (1) 電話等を利用して伝達する。
- (2) 住民組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- (3) サイレン、消防信号をもって伝達する。
- (4) 広報車における呼びかけにより伝達する。
- (5) 防災行政無線により伝達する。
- (6) 緊急速報メールサービスにより伝達する。

### 4 災害時要援護者に対する避難誘導體制

災害時要援護者に対する避難誘導體制の整備については、次節の「本編 第4章 第7節 災害時要援護者対策計画」に準ずる。

### 5 避難路の安全確保

町は、避難場所等への避難路の安全を確保するため、次のことに留意する。

- (1) 避難場所等へ至る主な避難路となることが予想される道路について、避難にあたっての危険箇所の把握、十分な幅員の確保、延焼防止、がけ崩れ防止等の整備に努める。
- (2) 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。

## 第7節 災害時要援護者対策計画

災害発生時における災害時要援護者の安全の確保については、本計画に定める。

### 第1 町の対策

災害発生時には、高齢者（とりわけ独居高齢者）、障がい者、乳幼児、外国人、妊婦等いわゆる災害時要援護者が被害を受ける場合が多い。

このため、町及び社会福祉施設等の管理者は、「個別の災害時要援護者避難支援プラン」を作成するなど、避難支援に努めるとともに、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害時要援護者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努める。

#### 1 災害時要援護者支援体制の整備

防災担当班と福祉担当班との連携のもと、防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者、消防団、自主防災組織等と協力して、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。

#### 2 災害時要援護者の実態把握

##### (1) 避難行動要支援者名簿の作成

災害時要援護者のうち、自ら避難することが困難であって特に支援が必要となる避難行動要支援者について記載した避難行動要支援者名簿は、保健福祉センターで作成・管理する「標津町災害時要援護者台帳」をもって避難行動要支援者名簿とする。なお、紙媒体による焼失や流失への対策として、紙媒体のみならず電子媒体による名簿をシステムにて管理し、さらに複数の場所で保管できるようシステムの入った電子媒体名簿を複数用意するものとする。

##### (2) 避難行動要支援者名簿の利用

作成した避難行動要支援者名簿を避難等、災害応急対策に利用する場合、その内容は、詳細な個人情報を含むものであることから、本人が同意した避難支援者等関係者以外の者が閲覧することのないよう厳重に管理するとともに、要支援者から開示同意の得られた避難支援者等関係者への当該要支援者情報の提供に際しては、避難支援者等情報を共有する側の守秘義務を確保するものとする。

なお、避難行動要支援者名簿は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

##### (3) 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿の原本は保健福祉センターが保管し、住民生活課が全体を、避難支援等関係者（近隣住民、民生委員、消防団員、町内会役員等）が所管分をそれぞれ保管

する。

### (4) 避難行動要支援者名簿の更新

毎年、内容確認を行い、変更がある場合は更新を行うものとする。

但し、要支援者の死亡、住所変更が判明した場合及び避難支援等関係者を変更する必要がある場合は、その都度更新を行う。

### (5) 緊急連絡体制の整備、避難行動要支援者の把握

町は、地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。そのために必要となる避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、避難行動要支援者を把握するために、各課で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるとともに、民生委員をはじめとする各種相談員や福祉団体などからの情報収集を行う。

### (6) 避難体制の確立

町は、避難行動要支援者を含む災害時要援護者に対する避難誘導等の方法や避難支援者等を定めておく。

特に避難行動要支援者に対しては、災害発生時に可能な範囲で避難行動要支援者のもとに駆け付け、情報伝達や安否確認、避難誘導する役割を担う避難支援等関係者（地域住民、民生委員、消防団員、町内会役員、関係団体等）を地域の実態により年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を得て決めるよう努めるものとする。

但し、災害発生時において、避難行動要支援者本人にあっては、必ず地域の避難支援等関係者に助けてもらえると決め込んで待っているだけではいけない。また、避難支援等関係者は支援ができなかったとしても責任を伴うものではない。

### 3 在宅者対策

#### (1) 緊急通報システム等の整備

町は、一人暮らし高齢者及び重度の障がい者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高める。

#### (2) 防災地域の普及、啓蒙

町は、災害時要援護者及びその家族に対し、パンフレット等を配付するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

#### (3) 災害時の情報伝達と安否確認

町は、福祉関係者、消防団、町内会等と連携し、避難準備情報等を要援護者及び避難支援者に確実に伝える仕組みを構築する。

### 4 援助活動

町及び道は、災害時要援護者の早期発見等に努めるとともに、災害時要援護者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

#### (1) 災害時要援護者の確認・早期発見

町は、災害発生後、直ちに把握している災害時要援護者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

#### (2) 避難所への移送

町は、災害時要援護者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

また、避難所や福祉避難所（※）の指定にあたっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮する。

※ 福祉避難所とは、既存の建物を活用し、一般の避難所では生活に支障をきたす人のケアや、要援護者に配慮した設備等がある避難所。

#### (3) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、災害時要援護者の優先的入居に努める。

#### (4) 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

#### (5) 応援依頼

町は、救助活動の状況や災害時要援護者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

### 5 外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、住民登録等の様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所等や道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練、防災教育の実施

## 第2 社会福祉施設対策

### 1 防災設備等の整備

社会福祉施設の利用者は、寝たきり高齢者や心身障がい者（児）等、いわゆる「要援護者」であることから、施設そのものの災害に対する安全性を高めることが最も重要である。

また、電気、水道等の供給停止に備えて施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、暖房熱源、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧に必要な非常用自家発電機、冬期の非常用暖房器機、燃料等の整備を行う。

### 2 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は災害発生の予防や災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや照明の確保が困難であること等、悪条件が重なることから、これらの点を十分考慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

### 3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互間の連携協力関係の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連絡体制を整える。

### 4 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下でも適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に行うよう努める。この場合、職員の非常参集体制をあわせて整備する。

**第3 病院入院患者等対策**

病院、診療所等施設管理者は、入院中の寝たきり高齢者及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者について、看護詰所に隣接した病室や、できる限り低層階等の避難救出が容易な病室に収容するなど、特別な配慮をするよう努めなければならない。

## 第8節 情報収集・伝達体制整備計画

---

平常時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定める。

### 第1 町防災会議の構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、気象予警報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、予め町防災会議会長（町長）に報告する。
- 2 情報に関し、必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、防災計画〔資料編〕に掲載するよう努める。
- 3 防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供する。

また、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するための通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

### 第2 町、道及び防災関係機関

- 1 町、道及び防災関係機関は、災害時要援護者、災害によって孤立する危険のある地域の被災者等に対して、わかりやすく、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備を図る。
- 2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。

特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

### 第3 通信施設の整備の強化

町及び道は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、防災関係機関等は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が可能となるよう通信施設の整備強化を図る。

## 第9節 建築物災害予防計画

---

風水害、地震、火災等の災害からの建築物防ぎよについては、本計画に定める。

### 第1 予防対策

#### 1 町

建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において地域内の建築物の不燃化を図り、市街地における火災の危険の防除に努める。

#### 2 道

- (1) 町が市街地の不燃化を図るため、土地利用の動向を勘案し、町に対し、防火地域及び準防火地域の指定を積極的に行えるよう、情報提供を行う。
- (2) 町の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状から、木造建築物について延焼のおそれのある外壁等の不燃化の促進を図るとともに、建築技能者等の研修を実施し、技能の向上を図る。

### 第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度等を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

### 第3 文化財の災害予防

町は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害を防ぎよし、その被害を軽減することである。

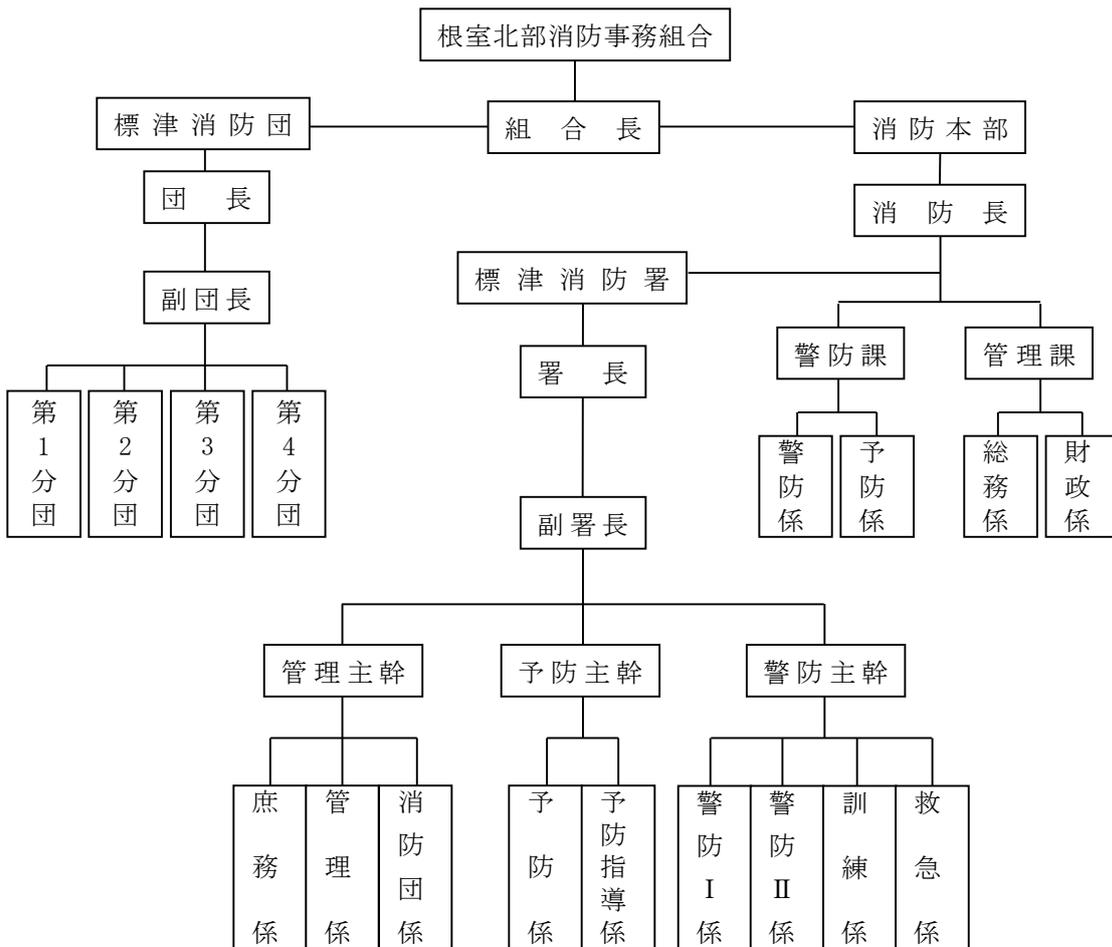
この計画は、暴風、異常乾燥、地震等による大規模な火災及び爆発が発生し、又は発生するおそれのある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するため、組織及び運営等を定めるものとする。

第1 組織計画

1 組織及び機構

平常時における消防行政にかかる事務分掌を円滑かつ迅速に行うために、根室北部消防事務組合消防本部及び消防署等の設置に関する条例、根室北部消防事務組合消防本部組織規則、根室北部消防事務組合消防団設置条例及び根室北部消防事務組合消防団規則の定めるところによる。消防組織は、次のとおりである。

<消防組織図（平成25年4月1日現在）>



第4章 災害予防計画

2 消防施設

現有消防施設は、次のとおりである。

<消防水利施設>

(平成25年4月1日現在)

地区	基準数			現有数			充足率 (%)
	消火栓	防火水槽	計	消火栓	防火水槽	計	
標津	31	32	63	30	30	60	95.2
茶志骨	7	1	8	7	1	8	100.0
伊茶仁	11	1	12	11	1	12	100.0
忠類	5	—	5	5	—	5	100.0
薫別	7	3	10	7	3	10	100.0
川北	10	13	23	9	13	22	95.6
古多糠	2	1	3	2	1	3	100.0
崎無異	—	1	1	—	1	1	100.0
浜古多糠	—	1	1	—	1	1	100.0
農家地区	—	10	10	—	10	10	100.0
計	73	63	136	71	61	132	97.0

<消防自動車等>

(平成25年4月1日現在)

種別 區別	消防ポンプ自動車					小型動力ポンプ積載	小型動力ポンプ積載	救急車	指揮車	積載車	連絡車	搬送車	除雪車	消防無線			防災無線		通信指令装置一式	
	ポンプ車	タンク車	水槽車	ハシゴ車	計									基地局	移動局	携帯局	有線遠隔装置	無線遠隔装置		
消防署	—	1	1	1	3	1	—	2	1	1	1	1	—	2	8	7	1	1	1	
消防団	第1分団 (標津)	1	1	—	—	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	—	—	—
	第2分団 (薫別)	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—
	第3分団 (川北)	1	1	1	—	3	—	1	—	—	—	—	—	—	—	4	1	—	—	—
	第4分団 (古多糠)	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—
計	2	3	2	1	8	5	3	2	1	1	1	1	1	2	※1 ※2	1 1	1	1	1	

※1 車両15 ※2 卓上1

<消防無線>

(平成25年4月1日現在)

地区	消防無線							備考
	消防波				救急波			
	基地局	固定局	陸車 上移動 局型	陸携 上移動 局型	基地局	陸車 上移動 局型	陸携 上移動 局型	
標津	2	—	10	8	—	—	—	
茶志骨	—	—	—	—	—	—	—	
伊茶仁	—	—	—	—	—	—	—	
忠類	—	—	—	—	—	—	—	
薫別	—	—	1	1	—	—	—	
古多糠	—	—	1	1	—	—	—	
川北	—	—	4	1	—	—	—	
その他	—	—	—	—	—	—	—	
計	2	—	16	11	—	—	—	

## 第2 災害予防計画

災害を未然に防止するため、予防査察や住民の自主的予防活動の充実を図るとともに防火思想の普及に努める。

### 1 予防査察

指定防火対象物、危険物、施設及び一般家庭の予防査察を計画的に実施するほか、高齢者世帯、重度障がい者等の焼死事故防止の徹底を目的とした防火査察、指導を効果的に実施し、火災等の未然防止を図る。

### 2 防火思想の普及啓発、活動の充実

#### (1) 火災予防運動

年2回の火災予防運動を実施し、町広報やパンフレット等による啓発、住民参加による防火指導を実施し、防火思想の普及に努める。

#### (2) 民間防火組織の育成

自衛消防組織、婦人防火クラブ、幼年消防クラブ等の育成を図り、これらの組織を通じて防火思想の普及に努める。

#### (3) 民間による防火活動の普及

町内会や事業所及び諸機関を通じて自主防火活動の推進を図る。

#### (4) 防火管理者の育成と防火体制の強化

防火管理者制度の完全実施を図り、講習会を開催し、防火管理者の知識向上と防火体制の強化を図る。

### 第3 警防計画

#### 1 災害予警報

関係機関の通報により必要な場合、災害予警報を発表しサイレンの吹鳴、広報宣伝等を通じて周知を図るとともに、根室北部消防事務組合消防計画に基づき、警防体制を速やかに確立する。

#### 2 消防職員及び消防団員の召集

災害の規模に応じ、消防職員及び消防団員を召集して、消防隊を編成し、消防力の強化を図る。また、火災時の出動区分は、根室北部消防事務組合火災出動規程に基づき、第1出動から第3出動までの区分により出動するものとする。

種類		釦番号	吹鳴モード	回数
近火		1		10
サイレン名称 表示イメージ	近火			
集合		2		1
サイレン名称 表示イメージ	集合			
津波		3		4
サイレン名称 表示イメージ	津波			
大津波		4		6
サイレン名称 表示イメージ	大津波			
試験		5		1
サイレン名称 表示イメージ	試験			

#### 3 救助及び救急活動

災害事故時による要救助者の救助及び傷病者の応急処置を施し、速やかに医療機関に搬入するため、根室北部消防事務組合救急業務実施規程の定めるところにより行う。

#### 4 避難誘導

住民及び罹災者等の避難誘導は、根室北部消防事務組合消防計画によるものとする

### 第4 広域消防応援体制

消防力の効率的運用を図り、災害の拡大を防止するため、根室北部消防事務組合の応援協定に基づき、相互間の連携を密にし、防災活動を行う。

また、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や「本編 第5章 第30節 広域応援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、道及び国へ応援を要請する。

### 第5 教育訓練

消防の任務は、その施設及び人員を活用し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害を防除し、その被害を軽減することにある。

このため、消防職員、消防団員に対し、資質向上、体力の練成と第一線防災活動の強化充実を図るため、根室北部消防事務組合消防計画に基づき、計画的に教育訓練を実施する。

### 第6 消防体制の整備

#### 1 消防計画の充実

根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署は、消防の任務を遂行するため、町防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう、根室北部消防事務組合消防計画の一層の充実を図る。なお、火災予防については次の事項に重点を置いた計画の充実を図る。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

#### 2 火災防ぎょ対策

根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署の作成する消防計画の内容は、火災予防及び火災防ぎょを中核とした消防の業務計画とし、さらに火災以外の災害の防ぎょ又は発生による被害を軽減するための事項を具備し、各種災害の対応に万全を期す。

#### 3 消防の対応力の強化

根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、北海道消防広域化推進計画を踏まえながら、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化を推進する。

### 第7 消防力の整備

根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針（総務省消防庁）を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材の整備の推進に努める。

また、町と連携して、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

### 第8 消防計画

被害軽減に寄与するための必要な事項については、別に定める「根室北部消防事務組合消防計画」による。

## 第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な活動については、本計画に定める。その他、必要な水防対策については、「標津町水防計画」によるものとする。

### 第1 予防対策

町は、次のとおり、水害予防対策を実施する。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、「本編 第4章 第14節 融雪災害予防計画」による。

#### 1 基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど、河川の管理に万全を期する。

#### 2 予防対策

(1) 気象等警報、注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するために、関係事業者の協力を得ながら、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールサービスを含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

(2) 浸水想定区域の指定のあったときは、次の事項を定める。

ア 当該浸水想定区域毎の洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

イ 要配慮者利用施設の名称及び所在地

(3) 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある災害時要援護者が利用する施設については、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

(4) 町長は、洪水予報等の伝達方法、避難場所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水時の円滑かつ迅速な避難を必要とする災害時要援護者が利用する施設の名称及び所在地について、住民に周知させるための必要な措置を講じる。

### 第2 水防計画

水防に関する計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき作成した「標津町水防計画」及び標津川標津地区水害対応タイムラインによるものとする。

[資料編] 3 水防区域等（道管理河川の重要水防区域、町の定める水防区域及び最重要水防警戒区域、市街地における低地帯の浸水等危険区域）、浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧。

[資料編] 19 標津川標津地区水害対応タイムライン。

## 第12節 風害予防計画

---

風による公共施設、農用地、農作物の災害を予防するための対策については、本計画に定める。

### 第1 予防対策

- 1 台風や温帯低気圧による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じる。
- 2 学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。  
また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。
  - (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
  - (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等を行う。
  - (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
  - (4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。

### 第2 竜巻予防の啓発・普及

住民に対し、竜巻等突風のメカニズムや遭遇した場合の身の守り方等についての啓発・普及を行う。

## 第13節 雪害予防計画

---

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、本節で「雪害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、防災関係機関の相互の連携のもとに、本計画に定めるところにより実施する。

### 第1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 積雪における消防体制を確立すること。
- 4 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

### 第2 予防対策

#### 1 除雪路線実施区分

特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により分担して除雪を実施する。

- (1) 国道路線の除雪は、釧路開発建設部が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、釧路総合振興局釧路建設管理部が行う。
- (3) 町道路線の除雪は、町が行う。

#### 2 町道の交通確保

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分に考慮し、町の除（排）雪計画に基づいて、主要幹線より順次、除排雪を実施するものとする。

##### (1) 路線の緊急順位

- ア 1級路線：市街地道路、郡部主要幹線道路、バス路線
- イ 2級路線：郡部幹線道路
- ウ その他路線：郡部主要道路、連絡道路

## 第4章 災害予防計画

### (2) 除雪機械の数量等

町及び民間委託の除雪機械数は表のとおりである。

除雪機械及び通信施設の整備点検を定期的実施するものとする。

#### <除雪機械の種類及び数量>

(平成25年4月1日現在)

所有者	種別	タイヤ ショベル	グレー ダー	ダンプ カー	除雪専 用車	ロータ リー	小型除 雪機	ブルドー ザー	小計	合計
町		1	1	1		4			7	27
借上業者		9		5	4	2			20	

### (3) 除雪状況

町道延長 346.7km (平成30年1月1日現在)

除雪延長 200.6km (平成30年1月1日現在)

### 3 除雪作業の基準

町道の除雪は、年度毎に定める除(排)雪計画に基づくほか、次の要領で実施する。

(1) 除雪業務の出動は、新たな降雪が13cm以上あった場合又は風雪により道路が塞がり交通に支障がある場合とし、午前9時頃までに全路線の作業を終了するように努めること。

但し、吹雪等で視界が悪い時は、この限りでない。

(2) 豪雪時の除雪については、1級路線を優先して行う。

### 4 除雪実施目標

除雪対策の目標は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、次のとおり設定する。

#### (1) 第1次目標

期間 10月

目標 除雪機械車両等の整備点検及び防雪施設、スノーポール等の設置

#### (2) 第2次目標

期間 11月から3月まで

目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

### 5 排雪作業

(1) 道路管理者は、歩道を有する幹線道路の歩行者の安全、一般車両交通が著しく支障を来たしている場合に排雪作業を実施する。

(2) 排雪作業に伴う雪処理については、雪捨場へ搬入によるものとし、特に次の事項に留意する。

ア 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定することとし、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮する。

イ 河川敷地等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、水があふれたりしないよう十分配慮する。

6 警戒体制

(1) 町は、気象官署の発する予報・警報及び現地情報等を勘案し、必要と認める場合は、「暴風雪対応本部」を設置する。

なお、本部の設置運営にあたっては、標津町暴風雪災害対応本部設置規約、標津町暴風雪災害対応本部設置・運営マニュアルに基づく。

[資料編] 4 標津町暴風雪災害対応本部設置規約、標津町暴風雪災害対応本部設置・運営マニュアル
-------------------------------------------------

(2) 町は、雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を事前に検討する。

**第3 積雪時における消防対策**

積雪時における消防体制の確保は、標津町暴風雪災害対応本部設置規約に定めるところに準じる。

**第4 通信施設の雪害対策**

通信施設の雪害防止については、迅速な電話回線障害の復旧を図るため、株式会社NTT東日本-北海道釧路支店が施設の改善、応急対策を行うものとする。

**第5 電力施設の雪害対策**

電力施設の雪害防止のため、北海道電力株式会社中標津営業所ほくでん標津サービス店は、関係事業所と連絡をとり、冠雪、着氷雪対策を確立、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

**第6 孤立予想地域及び医療助産対策**

異常降雪時における孤立予想地域の食料及び燃料等の供給、医療・助産、応急教育等について対策を講じる。

また、雪害の発生により孤立地域が発生したときは、町は関係機関と協力して、速やかに救援の措置を講じる。

**第7 なだれ防止対策**

関係機関は、それぞれの所轄道路の保全及び交通安全を確保するため、なだれ発生予想箇所には防止柵を設置し、また、標示板等により住民への周知を図るものとする。

**第8 雪捨場**

雪捨場の設置については、交通障害及び溢水（いっすい。水があふれる）災害等の発生予防に十分配慮して指定するものとする。

## 第9 雪害への予防と啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な行動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

そのため、町は住民に対し、降雪・積雪時の適切な行動について、啓発・普及を行い、住民に対して周知を図るとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

また、道内では暴風雪による被害が発生しており、町内においても視界不良による運転の危険や吹きだまりによる車両の立ち往生が想定されるため、被害防止に向けた普及・啓発を行う。

なお、町内を訪れる観光客に対しても、必要に応じて被害防止に向けた啓発を行うよう努める。

### 1 住民への啓発・普及事項

- (1) なだれ危険箇所
- (2) 雪害に関する警報・注意報等に対する知識
- (3) 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
- (4) 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
- (5) 雪下ろしの際の転落防止

### 2 暴風雪等による被害防止にむけた注意事項

- (1) 気象情報に注意し、暴風雪が予想される場合は、外出を避ける。
- (2) 止むを得ず車等で外出する場合は、次の点に注意する。

ア 車が立ち往生する可能性もあるため、防寒着、カイロ、長靴、手袋、スコップ、けん引ロープ、携帯電話充電器等を車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認した上で携帯電話を持って外出する。

イ 地吹雪などにより、運転をされていて危険を感じたら、無理せず、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、公共施設等、駐車可能な屋内施設に退避し、天気の回復を待つ。

ウ 避難できる場所や救助を求められる人家がない場合は、消防、警察、町役場、道路管理者のいずれかに連絡するとともに、車のマフラーが雪に埋まらないよう定期的に除雪し、窓を少し開けて換気を行うなどして、車中での救助に備える。

## 第10 地域ぐるみによる除排雪の実施

降雪、積雪は、住民の日常生活や産業活動に大きな影響を及ぼすため、地域ぐるみで克服していく必要があり、住民、事業所等が協力し、自主的に防災体制を整備し、地域の除排雪に積極的に取り組むことが重要である。

このため、「自らの地域は、自らの力で除排雪する」という住民意識の高揚と地域による除排雪体制づくりを促進し、地域の実情に応じた地域ぐるみによる除排雪活動を積極的に推進し、地域の生活道路の確保を図る。

## 第14節 融雪災害予防計画

---

融雪による河川の出水災害（以下、本節で「融雪災害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、「標津町水防計画」に定めるもののほか、本計画に定めるところにより実施する。

### 第1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、所要の措置を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河川周辺の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- 7 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

### 第2 予防対策

#### 1 気象情報の把握と伝達

町は、融雪期においては釧路地方気象台又は地域を熟知した気象予報士と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとし、発生のおそれがあると判断した場合は、関係機関に通知するとともに、地域住民に周知するものとする。

#### 2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及びなだれ、地すべり、がけ崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずる。

- (1) 町（建設水道班、住民生活班、保健福祉班）及び消防署は、住民等の協力を得て、既存の被害箇所その他水害警戒区域を中心に巡視警戒を行う。
- (2) 町（建設水道班、住民生活班、保健福祉班）は、関係機関と連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。

- (3) 町（建設水道班、住民生活班、保健福祉班）は、最重要水防警戒区域である標津川水系が出水により、決壊・氾濫等の被害が予測される場合に、サーモン科学館に対策本部を設置し、巡視警戒を行う。
- (4) 町（建設水道班、住民生活班、保健福祉班）及び河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努める。  
あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰（水深・流量の調節のため、川の途中や流出口などに設けて流水をせき止める構造物）、水門等、河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図る。
- (5) 町は、道路側溝、排水溝等の流下能力を確保するため、住民の協力を得て、側溝内の障害物除去を行うものとする。
- (6) 町は、被災地における避難場所を住民に十分周知とともに、避難について収容施設の管理者と協議しておく。
- (7) 水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図る。

### 3 道路の除雪

道路管理者は、なだれ、積雪、融雪等による滞留水により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

### 4 水防資器材の整備点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効果的に行うため、融雪出水前に現有水防資器材の整備点検を行い、関係機関及び資機材調達業者と十分打合せを行い、資機材の確保と効率的な活用に努めるものとする。

### 5 水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう広報誌等を活用して、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

### 6 なだれ等の対策

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所については、随時、パトロールを実施するとともに、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずる。

## 第15節 高波・高潮災害予防計画

---

高波・高潮による災害の予防対策については、次のとおりである。

### 第1 現況

本町内の高波・高潮による浸水危険区域は、資料編に掲載する。

[資料編] 5 高波・高潮、津波等危険区域
-----------------------

### 第2 町の体制

町は、次のとおり予防対策を実施する。

- 1 高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールサービスを含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波、高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- 2 住民に対し、高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

※ 水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した海岸についての水防警報の伝達は、「本編 第3章 第2節 気象業務に関する計画 第2の2」の系統により行う。

## 第16節 土砂災害予防計画

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づく土砂災害（地すべり、がけ崩れ、土石流等）の予防対策については、本計画に定める。なお、本計画は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域（以下「危険区域」という。）における対策を包含するものとする。

### 第1 現況

#### 1 重要水防区域

町内の重要水防区域は、資料編に掲載する。

[資料編] 3 水防区域等（計画道管理河川の重要水防区域、町の定める水防区域及び最重要水防警戒区域、市街地における低地帯の浸水等危険区域）

#### 2 土石流、地すべり、がけ崩れ等予想区域

町内の土砂災害危険箇所は、資料編に掲載する。なお、平成26年1月現在、土砂災害防止法による地すべり危険区箇所、急傾斜地崩壊危険箇所は町内に存在しない。

[資料編] 6 土砂災害危険箇所

#### 3 施設整備計画

- (1) 災害の発生を未然に防止するために、重要警戒区域等の施設管理者及び消防法第8条に規定する防火管理者は、それぞれにおいて整備計画及び消防計画を策定するものとする。
- (2) 消防施設の整備計画は、根室北部消防事務組合消防計画に定めるところによる。

#### 4 予想される災害

本町では、連続的降雨又は集中豪雨等に伴い土石流の発生が予想される。

なお、土砂災害防止法において、「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（比高5m以上、傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。）若しくは地すべり（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。）又は、河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。）を発生原因として住民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

## 第2 予防対策

### 1 災害の予防対策

#### (1) 造成地の災害防止対策

造成地に発生する災害の防止は、宅地造成等規制法、建築基準法において、それぞれの規定に基づき、宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を積極的に実施する。また法規制前の宅地造成に対しての住民の安全を確保するため、関係各課と密接な連絡をとり、造成地の災害防止に万全を期すものとする。

#### (2) 警戒避難体制の整備

町防災計画に基づき、避難場所等、避難路、警戒避難体制に関する事項を実施する。

#### (3) 土砂災害に対する防災意識の高揚

住民組織等と連携を取りながら、土砂災害に対する認識や防災意識を高めていくとともに、危険区域の住民に対しては、斜面や河川等の異常の報告や住民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）の周知・啓発を図るため、印刷物の配布、その他の必要な措置を講じる。

#### (4) 土石流の予防

町及び防災関係機関は、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業を計画的に行うよう努めるとともに、定期的に点検する。

### 2 組織及び所掌事務

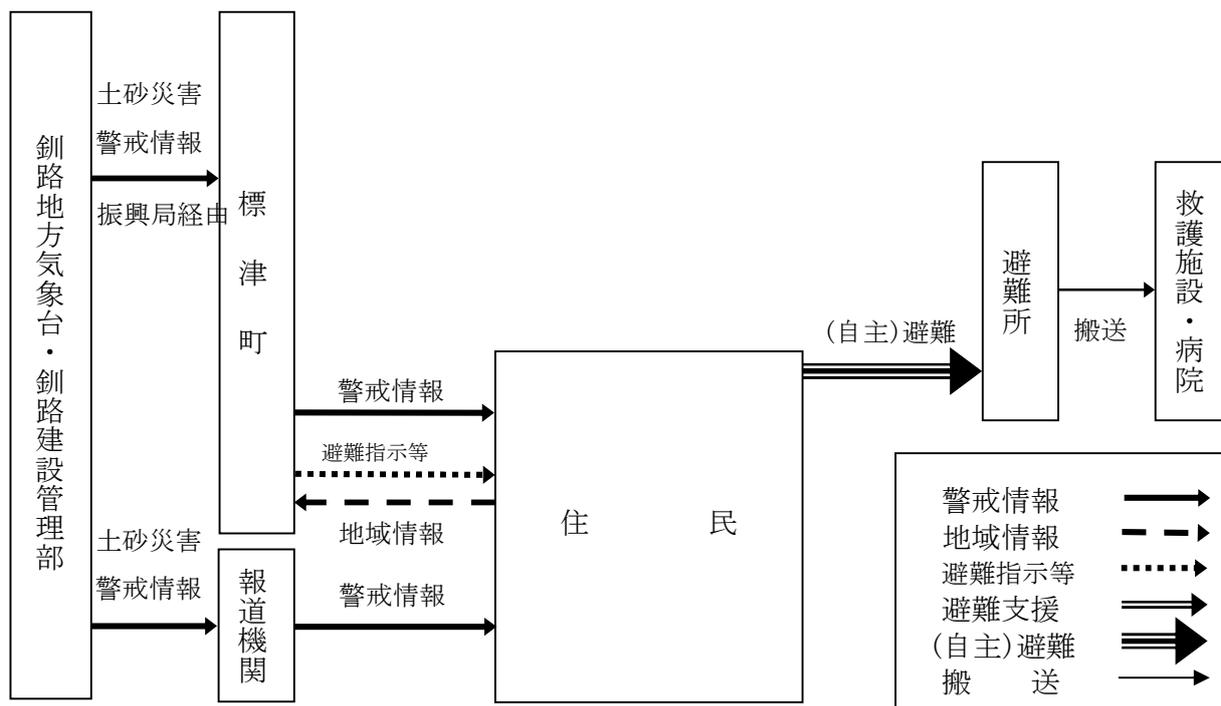
「本編 第3章 第1節 組織計画」により、各班が緊密な連携のもとに、警戒区域の総合的応急対策を行うものとする。

### 3 情報の収集及び伝達

警戒区域の状況等の応急対策に必要な情報の収集及び伝達は「本編 第3章 第2節 気象業務に関する計画」及び「本編 第5章 第3節 災害広報計画」の定めるところにより、迅速、確実に行うものとする。

なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊等については発表対象ではないことに留意する。

<土砂災害警戒区域における情報収集及び伝達・避難体制の体系>



4 警戒区域の情報連絡員

警戒区域の異常現象及び災害状況を迅速に把握するための情報連絡員については、「本編 第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」の地域情報連絡員があたるものとする。

5 危険地区の巡視及び警戒

町長は本部員に降雨気象警報発表中又は必要に応じて当該危険地区を巡視することを命じ、次の事項を報告させるものとする。

- (1) 溪流内の水量変化、急激な濁り、異臭・異音の有無。

6 避難及び救助

町長は当該地域に流砂土の危険があると認めたときは、「本編 第5章 第6節 救助救出計画」の定めるところにより、当該地域住民に警告し、避難のための立退きを指示し、この旨を速やかに関係機関に通知することとする。

## 第17節 積雪・寒冷対策計画

---

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所等、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

そのため、積雪・寒冷期における災害の軽減に向け、町、道及び防災関係機関における積雪・寒冷対策は、本計画に定める。

### 第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町、道及び防災関係機関は「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

### 第2 避難救出措置等

#### 1 町

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

#### 2 道

- (1) 災害の発生により応急対策を実施する場合は、町と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずる。
- (2) 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

#### 3 中標津警察署

- (1) 災害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、町長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、町長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。
- (2) 災害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

### 第3 道路交通の確保

#### 1 交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道及び北海道開発局の道路管理者は除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

##### (1) 除雪体制の強化

ア 町は、一般国道及び道道と整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。

イ 町は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等、自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

##### (2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 町は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 町は、風雪等による交通障害を予防するため、防雪柵の整備を促進する。

##### (3) 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

### 第4 雪に強いまちづくりの推進

#### 1 家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等による屋根雪荷重適用の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

#### 2 積雪期における避難場所等、避難路の確保

町、道及び防災関係機関は、積雪期における避難場所等、避難路の確保に努める。

#### 3 克雪方針の策定

町、及び防災関係機関は、暴風雪時の住民の安全に資する方針を策定することに努める。

## 第5 寒冷対策の推進

### 1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

### 2 避難場所等対策

町は、避難場所等における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（毛布、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄と協定による確保に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借上げ等、多様な避難場所等の確保に努める。

### 3 避難所の運営

町は、避難の長期化、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮する。

### 4 住宅対策

町及び道は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空や家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期化した場合の対策を検討する。

## 第18節 複合災害に関する計画

---

町、道及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するための対策は、本計画に定める。

### 第1 予防対策

- 1 町、道及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。
- 2 町、道及び防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。（「本編 第4章 第2節 防災訓練計画 第6 複合災害に対応した訓練の実施」の再掲）
- 3 町、及び道及び防災関係機関は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

## 第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画であり、基本法に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図る。

### 第1節 災害情報収集・伝達計画

災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画に定める。

#### 第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下、本節で「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報通信施設及び伝達手段を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

##### 1 町の被害状況の収集及び伝達

町長は、被害状況を収集して、状況を関係機関に伝達するものとする。

###### (1) 災害情報等の報告及び伝達責任者

災害情報等の報告及び伝達責任者は、住民生活課長とする。

###### (2) 地域情報連絡員

町長は、災害情報を収集及び伝達するため、各地域に「情報連絡員」を定める。情報連絡員は、町内会の会長をもってあてる。

###### (3) 収集する主な情報は次のとおりとする。

ア 災害の発生日時、場所、区域、発生の原因、進行状況

イ 降雨、降雪、河川の水位、吹き溜まりや視程の状況

ウ 住民の生命、財産、避難状況

エ 電気、水道、通信等の被害状況

オ 人畜、建物、農地、山林、河川、道路の被害状況

カ 食料、その他緊急に補給すべき物資及び数量

###### (4) 道への連絡

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を根室振興局に報告する。

##### 2 被害状況の調査

## 第5章 災害応急対策計画

- (1) 被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査は、関係各班があたる。その分掌は「本編 第3章 第1節 組織計画 第1表 災害対策本部における班編成及び所掌事務」のとおりである。
- (2) 町長は、地域の被害状況を調査するため、その補助者として各地域の地域情報連絡員をあてる。
- (3) 各班が調査した被害状況等は、住民生活班で集計する。

### 3 災害等の内容及び通報の時期

#### (1) 災害対策本部設置

- ア 本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。
- イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該本部に連絡要員を派遣する。

#### (2) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により根室振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに。
- イ 本部等の設置・・・・・・・・・・・・本部等を設置した時直ちに。
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時。
- エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき。

#### (3) 町の通報

- ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道（根室振興局経由）及び国（消防庁経由）に報告する。
- イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道（根室振興局経由）及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第2 被害状況等の報告

災害情報及び被害状況の報告は、北海道が定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、町長が根室振興局長に報告するものとする。

但し、町長は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接、消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

[火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先]

<被害状況等の報告 [道・根室振興局報告先] >

回線	区分	北海道総務部 危機対策局危機対策課		北海道根室振興局 地域政策部地域政策課
		NTT 回線	日中	011-204-5008 011-231-4314 (FAX)
夜間	011-231-4111 内線 22-586 011-231-4314 (FAX)			
北海道総合行政情報 ネットワーク (道防災無線)	日中	4-6-210-22-569 4-6-210-22-599 (FAX)	4-6-810-2191 4-6-810-2192 4-6-81-23-6182 (FAX)	
	夜間	4-6-210-22-586 4-6-210-22-599 (FAX)		

<被害状況等の報告 [消防庁報告先 (通常時)] >

時間帯	平日 (9:30~18:15)	平日 (左記時間帯以外)・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	電話	03-5353-7527
	FAX	03-5353-7537
地域衛星通信ネットワーク (注1)	電話	6-048-500-90-49013
	FAX	6-048-500-90-49033

(注1) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク。

第5章 災害応急対策計画

<被害状況等の報告 [消防庁報告先 (消防庁災害対策本部設置時)] >

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク (注1)	電話	6-048-500-90-49175
	FAX	6-048-500-90-49036

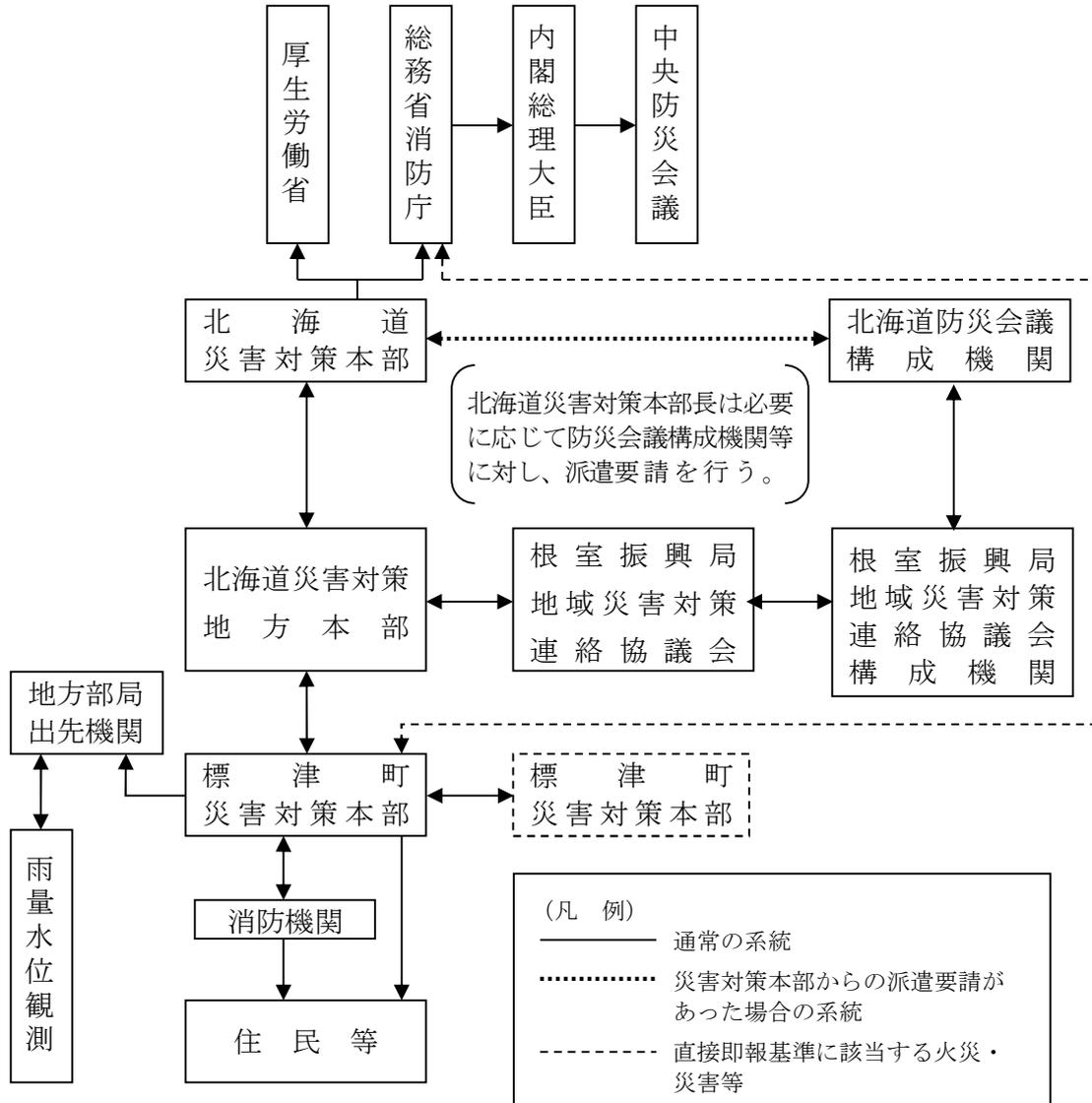
<消防庁への直接即報基準>

区分		直接即報基準
火災等即報	交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 航空機火災</li> <li>イ トンネル内車両火災</li> </ul> </li> </ul>
	危険物等に係る事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死者 (交通事故によるものを除く。) または、行方不明者が発生したもの</li> <li>・ 負傷者が5名以上発生したもの</li> <li>・ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの</li> <li>・ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 河川への危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの</li> <li>イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等</li> </ul> </li> <li>・ 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの</li> </ul>
救急・救助事故即報		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 列車、航空機の衝突等による救急・救助事故</li> <li>イ バスの転落等による救急・救助事故</li> <li>ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故</li> <li>エ 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故</li> <li>オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの</li> </ul> </li> </ul>
武力攻撃即報		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</li> <li>・ 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</li> </ul>
災害速報		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害の有無を問わず、町の区域内で震度5強以上を記録したもの</li> </ul>

第3 災害証明書の発行

町長は住民からの申請に基づいて被害状況を調査、確認の上、様式第1号により「災害証明書」を発行するものとする。

<災害情報等連絡系統図>



[資料編] 7 災害情報等報告取扱要領

## 第2節 災害通信計画

災害応急対策等の実施のため、必要な災害発生時の通信については、本計画に定める。

### 第1 通信手段の確保

#### 1 災害時の通信連絡

災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、有線電話（加入電話）、ファクシミリ又は無線通信により速やかに行う。

#### 2 通信の統制

地震災害等広域災害発生時においては、有線電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の所有者又は管理者は必要に応じ、適切な通信統制を実施する。

#### 3 通信施設の応急対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は速やかに施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じ、通信を確保する。また、通信施設の所有者又は管理者は相互の連携を密にし、必要に応じ相互協力を行う。

### 第2 普通電話による通信

#### 1 災害時優先電話

一般電話回線が輻輳に伴い発信規制がなされても、防災機関、公共機関としての使命を確保するため発信規制されず、優先的に発信が確保される局線。

役場における災害時優先電話の指定回線
① 82-2135    ② 82-2170

#### 2 非常（緊急）通話

災害時において、非常通話、緊急通話の通話申込みをする場合、契約約款の規定によりN T Tの承認を得た加入電話を使用するものとする。

この場合、申込みの冒頭にその旨を告げなければならない。

標津町役場の非常（緊急）通話用加入電話番号
① 82-2135    ② 82-2170

## 第5章 災害応急対策計画

### 3 特設公衆電話設置機関

標津町内で発信専用の特設公衆電話の設置してある機関は、次のとおりである。

機関名	設置場所	電話番号
標津消防署	標津町南1条西6丁目2番1号	0153-82-2329
川北生涯学習センター	標津町字川北基線12番地	0153-85-2243
東茶志骨会館	標津町字茶志骨451番地2	0153-82-1029
茶志骨コミュニティーセンター	標津町字茶志骨804番地9	0153-82-2821
民宿万月堂	標津町字崎無異180番地	0153-84-2818
標津町生涯学習センター	標津町南1条西5丁目5番3号	0153-82-3394 0153-82-3396
標津町保健福祉センター	標津町北1条西5丁目6番1-2号	0153-82-3439 0153-82-3448
忠類地区避難所	標津町字忠類70番地5	0153-84-2984
古多糠コミュニティーセンター	標津町字古多糠299番地1236	0153-84-2188

### 4 衛星電話

電話網の寸断に備え、衛星電話を設置してある機関は次のとおりである

機関名	設置場所	電話番号
民宿万月堂	標津町字崎無異180番地	090-3397-2303

## 第3 電話、電報以外による通信

電話、電報による通信以外の通信として災害緊急に利用できる通信施設は次のとおりである。

通信施設名	所轄機関名	通信範囲
北海道防災行政無線	標津町	北海道の本庁、振興局、出先機関並びに市町村を經て行う。
警察無線	中標津警察署	北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を經て行う。
標津町防災行政無線	標津町	標津町区域内
消防無線	根室北部消防事務組合	標津町区域内及び別海・中標津・羅臼消防署を經て行う。
水防道路無線	釧路開発建設部 中標津道路事務所	北海道開発局の本局、開発建設部、事業所等を經て行う。
北海道電力 業務無線電話	北海道電力(株) 中標津営業所	北海道電力(株)本・支店、支社、営業所等を經て行う。
農業協同組合 FAX		

## 第4 その他通信施設の運用

災害の状況や必要に応じて、タクシー無線局等に協力を依頼する。



### 第3節 災害広報計画

災害時には、被災地住民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにする必要がある。

災害時における報道機関、関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報計画は本計画の定めるところによる。

#### 第1 町の広報

##### 1 災害情報及び記録写真等の収集方法

災害情報等の収集については「本編 本章 第1節 災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の収集方法によるものとする。

- (1) 担当班派遣による災害現場の取材と写真撮影
- (2) 報道機関その他関係機関との連携による情報収集と写真及び記事の収集
- (3) 災害の状況に応じて各班による情報収集と写真撮影
- (4) 町有施設の被害状況の集約及び記録写真等は努めて当該主管課で行う

##### 2 災害情報等の発表及び広報の方法

###### (1) 報道機関に対する発表の方法

ア 収集した被害状況、災害情報等は、住民生活班で集約し、本部役員会議に諮り、企画政策班が発表する。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各報道機関に対して、情報資料を提供して、災害情報の迅速な周知を図るものとする。

広報主管部	広報責任者	伝達方法	広報事項
企画政策班	集約責任者 住民生活班長 発表責任者 企画政策班長	口頭発表 文章発表 問い合わせ回答	1 被害調査及び発表の时限 2 被害発生の日時、場所、種類 3 被害状況・応急、復旧対策の状況 4 住民に対する注意、協力、指示事項

###### (2) 住民に対する広報の方法、内容

ア 住民及び被災者に対する広報活動は、災害の推移を見ながら、次の方法によるものとする。

広報主管部	広報責任者	伝達方法	伝達広報事項
住民生活班	住民生活班長	広報車運用 地震情報の発行 町内会組織伝達 報道媒体の利用 防災行政無線 問い合わせ回答 インターネット その他あらゆる方法にて対応。	1 被害の状況 2 避難指示と避難場所及び収容施設 3 交通機関、道路の状況 4 電気、水道の復旧状況 5 給水、給食の状況 6 応急対策、復旧対策の状況 7 注意、協力、指示事項 8 災害相談に関すること 9 その他住民生活に必要な事項

イ 高齢者、重度障がい者等の災害時要援護者への伝達に十分配慮する。

ウ 災害現場における住民懇談会等によって、住民並びに被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。

(3) 関係機関に対する広報

住民生活班は防災関係機関等に対して、災害情報を提供し、災害実態の周知に努める。

(4) 本部員に対する広報

住民生活班は各班長を通じ本部員に災害及び被害状況の推移を周知し、各班に対し措置すべき事項等を指示連絡するものとする。

3 広聴活動（被災者相談所の開設）

保健福祉班は、災害の状況により必要と認めたときは、本部の指示により、被災者のための相談窓口を開設し、被災者家族等の住民等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、住民からの災害に関する要望事項を関係する班及び防災関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理に努める。

## 第2 防災関係機関の広報

防災関係機関は相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、水道、ガス、通信等）は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を住民に広報するとともに、道（道災害対策（連絡）本部）に対して情報の提供を行う。

## 第4節 応急措置実施計画

---

災害時において、町長等が実施する応急措置については、この計画に定めるところによる。

### 第1 実施責任

法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおり。

- 1 知事
- 2 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等
- 3 警察官及び海上保安官
- 4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 5 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長
- 6 消防機関、水防団の長及びその他法令の規定に基づきその責任を有するもの

### 第2 従事命令等の実施

基本法の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合、別表第1号様式から別表第5号様式に定める公用令書等を交付して行うものとする。

この場合、施設及び土地、家屋、若しくは、物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等に定める防災立入検査票を携帯しなければならない。

※別表第1号様式から第5号様式：「[資料編] 資料8 公用令書等」を参照

### 第3 町等の実施する応急措置

- 1 警戒区域の設置
  - (1) 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
  - (2) 警察官又は海上保安官は、町長（町長の委任を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。
  - (3) 災害派遣を命じられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。
  - (4) 町長は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

- (5) 町長は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。
- (6) 知事は、災害が発生した場合、当該災害により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。

## 2 他人の土地、物件等の一時使用等

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他工作物（以下、本節で「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下、本節で「物件」という。）を使用し、若しくは収用する。この場合において、基本法施行令（昭和37年政令第288号）及び基本法の規定に基づき、次の措置をとる。

### (1) 応急公用負担に係る手続

町長は、工作物又は物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件の占有者、所有者その他当該工作物又は物件について権原を有する者（以下、本節で「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知する。

この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、標津町公告式条例（昭和25年9月1日条例第14号）を準用して、その通知事項を庁舎前の掲示場に掲示する等の措置をとる。

- ア 名称又は種類
- イ 形状及び数量
- ウ 所在した場所
- エ 処分の期間又は期日
- オ その他必要な事項

### (2) 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償する。

## 3 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下、本節で「工作物等」という。）の除去、その他必要な措置をとる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。

- (1) 町長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示する。
- (2) 町長は、保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する。

## 第5章 災害応急対策計画

- (3) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定を準用する。
- (4) 公示の日から起算して6月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

### 4 他の市町村長等に対する応援の要求

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。
- (2) 町長は、他の市町村長等から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を拒むことはできない。
- (3) 応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮のもとに行動する。

### 5 知事に対する応援の要求等

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援又は応急措置の実施を要請する。

### 6 北海道開発局に対する応援の要求等

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」に基づき、北海道開発局長に対し応援又は応急措置の実施を要請する。

### 7 住民等に対する緊急従事指示等

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
- (2) 水防管理者及び消防職員の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させる。
- (3) 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。
- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。
- (5) 町長は、(1) から (4) までにより、本町の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

#### 第4 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、「本編 第5章 第35節 災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

[資料編] 8 公用令書等
---------------

## 第5節 避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置は、本計画に定める。

### 第1 避難実施責任及び措置内容

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震、津波等の災害による人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等は、次により避難指示等を行う。

#### 1 町長

災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し避難のための立退きを指示するとともに立退先を指示する。

この場合、次の事項を直ちに振興局長に報告するものとし、避難の必要が無くなったときも、その旨を公表し、振興局長に報告するものとする。次の2・3についても同じ。（基本法第60条）

報告事項	発令者名・発令日時・発令の理由・避難先・避難対象区域
------	----------------------------

#### 2 警察官又は海上保安官

町長が指示するいとまがないとき又は町長から要請があったときに、町長が行うべき事項の指示を行い、直ちにその旨を町長に通知するものとする。（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

#### 3 水防管理者（町長）

洪水等により著しい危険が切迫している場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し避難のための立退きを指示するものとし、水防管理者が指示する場合は、その旨警察署長に通知するものとする。（水防法第29条）

#### 4 自衛官

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により、特に急を要する場合で警察官がその現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができる。（自衛隊法第94条）

#### 5 知事又はその命を受けた職員

地すべりにより、著しい危険が切迫している場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとし、直ちにその旨を警察署長に通知するものとする。（地すべり等防止法第25条・水防法第29条）

## 第 5 章 災害応急対策計画

### ＜避難指示の実施責任者＞

実施者	災害の種類・内容	根拠法令
町長	災害全般	基本法第 60 条
警察官	災害全般。町長が指示する時間がない時。または町長から要請があったとき。	基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	災害全般。町長が指示する時間がない時。または町長から要請があったとき。	基本法第 61 条
知事又はその命を受けた職員、水防管理者	洪水	水防法第 29 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般。災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない限り避難の指示を行うことができる。	自衛隊法第 94 条
知事又はその命を受けた吏員	地すべり	地すべり等防止法第 25 条

### ＜警戒区域の設定権者＞

実施者	災害の種類	内容（要件）	根拠法令
町長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	基本法第 63 条
警察官	災害全般	同上の場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	基本法第 63 条第 2 項
海上保安官	災害全般	同上の場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	基本法第 63 条第 2 項
消防吏員又は消防団員	水災を除く	災害全般の現場において活動確保を主目的に設定する。	消防法第 28 条・第 36 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場合。	水防法第 21 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	町長若しくはその委任を受けた町の職員、警察官及び海上保安官がその場にいない場合。	基本法第 63 条第 3 項

※ 警察官は消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によっても、第 1 次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

第2 避難指示等の基準

1 避難指示等の発令基準

避難指示の発令は、以下の基準を参考に、河川洪水予報、今後の気象予測、河川等巡視による報告等を含めて総合的に判断し、発令する。

(1) 高齢者等避難（警戒レベル3）

災害時要援護者など避難行動に時間を要する者及び避難所までの距離が遠い者が避難行動を開始しなければならない、また通常の避難行動ができる者が避難準備を開始する段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、その基準は次による。

区 分	判 断 基 準	対 象 地 域
河川氾濫	ア 標津川流域に関しては避難判断水位（標津川合流点：6.53m）に到達したとき（詳細は標津川標津地区水害対応タイムラインによる）。 イ 標津川以外の河川に関しては、沿川で洪水キキクル（赤色）が出現し、かつ引き続き相当量の降雨が予想され河川氾濫のおそれがあるとき。 ウ 総合的な状況判断から、町長が必要と認めたとき。	標津川：桜木町、望ヶ丘町を除く市街地 その他：状況により必要な地域
浸水害	ア 過去に経験がないほどの短時間雨量の予報が発表されたとき。 イ 総合的な状況判断から、町長が必要と認めたとき。	状況により必要な地域
高潮災害	ア 資料16（資料編757ページ）のフロー図による。 イ 総合的な状況判断から、町長が必要と認めたとき。	資料16（資料編758ページ）のフロー図による。
土砂災害	ア 土砂災害警戒区域が含まれるメッシュで土砂キキクル（赤色）が出現し、引き続き相当量の降雨が予想されるとき。 イ 総合的な状況判断から、町長が必要と認めたとき。	浜古多糠
津波災害	ア 遠地で発生した津波により被害が発生するおそれがあるとき。 イ 総合的な状況判断から、町長が必要と認めたとき。	沿岸域全域
その他の災害	ア 総合的な状況判断から、町長が必要と認めたとき。	状況により必要な地域

第5章 災害応急対策計画

(2) 避難指示（警戒レベル4）

災害時要援護者が避難を完了しなければならない、また通常の避難行動ができる者が避難行動を開始することが望ましい段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況で、その基準は次による。

区 分	判 断 基 準	対 象 地 域
河川氾濫	<p>ア 標津川流域に関しては水位観測地点の水位が氾濫危険水位（標津川合流点：6.93m）に到達したとき（詳細は標津川標津地区水害対応タイムラインによる）。</p> <p>イ 標津川以外の河川に関しては、沿川で洪水キキクル（紫色）が出現し、かつ引き続き相当量の降雨が予想され河川氾濫のおそれがあるとき。</p> <p>ウ 総合的な状況判断から、町長が必要と認めたとき。</p>	<p>標津川：桜木町、望ヶ丘町を除く市街地</p> <p>その他：状況により必要な地域</p>
浸水害	<p>ア 小川又は排水路等が氾濫又は溢れ出し始める等の状況が認められたとき。</p> <p>但し、外に出ることが危険と判断される際は、この限りではない。</p> <p>イ 人口密集地において記録的短時間大雨情報（1時間雨量80mm）が発表され、かつ浸水キキクルに紫色が出現し引き続き降雨が予想されるとき。</p> <p>ウ 総合的な状況判断から、町長が必要と認めたとき。</p>	<p>状況により必要な地域</p>
高潮災害	<p>ア 資料16（資料編757ページ）のフロー図による。</p> <p>イ 総合的な状況判断から、町長が必要と認めたとき。</p>	<p>資料16（資料編758ページ）のフロー図による。</p>
土砂災害	<p>ア 土砂災害警戒区域が含まれるメッシュで土砂キキクル（紫色）が出現し、引き続き相当量の降雨が予想されるとき。</p> <p>イ 近隣で前兆現象（斜面崩壊等）が発見されたとき。</p> <p>ウ 総合的な状況判断から、町長が必要と認めたとき。</p>	<p>浜古多糠</p>
津波災害	<p>ア 津波警報、または大津波警報が発表され、被害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>イ 総合的な状況判断から、町長が必要と認めたとき。</p>	<p>沿岸域全域</p>
その他の災害	<p>ア 火災が延焼拡大のおそれがあるとき。</p> <p>イ 総合的な状況判断から、町長が必要と認めたとき。</p>	<p>状況により必要な地域</p>

## 第5章 災害応急対策計画

### (3) 緊急安全確保（警戒レベル5）

災害が発生し指定緊急避難場所等への避難が安全にできない状況に至った場合、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、少しでも安全な場所に移動する必要がある場合。

区 分	判 断 基 準	対 象 地 域
河川氾濫	ア 河川の氾濫が認められたとき。	状況により必要な地域
浸水害	ア 広範囲に内水氾濫による浸水が認められたとき。	状況により必要な地域
高潮災害	ア 広範囲に高潮による浸水が認められたとき。	状況により必要な地域
土砂災害	ア 土砂災害が発生し民家等の保全対象への被害が認められたとき。	状況により必要な地域

### 第3 避難措置における連絡及び協力

#### 1 連絡

知事（根室振興局長）、町長、及び北海道警察本部長（中標津警察署長）は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難のため立退きを指示した場合は、相互にその旨を連絡する。

#### 2 協力、援助

中標津警察署長は、町長が行う避難指示等について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、避難指示等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行う。

### 第4 避難指示等の周知

町長等は、避難指示等に当たっては、防災関係機関の協力を得て、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。

#### 1 周知内容

- (1) 避難先場所名
- (2) 避難路
- (3) 避難指示等の理由及び内容
- (4) 注意事項

ア 携行品は必要最小限度の非常持ち出し品とする。

イ 服装は活動しやすくし、長靴又は運動靴、帽子を着用し、雨具、防寒用具等を携行する。

ウ 避難時は戸締りとガス、火気類の始末をし、火災の未然防止に注意する。

#### 2 伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行う。また、必要な場合は、2つ以上の方法を併用する。

- (1) 防災行政無線による伝達

防災行政無線により広域的に周知する。

- (2) 避難信号による伝達

消防サイレンにより広域的に周知する。

- (3) 広報車による伝達

町、消防、警察関係車等の車両を使用し、関係地区を巡回し伝達する。

- (4) 電話による伝達

電話により町内会組織等に通報し、周知徹底を図る。

- (5) 伝達員による個別伝達

本部員が町内会組織等に通報し、個別に周知徹底を図る。

(6) 放送による伝達

放送局に放送依頼する。依頼方法は、「放送を活用した避難指示等の情報伝達に関する北海道ガイドライン」による。

機関名	連絡先
日本放送協会 (NHK) 釧路放送局	0154-41-0141 0154-42-3719 (FAX)
北海道放送株式会社 (HBC) 釧路放送局	0154-41-5657 0154-41-3803 (FAX)
札幌テレビ放送株式会社 (STV) 釧路放送局	0154-41-9121 0154-44-2581 (FAX)
北海道テレビ放送株式会社 (HTB) 釧路支社	0154-22-3993 0154-22-1464 (FAX)
北海道文化放送株式会社 (UHB) 釧路支社	0154-22-3420 0154-22-6941 (FAX)

(7) 緊急速報メール（エリアメール）による伝達

町内のエリア内に存在する、当該サービスに対応した携帯電話へ一斉に伝達する。

(8) その他、あらゆる手段により伝達

## 第5 避難場所等

### 1 避難所等の確保

町は、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し、次のとおり避難場所等を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。

町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所等を設置・維持することの適否を検討するものとする。

#### (1) 避難場所

災害に伴う初期避難場所として、速やかに移動可能で安全な場所。

原則として、避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、小・中学校のグラウンド等とする。

#### (2) 避難所

大雨、高潮、洪水等による家屋の浸水、流失、又は地震、津波、大火災等により家屋を

喪失した若しくは喪失するおそれがある場合、吹雪等により帰宅困難者が発生した場合に避難者を収容するための施設。1人あたり最低限2m<sup>2</sup>を確保するよう努める。

また、避難所指定にあたっては、原則として風水害時及び津波災害時は浸水想定区域外の避難所を、地震災害時には耐震補強された施設を、それぞれ指定する。

なお、浸水想定区域内の避難所については、気象等の状況に応じて、町内の浸水想定区域外の避難所へ集団避難する際の一時集合場所として活用することも想定する。

### (3) 福祉避難所

特別な配慮が必要な障がい者、妊産婦、高齢者等、介護保健施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の要援護者を対象とし、避難後、必要がある場合に開設する避難所。

## 2 避難場所等の開設・運営管理

(1) 町は、各避難場所等の適切な運営管理を行う。その際、避難場所等における情報の伝達、食料、水等の配布及び清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。

(2) 町は、避難場所等毎に、そこに収容されている避難者に係る情報の早期把握、及び避難場所等で生活せずに食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

(3) 町は、避難場所等における生活環境に注意を払い、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、常に良好なよう必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、避難場所等における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(4) 町は、避難場所等の運営に女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努める。

(5) 町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(6) 町及び道は、災害の規模等に鑑み、必要に応じて避難者の健全な住生活の早期確保のために応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等、利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

## 3 避難場所等の周知方法

住民に対し、平常時から避難場所等を周知するため、広報誌、ハザードマップ等を活用し

て、住民に周知徹底を図る。

#### 4 避難所の開設状況の記録

町は、避難所における収容状況及び「本編 第5章 第13節 衣料・生活必需物資供給計画」に定める物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備える。

[資料編] 9 一時避難所（グラウンド、広場等）、一時避難所代替施設
------------------------------------

## 第6 避難誘導

### 1 避難方法

#### (1) 避難者の誘導

避難者の誘導は、消防団員、警察官及び本部員が町長の指示に基づき、各部相互連携のもとに行う。また、避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

##### ア 小規模な場合

(ア) 避難は、各戸で行うことを原則とするが、必要に応じて、町内会単位、又は各班単位等で行う。

(イ) 避難者が自力で避難、立退きすることが不可能な場合や車両・船舶等による集団輸送が必要と認められる場合は、「本編 第5章 第9節 輸送計画」に準じ、災害時輸送の担当課を担当にあてる。

##### イ 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は道（振興局）に対し、応援を求めて実施する。

#### (2) 避難の順位

避難に際しては、災害時要援護者を優先させる。

#### (3) 避難場所等責任者

ア 町長は、避難場所等を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに本部員を避難場所等責任者として派遣駐在させ、管理にあたらせる。

イ 避難場所等責任者は、避難住民の実態把握と保護にあたり、本部との連絡を行う。

ウ 避難場所等責任者は、避難場所等内の衛生について特に留意し、必要な措置を講ずるときは住民生活班に報告し指示を受ける。

エ 給食、その他物資の配分については統制を保ち、公平に行う。

オ 避難場所等の運営にあたっては、努めて融和を図り、被災者の精神的負担を和らげるようにする。

カ 避難場所等責任者は、常に本部と連絡を密にし、その使命を遂行するために万全を期す。

キ 避難場所等責任者は、避難場所等収容者名簿、報告書等の記録を行う。

[資料編] 10 避難場所等収容者名簿、報告書等

(4) 移送の方法

自力で避難できない者、病院の入院患者、社会福祉施設収容者、子供等の災害時要援護者及び避難の途中で危険がある場合の避難については、車両その他適宜な方法により移送を行うものとする。

(5) 携帯品の制限

避難者の携帯品は、必要最小限度にとどめるものとする。

## 第7 振興局への報告

住民生活班は、避難場所等責任者よりの情報連絡等に基づき、次の事項を根室振興局長に報告するものとする。

1 避難指示を発令したとき

(1) 発令者

(2) 発令日時

(3) 発令理由

(4) 避難の対象区域

(5) 避難先

2 避難場所等を開設したとき

(1) 避難場所等開設の日時、場所及び施設名

(2) 開設箇所数及び収用状況、人数

(3) 開設期間の見込み

(4) 炊き出し等の状況

## 第8 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

(1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節で「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める市町村長（以下、本節で「協議元市町村長」という。）は、道内の他の市町村長（以下、本節で「協議先市町村長」という。）と被災住民の受入れについての協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求める。

(2) 道内広域一時滞りの協議をしようとするときは、協議元市町村長は、予め知事に報告する。

但し、予め報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。

- (3) 協議元市町村長又は知事から道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受入れるものとし、受入れ決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求める。

- (4) 協議元市町村長は、協議先市町村長より受入れ決定の通知を受けたときはその内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

- (5) 協議元市町村長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

- (6) 協議先市町村長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

- (7) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、当該市町村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぎを行う。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該市町村長に通知する。

## 2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節で「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める協議元市町村長は、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該市町村を含む都府県知事（以下、本節で「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求める。

- (2) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、予め内閣総理大臣に報告する。但し、予め報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。

- (3) 協議元市町村長より要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。

- (4) 知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに災害発生市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

- (5) 協議元市町村長は、知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

- (6) 協議元市町村長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

## 第5章 災害応急対策計画

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

(7) 知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に係る機関等に通知し、公示するとともに内閣理大臣に報告する。

(8) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長より要求がない場合にあっては、協議先知事との協議を実施する。

### 3 広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

### 4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を変わって実施するが、町長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長または知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

### 第9 被災動物等救護対策

大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、根室振興局保健環境部中標津地域保健室等関係機関や愛護者団体等関係団体との協力体制を要請する。

#### 1 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、根室振興局保健環境部中標津地域保健室、愛護者団体等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。

#### 2 避難場所等における動物の適正な飼育

町は、避難場所等を設置した場合、関係機関と協力し、飼い主とともに避難した動物の受入れの可否や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。

- (1) 各地域の被害状況、避難場所等での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。町内での調達が難しい場合は、道及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。
- (2) 動物を一時的に預かってくれる町内外の家庭のあつせん、保護施設への受入れ及び譲渡等の調整を行う。
- (3) 動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。
- (4) 動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。

## 第6節 救助救出計画

---

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、この計画に定める。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動にあたっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど、円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

### 第1 実施責任

#### 1 町、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署

- (1) 町・根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は、日本赤十字社北海道支部（根室地区標津町分区）の救護所に収容する。

また、町、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署は、町の救助力が不足すると判断した場合、隣接市町村、道等の応援を求める。

- (2) 町・根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署は、警察等の協力を得て救出を行うが、被害が甚大であり、災害対策本部のみで救出の実施が困難である場合は、「本編 第5章 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（根室振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼する。

### 第2 救助救出活動

#### 1 被災地域における救助救出活動

町・根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署及び中標津警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

#### 2 救出対象者

災害のために現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態、概ね次に該当するときとする。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 暴風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害・津波の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- (4) 水害・津波の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合

## 第5章 災害応急対策計画

(5) 山崩れ、地すべり・なだれ等により生き埋めとなった場合及び自動車、飛行機等の大事故が発生した場合

### 3 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、その状況を記録しておく。

## 第7節 災害警備計画

---

住民の生命、身体及び財産を保護し、並びに公共の安全と秩序を維持するための中標津警察署（以下「警察署」という。）が実施する災害警備についての計画は以下のとおりとする。

また、羅臼海上保安署が実施する警戒及び警備についての計画は、北海道地域防災計画に定めるところによるもののほか、本計画による。

### 第1 災害時における警察署の任務

警察署は、管内の防災関係機関と緊密な連携のもとに災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体及び財産を保護し、並びに公共の安全と秩序を維持することを目的として総合的な警察活動を行うことを任務とする。

### 第2 災害時における警備活動の体制及び種別

警察署における災害時の警備体制は、発生した災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより、災害警備本部、又は災害警備対策室を設置するものとする。

### 第3 災害警備

災害発生時における警察活動は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- 1 情報の収集及び報告
- 2 被害の実態把握
- 3 被災者の救出救助
- 4 危険地域における住民等の避難誘導
- 5 緊急交通路の確保
- 6 気象予報及び警報の伝達
- 7 被害の拡大防止
- 8 行方不明者の捜索及び遺体の検視
- 9 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒
- 10 危険物に対する保安対策
- 11 不法事案の予防及び取締り
- 12 広報活動
- 13 防災関係機関が行う防災業務に対する協力

### 第4 町長の事前措置に関する事項

- 1 町長が行う警察官の出動要請

町長は、基本法第58条に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実際に必要な準備をすることを要請するものとする。

2 町長の要請により行う事前措置

警察署長は、町長から基本法第59条に基づいた要求があったときは、同法第1項に規定する指示を行うことができる。

この場合において、同法に規定する指示を行ったときは、直ちに、その旨を町長に通知するものとし、町長が当該措置の事後処理を行うものとする。

3 避難行動要支援者名簿の作成及び提供

町長は、基本法第49条の十から十三に定められた避難行動要支援者に対する必要な措置を実施し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、町防災計画が定めるところによる避難支援等関係者に作成した名簿情報を提供するものとする。

## 第5 災害時における災害情報の収集に関する事項

1 警察署長は、必要がある場合には町長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報（以下、本節で「災害情報」という。）を収集するものとする。

警察が収集する災害情報は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害が発生した日時、場所、又は地域
- (3) 当該地域の気象情報
- (4) 被害の概要及び主要被害の状況
- (5) 主要交通機関の被害状況及び復旧状況
- (6) 警察関係の被害状況
- (7) 治安状況

2 警察署は、収集した災害情報を、必要と認められる場合には、町長その他関係機関に通報するものとする。

3 警察署長は、必要があると認められる場合は、関係機関に災害要員（リエゾン）を派遣するものとする。

## 第6 避難に関する事項

1 警察官は、基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、又、海上保安官は基本法第61条により避難の指示等を行うものとする。

この場合において、警察官がとった処置について、順を経て報告するものとする。

## 第5章 災害応急対策計画

2 前号の場合においては、町防災計画に定める避難先を指示するものとする。

但し、災害の種別、規模、現場の状況等により町防災計画により難しい場合は、適宣の措置を講ずるものとする。

この場合において、警察署長は速やかに町長に対して通知するものとし、当該避難先の借上げ、給食等は町長が行うものとする。

3 警察官又は海上保安官が、基本法第61条の避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 避難すべき時期
- (2) 避難すべき理由
- (3) 避難先における給食等の準備状況

4 避難誘導にあたっては、町災害対策本部、消防機関と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等にあたる。

### 第7 救助に関する事項

1 警察署長は、生命、身体が危険な状態にある被災者の救出救助を実施する。

また、町長等災害救助の責任を有する機関と協力して、被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急救護に努めるとともに、状況により知事（根室振興局長）又は町長の行う災害活動に協力するものとする。

2 警察署長は災害が発生し、必要があると認められた場合は、災害現場にある消防機関等と協力して、危険箇所の監視及び警らを行い、被災者の発見に努めこれを救出するものとする。

### 第8 応急措置に関する事項

1 警察署長は、警察官が基本法63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。

警戒区域を設定し、通知を行った場合等の事後措置は町長が行うものとする。

2 警察署長は、警察官が基本法第64条第7項、9項及び同法第65条第2項に基づき応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合、直ちに町長に通知するものとする。

この場合の損失補償等の事後処理については町長が行うものとする。

### 第9 緊急輸送車両の交通確保

1 北海道公安委員会は、基本法第76条に基づき、災害が発生し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域、又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

- 2 町長は発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、事前届出を積極的に行うこと。
- 3 災害時において、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見えやすい箇所に提示し、緊急通行車両確認証明書を当該車両に備えるものとする。

#### 第10 緊急輸送のための交通規制

- 1 警察署長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるときは、通行を禁止し、又は制限するものとする。
- 2 交通規制を実施するときは、次の方法により実施する。
  - (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
  - (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

#### 第11 通信計画に関する事項

- 1 警察署長は、現有通信施設等を適切に運用し、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。
- 2 町長は、基本法第57条及び第79条の規定により、緊急を要し、特に必要であると認めるときには、警察通信施設を利用することを求めることができる。

この場合の手続きは、予め協議しておくものとする。

#### 第12 災害時における広報に関する事項

警察署長は、風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制その他警察措置に関する事項について迅速な広報に努める。

#### 第13 羅臼海上保安署

羅臼海上保安署は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。
- 2 巡視船艇・航空機により、警戒区域の警戒を行う。
- 3 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

## 第8節 交通応急対策計画

---

災害時の交通の混乱を防止し、被災者の輸送応急対策に必要な機材、物資の輸送路の確保を図るため、必要に応じて次の措置をとるものとする。

### 第1 交通応急対策の実施

#### 1 町

町が管理する道路で災害が発生した場合は、道路の復旧に努めるとともに、道路構造物の保全確保と交通の危険を防止するために必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限することができる。この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保に努め、住民への周知を行う。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

#### 2 根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署

(1) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(2) 消防職員は、前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

#### 3 北海道公安委員会（北海道警察）

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全及び円滑化を図るため必要があると認めるとき、及び災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3) 警察官は、前記(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

### 4 羅臼海上保安署

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の指導等を行う。

### 5 北海道開発局（釧路開発建設部中標津道路事務所）

一般国道（指定区内）の路線に係る道路を保全し、又は交通の危険を防止するため、必要と認められるときは、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保を図る。

### 6 道（釧路総合振興局釧路建設管理部）

(1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。

(2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

(3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う。

### 7 自衛隊（陸上自衛隊第5旅団第27普通科連隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官及び海上保安官がその場にないときに次の措置をとることができる。

(1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること

(2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること

(3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること

### 8 一般社団法人北海道警備業協会

災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

## 第2 道路の交通規制

### 1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会は、相互に緊密な連携を図るとともに、防災関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

(1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

(2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

(3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により、交通規制を実施する。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

**第3 海上交通安全の確保**

羅臼海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- 2 海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 3 海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 4 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 5 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

**第4 緊急輸送のための交通規制**

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め当該道路管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

- (1) 知事（根室振興局長）又は北海道公安委員会は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道（根室振興局長）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両毎に「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。

(ア) 警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(エ) 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関する事項

(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両、又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両とする。

(5) 事前届出制度の普及等

町、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

3 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、道民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行う。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、車両毎に「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 規制対象除外車両等

ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ当該目的のため使用中のものであること

(ア) 道路維持作業用自動車

(イ) 通学通園バス

(ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

(エ) 電報の配達のため使用する車両

(オ) 廃棄物の収集に使用する車両

(カ) 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両

(キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

## 第5 緊急輸送道路ネットワーク計画

地震をはじめとする災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、道等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下、本節で「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおり。

### 1 計画内容

(1) 対象地域

道内全域

(2) 対象道路

既設道路及び概ね平成27年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分

道では、災害時に輸送路を確定するため、第1次輸送確保路線、第2次輸送確保道路及び第3次輸送確保道路を指定している。

本町においては、次のとおり輸送確保路線として指定しているため、優先的に早期復旧が図られることとなる。

<緊急輸送路線>

第1次輸送確保路線	広域的な輸送に必要な主要幹線道路
第2次輸送確保路線	町役場等の主要な拠点と接続する幹線道路
第3次輸送確保路線	上記以外の道路で避難場所等をネットワークするなどの重要な道路

3 町の対応

町は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町役場及び避難場所等を結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワーク整備を推進する。

また、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、中標津警察署と連携のもと、「本編 第5章 第24節 障害物除去計画」により、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去を早急に行い、適切な幅員の確保に努める。

第6 応急復旧

道路管理者は災害応急対策に要する輸送を円滑に実施できるよう、道路橋梁等を速やかに復旧するよう努めるものとし、重要かつ緊急を要する場合で自己の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ困難なときは、町長は知事に対し自衛隊の派遣要請を求めるものとする。

## 第9節 輸送計画

---

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下、本節で「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うための方法及び範囲等は、本計画に定める。

### 第1 実施責任

1 町

災害時の輸送の統括は、町長（建設水道班、総務班）が行う。

2 北海道運輸局

鉄道、軌道及び自動車輸送並びに海上又は港湾運送等の調整及び確保を図る。

3 日本通運株式会社

自動車による輸送を実施する。

4 道

知事は、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があるときは、運輸局又は第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

5 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請、又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

### 第2 輸送の範囲及び順位

災害時における輸送の範囲は、概ね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接に関わるものを最優先する。

輸送の順位としては、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、①人命の安全、②被害の拡大防止、③応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

1 被災者を避難させるための輸送

2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送

3 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送

4 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送

5 救援物資の輸送

6 行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための輸送

7 その他特に必要とする輸送

第3 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船舶、航空機等の使用、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

1 町

(1) 陸上輸送

町有車両の状況は次のとおりであるが、各班で車両を必要とするときは、総務班に配車の要請を行い、要請を受けた総務班は災害の状況を勘案して迅速かつ適切な配車を行うこととする。

但し、災害に規模等により、町有車両等のみでは輸送することができないと認めるときは、必要な車両を確保するため他の機関又は民間車両の借上げを行う。

(2) 空中輸送

陸上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は緊急輸送の必要がある場合は、「本編 第5章 第28節 ヘリコプター等活用計画」及び「本編 第5章 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を行う。

ヘリコプターの離発着場所は次のとおりとする。

ア 災害時に主として使用する空港

施設名	所在地	広さ(エプロン)	施設管理者	電話番号	標高
中標津空港	北中16番地9	110×165m	北海道	72-2043	66m

イ 災害時に主として使用するヘリポート(平成25年4月1日)

<ヘリコプター着陸可能地>

施設名	所在地	位置	広さ	施設管理者	電話番号	標高
鳩ヶ丘グラウンド	南2条西3丁目1番1号	北緯 43° 39' 東経 145° 08'	400×150	標津町長	82-2085	3.9m
標津サーモン科学館	北1条西6丁目1番	北緯 43° 39' 東経 145° 07'	200×50 (75×75)	標津町長	82-1141	3.8m

<ヘリコプター着陸可能地>

施設名	所在地	位置	広さ	施設管理者	電話番号	標高
旧忠類小学校グラウンド	字忠類247番地	北緯 43° 43' 東経 145° 05'	200×70	標津町長	82-2131	9.2m
旧薫別小中学校グラウンド	字薫別26番地3	北緯 43° 47' 東経 145° 03'	200×70	標津町長	82-2131	7.5m
川北中学校グラウンド	字川北基線13番地の1	北緯 43° 39' 東経 145° 01'	300×100	校長	85-2015	36.0m

(3) 人力輸送

災害の状況により、車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者により輸送を行う。

## 第5章 災害応急対策計画

なお、労務者の雇用については「本編 第5章 第27節 労務供給計画」に基づき行う。

### (4) 海上輸送

陸上輸送が困難な場合又は、海上輸送の方がより効果があると認められるときは、民間漁船等の応援を求めるものとする。

なお、本町の標津漁港は、防災拠点漁港として整備されており、この防災拠点漁港は、輸送計画の根幹をなすものであるとともに、町外を含む一定の地域の中にあり、他の漁港等とのネットワーク形成に伴い、その防災拠点漁港としての機能を果たすものである。

### 2 北海道運輸局

災害応急対策実施責任者からの要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつその運送を実施する者がいない場合、又は、著しく不足する場合は、自動車運送事業者に対し運送を命じる等、必要な措置を講ずる。

### 3 道

知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸局及び道内各空港事務所に対し、輸送の措置を要請する。

その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者に対し、運送を命じるための必要な措置を講ずる。

### 4 運送事業者等

自動車運送事業者は、天災事変その他止むを得ない理由により運送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力する。

## 第4 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次による。

### 1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時輸送

国の機関が行う災害時輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

### 2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時輸送を要請した知事が支払う。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令に定める。

### 3 実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

## 第10節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画に定める。

### 第1 実施責任

#### 1 町

##### (1) 実施責任者

主要食料配給の責任者は、町長とする。

但し、救助法適用の場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。

##### (2) 供給対象者

町長（保健福祉班）は、災害が発生したとき又は発生のおそれがあり、食料を必要とする場合に供給する。食料の供給対象者は、次のとおり。

ア 避難指示等に基づき避難場所等に収容された者

イ 住家が被害を受け、炊事が不可能な者

ウ 旅行者、町内通過者などで他に食料を得る手段のない者

エ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者

オ 災害応急活動従事者

##### (3) 調達先

米穀の調達先は、町内の小売店又は卸売業者から購入して行うものとする。

なお、町において調達が困難な場合には、その確保について、根室振興局長を通じて知事に要請するほか、農政事務所から派遣されるリエゾンに対しても要請する。

卸売業者名	所在地	連絡先
釧根食糧株式会社中標津支店	中標津町西12条北12丁目	0153-72-2173
ホクレン中標津支所	中標津町東6条南1丁目	0153-72-2165

#### 2 道

知事は、必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

#### 3 北海道農政事務所

必要に応じて、食料の調達及び供給について、北海道との連絡調整を実施する。また、リエゾンとして職員を本町へ派遣する。

## 第2 食料の調達・供給

### 1 町

#### (1) 実施責任者

災害時における炊き出し、給食のための調味料、副食等あるいは乳幼児のミルク等の調達は、町長（保健福祉班）が直接調達する。

#### (2) 調達先

副食、調味料等の調達は、町内の小売業者又は卸売業者から購入して行うものとする。

#### (3) 町において調達が困難な場合には、その確保について、根室振興局長を通じて知事に要請するほか、農政事務所から派遣されるリエゾンに対しても要請する。

### 2 道

知事は、町長から要請があったときは、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、農林水産省食料・物資支援チーム長に対し、食料の調達を要請する。

また、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず食料を確保し輸送する。その際は被災地域に過不足なく食料が供給されるよう、十分な配慮を行う。

なお、米穀については、必要に応じ、災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例により、農林水産省農産局長と協議の上、政府米を応急用米穀として確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

### 3 北海道農政事務所

農林水産省が応急用食料の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、リエゾンとして職員を本町へ派遣し、被災地の食料配給状況について、調達・供給開始後はその到着状況等について、それぞれ確認する。

## 第3 食料の輸送方法

食料の輸送にあたって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、「本編 第5章 第9節 輸送計画」及び「本編 第5章 第27節 労務供給計画」により措置する。

## 第4 食料の需要の把握等

### 1 需要の把握

#### (1) 町は、被災者等に対する食料の需要を把握し、調達を行う。なお、特に災害時要援護者に配慮して需要を把握することに努める。

#### (2) 災害応急活動従事者に対する食料の需要は各班が把握し、総務班がとりまとめて調達を行う。

2 食料の供給

町が行う被災者に対する食料の供給は、保健福祉班が必要に応じ他の部署の応援を受けながら、次のとおり行う。

- (1) 供給は、原則として避難場所等において行う。
- (2) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難場所等において配給する。
- (3) 被災者に対する供給は、町内会長、自主防災組織等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

**第5 炊き出し計画**

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊き出し及び供給は、町長（保健福祉班）が行う。

但し、救助法が適用された場合は知事の委任を受けて町長が行う。

2 炊き出しの対象者

炊き出しの対象者は、概ね次に掲げる者で、町長が必要と認めた場合に行う。

- (1) 避難場所等に収容された者。
- (2) 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者。
- (3) 災害応急対策に従事している者。

3 炊き出しの協力団体

炊き出しは「本編 第3章 第1節 組織計画」に掲げた団体へ協力を要請する。

4 炊き出し施設と現場責任者

主に学校給食施設で行うが、災害の状況、対象者数等を把握し、給食施設の整っている避難所内又は他の施設等、適宜な方法をとる。

なお、避難所内、他の施設等で炊き出しを行う場合は、保健福祉班より現場責任者を派遣し、炊き出しの指揮監督にあたらせるものとし、食品衛生には最善の注意をすることとする。

5 業者からの購入

町において炊き出しが困難な場合、又は必要数量を満たしえない場合は、パン類、あるいは弁当類、缶詰類等を町内小売店より購入し、供給する。

6 炊き出し状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

## 第11節 給水計画

---

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧は、本計画に定める。

### 第1 実施責任

#### 1 町

町長（建設水道班）は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、住民の生活用水（主に飲料水）及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

但し、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。

##### (1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報する。

##### (2) 生活用水の確保

町は、災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、湧水、河川水等を、ろ過、滅菌して供給する。

#### 2 道

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て、応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材のあっせん、給水開始の指導を行う。

### 第2 水道施設の復旧

災害により給水施設が被災したときは、避難場所等、医療施設、住宅密集地等、民生安定と緊急を要するものから優先的に給水指定業者の協力を得て応急復旧を行う。

### 第3 給水の方法

#### 1 給水方法

##### (1) 給水車による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水用資機材（給水タンク・散水車・消防タンク車等）により補給水源から給水車に取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水するものとする。この場合、給水車及び消防タンク車のタンク内は事前に清掃及び消毒を行うものとする。

##### (2) 応急給水栓の設置による給水

給配水管施設に被害が少なく、応急給水栓の設置による給水が適当と判断された場合は、適宜設置し、給水する。

### (3) 浄水装置による給水

上水道施設の被災が大きい場合等、輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他必要な資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

### (4) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸について水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さないときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

## 2 給水量

1人1日あたりの飲料水としての給水量は、概ね3リットルとする。

## 3 給水対象者

災害のため給水施設が破壊され、水の供給を受けられなくなった者で、災害時要援護者、災害時要援護者を抱える世帯及び施設を優先的に行う。

なお、家畜の飼育に重大な影響を及ぼす地域の給水は農協と協力し、農林水産班にて行うこととする。

## 4 その他の給水

災害要援護者（世帯）にはポリ容器等で宅配給水を行うこととする。

## 第4 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、隣接市町村長又は知事に飲料水の供給又はこれらに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

## 第5 住民への周知

給水の実施にあたっては、給水時間、給水場所、給水方法を事前に防災行政無線や広報車等により、住民に周知することとする。

## 第6 給水資機材

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水にあたる。

## 第7 給水の記録

給水を実施した場合は、その状況を記録しておく。

## 第8 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

## 第12節 上下水道施設対策計画

---

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、本計画に定める。

### 第1 上水道及び簡易水道

#### 1 応急復旧

町は、大規模災害等により長期間断水となることは生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

#### 2 広報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

### 第2 下水道及び集落排水

#### 1 応急復旧

町は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

なお、復旧に時間がかかる場合は、適宜、簡易トイレを設置し、環境衛生に努めなければならない。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫（しゅんせつ。水深を深くするための土砂の掘削）、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場及びポンプ場への流水水量の増大による二次災害を防止するため、やむを得ずマンホール開放、バイパス放流等の緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

#### 2 広報

町は、下水道施設等に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

## 第13節 衣料・生活必需物資供給計画

---

災害時における被災者に対する衣料品、寝具その他生活必需品の給与及び物資の供給については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

#### 1 町

被災者に対する衣料品、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、町長（保健福祉班）が行う。

但し、救助法が適用された場合は知事の委任を受けて町長が実施する。

なお、町長は、物資の調達に困難なときは、近隣市町村長にそのあつせんを依頼する。

- (1) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を要請することができる。
- (3) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定める。

#### 2 道

知事は、災害時における災害救助用物資について、町長の要請に基づき、あつせん及び調達を行う。

なお、町における物資が不足し災害応急対策を適確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう、事前に連絡調整を行う。

町長に物資を配分速達するときは配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう指導する。

##### (1) 災害時要援護者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、災害時要援護者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

#### 3 指定地方行政機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

経済産業省が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合には、町等と十分連絡をとりつつ、被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

## 第2 給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は、概ね次のとおりとする。

- 1 災害により住家が全壊、全焼、流出、半壊、半焼及び床上浸水に遇った者。
- 2 災害により衣料品、寝具、その他の生活必需品を失い、あるいはき損し、しかも資力の有無に関わらず、これら物品を直ちに入手することができない状態で、日常生活を営むことが困難であると認められた者。

## 第3 給与又は貸与の方法

- 1 衣料品等の物資の給与又は貸与については、保健福祉班が担当することとする。
- 2 衣料品等物資の供給範囲は当面の生活に必要なと認める最小限度のものとする。  
なお、救助法による救助物資とその他義援物資は明確に区分し、処理するものとする。

[資料編] 11 罹災世帯調査表、物資購入（配分）計画表、物資給与及び受領簿、物資受払簿

### 3 給与又は貸与の品目

町長が被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、概ね次のとおりとし、被災状況及び物資調達状況等から給与又は貸与する物資を決定する。

なお、給与又は貸与する物資は、災害時要援護者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しながら行う。

### 4 給与又は貸与の費用制限

災害救助法施行細則第27条（昭和31年北海道規則第142号）の定めるところによる。

## 第4 給与又は貸与物資の調達

- 1 衣料品、寝具等の調達は、町内の小売店及び卸売店から購入して行うものとする。
- 2 日本赤十字社北海道支部根室地区標津分区は、毛布及び「生活必需物資」セットを備蓄しており、必要なときは日本赤十字社北海道支部根室地区標津分区長に要請する。

<日本赤十字社北海道支部根室地区標津分区備蓄災害救助物資一覧>

品名	数量	保管場所
毛布	10枚	標津町保健福祉センター
生活必需物資セット	10セット	標津町保健福祉センター

(平成26年1月1日現在)

**第5 配給経路及び方法**

給与及び貸与物資は、被害状況別、避難所別、世帯別に配給計画を立てて支給する。

**第6 地区別取扱責任者**

物資の給与及び貸与を迅速かつ適正、公平に行うため、町内会長を地区別取扱責任者に充てる。

**第7 救援物資の取扱**

救援物資の取扱は、保健福祉班が担当するものとし、受付の記録、保管、被災者への配分等は町長の指示するところにより、その状態に応じて、適正かつ公平に行うこととする。

## 第14節 石油類燃料供給計画

---

災害時の石油類燃料（LPG（液化石油ガス）を含む）の供給については、本計画に定める。

### 第1 実施責任

#### 1 町

町長（住民生活班）は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

また、災害対策上重要な施設、避難場所等、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。

- (1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。
- (3) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (4) LPG（液化石油ガス）については、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に応急復旧できるよう連絡調整を行う。

#### 2 道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、町長の要請に基づき、あっせん及び調達を行う。

また、町の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう、連絡調整を行う。

### 第2 石油類燃料の確保

- 1 災害応急対策実施責任は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあっせんを求める。
- 2 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又はあっせん依頼を行う。また、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

## 第15節 電力施設災害応急計画

---

災害時の電力供給のための応急対策は、本計画に定める。

### 第1 電力施設と電力供給区域

- 1 本町に該当する北海道電力株式会社の主な施設は、次のとおり。
  - (1) 変電設備
  - (2) 送電設備
- 2 北海道電力株式会社の供給区域は、町を含む、北海道一円である。

### 第2 応急対策

#### 1 町

町は、北海道電力株式会社からの停電、復旧見込みなどの状況について、住民への広報を行う。

なお、北海道電力株式会社より自衛隊の派遣について連絡を受けた場合は、「本編 第5章 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事（根室振興局長）へ派遣要請を依頼する。

#### 2 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、別に定める「防災業務計画」に基づき、電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るために次の対策を講ずる。

- (1) 発令基準に従い警戒態勢、非常態勢を発令し、体制を整備する。
- (2) 所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、町及び道に連絡する。
- (3) 本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図る。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。
- (4) 災害による停電及び使用制限にあたっては、停電状況及び復旧見込等を直接又は報道機関を通じて速やかに周知を図る。
- (5) 各支部（支店）は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部（本店）に要員の確保を要請し、本部は要員を融通する。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が町長を経て知事（根室振興局長）に要請する。

## 第5章 災害応急対策計画

(6) 社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、関連工事会社及び東地域の電力各社からの融通等により調達を図る。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求める。

(7) 災害時において、復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努める。

## 第16節 医療救護計画

---

町内において火災、地震、交通、産業災害等により、集団的に多数の死傷者が発生した場合に、当該傷病者に対して防災関係機関が迅速かつ的確な応急的救急医療措置を実施し得る体制を確立し、被害の軽減を図る。

町及び救急医療関係機関が総合的医療対策を適切に実施するための救急医療に関する組織、集団的救急医療体制、経費の負担及び損害補償、医療機能が停止するなど医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施については本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

町長（医療班）が実施する。

救助法が適用された場合は知事が行い、町長がこれを補助するほか、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

### 第2 救急医療対策

#### 1 救急医療の対象と範囲

##### (1) 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波その他の自然現象又は大規模な火災若しくは爆発放射線物質、有害物の流出、航空機の墜落、その他極端な雑踏の事故により、集団的に多数の傷病者が生じて関係機関による総合的救急対策が必要な事態を対象とする。

##### (2) 範囲

傷病者発生と同時にを行う応急手当、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う。本格的な救急医療を開始できるまでの応急的処置を含むものとする。なお、遺体の検案、洗浄、縫合等の処置を含むものとする。

##### (3) 救急医療に関する組織

救急医療を迅速かつ的確に実施するため、町長は必要に応じて救急医療対策本部を設置して対処するものとする。

##### (4) 関係機関の業務の大綱

関係機関の業務の大綱は次のとおりとする。

#### ア 道（根室振興局）

- (ア) 救急医療についての総合調整に関すること
- (イ) 救急医療についての現地事故対策本部の設置
- (ウ) 日本赤十字北海道支部に対する出動要請に関すること
- (エ) 自衛隊の派遣要請に関すること
- (オ) 医療材料の確保に関すること

イ 町

- (ア) 現地事故対策本部の設置に関する事
- (イ) 現地における応急医療施設の設置並びに管理に関する事
- (ウ) 死者、傷病者の救出、搬送に関する事
- (エ) 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請に関する事
- (オ) 根室市外三郡医師会に対する出動要請に関する事
- (カ) 医療材料に関する事
- (キ) 死者、傷病者等の身元確認に関する事

ウ 中標津警察署

- (ア) 死者、傷病者等の救出、搬送及び災害現場の警備に関する事
- (イ) 交通機能の確保に関する事
- (ウ) 死者、傷病者の身元確認に関する事

エ 自衛隊

- (ア) 要請に基づく死者、傷病者の救出、搬送に関する事
- (イ) 救急医療物資の輸送支援に関する事

オ 日本赤十字社北海道支部

- (ア) 医療班の出動による医療の実施に関する事
- (イ) 救援物資の調達、供与に関する事

カ 根室市外三郡医師会

- (ア) 医療班の出動による医療の実施に関する事
- (イ) 医療施設の確保に関する事

2 対策計画

(1) 集団的救急医療体制

ア 町の医療機関のみでは救急医療対策が困難であると町長が認めたときは、日本赤十字社北海道支部及び根室市外三郡医師会、知事に対して救援を要請し、災害救急医療隊を編成し、救急医療にあたるものとする。

道は、災害急性期（発災後概ね48時間以内）においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地に派遣する。

なお、根室市外三郡医師会の出動要請については、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づいて出動要請を行うものとする。

イ 要請する場合は、次の事項を通知する。

- (ア) 災害の発生の日時、場所、原因及び状況
- (イ) 出動の時期及び場所

(ウ) 出動を要する人員及び資機材

(エ) その他必要な事項

(2) 災害情報通報伝達

通信連絡の方法は、「本編 第5章 第2節 災害通信計画」の定めるところによるものとし、各関係機関の有する専用通信施設及び移動無線機等を活用して有効な通信体制の確保を図り、迅速かつ的確な救急医療措置を講ずることとする。

(3) 自衛隊の応援要請

傷病者及び救出を要する住民が多数に及ぶとき、又は緊急に救急医療物資の輸送を必要としたときは、直ちに知事（根室振興局長）あてに自衛隊の応援を要請するものとする。

(4) 経費の負担及び損害補償

ア 経費の負担区分

(ア) 町

町長が対策を実施する責務を有する災害において出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、町が負担するものとする。

(イ) 道

救助法が適用された災害において出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、その適用の範囲において道が負担するものとする。

(ウ) 企業体等

企業等の施設内に発生した災害において出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、当該施設の事業主又は管理者あるいは災害発生の第1原因者が負担するものとする。

イ 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当ては、救助法施行令第11条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは基本法の規定に準じた額に従って、また救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損についてはその実費をそれぞれ経費の負担区分により弁償するものとする。

なお、医師会に係る費用弁償は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づいて行うものとする。

ウ 損害補償

救急医療活動のため出動した医師がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、これによって受ける損害を、また救急医療活動のため出動した医師に係わる物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額をそれぞれ経費の負担区分により補償するものとする。

(5) 救急医療活動報告書の提出

「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づいて行うものとする。

### 第3 医療救護及び助産体制

#### 1 医療及び助産の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害発生の日前後1週間以内の分娩者で、現に助産を必要としていながら災害のため助産の途を失った者とする。

なお、医療及び助産の対象者は所管の有無を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長へ通知しなければならない。

通知を受けた本部長は、直ちに医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保手配等必要な措置を講ずるよう、関係班に指示する。

#### 2 医療救護所

応急医療及び助産等を行うため、安全が確保されている公共施設等を医療救護所に指定し、必要な配備を行う。この場合、地域住民への周知は迅速かつ的確に実施するものとする。

#### 3 医療班の編成

災害により、医療救護所が設置された場合、又は巡回診療の必要が有る場合は標津病院を主体に医療班を編成し、応急救護にあたる。

また、町長は、必要に応じ、根室市外三郡医師会及び日赤病院、国、道立病院に対して応援を要請する。

なお、医療班は医師1名、看護師3名、事務職員1名をもって一編成とする。

但し、災害の状況及び現有の人員の都合により増減することができる。

#### 4 医療品等の確保

医療品、衛生機材の調達は、町内医療機関からの一時借入れ及び町内等の販売業者から購入するものとするが、これらの方法で確保することが困難な場合は、町長は知事に対しあつせん、提供を要請するものとする。

#### 5 患者の移送

傷病患者の移送は、現地での応急処置の後最寄りの病院に移送するものとするが、専門的治療が必要で町外病院への移送は、医師による患者の容体の判断、道路の状態等を検討し、適切な方法で移送することとする。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ、北海道消防防災ヘリコプターの出動要請をするものとする。

#### 6 医療、助産の基準及び経費

(1) 医療班が行う医療の範囲は、次のとおりとする。

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(2) 医療班が行う助産の範囲は、次のとおりとする。

ア 分娩の介助及び分娩前後の処置

イ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

(3) 医療及び助産に要する費用は、町の負担とする。

7 医療関係機関の状況

町内医療機関の現状は、資料編に掲載する。

[資料編] 12 町内医療機関一覧、助産師・看護師（准看護師も含む）及び保健師の在籍状況、医薬品・衛生機材販売業者

#### 第4 被災者の健康管理指導の実施

避難場所等での、健康管理指導は、医療班、保健所、病院との連絡調整を行い、次のとおり実施するものとする。

- 1 災者（特に高齢者、乳幼児、妊婦）の健康状態の把握
- 2 トイレ、手洗い等の生活環境の整備や消毒方法
- 3 インフルエンザ等感染症の予防及び患者発生時の収容等の連絡調整
- 4 疾病のある人への治療継続、悪化防止への対応（高血圧、糖尿病、精神疾患、歯科等）
- 5 車中で避難している被災者の健康状態の把握及び健康障害の予防
- 6 その他必用な事項

## 第5 メンタルヘルスケア

大規模災害によって被災者にもたらされるのは、家や財産等に対する物的損害だけでなく、これらの被害によって、住機能障害、交通輸送機関障害、通信機能障害、公共サービス機能障害等、住民の日常生活活動、経済活動、地域社会活動全般に対して大きな影響を受け、被災者は不便による身体的疲労だけでなく、不安感やストレスを増大させられる。

また肉親や知人、友人を亡くした悲しみや、財産や住家を失ったところによる精神的打撃もまた、人びとの心の大きな傷となる。これらに対する「メンタルヘルスケア」（精神的健康回復への対応）の実施は本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任

被災状況によって必要性が認められた場合のメンタルヘルスケア活動の実施は、町長が行うものとするが、現場実務については、医療班、保健福祉班、支援班が緊密な連携を取り、保健師が実施するものとする。

但し、救急医療、助産活動等との関連によって十分なケア活動が確保できない場合には、各班と協議した上で、民生委員や民間ボランティア活動団体に支援、協力要請するものとする。

### 2 メンタルヘルスケアの対象者

肉親を亡くした被災者、多くの家族を亡くしたことにより家庭の営みを喪失した被災者、独居高齢者、住居が孤立し地域社会と疎遠になりがちな被災者等を中心に訪問による観察や近隣住民との話し合い、電話連絡時の様子等によって、ケアを必要とする実情を把握し、計画的にケア活動を行う。

### 3 ケア活動

被災に伴う精神症状は、被災直後には被災反応（范然自失、無感動、無表情）から、被災後不安、精神麻痺、急性悲哀等が見られ、被災後しばらく時間が経過すると、心的外傷後ストレス障害、生き残り症候群、死別症候群等があり、これらによって不安に基づく睡眠障害、驚愕反応、現実否認ショック、怒り、抑うつ等の多様な症状を示す。

これらに対して保健師、民生委員、児童委員、民間ボランティア等による日常的ふれあいによるケア活動とともに、必要に応じて医者や町外の専門家による出張カウンセリング等の精神医学的取り組みを含めて実施する。

道は、被災者ニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。

## 第17節 防疫計画

---

災害発生地域において、発生が予想される感染症の予防を図るための防疫の方法等は本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

- 1 被災地における防疫は、町長（保健福祉班）が知事の指導、指示に基づき実施するものとする。また、根室振興局保健環境部の指導のもと、避難所において住民に対する保健指導等を実施する。
- 2 災害による被害が甚大で、町のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは知事の応援を得て行うものとする。

### 第2 防疫班の編成

- 1 町長は、被災地における防疫活動を迅速的確に実施するため、防疫班を編成する。
- 2 防疫班は、概ね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。

### 第3 防疫の種別と方法

#### 1 消毒活動

町長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号。以下「感染症法」という）第27条の第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき所要の薬剤を算出し、速やかに消毒活動を行うものとする。

- (1) 浸水地域においては浸水家屋、道路側溝その他不衛生な場所の消毒を被災後直ちに実施する。
- (2) 避難場所等の便所、その他不衛生な場所の消毒。
- (3) 井戸の消毒（必要箇所）。
- (4) 状況によって、又は知事の指示があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所定量を確保し、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

#### 2 各世帯における消毒

家屋周辺の清潔及び消毒は原則として、各世帯において実施するものとする。

なお、床上浸水地区に対しては、被災後各戸に消毒剤を配付し、床、壁の洗浄、便所の消毒、手洗い設備の設置、その他不衛生な場所の消毒等について指導を行う。

### 3 避難場所等の防疫指導

町長は、避難場所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

#### (1) 健康調査等

避難者に対しては、少なくとも一日に一回検疫調査を実施するものとし、調査の結果、検便等による健康診断を行う必要がある場合は、保健所に連絡し健康診断を受けさせるものとする。

#### (2) 消毒の方法

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときは、衣服等のほか便所、炊事場、洗たく場等の消毒を行う。また、消毒剤を適当な場所に配置する。

#### (3) 給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の処理についても十分な衛生処理の徹底を図る。

#### (4) 飲料水等の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに、食器等を使用の都度、消毒させるものとする。

### 4 保健衛生対策

生活環境の悪化による被災者の健康状態変化に対応するため、保健福祉班は、被災者が健康的な生活を送れるよう支援するものとする。

#### (1) 保健福祉班による健康相談（巡回）の実施

ア 保健福祉班は、災害の状況に応じて、被災地区の収容避難施設、仮設住宅等を巡回し、健康相談、保健指導等を行うとともに収容避難施設等の衛生維持に努める。

イ 保健福祉班は、巡回健康相談が効果的、効率的に実施できるよう巡回計画をたてる。

#### (2) 巡回健康相談・保健指導

巡回健康相談にあたっては、被災者の健康の確保を図るため、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、医療救護、防疫対策、栄養指導及び福祉関係者等は、相互に連絡調整を図り、被災者に対し適切な処置を行う。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等、災害時要援護者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ インフルエンザや感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安の除去等のメンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

(3) 避難施設等の衛生指導

収容避難施設、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者への指導等を行うとともに、生活環境の維持に努める。

ア 食生活の状況把握と指導（食中毒の予防等への対応）

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境の保持

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、便所等の清潔の保持

キ プライバシーの保護

5 臨時予防接種

町長は、知事の指示を受け、感染症の発生を予防するため、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

6 生活水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ過機によりろ過水等、実情に応じ供給する。特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。

なお、供給量は1日1人あたり約20リットルとすることが望ましい。

7 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について、十分に指導を徹底させる。

## 第4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施する。また、町長は、必要に応じ、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

1 ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立て等、衛生的に処分する。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

2 し尿

し尿は、できる限り、し尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないよう処分する。

## 第5 家畜防疫

### 1 実施責任

被災地の家畜防疫は知事が行う。

### 2 実施の方法

#### (1) 家畜防疫の実施

##### ア 緊急防疫の実施

根室家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

##### イ 緊急防疫用資材等の確保

根室家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努める。

##### ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

根室家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施する。

##### エ 家畜衛生車の被災地への派遣

根室家畜保健衛生所長は、災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫にあたる。

#### (2) 家畜の救護

根室振興局長は、町、農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護にあたる。

## 第6 防疫資機材の調達

災害時において、根室家畜伝染病自衛防疫推進協議会及び根室保健福祉事務所並びに近隣市町村より借用するものとする。

## 第18節 廃棄物処理等計画

---

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下、本節で「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画に定める。

但し、住居又はその周辺に運ばれた土石、木くず等の除去については、「本編 第5章 第24節 障害物除去計画」による。

### 第1 実施責任

#### 1 町

##### (1) ごみ及びし尿処理

ア 災害時における清掃は、町長（住民生活班）が実施するが、実施にあたっては町の一般廃棄物収集委託業者が町長の指示又は要請により行う。

イ 町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村長及び知事に応援を求め、実施するものとする。

##### (2) 死亡獣畜（牛・馬・豚・羊）等の処理

死亡獣畜等の処理は、根室振興局保健環境部中標津地域保健室の指導を受け、所有者が行う。

但し、所有者が不明であるとき、又は所有者が実施することが困難なときは、根室振興局保健環境部中標津地域保健室の指示に基づき、町長（農林水産班）が実施するものとする。

#### 2 道

(1) 根室振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じて指導を行う。

(2) 知事は、被災地の町長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、所要の措置を講ずる。

### 第2 清掃の方法

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

#### 1 ごみ収集

(1) 住民の協力を求め、生ごみ類を優先収集し、一般ごみはその後収集する。

(2) 町の清掃能力をもって完全に収集することが困難な場合は一般車両の出動を要請し、ゴミ収集にあたるものとする。

(3) ゴミの選別に要する仮置き場は、町有地の中から最適な場所を選定する。

2 ごみ処理

- (1) 可燃物ごみの処理は、根室北部廃棄物処理広域連合ごみ処理施設を使用する。
- (2) 可燃物以外のごみの処理は、根室北部衛生組合一般廃棄物最終処分場を使用する。
- (3) 施設が被災した場合等は、埋め立て又は露天焼却を行う。

3 し尿の収集と処理

- (1) 被災地域の未処理し尿は、標津町外2町し尿処理組合と連携を密にし、完全収集にあたるものとする。
- (2) 処理については、標津町外2町し尿処理組合し尿処理施設を使用し、完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は、必要に応じ簡易処理場を設置するものとする。

**第3 清掃班の編成**

- 1 清掃班の編成は住民生活班で行うものとするが、住民生活班より人員の応援要請があったときは各班より応援人員を出すものとする。
- 2 清掃班の編成にあたっては、町内会環境衛生担当部長を含めて編成する。
- 3 班編成に著しく人員が不足した場合は、町内会の環境衛生を担当する者を通じて、町内会の協力を得るものとする。
- 4 班編成は概ね次の構成とする。班長は住民生活班長が指名する。
  - (1) ごみ処理班 班長1名 班員3～5名
  - (2) し尿処理班 班長1名 班員2名

**第4 死亡獣畜等の処理方法**

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行う。

但し、死亡獣畜取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、根室振興局保健環境部標津地域保健室の指導を受け、次により処理するものとする。

- 1 環境衛生上、他に影響を及ぼさないよう配慮して埋没及び焼却等の方法で処理すること。
- 2 道路事情、腐敗状況等で移動不可能な場合は、根室振興局保健環境部標津地域保健室の指導を受け、臨機の措置を講ずるものとする。
- 3 前1及び2において埋没する場合は、1m以上覆土するものとする。

## 第5 処理施設

### 1 ごみ処理施設

(令和6年9月1日現在)

	可燃物（焼却）処理施設	不燃物（破碎）処理施設
所在地	野付郡別海町別海13番地の5	目梨郡羅臼町字峯浜町746番地
名称	根室北部広域ごみ処理施設	根室北部衛生組合一般廃棄物最終処分場
電話番号	0153-79-5550	090-6790-3144
処理能力	62 t / 日	2 t / 5 h

### 2 し尿処理施設

所在地	標津町字茶志骨東2線1番地の24
名称	根室北部衛生組合し尿浄化センター
電話番号	0153-82-2963
処理能力	47 キロリットル / 日

### 3 下水道処理施設

所在地	標津町北6条西3丁目1番1号
名称	標津町下水道管理センター
電話番号	0153-82-3680
処理能力	2,810 立方メートル / 日

所在地	標津町字川北222番地1
名称	川北下水道処理場
電話番号	
処理能力	640 立方メートル / 日

## 第19節 飼養動物対策計画

---

災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画に定める。

### 第1 実施責任

#### 1 町

町は、被災地における逸走犬等の管理を行う。

なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

#### 2 道

(1) 根室振興局長は、町が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。

(2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。

### 第2 飼養動物の取扱い

1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下、本節で「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。

2 災害発生における動物の避難は、条例の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。

3 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

## 第20節 文教対策計画

---

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、本計画に定める。

### 第1 実施責任

#### 1 学校管理者等

(1) 小、中学校における応急教育及び文教施設の応急復旧対策は、教育委員会（教育文教班）が、道立の学校における教育の確保については道教委が行い、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が行う。

また、学校法人にあっても、この計画に準じて文教対策を実施するよう努めるものとする。

(2) 学校毎の災害に伴う適切な措置については、日頃から災害に備え、職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制の整備など、学校長が具体的な応急対策を立てて行うものとする。

(3) 文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

#### 2 町・道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、知事の委任により町長が実施する。

### 第2 児童生徒の避難

#### 1 在校（園）中の安全確保

各学校においては、消防法第8条の規定に基づき適切な処置を行うとともに、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育と、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

#### 2 登下校時の安全確保

各学校においては、登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、予め教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

#### 3 その他の処置

教育委員会は、災害等による臨時休校の連絡体制について、予め学校長と協議しておくものとする。

### 第3 被害状況の把握等

- 1 災害が発生した場合は、標津町立学校管理規則に基づき、学校長が教育長へ被災状況を報告する。
- 2 災害が発生した場合、学校長は児童生徒の安否を調査し、所在を把握するよう努める。

### 第4 応急教育対策

#### 1 休校措置

##### (1) 授業開始後の措置

授業開始後において災害が発生し、又は予想される気象条件となったときは、学校長は必要に応じて休校措置をとるものとする。

また、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、必要に応じ教職員が引率するなど、児童生徒の安全保護に留意する。

##### (2) 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、学校連絡網等を通じて連絡するとともに、ラジオ、テレビ等を利用し、児童生徒に周知徹底する。

#### 2 施設の確保と復旧対策

##### (1) 復旧対策

被害の程度により、応急処置のできる場合は速やかに修理し、施設の確保に努めるものとする。

##### (2) 校舎の一部が使用不能となった場合

特別教室、屋内運動場、講堂等を利用するものとする。

##### (3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館、体育館、児童会館等の公共施設、又は最寄りの学校を利用するものとする。

##### (4) 仮校舎の建築

児童生徒の教育施設が確保できない場合は、応急仮校舎の建築を検討するものとする。

#### 3 教員の確保

教育委員会（教育文教班）は、教職員の被災状況を把握するとともに、北海道教育委員会（根室教育局）と緊密な連絡をとり、また町内教職員の臨時配置計画を作成して、教職員の確保に努め、教育に支障をきたさないようにする。

#### 4 学校給食等の措置

##### (1) 給食施設が被災したときは、できる限り応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。

##### (2) 給食物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行い、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

(3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

#### 5 衛生管理対策

学校が避難収容施設として使用される場合は、次の点に留意して衛生管理をするものとする。

(1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして、消毒に万全を期する。

(2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。

(3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽の汲み取りを実施すること。

(4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

#### 6 教育の要領

(1) 災害の状況に応じ、特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 授業の場所が公共施設等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

イ 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習内容程度が児童生徒に過度の負担にならないようにする。

ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について万全を期すこと。

エ 学校が避難所とされた場合は、児童生徒の管理に注意するとともに授業の効率低下にならないように留意する。

オ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教職員は教育活動に支障のない限り、可能な協力をする。

#### 7 教科書、学用品等の調達及び支給

##### (1) 調達の方法

教科書の調達は学校別、学年別、使用教科書毎にその必要数を調査し、根室教育局に報告するとともにその指示に基づき教科書供給店等に連絡し調達するものとする。

学用品の調達は、北海道教育委員会から送付を受けたものを配付するほか、町内の文房具店から調達するものとする。

##### (2) 支給の対象者

家屋の全壊、流出、焼失、床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書、学用品を滅失又はき損し、就学上支障のある者に対して支給する。

(3) 支給の方法

学校長との緊密な連絡のもとに支給の対象となる児童生徒の実態を調査把握し、学校長を通じ対象者に支給する。

8 文化財の保全対策

(1) 被害情報の収集・伝達及び施設設備の応急復旧

重大な災害発生が予想される場合は、必要に応じ、文化財の損失・損傷を防護し安全な箇所への移動など適切な管理を行う。

災害発生後、二次災害の防止のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、必要に応じ、危険物等の撤去等の措置を講ずる。

(2) 文化財等の復旧措置

災害を受けた文化財については、標津文化財保護審議委員の指導・助言を受け、必要な応急措置を迅速に講ずるよう努める。

災害復旧事業の計画にあたっては、原型復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点から、対災害性の向上等可能な限り改良復旧に努めるものとする。

復旧事業については、可能な限り迅速かつ円満な促進を図るよう努める。

9 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずる。

(1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

(2) 各種奨学金制度の活用周知

**第5 実施状況の記録**

学用品の支給を行った場合は、学用品の給与状況により、その状況を記録しておく。

## 第21節 住宅対策計画

---

災害により住宅を失い、又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する住宅対策（応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理）は、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

災害のため住宅に被害を受け、自己の資金により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。また、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）については原則として知事が行うが、知事からの委任を受けた場合は町長（建設水道班）が行う。

### 第2 実施の方法

#### 1 避難所の設置

町長は、必要により、住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。（「本編 第5章 第5節 避難対策計画」参照）

#### 2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、予め体制を整備する。

#### 3 応急仮設住宅

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要に応じ応急仮設住宅を建設する。救助法が適用された場合における基本的な事項は次のとおりである。

##### (1) 入居対象者

次のいずれも該当しなければならない

ア 住家が全焼、全壊、又は流出した者であること

イ 居住する住居がない者であること

ウ 自らの資力では住宅を確保することができない経済的弱者で、次に該当する者であること

（ア）生活保護法の被保護者及び要保護者

（イ）特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

エ その他、町長が特に認めた世帯

##### (2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については町長が行うが、選定にあたっては高齢者や重度身体障がい者などの災害時要援護者を優先するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として、応急仮設住宅の設置は知事が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

道及び町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、予め把握する。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

建設必要戸数を知事に要請する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき29.7平方メートルを基準とし、構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。

但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる

ウ 費用は救助法及び関係法令に定める。

(7) 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

(8) 知事が設置した場合、その維持管理は町長に委任される。

(9) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

4 住宅の応急修理

(1) 応急修理対象世帯

ア 住宅が半焼又は半壊し、当面日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では応急修理ができない者

ウ その他、町長が特に認めた者

(2) 応急修理実施の方法は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 応急修理の範囲

居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限度とする。

(4) 費用は、救助法及び関係法令に定めるところによる。

(5) 修理の実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から1月以内に完了する。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

### 第3 災害公営住宅の整備

#### 1 災害公営住宅

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次に示す基準に達した場合に、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し、入居させる。

(1) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

ア 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

イ 町内の滅失戸数が200戸以上のとき、又は町内住宅戸数の1割以上のとき

(2) 火災による場合

ア 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

イ 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき

#### 2 整備及び管理者

災害公営住宅は、町が整備し、管理する。

但し、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行う。

#### 3 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、概ね次の基準による。

(1) 入居者資格

標津町公営住宅条例による。

(2) 構造

再度の被災を防止する構造とする。

(3) 整備年度

原則として当該年度とする。やむを得ない場合は翌年度とする。

(4) 国庫補助

ア 建設、買取りを行う場合は、当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3とする。

但し、激甚災害の場合は3/4とする。

イ 借上げを行う場合は、住宅共用部分工事費の2/5とする。

#### 第4 資材のあっせん、調達

- 1 町長（建設水道班）は、建築資材等の調達を別に定めておくものとする。
- 2 町長は、建設資材の調達が困難な場合は、道及び関係機関にあっせんで依頼するものとする。

#### 第5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、その状況を記録しておく。

#### 第6 住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

## 第22節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下、本節で「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下、本節で「危険度判定」という。）を実施し、また必要に応じ北海道と連携して石綿飛散防止にかかる応急措置や指導を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図る。

### 第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

### 第2 危険度判定の支援

知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下、本節で「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

### 第3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地毎に調査票へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

図表 被災宅地の危険度判定結果の表示

区 分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示
要注意宅地	黄のステッカーを表示
調査済宅地	青のステッカーを表示

### 第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下、本節で「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応

- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

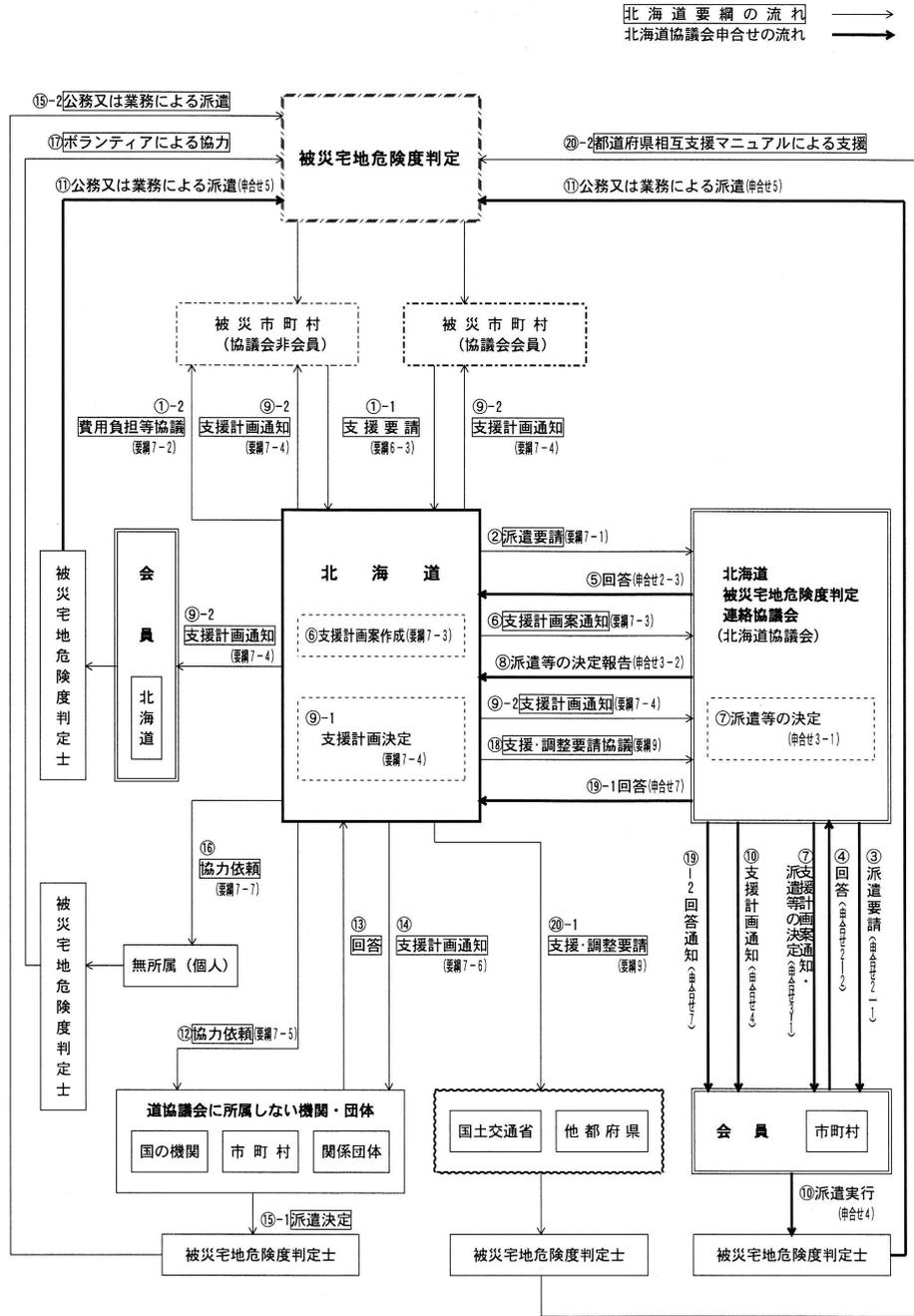
## 第5 事前準備

町及び道は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次に努める。

- 1 町と道は相互支援体制を構築し、連絡体制を整備する。
- 2 道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- 3 道は町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- 4 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

# 第5章 災害応急対策計画

図表 被災宅地危険度判定実施の流れ図



## 第23節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

---

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画に定めるところによる。

### 第1 実施責任

行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬等は、町長（住民生活班）が警察官の協力を得て行う。

但し、救助法の適用を受けた場合は、知事の委任を受けて町長が行うこととなるが、遺体の処理のうち、洗浄等の処理及び検案については知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

### 第2 実施の方法

#### 1 行方不明者の搜索

##### (1) 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

##### (2) 搜索の実施

町長（住民生活班）は警察官・消防機関に協力を要請し搜索を実施する。なお、被災の状況によっては関係機関や地域住民の協力を求める。

##### (3) 警察署への通報

町長（住民生活班）は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を中標津警察署に通報する。

ア 行方不明者の人員数

イ 氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ 行方不明となった日時

エ 行方不明者が発見されると考えられる地域

オ その他行方不明の状況

#### 2 遺体の収容処理

##### (1) 対象者

災害の際に死亡した者で、災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。なお、収容した遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族等に引き渡すものとする。

(2) 収容処理

- ア 遺体は到着順に収容し、遺品等を整理して納棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。
- イ 変死体については、直ちに警察官に届出するものとし、検視後に遺体の処理にあたる。
- ウ 遺体の洗浄、縫合、消毒等を行い、特徴の記録、遺体の撮影をし、所持品ともども一時的に安置する。
- エ 身元識別に時間を必要とし、また死亡者が多数のため短時間に埋葬等遺体処理ができない場合は、遺体を町内の寺院、公共建物等、遺体収容に適切な場所に安置し、埋葬の処理をするまで一時保存する。

3 安置場所の確保

町は、遺体安置場所について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

**第3 遺体の埋葬**

災害時に死亡した者で、災害のため親族が埋葬を行うことが困難な場合、又は親族等引取者のない遺体で町長が必要と認めた場合は、応急埋葬をするものとする。埋葬にあたっては、次の点に留意する。

- 1 遺体は土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。
- 2 事故による遺体は、警察署から引き継ぎを受けた後に埋葬する。
- 3 身元不明の遺体は、警察その他関係機関に連絡して調査にあたるものとする。
- 4 以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律93号）の規定により処理する。
- 5 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関等の協力を得て行う。

**第4 他市町村における被災の漂着処理**

町長は、被災された市町村より漂流した遺体については、次のとおり処理するものとする。

- 1 遺体の身元が判明している場合
  - 死亡した者の遺族等又は被災地域の市町村長に連絡の上、引き渡すものとする。
  - 但し、被災地域が災害発生直後においては、災害による社会混乱のためその遺族等が直ちに引き取ることができないものと予想される場合は、次により処理するものとする。
- (1) 道内の他市町村から漂流した場合は、知事が行う救助を補助するという立場により埋葬を実施するものとする。
- (2) 道外の他市町村から漂流した場合は、他県に対する応援として埋葬を実施するものとする。

2 遺体の身元が判明していない場合

死亡した者の遺族等又は被災地域の市町村長に連絡の上、引き渡すものとする。

- (1) ある一定地域に災害が発生してから短期間に多数の遺体が漂着した場合は、遺体の身元が判明していない場合と同様に処理するものとする。
- (2) 遺体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着してきた遺体であることが推定できない場合は、町長が行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

**第5 費用の限度及び期間**

救助法の基準による。

**第6 搜索等の記録**

行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬した場合はその状況・経緯を記録しておく。

## 第24節 障害物除去計画

---

水害、がけ崩れ等の災害により道路、居住地等に被害を受け、土砂、倒木等で生活に著しい障害を及ぼしている場合の障害物除去実施は、本計画に定めるものとする。

### 第1 実施責任

- 1 障害物の除去は町長（建設水道班）が行い、救助法が適用されたときは町長が知事の委任を受け行うものとする。
- 2 道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年号外法律第180号）及び河川法（昭和39年法律第167号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとする。
- 3 災害の規模、障害物の内容等により、各管理者は相互に協力し、障害物の除去にあたる。

### 第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行う。

- 1 住民の生命、財産等を保護するため速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水（いっすい。水があふれる）の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他、公共的立場から除去を必要とする場合

### 第3 障害物の除去の方法

- 1 各管理者は自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じて自衛隊及び土木業者の協力、応援を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 実施にあたっては原形回復ではなく、応急的な除去に限るものとする。

### 第4 障害物の集積等の場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において集積するものとするが、緊急止む得ない場合は付近の遊休地を利用し集積するものとする。

- 1 人命、財産に被害を与えない場所とする。
- 2 盗難等の危険のない場所とする。
- 3 道路交通の障害とならない場所とする。
- 4 工作物を除去保管したときは、保管を始めた日から14日間、その工作物名を公示する。

- 5 除去保管した工作物が滅失、破損するおそれがあるとき、その保管に不相応の費用及び手数を要するときは、その工作物を売却し、代金を保管することとする。売却の方法及び手続きは競争入札又は随意契約による。

#### 第5 障害物除去に必要な機械の確保

町有機械のみでは障害物除去を実施することができないときは、民間業者等から車両などの機械器具を借上げて確保する。

その場合は、「標津公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定書」によるものとする。

#### 第6 放置車両の除去

放置車両の除去については、「本編 第5章 第8節 交通応急対策計画」に定める。

#### 第7 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

#### 第8 障害物除去の状況の記録

障害物を除去した場合は、その状況を記録しておく。

## 第25節 応急土木対策計画

---

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急対策は、本計画の定めるところによる。

### 第1 災害の原因及び被害種別

- 1 災害の原因
  - 融雪、なだれ及び異常気象等による出水
  - 高潮
  - 津波
  - 山崩れ
  - 地すべり
  - 土石流
  - がけ崩れ
  - 地震
- 2 被害種別
  - 路面及び路床の流失埋没
  - 橋りょうの流失
  - 河川の決壊及び埋没
  - 堤防の決壊
  - 海岸線の侵食
  - 水道管の破損被害による漏水
  - 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

### 第2 応急土木復旧対策

- 1 実施責任
  - 災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。
- 2 応急対策及び応急復旧対策
  - 災害時における被害の発生を予防し、又、被害の拡大を防止するため、施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。
    - (1) 応急措置の準備
      - ア 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。
      - イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

### (2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、知事、近隣市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

### (3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、応急復旧を実施するものとする。

## 3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力する。

また、土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確かつ円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

## 第26節 応急飼料計画

---

災害に際し、家畜飼料の応急対策については、本計画による。

### 第1 実施責任

家畜飼料の応急対策は、町長（農林水産班）が行う。

### 第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって根室振興局長を通じ、道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ、北海道農政事務所等に応急飼料のあっせんを要請する。

#### 1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

#### 2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

## 第27節 労務供給計画

---

災害時における応急対策の実施で、特殊作業やあるいは労力に不足が生じる場合等、労務者が必要とされる際の労務の供給は、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

災害応急対策に必要な労務者の確保は、町長（商工観光班）が行う。

### 第2 動員の実施

- 1 災害応急対策の労務者を確保する場合の順序として、まず奉仕団体の動員、次に被災地域以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをするものとする。
- 2 町内会、民間活動団体への協力要請  
協力要請先は「本編 第3章 第1節 組織計画」を準用する。

### 第3 労務の範囲

協力内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- 1 避難場所等に避難した被災者の世話
- 2 被災者の移送
- 3 被災者への炊き出し
- 4 救援物資の整理、供給及び支給
- 5 被災者への飲料水の供給
- 6 被災者への医療、助産の協力
- 7 避難場所等の清掃及び防疫
- 8 行方不明者の捜索及び遺体収容の協力
- 9 町の依頼による被災者状況調査
- 10 被災地の清掃
- 11 その他災害応急対策等に必要な作業

### 第4 労務者の雇用

- 1 労務者の雇用方法  
町長（商工観光班）は、労務者を必要とするときは、建設業協会等企業団体への要請及び広報誌等による求人広告を行うとともに、根室公共職業安定所中標津分室に対し、文章又は口頭で、次の事項を明らかにして求人申込みをするものとする。

- (1) 職種別、所要労務者数
- (2) 作業内容及び作業場所
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

## 第5 賃金及びその他費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行った者が負担する。
- 2 労務者に対する賃金は、本町における同種の業務及び同程度の技能に係る水準を上回るよう努めるものとする。

## 第6 動員の要請

各班は、次の事項を明示して労務者の配備を商工観光班班長に要請する。

要請を受けた商工観光班班長は、速やかに労務供給計画を樹立し、労務の供給を行う。

- 1 作業員を必要とする理由
- 2 作業の内容
- 3 作業場所
- 4 就労予定期間
- 5 所要人員数
- 6 集合場所
- 7 その他参考事項

## 第7 実施状況の記録

賃金作業員を雇用した場合は、その状況を記録しておく。

## 第28節 ヘリコプター等活用計画

---

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画に定める。

### 第1 基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

### 第2 ヘリコプター等の活動内容

- 1 災害応急対策活動
  - (1) 被災状況調査などの情報収集活動
  - (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送
- 2 救急・救助活動
  - (1) 傷病者、医師等の搬送
  - (2) 被災者の救助・救出
- 3 火災防ぎょ活動
  - (1) 空中消火
  - (2) 消火資機材、人員等の搬送
- 4 その他  
ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

### 第3 町の対応

- 1 緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に要請する。

  - (1) 災害が隣接する町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
  - (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
  - (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合
- 2 要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

### 3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・ 電話：011-782-3233                      ・ FAX：011-782-3234
- ・ 総合行政情報ネットワーク：4-6-210-39-897、4-6-210-39-898

### 4 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。

### 5 緊急患者の緊急搬送手続等

#### (1) 応援要請

町長（根室北部消防事務組合消防本部）は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行う。

#### (2) 救急患者の緊急搬送手続き

ア 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためのヘリコプター出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後、根室振興局及中標津警察署にその旨を連絡する。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票を提出する。

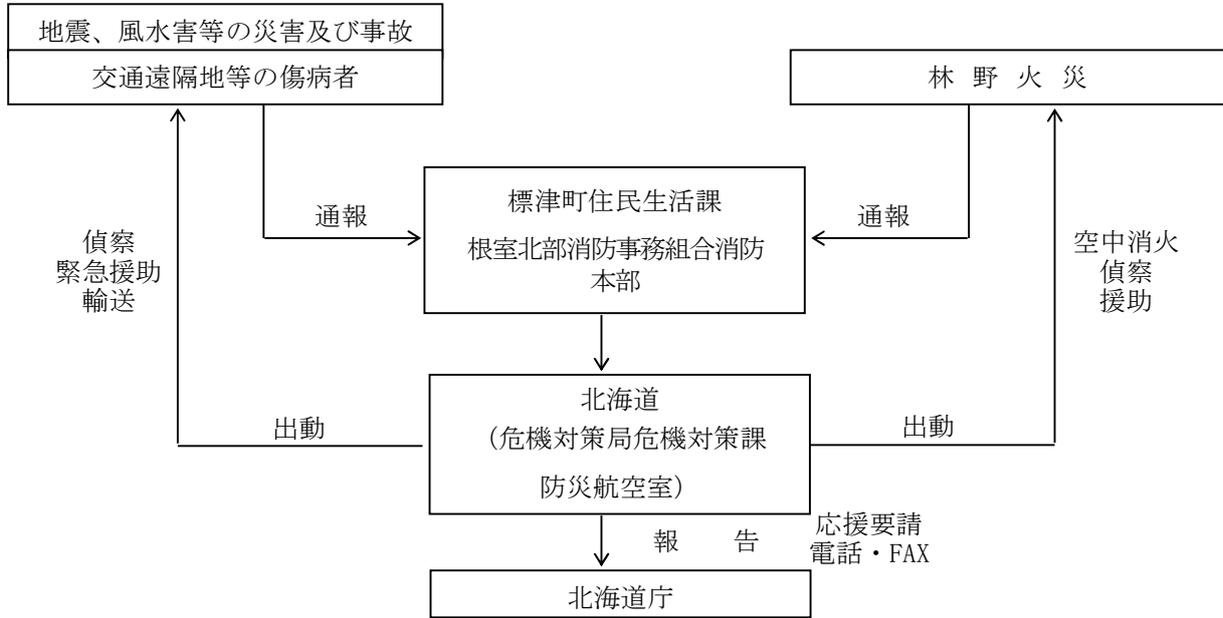
ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行う。

エ 町長は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

(3) 消防防災ヘリコプター運航系統

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおり。

図表 消防防災ヘリコプター緊急運航要請系統



6 受入れ体制等の確保

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入れ体制等を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

なお、本町におけるヘリコプターの離着陸可能地は、「本編 第5章 第9節 輸送計画」に掲載する。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずる。

## 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

災害時における自衛隊の派遣要請は本計画の定めるところによる。

### 第1 災害派遣要請

#### 1 派遣要請の基準

自衛隊の派遣は、人命及び財産の保護を目的とする場合に要請することとし、概ね次の基準によるものとする。

- (1) 災害の発生が予想され、又は災害が発生し、緊急の措置、特に人命の捜索・救助に応援を必要とするとき。
- (2) 人員及び救援物資の緊急輸送のため支援を必要とするとき。
- (3) 主要道路の応急啓開に支援を必要とするとき。
- (4) 応急措置のため医療、防疫、給水、給食及び通信などの支援を必要とするとき。

#### 2 派遣要請の要領

##### (1) 派遣要請の方法

派遣要請をする場合は、町長（住民生活班）は次の事項を明らかにした文章（様式）をもって知事（根室振興局長）に要請するものとする。

但し、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文章（様式）を提出するものとする。

### [資料編] 13 自衛隊災害派遣要請の依頼

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

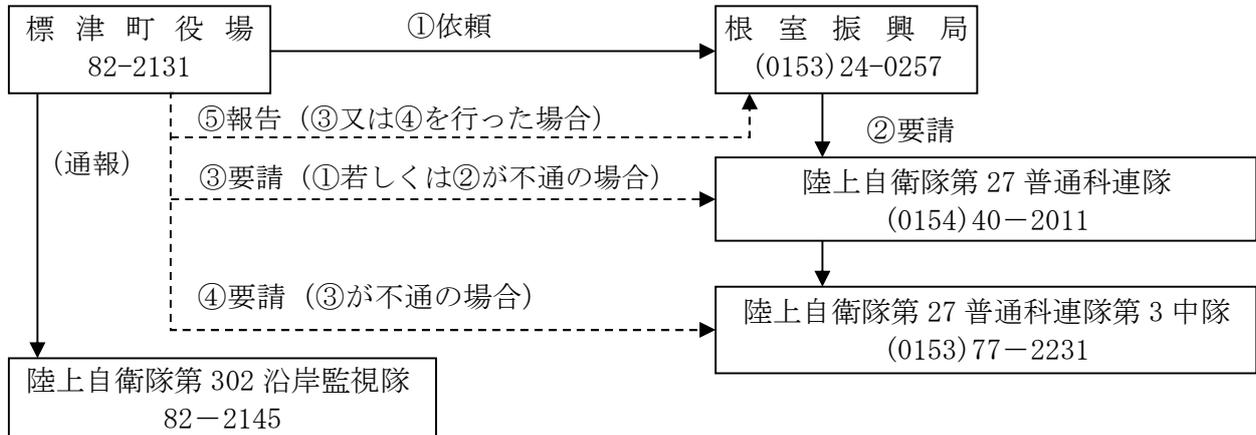
##### (2) 担当対策班及び要請先

町長（住民生活班）が派遣要請を行い、要請権者への連絡及び関係書類の提出先は根室振興局とする。

(3) 緊急を要する災害派遣要請方法

町長、警察署長等は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

但し、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続きを行うものとする。



3 派遣部隊の受入れ体制

町長は、自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、派遣部隊指揮所、派遣部隊活動拠点、派遣部隊との連絡責任者、又は作業計画書等について協議調整の上、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 派遣部隊指揮所

町役場内の対策本部近傍に準備する。

(2) 派遣部隊活動拠点（宿泊、炊事、整備地域、車両・資機材の保管場所等）

町有施設、町有地を提供するが、被災地近隣に町有施設、町有地がない場合は、民有地等の適宜な場所を町で保有して提供する。

(3) 連絡責任者及び連絡員

災害派遣部隊との連絡責任者は、住民生活班長とし、連絡員は住民生活班班員を充てる。

(4) 作業計画の準備

自衛隊と調整し、作業場所及び内容、使用資機材等の確保、その他必要な計画を本部役員会議で樹立し、災害派遣部隊到着と同時に作業が開始できるよう準備しておくものとする。

4 派遣部隊到着後の処置

(1) 派遣部隊到着による作業計画等の協議

町長は、各班長及び派遣部隊責任者と応援作業計画について協議し、必要な処置をとるものとする。なお、派遣部隊の主な活動は次による。

- ア 被害状況の情報収集
- イ 人命の捜索・救助
- ウ 避難の援助
- エ 消防及び水防活動
- オ 道路の応急啓開
- カ 応急医療及び防疫
- キ 人員・物資の緊急輸送
- ク 給食及び給水
- ケ 通信支援
- コ その他の支援活動

(2) 知事への報告

住民生活班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を根室振興局長を経由し知事に報告するものとする。

- ア 派遣部隊の長の官職名
- イ 隊員数
- ウ 到着日時
- エ 従事している作業の内容及び進捗状況
- オ その他必要な事項

5 派遣部隊の撤収要領

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文章（様式）をもって、その旨を報告するものとする。

[資料編] 14 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼
-------------------------

6 経費等

(1) 自衛隊が防災活動に要する次の費用は、町において負担する。

- ア 活動に必要な資機材の借上げ料並びに借上げ機材等の損料（故意の場合を除く）
- イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料（設備等含む）

エ 水道料

オ 汲み取り料

カ 活動に必要な諸施設の借上げ料及び損料（故意の場合を除く）

(2) その他必要な経費については、町と自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

7 派遣要請先

根室振興局地域政策部地域政策課防災主査

8 自衛隊派遣要請に伴う連絡先

陸上自衛隊 第5旅団 第27普通科連隊 第3科 0154-40-2011

## 第2 自衛隊との連携強化

1 町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

2 町長等は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

## 第3 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。

この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおり。

1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること

3 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること

4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること

#### 第4 自衛隊の救援活動

災害派遣時における自衛隊の救援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の搜索活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

## 第30節 広域応援計画

---

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、本計画に定める。

### 第1 町の応援要請・応援活動

#### 1 他市町村及び道への応援要請

- (1) 大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び市町村間の各種相互応援協定等に基づき、他の市町村長に応援を要請する。
- (2) 町長は、町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。

#### 2 他市町村に対する応援活動

町長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められ、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

### 第2 消防機関（根室北部消防事務組合消防本部及び中標津消防署）

大規模災害が発生し、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

### 第3 関係団体等に対する応援要請

町長は、緊急医療の確保、その他の応急措置及び医療救護活動等について必要と認めるときは、日本赤十字社北海道支部、根室市外三郡医師会及び標津建設業協会等の関係団体に対して応援要請を行うものとする。

なお、医師会及び建設業協会については「災害時の医療救護活動に関する協定書」並びに「標津公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定書」による。

### 第4 応援の受入れ体制と活動状況の把握

町長は、応援隊及び応援物資の受入れのため、次の事項について必要な措置をとるよう各班長に指示する。

- 1 応援隊の受入れは関係する各班が直接あたるものとする。
- 2 応援隊を受入れた各班長は隊員数、活動日数及び活動状況、宿舎、食料確保等常に把握し、総務班長に報告するものとする。

## 第5章 災害応急対策計画

- 3 応援隊を受入れる各班長は災害の進展状況、被害状況、道路交通状況等、応援体制に必要な情報を要請先の機関に連絡し、応援に関する進入路、資機材、応援手段について協議するものとする。
- 4 応援隊を受入れる各班長は集結地点又は応援物資の受け取り場所等を選定し、応援隊を誘導するものとする。
- 5 応援隊の活動は、町長の指揮下で活動する。

## 第31節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法の規定により、知事又は町長等（以下、本節で「町長等」という。）は指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は基本法の規定により、内閣総理大臣又は知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求める。

### 第1 要請権者

- 1 町長又は町の委員会若しくは委員
- 2 知事又は道の委員会若しくは委員

なお、道又は町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長に予め協議しなければならない。

### 第2 他の地方公共団体への応援要請

応援要請は、応急対策を実施するにあたり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるとき、町長は基本法等の関係法令及び相互応援協定により、協力を求める。

応援要請の種別は次のとおり。

要請先	要請の内容	根拠法令
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	基本法第 29 条
根室振興局 北海道知事	(1) 指定地方行政機関の職員の派遣のあっせん要請 (2) 他の地方公共団体職員の派遣のあっせん要請 (3) 応援要求及び応急措置の実施要請 (4) 職員の派遣要請	基本法第 30 条 1 基本法第 30 条 2 基本法第 68 条 地方自治法第 252 条 17
他の市町村長	(1) 応援の要求 (2) 職員の派遣要請	基本法第 67 条 地方自治法第 252 条 17 水防法第 16 条

### 第3 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。
  - (1) 派遣を要請する理由
  - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
  - (3) 派遣を必要とする期間
  - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

## 第5章 災害応急対策計画

2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく、地方自治法に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

### 第4 派遣職員の身分取扱

1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側及び職員派遣受入れ側の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則の適用がある。

但し、この場合、双方の法令・条例及び規則に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。

また、職員派遣受入れはその派遣職員を定数外職員とする。

2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法及び同法施行令の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法の規定により設定による。

3 派遣職員の分限及び懲戒は職員派遣側が行う。

但し、地方自治法に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定する。

4 派遣職員の服務は、職員派遣受入れ側の規定を適用する。

5 職員派遣受入れ側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

(参考) 昭和 37 年自治省告示第 118 号 (災害派遣手当の額の基準)

基本法施行令の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

#### <災害派遣手当の額の基準>

派遣を受けた都道府道又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

## 第32節 防災ボランティアとの連携計画

災害時において、ボランティアを申し出た者の受入れ及びその活動の円滑な実施に関することについては、本計画の定めるところによる。

### 第1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき災害応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者の生活の維持や再建を援助するものがある。こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が効果的に生かされるようその活動環境の整備を図るものとする。

また、町、道及び防災関係機関等は、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

### 第2 ボランティア受付窓口

災害発生と同時に各地からボランティアの申し出がなされる。

災害対策本部からの要請により標津町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し受付を行うものとする。

この受付の際には、氏名、住所及び主な活動内容等を記録しておかなければならない。

### 第3 ボランティア活動等の把握

町長（保健福祉班）は、ボランティアがどこで、どのような活動をしているか、又、どこでボランティアを必要としているかなどボランティアに対する被災地のニーズを常に把握しておくものとし、ボランティア活動が円滑に行われるようボランティアセンターとの情報の共有化を図り、ボランティア活動における必要な調整などに支援を行うものとする。

また、町、道及び防災関係機関は、ボランティアの受入れにあたって、高齢者介護や外国人との会話力等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

### 第4 ボランティアの主な活動内容

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主に次のとおりとする。

1 災害・安否・生活情報の収集・伝達	9 救急・救助活動
2 炊き出し、その他の災害救助活動	10 医療・救護活動
3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助	11 外国語通訳
4 清掃及び防疫	12 非常通信
5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分	13 被災者の心のケア活動
6 被災建築物の応急危険度判定	14 被災母子のケア活動
7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業	15 被災動物の保護・救助活動
8 災害応急対策事務の補助	16 ボランティア・コーディネート

## 第5 ボランティアへの支援

町長は、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動拠点となるべき施設を提供するなどの活動環境の整備を図るものとする。

また、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア連絡部、防災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援する。

## 第33節 災害義援金募集（配分）計画

---

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分については、本計画に定める。

### 第1 災害義援金品の募集

町長は、全国各地から義援金品を募集する場合、日本赤十字社北海道支部と連携して募集するとともに、受付窓口を開設し、義援金を受付ける。

なお、義援金品は被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう、広報に努める。

### 第2 義援金品の受付

- 1 住民及び他市町村から拠出された義援金品で、町に委託されたものについては、財政班で受け付ける。
- 2 義援金品を受領したときは、寄託者に受領書を発行する。

### 第3 義援金品の配分

寄託された義援金品の被災者に対する配分については、義援金品配分委員会を設置し、協議し決定する。

配分にあたっては、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、適切かつ速やかに配分する。なお、配分委員会では、義援金品の配分計画として次の事項について審議する。

- 1 配分対象
- 2 配分基準
- 3 配分方法
- 4 その他必要な事項について

### 第4 関係機関との協力

義援金品の配分については、道、根室振興局、日本赤十字社北海道支部等と連絡をとり、相互に協力して行う。

## 第34節 災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、り災者（災害の被害を被った人のうち、り災証明の発行を受けた人）の速やかな立直りを期するための応急金融は、本計画に定める。

### 第1 実施計画

1 民生関係資金の融資貸付等

町は、り災者の生活資金の確保、貸付を積極的に実施する。

2 一般住宅復興資金の確保

町は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金を確保する。

3 農林業金融対策

町は、天災資金の融資枠を確保し、農林漁業金融公庫に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

4 中小企業への金融対策

町は、道保証協会、金融機関等と協議して災害融資制度を活用し、中小企業振興資金による災害復興資金等を確保する。

### 第2 応急金融の種類

1 生活福祉資金	10 樹苗養成施設資金
2 母子・寡婦福祉資金	11 林道資金
3 災害援護資金貸付金	12 主務大臣指定施設資金
4 災害復興住宅資金	13 共同利用施設資金
5 農林漁業セーフティネット資金	14 備荒資金直接融資資金
6 天災融資法による融資	15 中小企業総合振興資金 「セーフティネット貸付（災害貸付）」
7 農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設（災害復旧）)	16 勤労者福祉資金
8 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） 水産業施設資金（災害復旧）	17 「被災者生活再建支援法」に基づく支援
9 造林資金	

### 第3 財政対策

1 町は、指定地方行政機関、金融機関等に対して、町が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業復興対策に要する財政資金の確保に対する積極的な協力を要請するものとする。

2 道、町及び防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

## 第35節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 実施責任

町長は、知事が行う応急救助活動を補助するものであるが、救助法第30条に基づき、救助法施行細則（昭和31年10月10日北海道規則142号）により委任された職種の一部については、自らの判断と責任において、救助を実施する。

### 第2 救助法の適用基準

救助法による救助は、本町において次に掲げる災害が発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とするものに対して行う。

図表 救助法の適用基準

被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道 2,500 世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000 世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	標津町区域の住家滅失世帯数	
[町] 5,000 人以上 15,000 人未満	40	20	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
適用	1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のものである。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のものである。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものである。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。		

### 第3 救助法の適用手続き

1 町長は、町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、直ちにその旨を根室振興局長に報告しなければならない。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況

- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
- (6) その他必要な事項

2 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに根室振興局長に報告し、その後の処理について指揮を受けなければならない。

#### 第4 救助の実施と種類

##### 1 救助の実施と種類

町は、救助法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認められた救助を道より受けるものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害毎に救助に関する事務を通知により委任する。

図表 救助の種類・実施期間・実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内 に延長可能	対象者、対象箇所を選定～町 設置～道（但し、委任したときは町）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班は道・日赤道支部 （但し、委任したときは町）
助産	分娩の日から7日以内	医療班は道・日赤道支部 （但し、委任したときは町）
災害にあった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日本赤十字社北海道支部
障害物の除去	10日以内	町

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

### 2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力命令、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより、公用令書その他、所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長、又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力しなければならない。

### 第5 基本法と救助法との関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等により、その責任を明らかにしなければならない。

## 第6章 地震・津波防災計画

地震・津波災害の防災対策に関する計画は、町地域防災計画の別編である「地震・津波防災計画編」に定める。

## 第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

この様な社会構造の変化により、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災等、大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、それぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

### 第1節 海上災害対策計画

#### I 海難対策計画

##### 第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るための防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画に定めるところによる。

##### 第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防対策を実施する。

###### 1 実施事項

- (1) 船舶所有者、管理者、占有者等（以下、本章で「船舶所有者等」という。）、漁業協同組合
  - ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
  - イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
  - ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
  - エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに、自衛消防隊の組織化に努める。
- (2) 北海道運輸局、羅臼海上保安署、道、北海道警察（中標津警察署）、町、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署
  - ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
  - イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

## 第7章 事故災害対策計画

- ウ 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- エ 海難発生時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- オ 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努める。
- カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- キ 船舶所有者等及び船長に対しては次による気象情報の把握に努め、荒天に際しては早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対しては気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。
  - (ア) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
  - (イ) 漁業無線局の気象通報を必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安署からの警告指導が出た場合は速やかに適切な措置を講ずる。
- ク 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者等及び乗組員に対し、次の事項を指導する。
  - (ア) 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備
  - (イ) 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
  - (ウ) 漁船乗務員の養成と資質の向上
  - (エ) 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
  - (オ) 海難防止に対する意識の高揚
- ケ 羅臼海上保安署及び北海道運輸局は、次の事項に留意し、随時立入検査等を行い、船舶所有者等及び船長に対し、適切な指導を行う。
  - (ア) 海技従事有資格者の乗船確認
  - (イ) 無線従事有資格者の乗船確認
  - (ウ) 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

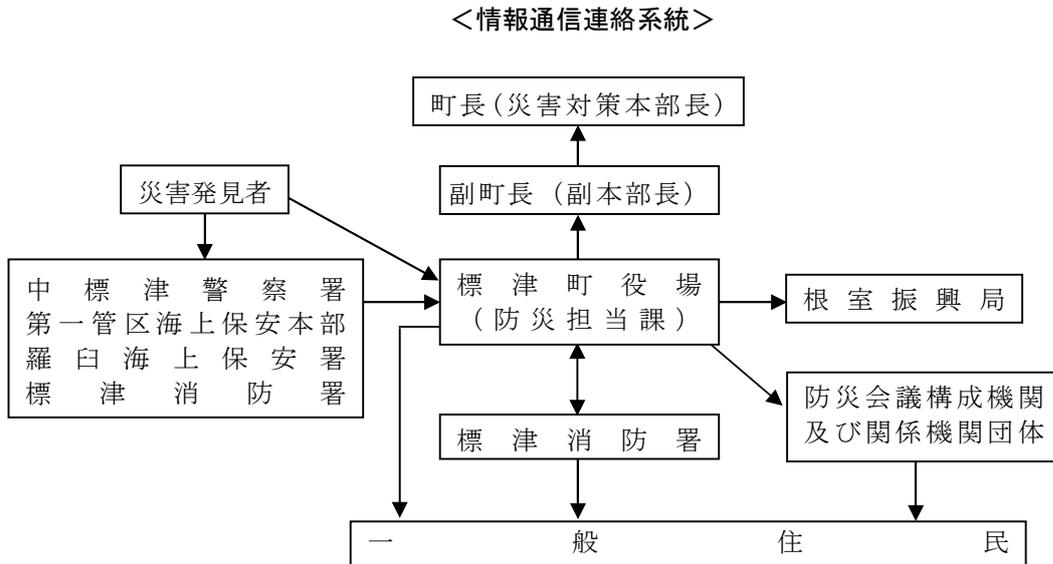
第3 災害応急対策

1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおり。



(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 広域海難発生時の広報

「本編 第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、北海道運輸局、羅臼海上保安署、町、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署、道、北海道警察（中標津警察署）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び住民等への広報

関係機関は、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 道の災害対策組織

知事は、海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ、北海道地域防災計画の定めるところにより、応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 町の災害対策組織

町長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動、体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 捜索活動

海難船舶の捜索活動は、関係機関が相互に密接に協力の上、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行う。

5 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、「本編 第5章 第6節 救助救出計画」の定めによるほか、次による。

(1) 実施事項

ア 第一管区海上保安本部

- (ア) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと
- (イ) 船舶交通の障害の除去に関すること
- (ウ) 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行う者、並びに船舶交通に対する障害を除去する者の監督に関すること

## 第7章 事故災害対策計画

(エ) 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること

### イ 町

(ア) 遭難船舶を認知した町は、羅臼海上保安署及び中標津警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと

(イ) 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと

### ウ 北海道警察（中標津警察署）

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行うこと

### エ 漁業協同組合

常時、所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡にあたること

### オ 水難救難所（道内に設置されているボランティア組織）

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること

## 6 消防活動

船舶等火災の消火活動については、羅臼海上保安署と根室北部消防事務組合消防本部が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

## 7 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、「本編 第5章 第16節 医療救護計画」の定めるところにより実施する。

## 8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等について町等各関係機関は、「本編 第5章 第23節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

## 9 交通規制

海難発生時における交通規制については、「本編 第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

## 10 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、海難の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「本編 第5章 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

### 11 広域応援

町、根室北部消防事務組合消防本部及び道は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本編 第5章 第30節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

## 第4 災害復旧

海難事故等により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「本編 第8章 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

## Ⅱ 流出油等対策計画

### 第1 基本方針

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により、船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るための防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画に定めるところによる。

### 第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防対策を実施する。

#### 1 関係行政機関の共通実施事項

(北海道開発局、北海道運輸局、羅臼海上保安署、道、北海道警察（中標津警察署）、町、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署)

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともに、その整備状況等について関係機関と情報を共有する。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

#### 2 各行政機関の個別の実施事項

##### (1) 北海道開発局

港湾及び航路の直轄工事の計画、施工に関して、防災上留意すべき事項について十分配慮する。

##### (2) 羅臼海上保安署

ア 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

- (ア) 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）

## 第7章 事故災害対策計画

- (イ) 港湾状況（特に避難港、避難地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜まり等の状況）
- (ウ) 防災施設、機材等の種類、分布の状況等救助に必要な機材能力の基礎調査（曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業）
- イ 北海道沿岸海域排出油防除計画の普及及び流出油等の防除に関する協議会の育成強化を図る。
- ウ 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり、次の方法により関係者を指導啓発する。
  - (ア) 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等
  - (イ) 船舶に対する訪船指導
- エ 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結びつくものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。
  - (ア) 船舶安全法に基づく安全基準の励行
  - (イ) 船舶職員法、船員法等乗組員に関する法令の遵守
  - (ウ) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守
- (3) 道
  - ア 町の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導する。
  - イ 町等の漁港及び航路の計画、施行に関して、防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導する。
  - ウ 町及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。
- (4) 町、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署
  - ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
  - イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
  - ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
    - (ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと
    - (イ) 消火器具の配備
    - (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
    - (エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
  - エ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、予め掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

3 船舶所有者等、漁業協同組合

- (1) 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。
- (2) 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努める。
- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

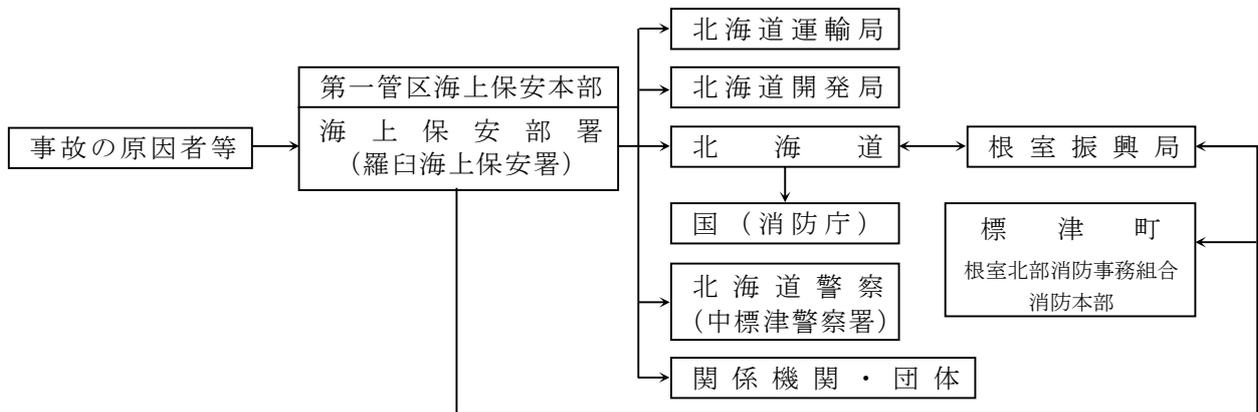
1 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおり。

<情報通信連絡系統>



(2) 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、「本編 第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、危険物関係施設管理者、北海道運輸局、羅臼海上保安署、町、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署、北海道、北海道警察（中標津警察署）

(2) 実施事項

(ア) 旅客及び住民等への広報

関係機関は、次の事項について広報を実施する。

- a 油等大量流出事故災害の状況
- b 関係機関の災害応急対策に関する情報
- c 海上輸送復旧の見通し
- d 難の必要性等、地域に与える影響
- e その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 道の災害対策組織

知事は、油等大量流出事故災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ、北海道地域防災計画の定めるところにより、応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 町の災害対策組織

町長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 油等の流出又は流出するおそれがある場合の防除活動

主な防災関係機関の実施事項は次のとおり。

(1) 事故の原因者等

速やかに第一管区海上保安本部等、最寄りの海上保安機関に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続く流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

(2) 第一管区海上保安本部及び羅臼海上保安署

## 第7章 事故災害対策計画

- ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化状況等を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。
- イ 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。
- ウ 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。
- エ 緊急を要し、かつ必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。
- オ 排出油等の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。
- カ 船艇等による油防除作業、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- キ 第一管区海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜き取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

### (3) 北海道開発局

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要に応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措置を講ずる。

### (4) 道、町、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署

ア 町及び道は、ヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともに、その情報を関係機関へ提供する。

イ 町及び道は、油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努める。

### (5) 北海道警察（中標津警察署）

ア 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。

イ 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

### 5 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施する。

#### (1) 羅臼海上保安署

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて町、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署に協力を要請する。

#### (2) 町、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署

火災状況等の情報収集に努め、羅臼海上保安署の消火活動に協力する。

### 6 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は「本編 第5章 第5節 避難対策計画」の定めるところにより、実施する。

### 7 交通規制

海上災害時における交通規制については、「本編 第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めるところにより、実施する。

### 8 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、流出油の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「本編 第5章 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

### 9 広域応援

町、根室北部消防事務組合消防本部及び道は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実地できない場合は、「本編 第5章 第30節 広域応援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

### 10 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行う。

### 11 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受入れ等については、「本編 第5章 第32節 防災ボランティアとの連携計画」に定める。

## 第4 災害復旧

流出油等により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「本編 第8章 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

## 第2節 道路災害対策計画

---

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画に定める。

### 第1 災害予防

町は関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

#### 1 実施事項

##### (1) 道路管理者

ア トンネルや橋りょう等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

##### (2) 北海道警察（中標津警察署）

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

第2 災害応急対策

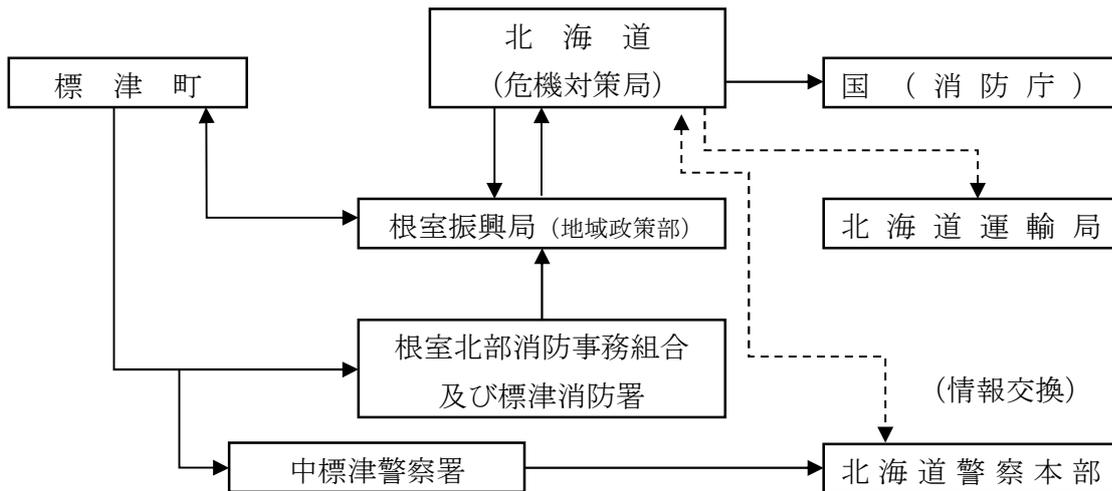
1 情報通信

道路災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

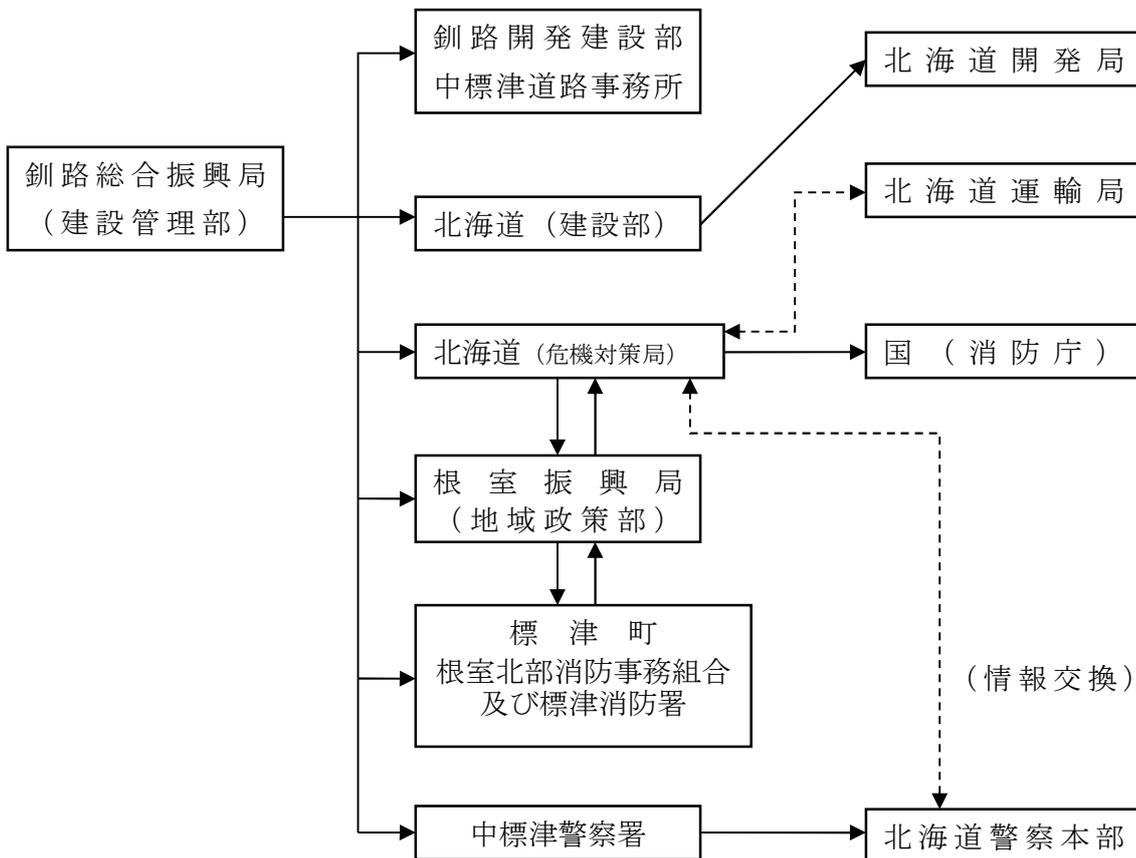
ア 町の管理する道路の場合

<道路災害の情報通信連絡系統（町の管理する道路の場合）>



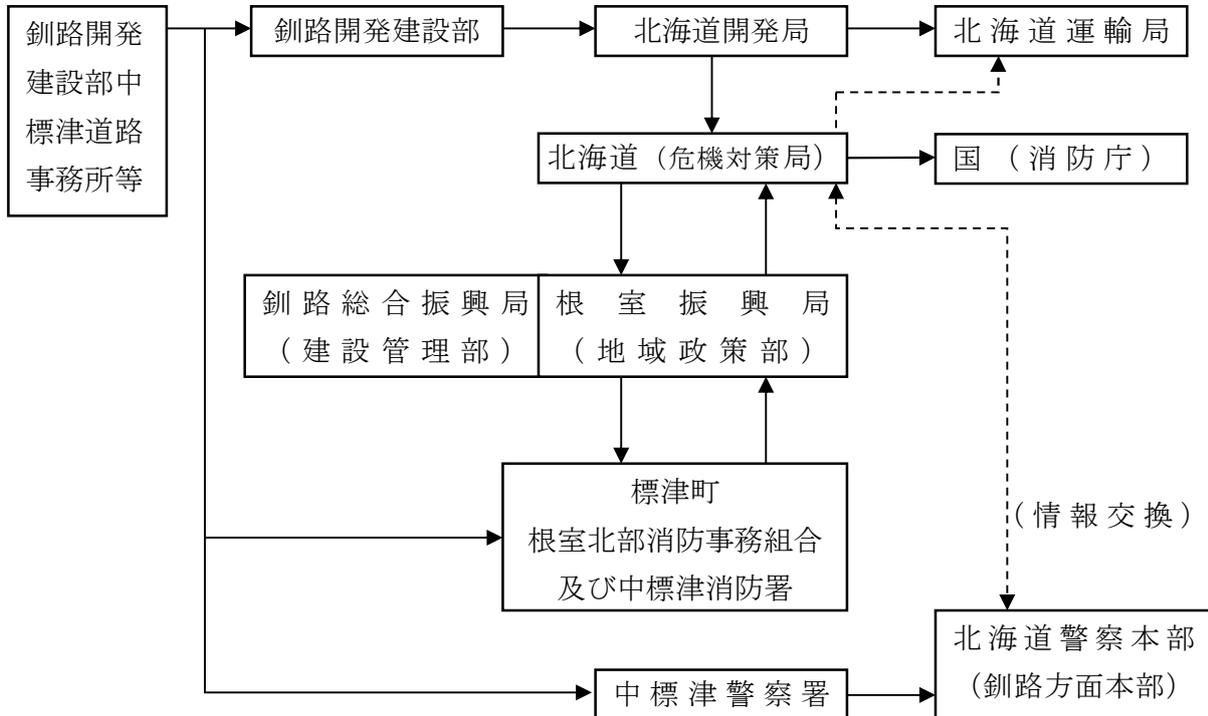
イ 道の管理する道路の場合

<道路災害の情報通信連絡系統（道の管理する道路の場合）>



ウ 国の管理する道路の場合

<道路災害の情報通信連絡系統（国の管理する道路の場合）>



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「本編 第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

道路管理者、町、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署、道、北海道警察（中標津警察署）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 道の災害対策組織

知事は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ、北海道地域防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 町の災害対策組織

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「本編 第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、道が定める「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「本編 第5章 第6節 救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「本編 第5章 第16節 医療救護計画」の定めにより実施するほか、道路管理者も関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署

ア 根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 町は根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署と連携して、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

ウ 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「本編 第5章 第23節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、「本編 第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 北海道警察（中標津警察署）

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本編 第7章 第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

### 10 自衛隊派遣要請

道路災害発生時における自衛隊派遣要請については、「本編 第5章 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

### 11 広域応援

町、道及び根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本編 第5章 第30節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

## 第3 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

- 1 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- 2 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- 3 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- 4 災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

## 第3節 危険物等災害対策計画

---

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、町及び事業者並びに防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画に定める。

### 第1 危険物の定義

#### 1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に規定されているもの。

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等

#### 2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）に規定されているもの。

《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等

#### 3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）に規定されているもの。

《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニア等

#### 4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）に規定されているもの。

《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）等

#### 5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

### 第2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、本節で「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

なお、町は、予防上の観点から根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により、自主保安体制の確立等の適切な指導を行う。

#### 1 危険物等災害予防

##### (1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

## 第7章 事故災害対策計画

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署、中標津警察署へ通報する。

### (2) 道、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

### (3) 北海道警察（中標津警察署）

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

## 2 火薬類災害予防

### (1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届出るとともに、道に報告する。

### (2) 道、北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会（北海道産業保安監督部にあっては、国家公安委員会）に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

### (3) 北海道警察（中標津警察署）

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

(4) 根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届出る。

(2) 道、北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

ウ 道にあっては、高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

(3) 北海道警察（中標津警察署）

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

(4) 根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を根室振興局保健環境部、中標津警察署又は根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署に届出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

(2) 道

ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

(3) 北海道警察（中標津警察署）

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

(4) 根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、根室北部消防事務組合消防本部等関係機関へ通報する。

(2) 根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 北海道警察（中標津警察署）

警察署は、事故を認知した場合は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

### 第3 災害応急対策

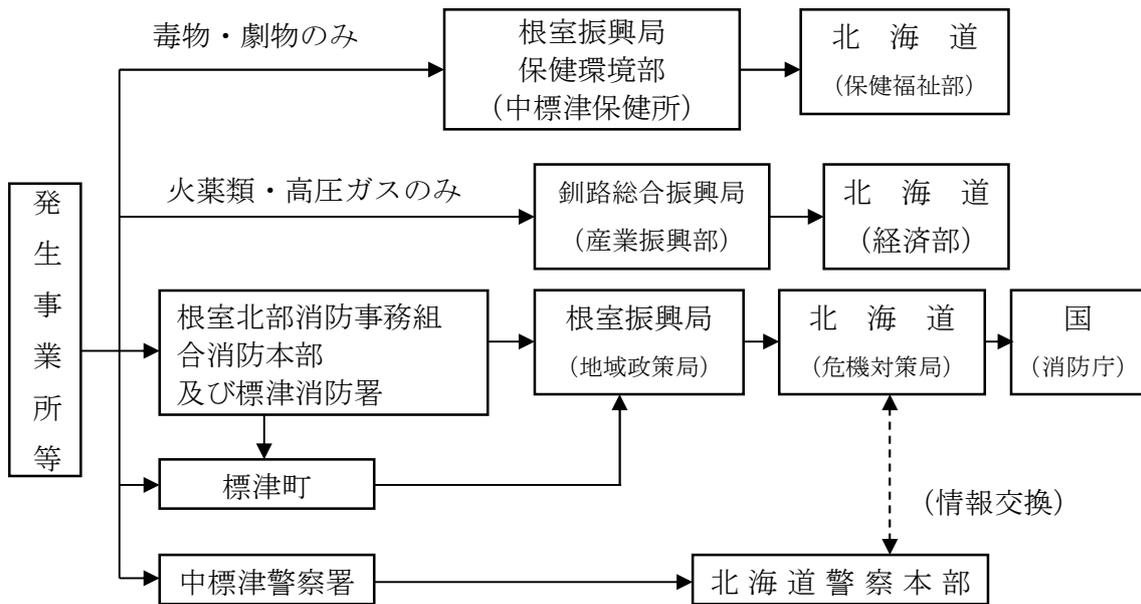
#### 1 情報通信

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

##### (1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおり。

<危険物等災害の情報通信の連絡系統>



##### (2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

#### 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「本編 第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

##### (1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関。

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等への情報
- (オ) 関係機関の実施する災害応急対策に関する情報
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 道の災害対策組織

知事は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ、北海道地域防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 町の災害対策組織

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「本編 第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

### (4) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、道が定める「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

## 4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

### (1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

### (2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため、適切な応急対策を講ずる。

## 5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

### (1) 事業者

消防隊の現場到着までの間に、自衛消防組織等によってその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努める。

### (2) 根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 町は、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署と連携して、危険物等災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

## 6 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「本編 第5章 第5節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性等といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

## 7 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「本編 第5章 第6節 救助救出計画」及び「本編 第5章 第16節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

## 8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び防災関係機関は、「本編 第5章 第23節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

### 9 交通規制

中標津警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「本編 第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

### 10 自衛隊派遣要請

危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請については、「本編 第5章 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

### 11 広域応援

町、道及び根室北部消防事務組合消防本部は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本編 第5章 第30節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

## 第4節 大規模な火事災害対策計画

---

死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画に定める。

### 第1 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

#### 1 町及び根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署

##### (1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりに努める。

##### (2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

##### (3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

##### (4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

##### (5) 防火思想の普及

年2回（春、秋季）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、災害時要援護者対策に十分配慮する。

##### (6) 自主防災組織の育成強化

自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的・火災予防運動の実践を推進する。

##### (7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

##### (8) 消防体制の整備

消防職団員の非常召集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災

害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して、実践的な消火、救助、救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報の発表

町長は、根室振興局を通じて火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発表条件（実効湿度が70%以下であって、最小湿度が50%以下となり、かつ最大風速が8m/s以上のとき）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条により、火災気象警報を発することができる。

2 道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

第2 災害応急対策

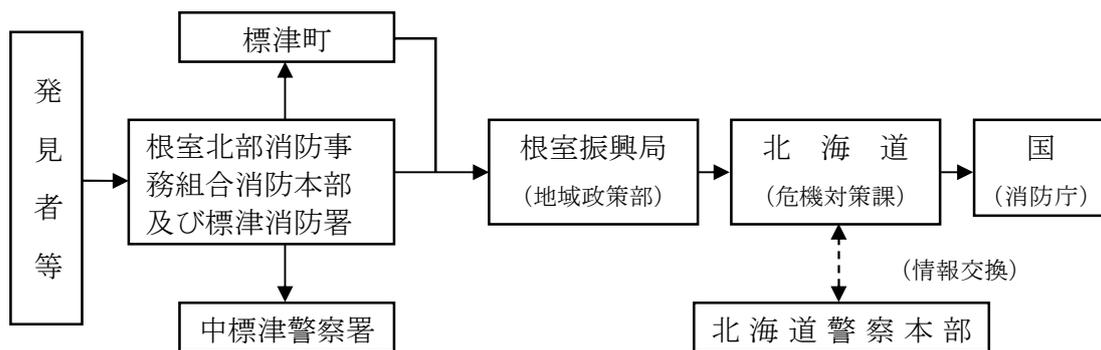
1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の連絡系統は、次のとおりとする。

<大規模な火事災害の情報通信連絡系統>



(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「本編 第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

### (1) 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

### (2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

## 3 応急活動体制

### (1) 道の災害対策組織

知事は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ、北海道地域防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

### (2) 町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「本編 第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### (3) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

### (4) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、道が定める「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

## 4 消防活動

根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署は、「本編 第4章 第10節 消防計画」に定めるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として次により消防活動を行う。

(1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

(2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら、活動を実施する。

(3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等々の協力を得て、効果的な活動を実施する。なお、住民等が初期消火活動を実施する場合は安全に十分配慮し、住民等に危険が及ばない範囲で活動する。

## 5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「本編 第5章 第5節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

## 6 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「本編 第5章 第6節 救助救出計画」及び「本編 第5章 第16節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町及び関係機関は、「本編 第5章 第23節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

## 7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「本編 第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

## 8 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については、「本編 第5章 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

## 9 広域応援

町、道及び根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本編 第5章 第30節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

### 第3 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、防災関係機関との密接な連携のもと、「本編 第8章 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

## 第5節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策は、次のとおりである。

### 第1 予防対策

#### 1 実施事項

林野火災発生原因の殆どが人為的なものであるため、町及び道、国、関係機関は次により対策を講ずる。

##### (1) 町、北海道森林管理局、道

###### ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

(ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、防災行政無線、広報誌、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

(イ) 入林の許可・届出等について指導する。

a 入林にあたっては、日時、場所等を指定するとともに、入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。

b 入林承認証又は入林腕章を着用して入林させることとし、入林承認に当たっては、火気の取扱い、山火事予防その他必要な注意事項を与えて承認する。

(ウ) 火災警報発表時又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

###### イ 火入れ対策

林野火災危険期間（4月23日～6月30日（うち無煙（強化）期間5月20日～5月31日）以下、本節において「危険期間」）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対し、次の事項を指導する。

(ア) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。

但し、火入れを行う場所が国有地の1km以内にあるときは、所轄する根釧東部森林管理署長の承認を受けなければならない。

（火入れ許可基準）

面積：1回3ha以内とし、周囲に5.5m以上の防火線をつくること。

時間：午後4時から午後8時まで

人員：火入れに従事する人員は、1haまで15人、2haまで20人、3haまで30人以上とする。

(イ) 火災警報発表時又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。

- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。
- (オ) 林野火災特別警戒区域の設定に努めることとし、それぞれの所管する機関において警戒体制の強化を図る。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- (イ) ヘリコプターによる空中消火に対応するため、関係機関等において空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地を予め選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- イ 巡視員の配置
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置  
直営事業地における対策として、各事業地の実情に応じ、事務所、宿舍等の施設及び石油類等の火気取締責任者を定め、事業地内の巡視警戒に当たる。
- イ 火気責任者の指定する喫煙所の設置、標識及び消火設備の完備  
前記アにおける対策に準じて、山火事警防体制を整えるよう指導する。  
なお、場合によっては、請負契約又は売払契約にこれらの条件を付して、山火事警防を確実に実施するよう指導する。
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) バス等運送事業者

危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- ア 路線の巡視
- イ ポスター掲示等による広報活動

ウ 林野火災の巡視における用地の通行

エ 緊急時における専用電話の利用

## 2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会により、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

### (1) 標津町林野火災予消防対策協議会

町の予消防対策については、次の関係機関により構成された標津町林野火災予消防対策協議会が推進する。

#### ア 指導機関

根室支庁、根釧東部森林管理署、中標津警察署、標津駐在所、陸上自衛隊第27普通科連隊、陸上自衛隊第302沿岸監視隊

#### イ 実施機関

標津町、標津消防署、標津消防団、標津町森林組合、各森林愛護組合

#### (ア) 森林愛護組合

東川北愛護組合、西川北愛護組合、南川北愛護組合、北川北愛護組合、西北標津愛護組合、北標津愛護組合、古多糠愛護組合、北・西・上古多糠愛護組合、薫別愛護組合、浜古多糠愛護組合、東茶志骨愛護組合、茶志骨愛護組合、茶志骨パイロット愛護組合、浜茶志骨愛護組合

#### ウ 協力機関

北海道新聞中標津支局、N T T 東日本(株)釧路支局、標津郵便局、川北郵便局、薫別郵便局、阿寒バス(株)標津営業所、釧路建設管理部中標津出張所、釧路開発建設部中標津道路事務所、(株)ニチモク林産北海道、東北海道木材協会標津支部、根室地区農業共済組合標津支所、中標津林業(株)、標津林業研究グループ、(株)ケイセイ中標津出張所、(株)島津商店標津工場、釧路新聞中標津支社、標津町農業協同組合、標津林業(有)、素利製材、(株)北都中標津事業所、日東交通(株)標津営業所、古瀬種苗園、標津漁業協同組合、標津森林保全巡視員、鳥獣保護員、猟友会中標津支部標津部会、標津町農業委員会、標津町観光協会、標津町教育委員会、標津町建設業協会、(株)小野建設工業

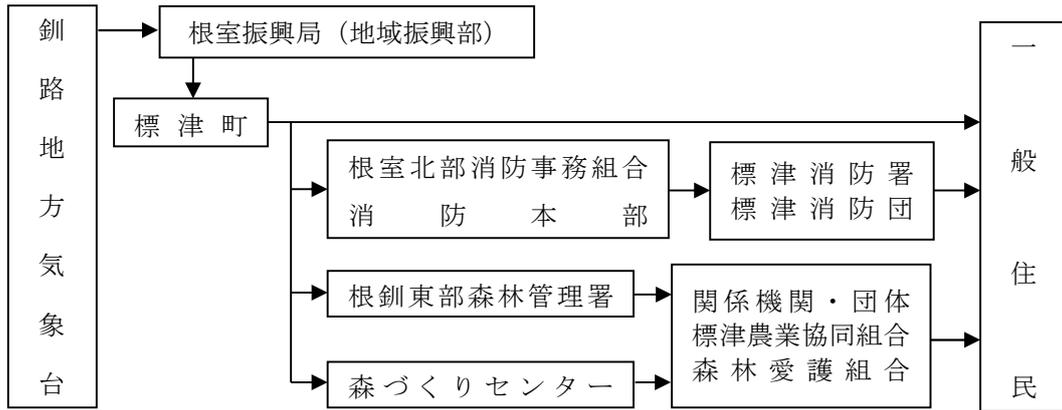
## 第2 応急対策

### 1 情報通信

#### (1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりである。

<林野火災気象通報の伝達系統図>



#### (2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- エ 町及び根室振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付 林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

### 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「本編 第5章 第3節 災害広報計画」によるほか、次により実施する。

#### (1) 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ その他必要な事項

(2) 住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア 災害の状況

イ 被災者の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ 避難の必要性等、地域に与える影響

カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて、「本編 第3章 第1節 組織計画」に定める応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

町は、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

(1) 林野火災防ぎょ図の活用、適切な消火部隊の配置、森林組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「本編 第5章 第28節 ヘリコプター等活用計画」に基づき、北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「本編 第5章 第5節 避難対策計画」に定める必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「本編 第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

7 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については、「本編 第5章 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施する。

なお、空中からの消火を行う場合は、根室振興局に林野火災空中消火用資機材貸出申請を行う。

8 広域応援

町、道及び根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本編 第5章 第30節 広域応援計画」により、他の消防本部、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

9 二次災害の防止活動等

(1) 治山事業等

町は道と協力し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

(2) 自然環境への対応

林野火災による被害が自然環境に及んだ場合、道と連携を図り、影響を最小限に食い止めるために必要な応急・復旧活動に協力する。

## 第8章 災害復旧計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等、将来の災害に備える計画とし、「第5章 災害応急対策計画」に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

### 第1 実施責任

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとする。

### 第2 復旧工事の実施

復旧工事の実施にあたっては、迅速に推進し早期復旧を図り、状況に応じて次のとおり実施するものとする。

#### 1 応急復旧工事

復旧工事が長期にわたる場合は、とりあえず必要最小限度の復旧を図ったのち逐次全面的な復旧工事を実施する。

#### 2 補強、改良復旧工事

応急資材による仮工事により復旧した施設、設備は、その後適切な補強及び改良工事を実施する。

#### 3 緊急復旧工事

被災後、速やかに復旧を図らなければ、さらに被害が累加する施設、設備については可及的速やかに復旧措置を講ずるものとする。

### 第3 復旧事業計画の種類

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

#### 1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地すべり防止施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路

- (7) 下水道
  - (8) 公園
  - (9) 海岸
  - (10) 港湾
  - (11) 漁港
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
  - 3 都市施設災害復旧事業計画
  - 4 上、下水道災害復旧事業計画
  - 5 住宅災害復旧事業計画
  - 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
  - 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
  - 8 学校教育施設災害復旧事業計画
  - 9 社会教育施設災害復旧事業計画
  - 10 その他災害復旧事業計画

#### **第4 災害復旧予算措置等**

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律が定めるところにより、予算の範囲内において国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

#### **第5 激甚災害に係る財政援助措置**

著しく激甚な災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」による指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。



# 標津町地域防災計画

## [地震・津波防災計画編]

## 第1章 総 則

### 第1節 計画策定の目的

---

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、本町における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画の構成

---

本計画は、災害対策基本法の規定に基づき基本法の規定に基づき作成されている標津町地域防災計画の地震・津波防災計画編として、標津町防災会議が作成する。

なお、本計画に定めていない事項については、標津町地域防災計画（本編）に準ずる。

### 第3節 用語

---

本計画において使用する用語の表記及び定義は、「本編 第1章 第4節 用語」に準ずる。

## 第4節 計画の効果的促進

---

地震・津波災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに道、町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害発生時に際しては、住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

## 第5節 計画の基本方針

---

本計画は、町及び道並びに防災関係機関等の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関等毎に具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行う。

### 第1 実施責任

#### 1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、本町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

#### 2 道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震・津波災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には応急措置を実施するとともに、町、道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

「本編 第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

### 第3 住民及び事業所の基本的責務

「本編 第1章 第7節 住民及び事業所の基本的責務」を準用する。

## 第6節 町の地形、地質及び社会的現況

---

「本編 第2章 第1節 自然的条件」を準用する。

## 第7節 町及びその周辺における地震・津波の発生状況

---

「本編 第2章 第2節 災害の概況」を準用する。

第8節 地震・津波の想定

第1 想定される地震の規模

標津町において被害が想定される地震・規模については、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成29年12月に公表した千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）により「プレート間巨大地震のうち十勝沖で発生するもの」、「プレート間巨大地震のうち根室沖で発生するもの」、「プレート間巨大地震のうち色丹島沖及び択捉島沖で発生するもの」、「超巨大地震（17世紀型）」、「十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震等）」、「沈み込むプレート内のやや深い地震」、「沈み込むプレート内のやや浅い地震」、「沈み込むプレート内の海溝軸より外側の地震」、「標津断層帯の地震」の9つの種類の地震と設定している。

9つの想定地震、マグニチュードは、次のとおり。

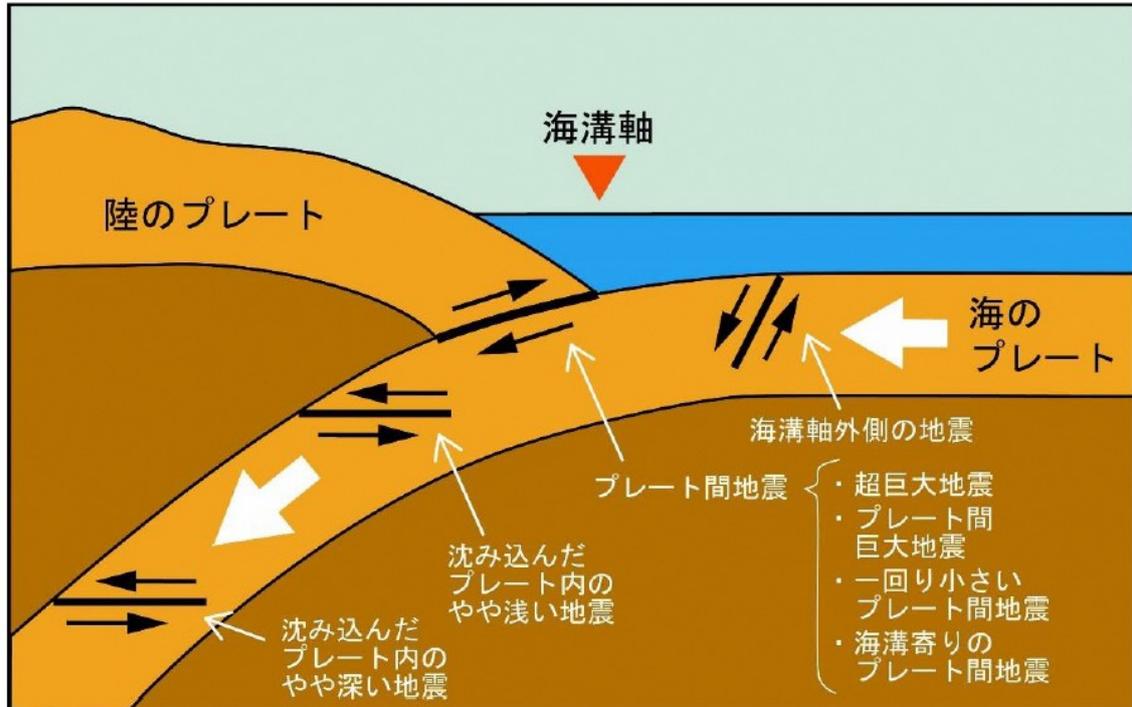
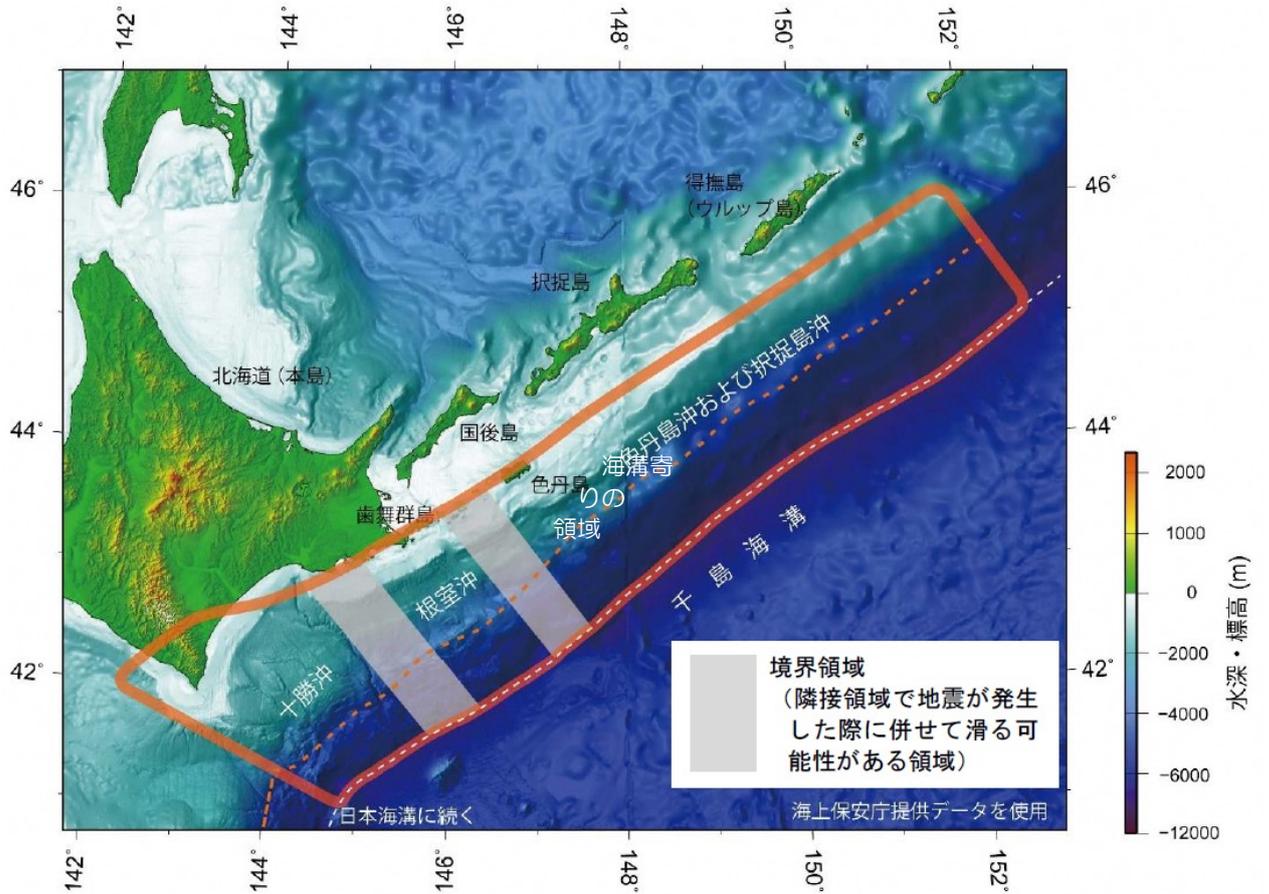
<想定される地震>

想定地震	発生場所等	根拠	想定される地震の規模 (マグニチュード) ※2
① プレート間巨大地震 ※1	十勝沖	地震調査研究推進本部	M8.0～M8.6程度
② " ※1	根室沖	"	M7.5～M8.5程度
③ "	色丹島及び 択捉島沖	"	M7.7～M8.5前後
④ 超巨大地震（17世紀型）	十勝沖～ 択捉島沖	"	M8.8程度以上
⑤ 海溝寄りのプレート間地震	十勝沖～ 択捉島沖の 海溝寄り		M t 8.0程度
⑥ 沈み込むプレート内の地震	やや深い	"	M7.8程度
⑦ "	やや浅い	"	M8.4前後
⑧ "	海溝軸外側	"	M8.2前後
⑨ 直下型地震	標津断層帯	"	M7.7程度以上

※1 震源域が十勝沖・根室沖のセグメントで単独で発生する場合、それらのセグメントを埋める境界領域まで波及する場合、海溝寄りの領域まで拡大する場合、十勝沖～根室沖まで全て連動する場合など、複数シナリオが考えられるため、地震の規模に大きなばらつきがある。

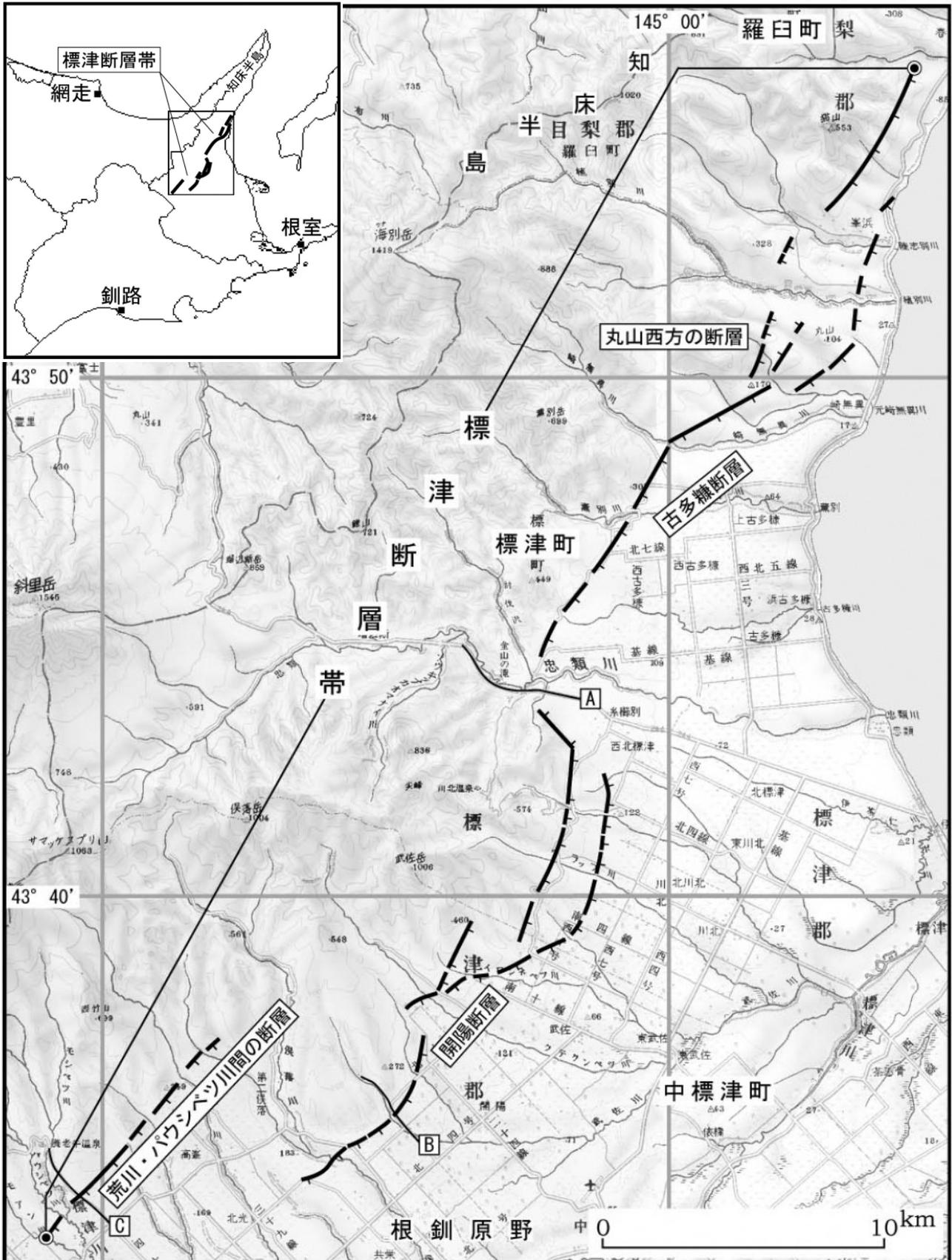
※2 マグニチュードには気象庁マグニチュードやモーメントマグニチュードなど複数の計算方法があるが、その違いを表現できるほどの精度を有しない想定のため、単純にMと表現している。なお、M tは津波マグニチュードといい、津波の規模から推定される地震の規模である。

第1章 総則



千島海溝周辺の地震発生領域 (上：平面図、下：断面図)

地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成 29 年 12 月に公表した「千島海溝沿いの地震活動の長期評価第三版」から抜粋したものに加筆



標津断層帯の位置図

地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成17年4月に公表した「標津断層帯の長期評価について」から抜粋

## 第2 地震による被害の予測

想定される9タイプの地震の被害想定は次のとおり。なお、直下型地震以外の被害想定は公表されていない。

地震	平均震度	木造建築物		非木造建築物		建築物（合計）	
		全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数
① ～ ⑧		地震被害による公表データなし					
⑨標津断層帯	5.89	246.71	686.34	33.49	99.62	280.20	785.96
		8.71%	24.23%	2.18%	6.48%	6.41%	17.98%

資料：標津町耐震改修促進計画（⑨のみ）

## 第3 北海道における津波の考え方

北海道は、平成5年の北海道南西沖地震や平成15年の十勝沖地震をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

今後は平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、津波浸水想定の見直しに取り組んでいくものとしている。

なお、本計画における本町の津波被害想定は、平成24年度に実施した太平洋沿岸に係る津波浸水予測図をもとに行っている。

## 第4 標津町沿岸域で想定される津波の概要

**波源：**本町沿岸域において想定される津波を引き起こす地震は、先述の表にあるプレート間巨大地震、超巨大地震、海溝寄りのプレート間地震、沈み込むプレート内の地震のうちやや浅い地震と海溝軸外側の地震である。メカニズム等は違えど、いずれも千島海溝付近で発生する地震である。

**到達時間：**水深の深い北海道の太平洋沿岸では津波の速度が速くなる一方、水深の浅い根室海峡や国後島～歯舞群島間などでは速度が遅くなるため、伝播するには相応の時間がかかる。もともと当町に近い波源と考えられる根室半島沖で発生した津波でも、シミュレーション結果からは第1波到達に1時間30分程度を要すると考えられる。

**波高：**沿岸での波高に関するシミュレーションは、北海道が平成24年に公表した資料によると2.4m～2.8mとなっている（詳細は太平洋沿岸に係る津波浸水予測図作成業務報告書：平成24年6月北海道総務部危機対策局危機対策課を参照）。これは、平成24年度～26年度にかけ、標津町と北海道大学で標高3m前後の標津湿原にて実施した津波堆積物調査の結果と矛盾しない。ちなみに、当該調査では過去約3,000年間に

## 第1章 総則

において、津波によって運ばれたと考えられる地層は認められなかった。

千島海溝で発生する超巨大地震による標津町の被害想定（令和4年北海道発表）

	パターンA 夏の昼間	パターンB 冬の夕方	パターンC 冬の深夜
建物全壊	330戸	340戸	340戸
死者数 (早期避難した場合)	0人	10人	10人
死者数 (早期避難しない場合)	700人	640人	460人

### 第5 今後の新しい知見の利用について

平成29年12月に地震調査研究推進本部地震調査委員会で千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）を発表したことにより、今後この評価を元にした被害想定等様々な新たな知見が発表されるものと考えられる。これからも、常に新しい知見の収集・取得に努め、随時地域防災計画に反映する。

## 第2章 地震・津波災害予防計画

### 第1節 住民の心構え

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、住民は「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

#### 第1 家庭における措置

##### 1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所等・避難路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) 地震の後には津波が来襲するかもしれないと、常に心に留めておく。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。

##### 2 地震発生時の心得

- (1) まず、わが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず、身の安全を確保する。
- (3) 揺れが収まってから、速やかに火の始末をする。
- (4) 火が出たら、まず、消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 津波が来襲するかもしれないと認知する。
- (8) 避難は原則徒歩で、持物は最小限にする。避難路は別途定める「標津町地震・津波災害

予防計画（地域計画）」に従うものとする。

- (9) みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語（根拠のない、いいかげんな噂、根も葉もないデマ）に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

## 第2 職場における措置

### 1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程等を整備し、各自の役割分担を明確にする。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施する。
- (3) とりあえず、身を置く場所を確保し、ロッカー等の重量物の転倒防止措置をとる。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

### 2 地震発生時の心得

- (1) すばやく火の始末をする。
- (2) 職場の消防計画に基づき行動する。
- (3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- (4) 正確な情報を入手する。
- (5) 近くの職場同士で協力し合う。
- (6) エレベーターの使用は避ける。
- (7) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛する。

## 第3 集客施設でとるべき措置

- 1 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- 2 あわてて出口・階段等に殺到しない。
- 3 吊り下がっている照明等のもとからは退避する。

#### 第4 屋外でとるべき措置

- 1 ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- 2 建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れる。
- 3 丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難する。

#### 第5 運転者のとるべき措置

##### 1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど、周まわりの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて、駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

##### 2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。（「本編 第5章 第5節 避難対策計画」及び「地震・津波防災計画編 第3章 第5節 避難対策計画」を参照）

#### 第6 津波に対する心得

##### 1 住民

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、各自率先してできるだけ高い場所にすみやかに避難する。
- (2) 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して、各自行うことのできる最大限の防災対応をとる。
- (3) 津波の第一波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
- (4) 津波は第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては1日以上にわたり継続する可能性がある。

## 第2章 地震・津波災害予防計画

- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。
- (6) 津波想定精度には一定の限界があるため、ハザードマップの被害想定を鵜呑みにしない。
- (7) 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (8) 津波警報等の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (9) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。
- (10) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
- (11) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (12) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで気をゆるめない。

### 2 船舶関係者

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（※1、※2）に避難する。
- (2) 揺れを感じなくても、津波警報・注意報が発表されたら、直ちに港外（※1、※2）に避難する。
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
- (4) 港外（※2）避難できない小型船は、高いところに引き上げて固縛（こばく。縄やひもでかたくしばる）するなど、最善の措置をとる。
- (5) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで警戒をゆるめず、海浜等に近づかない。

※1 港外：水深の深い、広い海域

※2 港外退避、小型船の引き揚げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

## 第2節 地震・津波に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

### 第1 地震に強いまちづくり

- 1 町、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川、港湾等、骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保等、防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

### 第2 建築物の安全化

標津町耐震改修促進計画に基づき、住宅建築物の耐震化を進めることとし、特に緊急輸送道路沿道建築物については積極的な耐震化に取り組むこととする。

- 1 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 町は、防災拠点（災害対策本部となる役場本庁舎、標津消防署及び川北生涯学習センターをいう。）や学校等、公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上を図る。
- 3 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難所に指定されている施設については、予め必要な諸機能の整備に努める。
- 4 町、道及び国は老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- 5 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 6 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、ブロック塀等の倒壊防止や窓ガラス等の落下物からの危害防止、家具の転倒防止など総合的な地震安全対策を推進する。

### 第3 主要交通の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備にあたって、

耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

### 第4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたって、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

### 第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 町、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、電話等のライフライン機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- 2 町、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 町、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。

### 第6 復旧対策基地の整備

町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

### 第7 液状化対策

町、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

### 第8 危険物施設等の安全確保

町、道及び防災関係機関は、危険物施設等における耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

### 第9 災害応急対策等への備え

町、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために、必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震等が発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として災害対策車両やヘリコプター等が十分活動できるグラウンド・公園等を確保し、周辺住民の理解を得るなど、環境整備に努める。

### 第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

道は、地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画及び町地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、町及び道等はその整備を重点的・計画的に進める。

### 第11 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

大規模な地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、予め避難場所等、防災設備施設、給水施設、消防用施設等を町及び関係機関は関連事業との整合性を図り、早急にその整備を図るよう努めなければならない。

そのため、町は地震対策緊急整備事業の推進を図る。

- 1 平成6年の北海道東方沖地震を教訓に整備すべき施設等について、町及び関係機関は関連事業との整合性を図りながら、その整備に努めるものとする。
- 2 地震防災上緊急に整備すべき施設等以外の一般施設の震災対策についても、その整備推進に努めるものとする。
- 3 新規事業における施設等については震災対策を十分に考慮し整備を推進するものとする。
- 4 民間における新規の建築物等に対しては震災対策を助言、指導するものとする。

### 第12 津波に強いまちづくり

1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に乳幼児等避難に時間を要する者が利用する施設については、津波浸水想定域にあるものはもちろんのこと、津波浸水想定域外にあっても想定を上回る規模の津波が到達するなどの不測の事態に備え、できるだけ緊急避難場所に近い場所への移転を押し進める。

2 道及び国は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定する。

3 町、道及び国は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備等、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の津波浸水想定域外への移転推進により、津波に強いまちの形成を図る。

4 町及び道は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

5 町、道及び国は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

### 第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発にあたっては、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

本節は、「本編 第4章 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」を準用するほか、次のことを実施する。

#### 第1 町職員に対する教育

町は、職員に対して地震・津波防災応急対策の実施に必要な防災教育を行うものとする。

##### 1 教育活動の実施方針

全職員を対象に、対策本部設置を想定し班長、対策副部長、班長、副班長、班員に区分し、次の教育内容を基に各班に即した教育計画を作成し、研修会、講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の配付等による教育活動を実施する。

##### 2 教育内容

- (1) 地震・津波に関する一般的な知識
- (2) 地震・津波に対する防災対策
- (3) 町職員（対策本部員）に課せられた役割
- (4) 地震・津波が発生した場合の行動基準
- (5) 各班・各班の応急活動と処理方法
- (6) 地震・津波対策における研究（組織、制度、対策、施設整備等）

#### 第2 住民に対する教育と広報

町は防災関係機関と協力して住民に対して、地震・津波に関する必要な防災教育、広報を実施するものとする。また、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努めるものとする。

##### 1 防災教育と広報の実施方針

防災教育と広報は広報誌、パンフレット等により広く住民に周知するとともに、町内会組織、学校等教育現場、事業所等を活用し、次の教育、広報内容を基に、実情に即した広報を実施するものとする。

- (1) 地震・津波に対する心得
- (2) 地震・津波に関する一般知識

## 第2章 地震・津波災害予防計画

- (3) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常用持出品や緊急医療の準備
- (4) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (5) 災害情報の正確な入手方法
- (6) 出火防止及び初期消火の心得
- (7) 外出時における地震発生時の対処方法
- (8) 自動車運転時の心得
- (9) 救助・救護に関する事項
- (10) 避難場所等、避難路及び避難方法等、避難対策に関する事項
- (11) 水道、電力、ガス、電話等の地震災害時の心得
- (12) 災害時要援護者への配慮
- (13) 防災関係機関が行う地震・津波災害対策

### 2 普及・啓発方法

- (1) テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用
- (2) 広報誌、ホームページの利用
- (3) 映画、スライド、ビデオ等による普及
- (4) パンフレットの配布
- (5) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

## 第3 児童生徒に対する教育

町教育委員会は、児童生徒等に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導するものとする。各学校は児童生徒等に対して地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動の習得を積極的に推進する。

### 1 防災教育の実施方針

防災教育は教科、学級活動及び学校行事等、教育活動全体を通じ、次の教育内容を基に、各学年に即した教育を実施するものとする。

- (1) 地震・津波に関する基礎的な知識
  - ア 警報、注意報の意識
  - イ 地震・津波はどのように起きるか
  - ウ マグニチュードと震度
  - エ 前震・本震・余震等の知識
- (2) 地震のもたらす被害

- ア 震度と危険度
- イ 建造物の倒壊、落下物
- ウ 津波、火災、地すべり等

(3) 基本的行動に対する指導

- ア 気象警報等発表時における行動指針
- イ 発災後における行動指針

(4) 地震・津波に対する心構えに関する指導

- 2 教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。

#### 第4 防災思想の普及

社会教育においては、PTA、町内会及び町民活動団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

## 第4節 防災訓練計画

---

町は大規模な地震に対する防災体制の確立と災害応急対策、活動の円滑な実施を図るため、防災関係機関及び自主防災組織と相互に協調し、防災に関する知識及び技能の向上並びに体制の強化とともに住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

実施にあたっては、「本編 第4章 第2節 防災訓練計画」を準用するほか、次のことを行う。

### 第1 防災訓練の種類

#### 1 北海道防災会議との協調訓練

災害通信連絡訓練（地震情報の伝達並びに災害情報の収集及び報告の訓練）を実施する。

#### 2 町独自で行う訓練

町及び防災関係機関は、全道における防災総合訓練、災害通信訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するよう努める。

- (1) 情報通信訓練
- (2) 広報訓練
- (3) 職員参集、指揮統制訓練
- (4) 火災防ぎょ訓練
- (5) 緊急輸送訓練
- (6) 公共施設復旧訓練
- (7) ガス漏れ事故処理訓練
- (8) 避難訓練
- (9) 救出救護訓練
- (10) 警備・交通規制訓練
- (11) 炊き出し、給水訓練
- (12) 災害偵察訓練

## 第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

---

本節については、「本編 第4章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

## 第6節 相互応援体制整備計画

---

本節については、「本編 第4章 第4節 相互応援体制整備計画」を準用する。

## 第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

---

本節については、「本編 第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

## 第8節 避難体制整備計画

---

本節については、「本編 第4章 第6節 避難体制整備計画」を準用するほか、次のことを行う。

### 第1 津波避難計画等の作成

町は、避難に関する情報と被災想定等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるとともに、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）や地震・津波防災計画編等の策定に取り組み、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。計画等の主な留意事項は、「本編 第4章 第6節 避難体制整備計画」を準用する。

なお、津波避難計画については、別途作成するものとし、随時修正・改善を加えてゆくものとする。

また、災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、災害時要援護者毎の具体的な避難支援計画（個別プラン）の策定等の避難誘導體制の整備に努める。

## 第9節 災害時要援護者対策計画

---

本節については、「本編 第4章 第7節 災害時要援護者対策計画」を準用する。

## 第10節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止については、本計画に定める。

### 第1 基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、次の2つレベルの津波を想定することを基本とする。

- レベル① 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波
- レベル② 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として住民等の避難を軸にし、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制、津波浸水想定域内の公共施設の域外への移転推進等を組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減等、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

### 第2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防ぎよすることは極めて困難なことである。しかし、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」、国が調査した「浸水予測図」等を参考として、町、道及び国は連携して、護岸・防潮堤等の施設の整備を図る。

さらに、町は、避難場所等・避難路や同報系防災行政無線等、住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成や周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

#### 1 津波等災害予防施設の整備

町及び道、国等は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防ぎよ機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

##### (1) 海岸保全対策

町及び道、国等は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

また、防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門や陸閘（※）の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速かつ的確な開閉に万全を期するものとする。

※ 陸閘（りっこう、りくこう）：河川等の堤防を通常時は生活のため通行できるよう途切れさせてあり、増水時にはそれをゲート等により塞いで、暫定的に堤防の役割を果たす目的で設置された施設。

### (2) 河川対策

町及び道は、高波、高潮及び津波の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門、樋門等のゲート操作の自動化などの河川事業を実施する。

### (3) 港湾及び漁港整備事業

港湾管理者及び漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

## 2 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

### (1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

ア 札幌管区气象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、町等への津波警報等の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。

なお、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

イ 道は、防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）により、津波災害情報の伝達体制を整備する。

ウ 町、道及び国等は、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表を図る。

### (2) 伝達手段の確保

町は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海岸にいる行楽客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等、多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

### (3) 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合の管理者等）、事業者（工事施行管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

### (4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施する。

(5) 町

町は、住民等に対し、各種講演会等各種普及・啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、住民、事業所等が一体となり、災害時要援護者にも配慮した津波警報等伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(6) 学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒等が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

3 津波警戒の周知徹底

町、道及び防災関係機関は、広報誌（紙）等を活用して、津波警戒に関する事項についての周知徹底を図る。

(1) 住民に対し、周知を図る事項

「地震・津波防災計画編 第2章 第1節 住民の心構え」を準用する。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

「地震・津波防災計画編 第2章 第1節 住民の心構え」を準用する。

(3) 漁業地域において、周知を図る事項

ア 陸上・海岸部にいる人は陸上の避難場所等に避難し、決して漁船や海を見に行かない。  
また、漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の避難場所等に避難する。

イ 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。

また、一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、さらに水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

ウ 避難判断は独自の判断では行わず、津波警報、津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

## 第11節 火災予防計画

---

北海道南西沖地震、阪神淡路大震災の例に見られるような地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は「本編 第4章 第10節 消防計画」に準ずるほか、次のとおりである。

### 第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気機器及び設備等による出火が多いことから、町及び関係機関は、地震時の火気機器並びに設備の取扱いについて指導啓発を行うとともに、根室北部消防事務組合火災予防条例に基づく火気の手扱いについて指導を強化する。

### 第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限度に食い止めるためには、初期消火が重要である。町及び関係機関は地域、職場等一体となった協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を計るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実に成果を上げている地域防災組織としての婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成教育を強化する。
- 3 ホテル、ホール、会館、病院等、一定規模以上の防火対象物に対しては、法令の基準による消防施設の完全な設置を促進するとともに、自主点検及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 第3 予防査察の強化指導

町（根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署）は消防法に規定する立入検査を計画的に実施し、常に消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

## 第12節 危険物等災害予防計画

---

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、毒物・劇物や放射性物質の飛散等による災害の発生予防に関する計画は、「本編 第7章 第3節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、次のことを実施する。

### 第1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町及び関係機関は事業所等に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

### 第2 危険物保安対策

危険物の保安対策を促進するため、町及び関係機関は事業所等に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 危険物製造所等に対し、随時立入検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要のあるものについては、基準適合のための是正指導を行うものとする。
- 2 危険物製造所等における従業員に対する安全教育の徹底、並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物等事業所内における協力体制の確立について指導するものとする。
- 3 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するように指導するものとする。

### 第3 高圧ガス保安対策

高圧ガスの保安対策を促進するため、町（消防機関）及び関係機関は、事業所及び販売店に対し立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立、並びに危険物等事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

## 第13節 建築物等災害予防計画

まちづくりの基本は快適であり利便性があることだが、住民の生命と財産の安全確保が図られる災害に強いまちづくりも重要な課題となっている。

町では、地震災害から建築物等を防ぎよするため、「本編 第4章 第9節 建築物災害予防計画」を準用するほか、次のことを実施する。

### 第1 防火及び耐震化建造物の促進

#### 1 防火対象物定期点検報告制度等による指導

消防機関が実施する「防火対象物定期点検報告制度」及び「自主点検報告表示制度」による「防火基準点検済証」「防火優良認定証」「防火自主点検済証」の交付に際し、消防機関と連携して、建築構造、防火区画、階段等の安全性について調査するとともに、避難施設の改善指導を行う。

#### 2 一般建造物の耐震化及び不燃化

町は、一般建造物の維持保全や耐震化について、広く住民の認識を深めるため、耐震工法又は補強等について周知を図るとともに、「標津町耐震改修促進計画」に沿って既存の建造物の耐震診断、耐震改修の実施を促進する。

また、ブロック塀等の倒壊防止や窓ガラス等の落下物からの危害防止についても住民に周知する。

一般住宅等は木造建築物を主体に構成されている現状から、木造建築物について延焼のおそれのある外壁等を防火構造にするよう、確認申請等の業務と連携し指導、助言等により促進する。

#### 3 公共建造物の耐震化

災害時において、応急活動の中心となる役場、消防本部及び標津消防署、病院や避難場所等となる学校などの公共建造物について、地震により使用不能となる可能性もあることから、これら施設の新設にあつては、耐震化に配慮するとともに、既存施設にあつては耐震診断耐震改修の実施を促進し、さらには、役場庁舎等の施設が使用できないことを想定して、バックアップ機能についても検討していくものとする。

#### 4 ブロック塀等の倒壊防止

町及び道は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

#### 5 窓ガラス等の落下物対策

町及び道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で避難道路等に面する、昭和53年以前に建築された地上3階建以上の既存建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについてその実態を調査し、必要な改善指導を行うものとする。

#### 6 被災建築物の安全対策

町及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

## 第14節 土砂災害予防計画

---

本節については、「本編 第4章 第16節 土砂災害予防計画」を準用する。

## 第15節 液状化災害予防計画

---

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための対策は、本計画に定める。

### 第1 北海道の現状

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（1964年）を契機として、認識されたところである。北海道においては、十勝沖地震（1968年）による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

最近では、釧路沖地震（1993年）、北海道南西沖地震（1993年）、北海道東方沖地震（1994年）において、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらし、さらに、兵庫県南部地震（1995年）においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。

近年、埋立などによる土地開発が進み、また都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

### 第2 液状化対策の推進

町、道及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業等の実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

#### 1 液状化対策の調査・研究

町、道及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

#### 2 建設物等に対する液状化の対策

町、道及び防災関係機関の実施する液状化対策は、大別して次のような代替機能を確保する対策が考えられる。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

#### 3 液状化対策の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

## 第16節 積雪・寒冷対策計画

---

本節については、「本編 第4章 第17節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

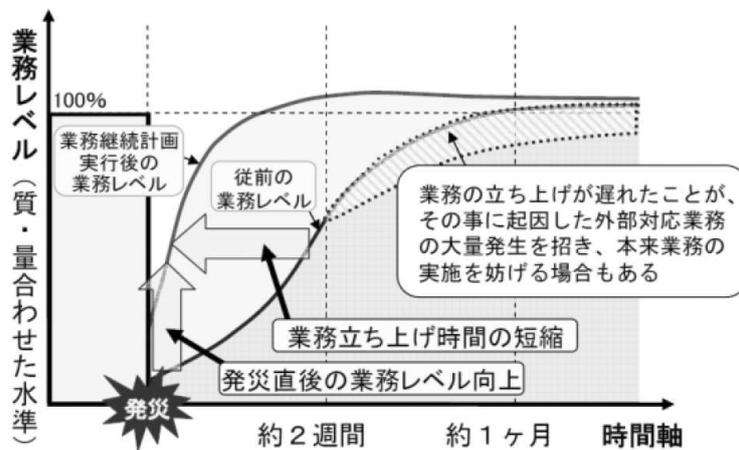
## 第17節 業務継続計画の策定

町、道及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

### 第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

＜業務継続計画の作成による業務改善のイメージ＞



（出典：北海道地域防災計画）

### 第2 業務継続計画（BCP）の策定

#### 1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

#### 2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時や非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

### 第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置等、主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

## 第3章 地震・津波災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、町、道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

### 第1節 応急活動体制

---

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町、道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、道本部等と連携を図る。

本町の地震・津波災害応急対策の災害対策組織、職員の動員配備については、「本編 第3章 第1節 組織計画」を準用する。

## 第2節 地震・津波情報の伝達計画

---

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

### 第1 地震情報

#### 1 緊急地震速報

##### (1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）（※）を発表する。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合は「特別警報（地震動特別警報）」に位置付けられます。

##### (2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者や通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く住民等へ緊急地震速報の提供に努める。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達する。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。

2 地震に関する情報及び警報等の種類及び内容

(1) 地震に関する情報の種類と内容

地震に関する情報及び警報等の種類及び内容については、次のとおりである。

<地震に関する情報の種類>

地震情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方毎に推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

(2) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページ等でも発表している資料は、次のとおりである。

ア 地震解説資料	担当区域で津波警報・注意報が発表されたときや震度4以上の地震が観測されたときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう、緊急地震速報、津波警報・注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。
イ 管内地震活動図及び週間地震概況	地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。 気象庁本庁及び管区気象台は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表。

## 第2 津波情報

### 1 津波警報等の種類

気象庁は、地震が発生したときには地震の規模や位置をすぐに推定し、これらに基づき、沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に「大津波警報」「津波警報」又は「津波注意報」（以下、本計画において「津波警報等」という。）を、津波予報区単位で発表する。

- (1) 大津波警報及び津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (2) 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (3) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

### 2 津波警報等の発表方法

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

但し、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、精度の高い地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等を基に津波警報・注意報を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」等の言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。なお、大津波警報は特別警報に位置づけられている。

(1) 津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と、避難指示等の概要
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 直ちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 直ちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、又、養殖いかだ流失し小型船舶が転覆します。 直ちに海から上がって、海岸か離れてください。

(注) 津波警報等の留意事項等

- 1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 3 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 4 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も、海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 津波に関する情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、第2の2の(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

＜沿岸で観測された津波の最大波と発表内容＞

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1m 超	数値で發表
	1m 以下	「観測中」と發表

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
津波警報を發表中	0.2m 以上	数値で發表
	0.2m 未満	「観測中」と發表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で發表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点毎に、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ 但し、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

＜沖合いで観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容＞

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で發表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と發表
津波警報を發表中	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で發表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と發表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で發表

### 第3章 地震・津波災害応急対策計画

- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報のみ発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表

（注）津波情報の留意事項等

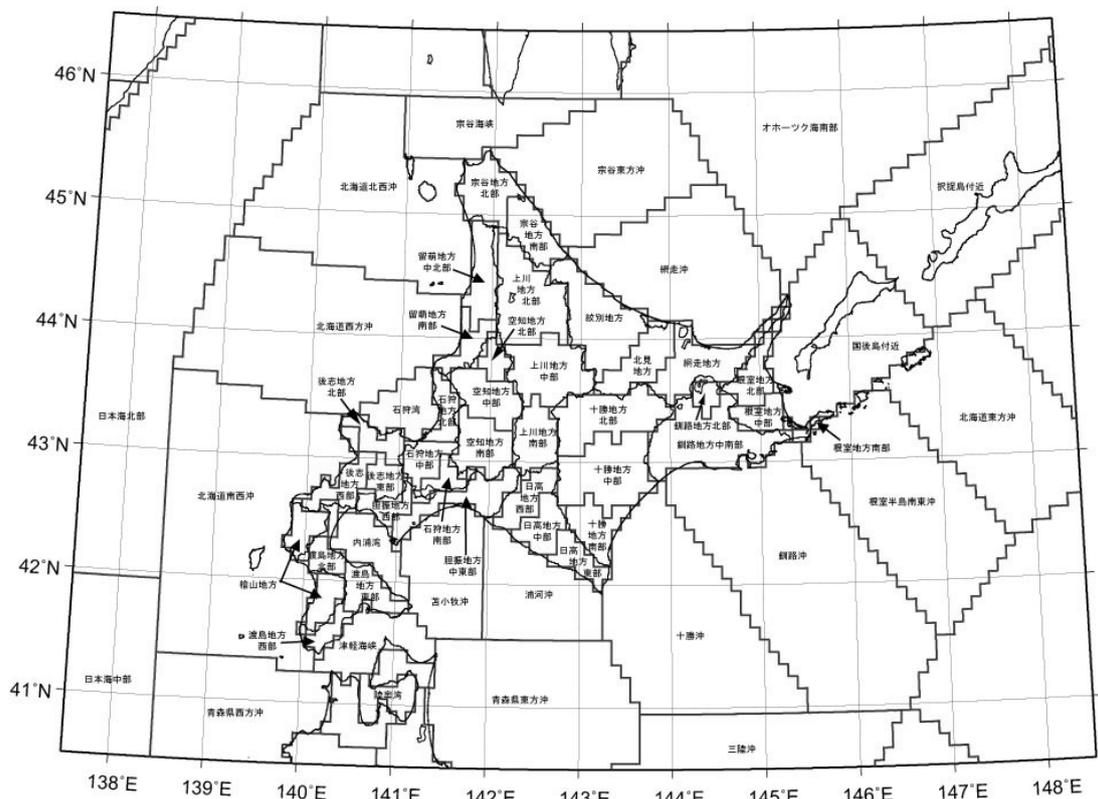
- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
  - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
  - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
  - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
  - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
  - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
  - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第3 地震に関する情報に用いる震央地域区域名及び地域名称

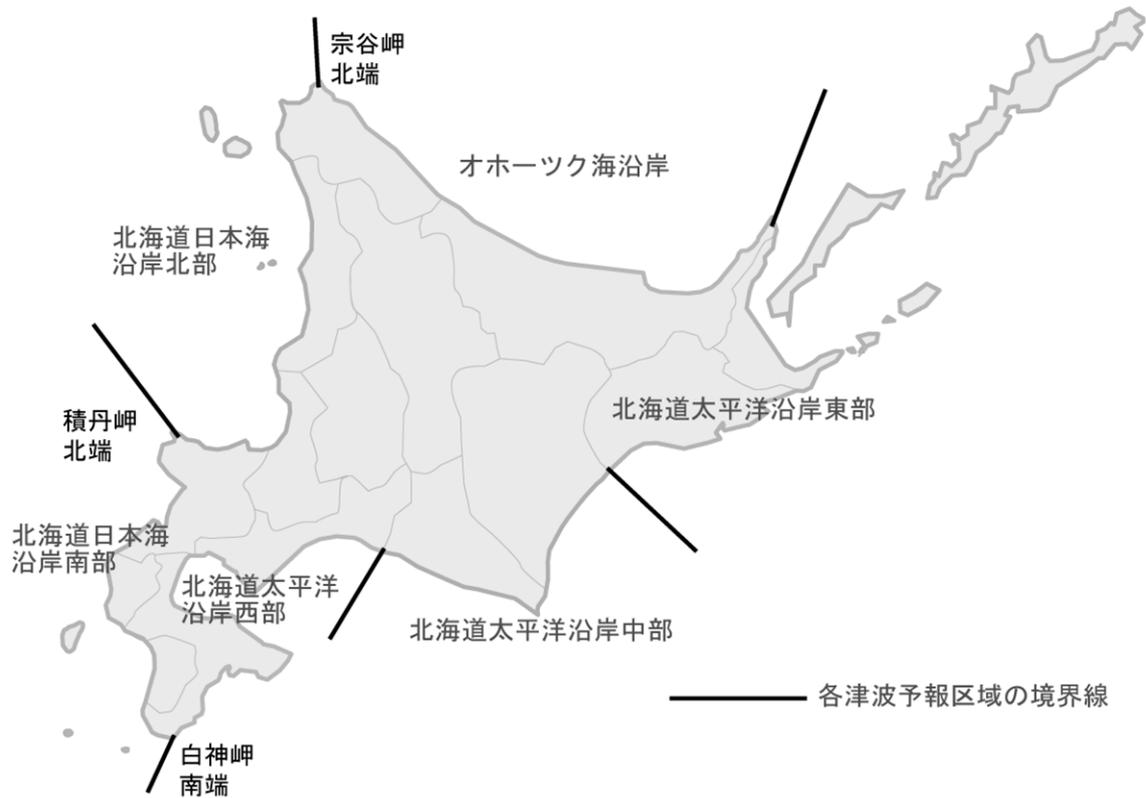
1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



2 震央地名



3 津波予報区

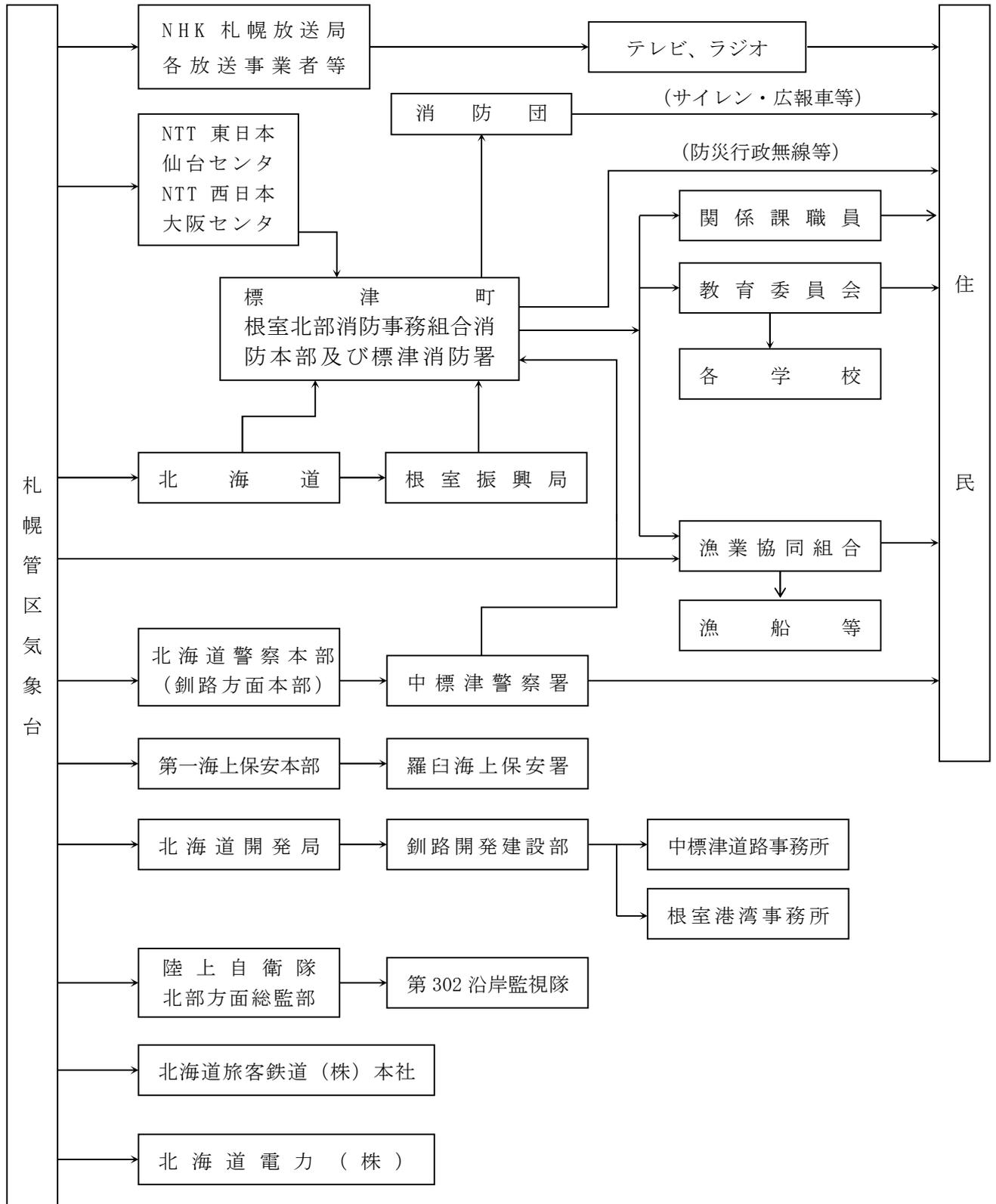


津波予報区名	津波予報区域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東に限る。）及びオホーツク総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局及び釧路総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局及び日高振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東を除く。）、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局（積丹岬北端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志総合振興局（積丹岬北端以東を除く。）、檜山振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東を除く。）の管内

※1 ○○市町村沿岸は、北海道日本海沿岸北部

※2 根室振興局には、色丹郡、国後郡、択捉郡、紗那郡及び虻取郡を含む。

第4 津波警報等の伝達系統



## 第5 気象庁による気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すのもので震度計を用いて観測する。

「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

[資料編] 15 気象庁震度階級関連解説表
-----------------------

## 第6 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した場合の通報については、「本編 第3章 第2節 気象業務に関する計画」を準用する。

## 第3節 災害情報収集・伝達計画

本節については、「本編 第4章 第8節 情報収集・伝達体制整備計画」及び「本編 第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」を準用するほか、次のことを実施する。

### 第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

- 1 町及び道は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等で受信した緊急地震速報を防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。
- 2 町、道及び防災関係機関は、災害時要援護者、災害により孤立する危険のある地域の被災者等に対して、わかりやすく、確実に情報伝達できるよう、必要な体制の整備を図る。  
また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系（個別受信機を含む）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努める。
- 3 町は放送事業者、通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集に努める。また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的かつ効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及・啓発に努める。
- 4 町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIP化（※）等に努める。

※ IP化とは、それぞれの目的に応じて異なる通信方式で運用されている複数のネットワーク及びサービスを、共通の通信方式としてIP（インターネットの標準的な通信方式であるインターネットプロトコルの略称）に統一すること。国土交通省の専用通信網でIP化が進められている。

### 第2 災害情報等の内容及び通報の時期

町は、震度4以上を記録した場合、被災状況を根室振興局を通じて道（危機対策課）に報告する。

但し、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。

なお、消防庁長官から要請があった場合、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

このほかは、「本編 第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」に準ずる。

### 第3 災害情報等の連絡体制

- 1 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。
- 2 町は孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

### 第4 通報手段の確保

地震災害時における防災関係機関相互の通信は、次により確保するものとする。

- 1 一般加入電話による通報
- 2 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- 3 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- 4 非常通信協議会の構成機関が所有する無線設備による通報
- 5 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- 6 孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）による通報（通信回線の途絶による地域の孤立を防止するため、NTTが防災関係機関（市町村等）に設置）
- 7 上記1から4の組み合わせによる通報及び徒歩等による連絡
- 8 アマチュア無線家の協力による通報
- 9 衛星通信による通報（道は、緊急に現地と各種情報連絡が必要な場合には、小型可搬地球局による通信連絡体制を確保する。）

### 第5 被害状況報告

地震が発生した場合、町長は別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、知事に報告するものとする。（「本編 第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」を準用する。）

## 第4節 災害広報計画

---

本節については、「本編 第5章 第3節 災害広報計画」を準用するほか、次のことを実施する。

### 第1 町の広報

#### 1 広報内容

広報内容の主なものは次のとおりである。

- (1) 避難について（避難指示等の状況、避難場所等の位置、避難路等）
- (2) 交通・通信状況（交通機関運行状況、迂回路、不通箇所、復旧見込み日時、通話途絶区域）
- (3) 火災状況（発生箇所、避難指示等）
- (4) 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- (5) 医療機関、救護所の開設状況
- (6) 給食、給水実施状況（供給場所、日時、量、対象者等）
- (7) 衣料、生活必需品等供給状況（供給場所、日時、種類、量、対象者等）
- (8) 道路、河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (9) 住民の心得等、民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

#### 2 広報方法

あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、広報車、チラシ等）を充実・強化し、迅速かつ正確に行うものとし、誤報等における混乱の防止に万全を期する。

## 第5節 避難対策計画

---

本節については、「本編 第5章 第5節 避難対策計画」を準用する。

## 第6節 救助救出計画

---

本節については、「本編 第5章 第6節 救助救出計画」を準用する。

## 第7節 地震火災等対策計画

---

地震時に火災が発生した場合の延焼拡大の防止に関する計画は、「本編 第4章 第10節 消防計画」及び「本編 第7章 第4節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるほか、特に地震対策として次のことを実施する。

### 第1 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防ぎよし、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動、その他消防活動の実施体制について十分に検討を行い整備しておくものとする。

### 第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、予め次に掲げる危険区域を把握し、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- 1 住宅密集地域等の火災危険区域
- 2 増水による浸水危険区域
- 3 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、油、毒劇物等施設）

### 第3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に応援協力をする。

### 第4 地震火災対策計画の作成

町は、大規模地震時における火災防ぎよ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、予め地震火災対策計画を作成する。

計画の基本的事項は、概ね次のとおりである。

#### 1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅地における火災の多発に伴い集中的消火活動は困難であり、又、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、さらに消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、予めこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

#### 2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等、多角的な方策による消防水利の確保に努める。

#### 3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に災害時要援護者の救護方法について検討しておく。

#### 4 初期消火の徹底

住民に対し、日頃から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努める。

## 第8節 津波災害応急対策計画

---

津波警報等が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策については、「本編 第5章 第4節 応急措置実施計画」に準ずるほか、次のことを実施する。

### 第1 津波警戒体制の確立

町、道及び防災関係機関は、札幌管区気象台の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え、必要な警戒体制をとる。

#### 1 町、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等、警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等の警戒にあたる。

#### 2 道

津波情報の収集、町との連絡調整等を行う。

さらに、漁港、海岸等の警戒にあたりるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

#### 3 北海道警察

札幌管区気象台が津波警報等を発表した場合等は、速やかに中標津警察署を通じて町に予報内容を伝達するとともに、警戒警備等の必要な措置を実施する。

#### 4 第一管区海上保安本部及び羅臼海上保安署

緊急通信等により、船舶に対して津波警報等を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対して沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等の警戒体制をとるよう周知する。

### 第2 住民等の避難・安全の確保

津波警報が発表された場合、若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、法令で応急措置の実施責任者に定められている町長及び関係機関は、津波来襲時に備え次の対策を実施する。

#### 1 町、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署

町長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう指示を行う。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高台等に緊急避難するよう伝達する。

#### 2 道

町長が災害の発生により、避難指示等を行うことができない場合、知事は、避難指示等に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

#### 3 北海道警察（釧路方面本部）

札幌管区気象台が津波警報等を発表した場合等は、速やかに中標津警察署を通じて町に警報等の内容を伝達するとともに、中標津警察署長は避難誘導、交通規制等の必要な措置を実施する。

#### 4 羅臼海上保安署

津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を指導するとともに、必要に応じて入港を整理し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動の指導を行う。

### 第3 災害情報の収集

道、北海道警察及び羅臼海上保安署は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集を実施するとともに、防災関係機関相互に情報の共有化を図る。

## 第9節 災害警備計画

---

本節については、「本編 第5章 第7節 災害警備計画」を準用する。

## 第10節 交通応急対策計画

---

本節については、「本編 第5章 第8節 交通応急対策計画」を準用する。

## 第11節 輸送計画

---

本節については、「本編 第5章 第9節 輸送計画」を準用する。

## 第12節 ヘリコプター等活用計画

---

本節については、「本編 第5章 第28節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

## 第13節 食料供給計画

---

本節については、「本編 第5章 第10節 食料供給計画」を準用する。

## 第14節 給水計画

---

本節については、「本編 第5章 第11節 給水計画」を準用する。

## 第15節 衣料・生活必需物資供給計画

---

本節については、「本編 第5章 第13節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

## 第16節 石油類燃料供給計画

---

本節については、「本編 第5章 第14節 石油類燃料供給計画」を準用する。

## 第17節 生活関連施設対策計画

---

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上下水道、電気、通信等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずることから、これら各施設の応急復旧についての計画は、「本編 第5章 第12節 上下水道施設対策計画」及び「本編 第5章 第15節 電力施設災害応急計画」を準用するほか、特に広域に被害を及ぼす大規模な地震・津波災害対策として、次のことを実施する。

### 第1 上水道、下水道

#### 1 上水道応急措置

町は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画を予め定めておくほか、地震・津波の発生に際しては、この計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

#### 2 下水道応急措置

町は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画を予め定めておくほか、地震・津波の発生に際しては、この計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は速やかに応急復旧に努めなければならない。なお、復旧に時間がかかる場合は、適宜簡易トイレを設置し、環境衛生に努めなければならない。

#### 3 広 報

町は地震・津波により上下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るなど、混乱の防止に努める。

### 第2 電 気

#### 1 応急措置

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画を予め定めておくほか、地震・津波の発生に際して、この計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

#### 2 広 報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込み等について、テレビ、ラジオ等の報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

### 第3 ガス

#### 1 応急措置

本町はLPG使用であるので、大規模施設の対応はないが、取扱業者充填施設、個別ボンベの対応が必要となる。

ガス取扱業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧対応策を予め定めておくほか、地震・津波の発生に際してこれに基づき直ちに施設、設備の被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害にあった場合は二次災害の発生を防止するとともに速やかに応急復旧を行う。

#### 2 広報

ガス取扱業者は、地震・津波により被害を生じた場合は、被害状況及び復旧見込み等についてチラシ、広報車等で広報を実施し、住民の不安解消に努める。

### 第4 暖房用燃料等

#### 1 応急措置

暖房用機器及び暖房用燃料等の取扱業者は、地震・津波災害により被災した施設及び設備等の被害

状況の調査、点検を実施し、被害にあった場合は二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行い安全対策に努める。

#### 2 広報

暖房用機器及び暖房用燃料等の取扱業者は、地震・津波により被害を生じた場合は、被害状況、復旧見込み等についてチラシ、広報車等で広報を実施し、住民の不安解消に努める。

### 第5 通信（電話）

地震・津波災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害原因となるとともに、被災地及び被災住民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱を生ずるおそれがあるなど影響が大きい。

1 東日本電信電話（株）（N T T）北海道支社、釧路営業所、（株）エヌ・ティ・ティドコモ北海道等、通信を管理する機関は、地震災害により被災した施設の応急復旧について予め定めておくほか、地震・津波発生に際してこの計画に基づき施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害にあった場合、又は異常事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し通信の確保に努める。

#### 2 広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況について広報するとともに、被災地への電話自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

## 第18節 医療救護計画

---

本節については、「本編 第5章 第16節 医療救護計画」を準用する。

## 第19節 防疫計画

---

本節については、「本編 第5章 第17節 防疫計画」を準用する。

## 第20節 廃棄物処理等計画

---

本節については、「本編 第5章 第18節 廃棄物処理等計画」を準用する。

## 第21節 飼養動物対策計画

---

本節については、「本編 第5章 第19節 飼養動物対策計画」を準用する。

## 第22節 文教対策計画

---

本節については、「本編 第5章 第20節 文教対策計画」を準用する。

## 第23節 住宅対策計画

---

本節については、「本編 第5章 第21節 住宅対策計画」を準用する。

## 第24節 被災建築物安全対策計画

本節については、「本編 第5章 第22節 被災宅地安全対策計画」を準用するほか、特に被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策として、次のことを実施する。

### 第1 応急危険度判定の実施

地震により被害を受けた建造物は、余震によって倒壊するなど二次災害が発生する危険性がある。

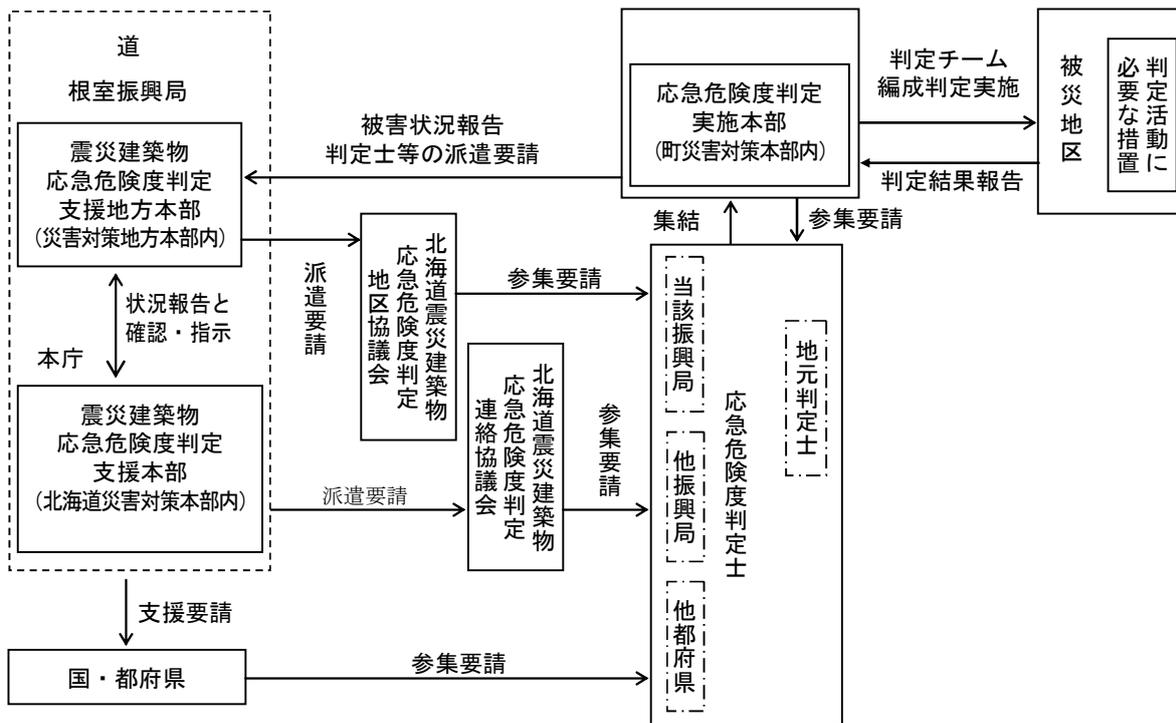
そのため、被害発生後、早急に建造物の応急危険度判定を実施する必要があり、判定作業には、建築構造の専門家による協力が不可欠である。

この判定については、応急危険度判定制度があり、応急危険度判定士によって行うものとされていることから、「標津町応急危険度判定実施本部業務マニュアル」により判定等を実施し、被災後に危険性などを調査し、人的被害などの二次災害の防止に努めるものとする。

#### 1 活動体制

町及び道は、「標津町応急危険度判定実施本部業務マニュアル」及び「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」及び「標津町応急危険度判定実施本部業務マニュアル」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。判定活動の体制は、次のとおりとする。

＜判定活動の体制＞



## 第2 応急危険度判定の基本的事項

### 1 判定対象建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により、判定対象を限定することができる。

### 2 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別毎に調査票により行う。

### 3 判定対象建築物

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、次の3段階で判定を行う。

判定結果を3色の判定ステッカーに対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

#### <被災建築物の危険度判定結果の表示>

区分	表示方法	判定内容
危険	赤のステッカーを表示	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	黄のステッカーを表示	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	青のステッカーを表示	建築物の損傷が少ない場合である。

### 4 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

### 5 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、又、余震等で被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

## 第3 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、町は道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

## 第25節 被災宅地安全対策計画

---

本節については、「本編 第5章 第22節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

## 第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

---

本節については、「本編 第5章 第23節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

## 第27節 障害物除去計画

---

本節については、「本編 第5章 第24節 障害物除去計画」を準用する。

## 第28節 広域応援計画

---

本節については、「本編 第5章 第30節 広域応援計画」を準用する。

## 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

---

本節については、「本編 第5章 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

## 第30節 防災ボランティアとの連携計画

---

本節については、「本編 第5章 第32節 防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

## 第31節 災害義援金募集（配分）計画

---

本節については、「本編 第5章 第33節 災害義援金募集（配分）計画」を準用する。

## 第32節 災害救助法の適用と実施

---

本節については、「本編 第5章 第35節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

## 第4章 地震・津波災害復旧計画

この計画は、地震・津波が発生した場合における災害の早期復旧を図ることを目的とする。

### 第1節 基本方針

---

応急復旧の実施にあたっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速、適切な対策を講じるものとする。

復旧対策の実施にあたっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧に止まらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講じる等、適切な復旧対策を実施するものとする。また、被災者等の復旧に対する援助等の措置にあたっては、関係機関等は相互に緊密なる連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切、公平な対策を実施するものとする。

### 第2節 公共施設等災害復旧計画

---

本節については、「本編 第8章 災害復旧計画」を準用する。

### 第3節 災害応急金融計画

---

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

また、地域の産業、住民に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

このため、町は金融措置に関する情報について、迅速に住民に提供するよう努め、道及び防災関係機関と協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

#### 第1 実施計画

##### 1 一般住宅復興資金の確保

町は、道と協調して、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

##### 2 中小企業等金融対策

災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等を行う制度で、町は道と連携し、関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

##### 3 被害農林畜産業等金融対策

災害により被害を受けた農林畜産業者又は団体に対し復旧を促進し、農林畜産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法等により融資等の支援を行う。

町は、道と連携し、被災者からの問い合わせに対する応対や本制度の周知に努める。

##### 4 福祉関係資金の貸付等

町は、道と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子及び寡婦福祉資金の貸付を積極的に実施する。

##### 5 被災者生活再建支援金

町は、道と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

#### 第2 財政対策

町、道、防災関係機関及び金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

また、指定地方行政機関、金融機関等は、町及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。

### 第3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町、道等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

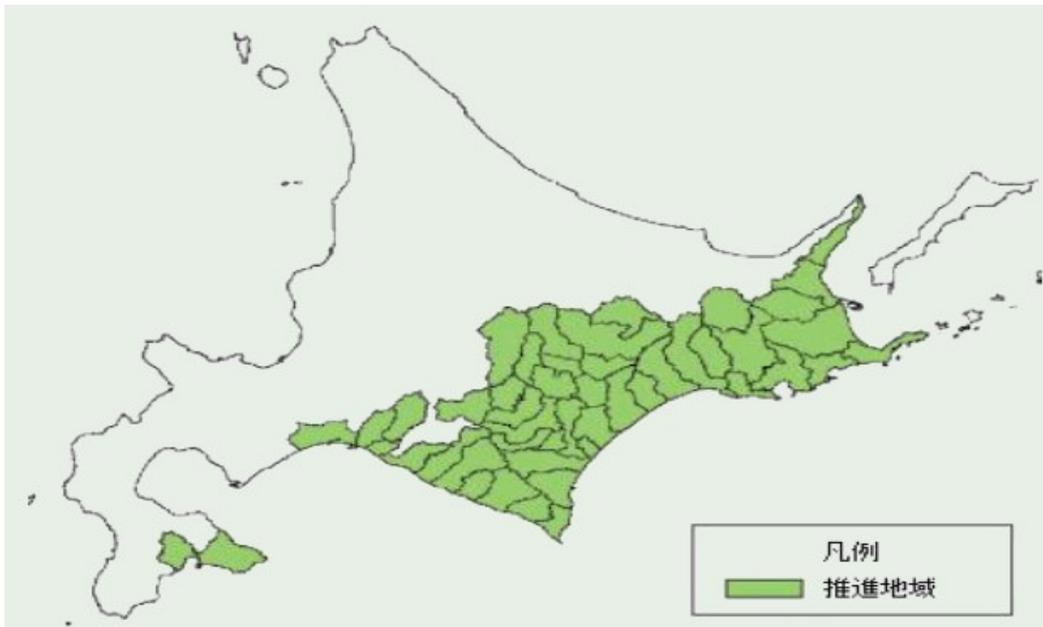
## 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進計画

### 第1節 総則

#### 第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、その他地震防災上重要な対策に係る事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

<本道の推進地域（平成18年4月3日・内閣府告示第58号）>



#### 第2 防災関係機関等が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、「本編 第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

## 第2節 災害対策本部の設置等

---

### 第1 災害対策本部の設置及び運営

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定され得る規模の地震（以下、本節で「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに標津町災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

### 第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法及び標津町災害対策本部条例に定めるところによるほか、「本編 第3章 第1節 組織計画」を準用する。

### 第3 災害応急対策要員の参集

町内に地震が発生した場合は、災害応急対策を強力かつ迅速に推進するため、法令及び防災に関わる各種計画の定めるところにより、万全の活動体制をとるものとする。

また、町職員は、地震発生後の情報収集等に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つこと無く、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

その他については、「本編 第3章 第1節 組織計画」を準用する。

## 第3節 地震発生時の応急対策等

---

### 第1 地震発生時の応急対策

#### 1 地震情報の伝達

海溝型地震発生時の地震に関する情報の伝達については、「地震・津波防災計画編 第3章 第2節 地震・津波情報の伝達計画」を準用する。

#### 2 情報の収集・伝達

町は、地震発生時の情報収集及び避難指示等における住民への伝達は、迅速かつ確実な手段を用いて行う。

また、被災の状況により通常使用している情報伝達網が、寸断されることなども勘案し、国、道、関係機関等との連絡体制を整える。

その他については、「地震・津波防災計画編 第3章 第3節 災害情報等収集・伝達計画」及び「本編 第5章 第5節 避難対策計画」を準用する。

#### 3 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

#### 4 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等の二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置等、関係機関との相互協力のもとに実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

その他については、「本編 第5章 第8節 交通応急対策計画」「地震・津波防災計画編 第3章 第24節 被災建築物安全対策計画」「本編 第5章 第22節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

#### 5 救助・救急・消火・医療活動

町は、地震の発生に伴い倒壊建物の下敷き、あるいは火災から逃げ遅れた被災者を捜索し、又は救出して保護するため、救出・救護活動を行うものとする。

また、発生時における被災者の医療及び助産に必要な措置をとるため、医療施設の被害状況を把握した上で、救急活動が可能な施設において実施するものとする。

その他については、「本編 第5章 第6節 救助救出計画」「地震・津波防災計画編 第3章 第7節 地震火災等対策計画」「本編 第5章 第16節 医療救護計画」を準用する。

## 6 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を道に供給要請することができる。

その他については、「本編 第4章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」「本編 第5章 第10節 食料供給計画」「本編 第5章 第11節 給水計画」「本編 第5章 第13節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

## 7 輸送活動

町は、災害時における救出・救護活動の実効性を確保し、水・食料等の生活物資や応急対策に必要な資機材等を確保するための輸送を行うものとする。

その他については、「本編 第5章 第9節 輸送計画」を準用する。

## 8 保健衛生・防疫活動

町は、被災地の衛生条件が悪化し、感染症等が発生するおそれがある場合には、防疫活動を実施し、感染症の発生及び流行の防止を図るものとする。

その他については、「本編 第5章 第17節 防疫計画」、「本編 第5章 第18節 廃棄物処理等計画」「本編 第5章 第23節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

## 第2 資機材、人員等の配備手配

### 1 物資等調達手配

(1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

具体的な確保については、「本編 第4章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」「本編 第5章 第10節 食料供給計画」「本編 第5章 第11節 給水計画」「本編 第5章 第13節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

(2) 町は、道に対して町内の居住者、公私の団体（以下、本節で「居住者等」という。）及び観光客、ドライバー等（以下、本節で「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請することができる。

(3) 町は、標津町建設業協会との協定により必要な資機材の提供を求めるものとする。

### 2 人員の配置

町は人員の配置状況を道に報告し、必要に応じて人員の派遣を要請するものとする。

### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、標津町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関毎の具体的な措置内容は、機関毎に別に定める。

### 第3 他機関に対する応援要請

- 1 町内で地震が発生した場合、町職員だけでは対応が不十分になるおそれがあるため、災害対策基本法や締結している協定に基づき、近隣市町村、道や民間団体に対して防災活動の応援要請を行うものとする。
- 2 災害応急対策を実施するにあたっては、行政機関の協力が必要と認められた場合、必要事項を明確にした上で、所定の手続きによって災害対策本部等から応援協力を要請するものとする。
- 3 その他、広域応援の要請、自衛隊の災害派遣要請、緊急消防援助隊の応援要請、広域緊急援助隊の援助要求などについては、「本編 第5章 第30節 広域応援計画」「本編 第5章 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

## 第4節 積雪・寒冷対策

---

本節については、「本編 第4章 第16節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

## 第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保

地震が発生した場合、地震の大きさや、気象状況等にもよるが、1時間程度で本町に津波が来襲することが想定される。しかし、本町の津波被害は、津波到来までの間に住民の円滑な早期避難により、大幅に軽減できると考えられる。

このことから、津波来襲に備え、施設の維持管理の徹底や操作体制の充実を図るとともに、住民の円滑な避難の確保を図る。地震による道路、公園、河川、漁港等の公共施設の被害は、震災時の避難、応急復旧などの障害になるばかりでなく、住民の社会・経済活動上、計り知れない影響を及ぼすことが予想される。

したがって、震災後のこれら施設の早期復旧はもちろん重要であるが、これら施設の耐震性の強化を図るなど、被害を最小限にとどめる諸対策を講ずる。

### 第1 津波からの防護のための施設の整備等

#### 1 整備方針

##### (1) 施設整備の推進

河川、海岸及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮堤・堤防・水門等の点検や自動化・遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進する。

##### (2) 施設管理の徹底

河川、海岸及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。また、門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

##### (3) 被災防止措置

河川、海岸及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。特に、冬期においても積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮する。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

##### (4) 海岸保全施設の整備

町は、津波により孤立が懸念される地域の漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、「地震・津波防災計画編 第2章 第2節 地震・津波に強いまちづくり推進計画」に定める。

##### (5) 防災行政無線の整備等

町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、町防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、「地震・津波防災計画編 第3章 第3節 災害情報収集・伝達計画」に定める。

## 第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、「地震・津波防災計画編 第3章 第3節 災害情報収集・伝達計画」のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

- 1 津波に関する情報が、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。また、外国人や障がい者等にも的確に伝わること等に配慮すること。
- 2 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や道及び市町村等による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努める。
- 3 道等から津波警報等の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底し、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備する。
- 4 関係機関と連携し、船舶や漁船等に対して速やかに津波警報等の伝達を行うとともに、この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。
- 5 町及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて円滑な情報伝達体制を整備する。

## 第3 避難対策等

津波注意報、津波警報及び地震情報が発表された場合、直ちに警戒態勢を整えるとともに、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施する。

### 1 避難計画の作成

町は、津波浸水域予測図等を基に、次の事項などを明らかにした避難計画を作成するとともに津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努める。

また、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくとともに、沿岸地域住民が主体的に策定する避難計画、津波避難マップづくりを支援する。

避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努める。

- (1) 地区の範囲
- (2) 想定される危険（浸水域）の範囲
- (3) 津波からの避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路

- (5) 避難指示等の伝達方法
- (6) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

## 2 避難指示等の発令

町長は、全体の状況把握に努め、次の点に留意し、適切に避難指示等を行うものとする。

- (1) 災害時要援護者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。
- (2) 避難路となる道路のうち道が管理するものについて、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置
- (3) 避難にあたり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち道が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置
- (4) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき

## 3 避難場所等の指定

町は、耐震性に配慮した屋内避難施設を定めるとともに、災害時要援護者の保護に関し、必要な整備に努める。

また、高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難場所の指定にあたっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮した上で建築物を避難場所に指定するいわゆる津波避難ビルの活用、人工高台の整備等を進める。

また、予め指定した避難場所には標識等を設置し、関係住民に対して周知を図る。

## 4 避難場所の維持・運営

町は、避難場所等を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。

なお、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期の暖房等の避難生活環境の確保について配慮する。

また、避難した居住者等に対し避難場所の運営に協力を求めることとし、「本編 第5章 第5節 避難対策計画」に準ずる。

## 5 避難場所における救護

避難場所での救護にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
  - ア 収容施設への収容
  - イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
  - ウ その他必要な措置

(2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 道に対し、道及び他市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

#### 6 災害時要援護者の避難支援

他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

(1) 町は、予め町内会等、自主防災組織単位に、他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。

(2) 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示等が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災組織等が指定する者が担当するものとし、町は介護又は担送に必要な資機材の整備に努めることとする。

(3) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

#### 7 避難誘導等

自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織は、避難指示等があったときは、予め定めた避難計画及び本部等の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

町は、予め関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意や津波避難場所を示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。また、津波注意及び津波避難場所等を示す標識の設置にあたっては、国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意するものとする。

町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

#### 8 避難意識の普及啓発等

町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、避難訓練、津波ハザードマップの整備、ワークショップの開催等を通じて、津波避難に関する意識啓発を実施する。

＜考えられる訓練内容＞

津波警報等、津波情報等の収集、伝達	初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、町防災行政無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。
津波避難訓練	避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては私有地等に避難する必要がある、地域社会の中で理解を得ておく必要がある。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。
津波防災施設操作訓練	誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。津波予想到達時間内に操作完了が可能か。地震動等により操作不能となった場合の対応はどうか。などの現実起こり得る想定の中で訓練を実施する。
津波監視訓練	高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視の方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

＜住民に対する内容＞

<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。</li> <li>◇ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて入手する。</li> <li>◇ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。</li> <li>◇ 地震の揺れのわりに大きな津波を発生させる「津波地震」についても注意する。</li> <li>◇ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</li> <li>◇ 津波注意報でも海水浴や磯釣り等は危険なので行わない。</li> <li>◇ 過去の経験から、「津波は引き波から始まる」と言い伝えられているが、押し波から始まることもあることから、誤った認識により不適切な行動を取らない。</li> </ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

＜船舶に対する内容＞

<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来るおそれがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。</li> <li>◇ 津波警報等が発表された場合、津波到達予想時刻を考慮の上、退避可能なときは直ちに港外（水深の深い、広い海域）へ退避し、それが困難なときは増し舳いをとる等、可能な流出防止措置を講じて高台へ避難する。なお、これらの措置を講ずる暇がない場合は、直ちに高台へ避難する等、人命を最優先に対処する。</li> <li>◇ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</li> </ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

このほか、避難対策等については、「本編 第5章 第5節 避難対策計画」に定めるところとする。

## 第4 消防機関等の活動

### 1 重点事項

消防機関及び水防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 町内会、自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急等

### 2 動員、配備

消防機関は、必要な動員、配備及び活動計画を消防計画に定める。

## 第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

### 1 水道

水道事業の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

### 2 電気

電気事業の管理者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、又、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

### 3 ガス

ガス事業の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等の必要な措置に関する広報を実施する。

### 4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の確保等の対策を実施する。

### 5 放送

放送事業者は、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。

また、地震・津波等に伴う避難指示等について町から放送の依頼があった場合には、放送

を通じた避難指示等の情報伝達に努める。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう予め必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災措置を講ずる。

## 6 応急復旧等

このほか、水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、「地震・津波防災計画編 第3章 第17節 生活関連施設対策計画」に準ずる。

## 第6 交通対策

### 1 道路

道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を予め計画するとともに周知する。

道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずる。

### 2 海上

海上保安署及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じて船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の必要な措置を行う。

### 3 交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等については、「本編 第5章 第8節 交通応急対策計画」に準ずる。

## 第7 町が管理又は運営する施設に関する対策

### 1 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

#### (1) 各施設に共通する事項

##### ア 津波警報等の入場者等への伝達

伝達方法等については、次の事項に留意する。

- (ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑に避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を考慮すること。
- (イ) 避難地や避難路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。
- (ウ) 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

##### イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、町防災行政無線、テレビ・ラジオ・パソコンなど情報を入手するための機器の整備
- ク 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

(2) 病院

重症患者、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を行う。

(3) 学校

災害発生時の避難所となる学校にあつては、避難の安全に関する措置を行うとともに、避難住民等の受入等に協力する。また、学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を行う。

(4) 社会福祉施設

社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を行う。なお、施設毎の具体的な措置内容は施設毎に別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部等設置施設

本部等がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 避難場所施設

避難場所又は応急救護所となる学校、社会教育施設等の管理者は、1の(3)又は1の

(4)に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

## 第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

---

施設等の整備については、早急に実施することが必要であるが、町の財政等を考慮し整備等を進めることとする。

本節については、「地震・津波防災計画編 第2章 第2節 地震・津波に強いまちづくり推進計画」「地震・津波防災計画編 第2章 第13節 建築物等災害予防計画」を準用するが、特に次のことを重点的に実施する。

### 第1 建築物、構造物等の耐震化

地震に対する建築物、構造物等の安全性を高めることにより、地震発生時の被害を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化する必要があるため、今後、「標津町耐震改修促進計画」に沿って進める。

### 第2 避難所の整備

避難場所については、緊急避難のための緊急避難場所と収容施設の一時避難場所があり、今後、耐震化も含め整備等を推進するものとする。

### 第3 消防用施設の整備等

発災後予想される火災等による住民の生命・身体及び財産を守るため、「地震・津波防災計画編 第2章 第11節 火災予防計画」を基本に整備を進める。

### 第4 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

広域防災体制及び地域防災体制の確立のため必要な道路を確保する。

### 第5 通信施設の整備

災害時の通信の確保については、「地震・津波防災計画編 第3章 第3節 災害情報収集・伝達計画」に準じて通信手段の確保及び整備に努める。

なお、防災行政無線の移動系に係る施設の保守及び更新を行い円滑な情報伝達ができるよう推進するものとする。

## 第7節 防災訓練計画

---

町及び防災関係機関は、地震・津波防災計画編における内容を熟知するとともに、関係機関及び住民の自主防災体制との強調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を「地震・津波防災計画編 第2章 第4節 防災訓練計画」に準じて実施するものとする。

## 第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

---

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、町内会等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

本節については、「地震・津波防災計画編 第2章 第1節 住民の心構え」「地震・津波防災計画編 第2章 第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発」「地震・津波防災計画編 第2章 第4節 防災訓練計画」を準用するが、特に次のことを重点的に実施する。

### 第1 町職員に対する教育

町は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育については、各担当課において必要な知識を身に付けるとともに、概ね次に記載する内容を含むものとする。

- 1 地震・津波に関する一般的な知識
- 2 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 3 職員等が果たすべき役割
- 4 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 5 今後、地震対策として取り組む必要のある課題
- 6 家庭内での地震防災対策の内容

### 第2 住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、教育方法として、印刷物、映像物、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、具体的な手法を使い教育を行うものとする。

- 1 地震・津波に関する一般的な知識
- 2 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 3 正確な情報入手の方法
- 4 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 5 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 6 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- 7 避難生活に関する知識
- 8 住民が平常時より実施できる住民が実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定等の家庭内対策の内容
- 9 住居の耐震診断と必要な耐震改修

### 第3 児童生徒等に対する教育

児童生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等、学校の教育全体を通じて計画的に地震・津波防災教育を行うものとする。

また、児童生徒等が地震・津波発生時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定した情報の伝達、避難誘導など、防災上必要な訓練を実施するものとする。

### 第4 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設等、防災上重要な施設の管理者が地震・津波発生時に適切な行動が取れるよう、防火管理講習会等を通じて防災教育を図るものとする。

### 第5 自動車運転者に対する教育

地震・津波発生時に運転者として適切な行動がとれるよう、事前に必要な次の事項について広報等を行うものとする。

- 1 地震・津波発生時における交通規制の内容
- 2 地震・津波発生時における運転者のとるべき措置
- 3 地震・津波にかかる予防情報等の知識

### 第6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

## 第9節 地域防災力の向上に関する計画

---

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

### 第1 住民の防災対策

- 1 住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。
- 2 住民は、平常時より地震に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身に付けるよう努める。
- 3 平常時及び地震発生時の住民の心得等については、「地震・津波防災計画編 第2章 第1節 住民の心構え」に準ずる。

### 第2 自主防災組織の育成等

自主防災組織の育成等については、「本編 第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

- 1 住民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努める。
- 2 町は、地域毎の自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、災害時要援護者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- 3 町の担当者や自主防災組織のリーダーは、自主防災組織の普及のため、道の実施する研修会等の参加に努める。

### 第3 事業所等の防災対策

- 1 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努める。
- 2 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施する。
- 3 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

# 標津町地域防災計画 [資料編]

## 資料1 気象概要

標津 年ごとの値															
年	降水量(mm)				気温(°C)					風向・風速(m/s)				日照時間(h)	
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速		風向
1976	473 ]	62 ]	16 ]	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///
1977	375 ]	70 ]	10 ]	///	0.9 ]	4.8 ]	-3.7 ]	18.7 ]	-15.0 ]	2.5 ]	15 ]	北西	///	///	396.3 ]
1978	1224 ]	71 ]	36 ]	///	3.8 ]	8.2 ]	-1.1 ]	30.2 ]	-31.5 ]	2.5 ]	20 ]	北西	///	///	2373.8 ]
1979	1234	151	24	///	5.3	9.5	0.7	30.9	-21.7	2.6	15	北西	///	///	2247.5
1980	837	56	15	///	4.7	8.5	0.6	26.3	-23.1 ]	2.6	18	北西	///	///	1954
1981	1334	89	24	///	4.2	8	-0.1	28	-22.4	2.7	15	南	///	///	1877.9
1982	919	79	23	///	5.4	9.4	0.9	28	-24.7	2.9	15	北北西	///	///	2156.5
1983	951	44	17	///	4.5	8.3	0.5	31.4	-24.3	2.8	16 ]	北	///	///	2178.4
1984	840	97	21	///	5	9.1	0.5	31.6 ]	-22.6	2.9	14	北	///	///	2365.7
1985	1070	90	17	///	5	9	0.7	32.3	-22.8	2.9	17	北北西	///	///	2305.9
1986	1004	108	16	///	4.2	8.1	-0.2	29	-26.4	2.8	14	北東	///	///	2281.3
1987	892 ]	72 ]	13 ]	///	5	9.1	0.8	27.4	-26.1	3	14	南西	///	///	915.8 ]
1988	1091	80	12	///	4.8	8.5	0.8	28.7	-20.6	2.7	14	北	///	///	1519.1
1989	1265	148	22	///	6.5	10.1	2.6	32.5	-21.5	3.1	15	北北西	///	///	1477.8
1990	1333	69	31	///	7	10.9	2.8	30.9	-23.1	2.8	16	北北西	///	///	1659.8
1991	1069	100	39	///	6.4	10.2	2.4	30.5	-16.6	2.8	16	北東	///	///	1511.3
1992	1161	182	29 ]	///	5.5	9.3	1.4	28.7	-23	2.9	15	北北西	///	///	1480.7
1993	1133	103	34 ]	///	5.5	9.1	1.8	29.4	-18.7	3	19	北北西	///	///	1421
1994	1103	83	24	///	6.5	10.3	2.3	33.2	-23.2	3	13	北西	///	///	1716.7
1995	1037	44	10	///	6.5	10.2	2.6	32.5	-19.8	2.9	13	北北西	///	///	1449.8
1996	1118	121	37	///	5.1	8.7	1	30.8	-23.4	2.6	15	北北西	///	///	1579
1997	1159	70	13	///	5.7	9.3	1.8	29.4	-18.3	3	14	北東	///	///	1555.6
1998	1371	143	18	///	5.6	9.4	1.6	32.1	-21.6	3.1	15	東南東	///	///	1642.1
1999	1089	108	16	///	6.1	10.1	2	32.6	-19.2	2.8	15	南	///	///	1643
2000	1336	81	12	///	5.5	9	1.6	33.5	-21.4	2.9	17	南東	///	///	1532
2001	1007	91	14	///	4.7	8.5	0.5	26.9	-24.5	2.8	13	南南東	///	///	1607
2002	1204	68	23	///	5.8	9.5	2	31.5	-19.2	2.9	15	南東	///	///	1619.4
2003	1091	91	28	///	5.3	9.3	1.1	27.9	-22.3	2.8	12	北	///	///	1677.3
2004	940	43	26	///	6.8	11.1	2.4	33.5	-19.6	2.9	15	東北東	///	///	1786.6
2005	976 ]	97 ]	19 ]	///	6	10.1	1.7	32.1	-20.3	2.8	13	東北東	///	///	1799.9
2006	1410	117	20	///	6	9.9	1.9	31.2	-23	2.9	16	北北東	///	///	1575.5
2007	1128	59	19	///	6	10.3	1.7	33.7	-18	2.8	17	東北東	///	///	1919.9
2008	815.5	69.0	18	1.5 ]	5.9	10	1.6	28.6	-20.3	2.8	14	南東	22.7 ]	北北西	1751.4
2009	1710.0	98.5	25	6.0	6.2	10.2	2	29.2	-17.5	2.9	14.8	北北東	24.9	北北東	1789.3
2010	1212.5	63.5	30.5	12.5	6.7	11.1	2.5	35	-24.3	2.8	15	東南東	24.5	東	1735.9

資料編

2011	839.0	59.5	16.5	4.5	6.3	10.6	2.2	33.8	-18.6	2.8	14.7	北北東	25.9	北北東	1859
2012	1260.5	87.0	22.5	9.5	5.8	9.7	1.9	31.4	-20.9	2.8	16.0	北東	23.8	北東	1559.9
2013	1280.5	134.0	32	8.0	6.1	10	2.2	30.7	-22.3	2.8	17.0	北北東	27.9	西北西	1649.4
2014	1106.0	114.5	26	8.0	5.9	10.3	1.6	31.8	-18.4	2.7	14.4	東	25.3	西北西	1932.5
2015	1277.5	134.0	50.5	12.0	6.8	10.9	2.8	34.5	-16.5	2.9	16.2]	北北東	27.6]	北北東	1760.4
2016	1737.5	176.0	32	9.0	5.8	9.9	1.7	29.2	-20.1	2.8	13.9	北	25.6	北西	1734.1
2017	946.5	55.5	14	6.0	5.8	10.3	1.4	33.9	-22.9	2.7	16.1]	南東	26.4]	南東	1902.7
2018	1110.0	84.5	14	4.5	6.3	10.8	1.9	30.9	-19.9	2.7	12.4	北	23.0	北北西	1805.4
2019	987.0	107.0	17.5	5.5	7.2]	11.6]	2.9]	32.7]	-23.3	2.7	11.6	西北西	24.6	西北西	1923.0
2020	838.0	55.0	26.0	20.0	6.5	10.9	2.5	34.6	-18.2	2.6	11.5	北	21.7	西北西	1723.4
2021	1310.0	103.0	14.0	4.0	6.6	11.0	2.3	31.6	-21.4	2.7	14.4	東	28.1	南南東	1588.2]
2022	1301.0	103.5	30.5	10.0	7.0	11.2	2.8	31.8	-19.6	2.7	17.4	東南東	26.2	東	1787.1
2023	999.5	76.5	26.0	16.5	7.7	12.1	3.3	34.1	-20.8	2.7	17.9	東南東	26.7	東南東	1944.4

※グレーの枠は、観測場所を移転した場合、観測装置を変更した場合及び観測の時間間隔を変更した場合に、その前後のデータが均質でないことを示します。]はデータ欠損時期が存在するデータです。

値欄記号の説明

記号	説明
]	統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けています（資料不足値）。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合があります。
///	欠測又は観測を行っていない場合、欠測又は観測を行っていないために合計値や平均値等が求められない場合に表示します。

[参照：1976年～2010年 根室地方 標津 気象データ(気象庁)]

## 資料2 標津町災害発生記録

年月日	種別	地域	被害状況
大正2年8月	凶冷	全道	被災町村146ヶ所、戸数44,695戸
大正5年12月28日 ～29日	暴風雪	根室地区	船舶24隻沈没、家屋全壊3戸、堤防・道路欠壊
大正13年11月10日	暴風雨	根室地区	漁船24隻転覆、流失10隻、死者3名、行方不明17名
大正15年12月18日	暴風雪	根室地区	凍死2名、家屋倒壊破損16戸、船舶・道路被害あり。被害額100,000余円
昭和2年10月10日	暴風	根室地方	たて網流失、溺死4名
昭和3年10月31日	火災	標津	中心街より出火53戸全焼
昭和4年1月1日	暴風雪	根室地方	護岸・電話施設に被害あり
昭和4年9月4日	霜	根室地方	そば6割から8割減収
昭和5年5月下旬	山火事	標津	標津山林全焼
昭和5年9月27日 ～28日	ひょう	道東	畑3割から5割減収
昭和6年1月10日	暴風雪	根室地区	死者・行方不明17名、船舶6隻沈没、流失44隻、家屋全半壊92戸
昭和6年9月7日	ひょう	根室地区	直径約20mm大の降ひょう、作物ほとんど全滅
昭和7年6月29日	霜	根室地区	約9,000haに強度の結露あり麦類・馬鈴薯以外の農作物はほとんど全滅
昭和8年1月17日 ～18日	暴風雪	根室地方	標津通学児童凍死6名、大人1名、凍傷2名、牛馬10頭凍傷、家屋倒壊10戸
昭和9年3月28日 ～29日	暴風雪	根室地区	低気圧根室半島通過により死者5名、家畜165頭、家屋全半壊20戸、船破損2隻
昭和9年8月25日	ひょう	標津原野	降ひょう区域1,530ha、畑被害甚大面積80ha、幹の太さ30～50cmの樹木強風のため折れる
昭和10年9月15日 ～16日	霜	道東	田畑被害1,500ha
昭和10年4月27日	ひょう	標津	畑被害380ha
昭和12年7月11日 ～13日	台風	太平洋沿岸	根室地方死者12名、家屋全壊3戸、浸水170戸、漁船沈没・座礁12隻、行方不明5名
昭和13年5月15日	山火事	標津	800ha
昭和14年10月22日	地震	道東	23時29分頃根室管内強度
昭和27年3月4日	地震津波	全道	10時23分頃震源地襟裳岬東70km、太平洋沿岸津波被害あり、地震規模昭和8年3月三陸沖津波地震の3分の1、昭和23年6月福井地震の4倍
昭和29年5月10日	暴風雪	根室地方	低気圧により羅臼で死者行方不明者計29名。被害甚大。
昭和34年4月6日	暴風雪	根室地方	12時40分頃より南西吹雪強まり歩行困難、海上視界さえぎり、13時～16時一層強まる。標津町・家屋半壊3戸、古多糠・標津堤防欠壊4、羅臼町被害甚大
昭和35年2月18日	火災	標津	16日9時頃より風雪強まり17日官庁、会社、学校

## 資料編

年月日	種別	地域	被害状況
			等休みとなる。18日1時頃標津警察署より出火全焼。鉄道、バス不通
昭和37年6月29日	噴火	十勝岳	23時頃十勝岳噴火、30日14時より当地方に火山灰降灰、畑の被害甚大
昭和47年9月15日	暴風雨 台風20号	全道	秋雨前線と台風20号による大雨で十勝から根室方面にかけて広い地域に秋雨前線の雨が16日で100ミリ前後降り17日になって台風の雨が250ミリ前後降ったため中小河川が氾濫し、被害が発生したものである。床下浸水11戸、畑340.7ha、河川・道路30、漁船沈没1隻・破損11隻、漁具等51、その他17。被害額358,978,000円
昭和47年10月12日	大雨 台風24号	釧根地方	台風24号の北上に伴い前線が活発化し大雨となり、羅臼213ミリ、中標津146ミリ、計根別161ミリの大雨となる。床上浸水6戸、床下浸水28戸、道路19、河川1、漁具14、その他2。被害額71,901,000円
昭和47年11月22日	大雨強風	根室地方	漁船破損6隻、漁具45。被害額337,460,000円
昭和47年12月1日	大雨強風	全道	低気圧は北海道南東海上で発達台風並となり太平洋側でも25mを越える最大風速となり被害が発生した。住宅破損1戸、漁船破損5隻、漁具30、海岸1。被害額240,828,000円
昭和48年6月17日	地震	根室半島沖	17日12時55分頃、根室半島南東沖で地震が発生し、根室・釧路で震度5を観測、13時6分、太平洋沿岸に津波警報が発表されたが、標津については津波は認められなかった。震源地は根室半島南東沖40km、規模はマグニチュード7.4、モーメントマグニチュード7.8
昭和48年6月24日	地震	根室半島沖	(余震)有感地震は、6月134回、7月37回、8月14回発生しており、最大余震は6月24日11時43分頃、根室半島南東沖30kmで発生し、津波警報が発表されたが標津では認められなかった。規模はマグニチュード7.3であった。住宅破損7戸、文教施設7・教材4、病院1・薬品1、公民館備品1、水産郷土館1、慰霊碑、水道(古多糠)1、商工施設40、工場1。被害額12,211,000円
昭和49年1月24日 ～26日	暴風雪	道東	22日9時、ウラジオ南方に低気圧が発生し、急速に発達し東に進み、25日3時には根室東方海上で976㍉の台風並みの低気圧となり道東方面では30mの風速となり暴風雪となった。床上浸水7戸、床下浸水29戸、堤防2、道路1。被害額95,470,000円
昭和49年9月20日	地震	根室半島沖	20日9時53分、震度3、病院1、護岸1。被害額3,800,000円
昭和49年11月2日	高波	標津	無風状態の高波については、1日の強い西風が国後島方面からの返し波となって戻ってきたものとみられるが、同日15時7分の満潮時と重なったものと思われる。2日の気象状況(曇時々小雨、風速・弱、風向・北北東)茶志骨からボンノウシまで7.5km道路欠壊、標津川河口付近約100m欠壊、国道244号線3ヶ所冠水、床上床下浸水28戸。被害額1,062,460,000円
昭和50年5月17日 ～20日	大雨	道東	北海道東部低気圧通過で標津の雨量は125ミリとなり、強風が伴い被害が発生する。床上浸水11戸、床下浸水38戸、道路欠壊17(909m)、河川8、橋

## 資料編

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
			2、水道7、水産施設36、加工場水産物187トン。 被害額252,605,000円
昭和50年11月7日	低気圧	釧根	7日18時45分、津軽海峡で発生した低気圧が北東に進み根室沖を通過し、突風、大雨となる。雨量228ミリ、最大風速36m、住宅全壊1戸・半壊3戸、道路欠壊11、漁具11、3ヶ月の入院1名。被害額89,119,000円
昭和51年4月7日 ～8日	風浪	標津	被害額847,960,000円
昭和51年4月13日 ～14日	融雪	標津	被害額250,000,000円
昭和52年4月18日 ～20日	風浪	標津	被害額98,500,000円
昭和53年1月21日 ～23日	暴風雨	標津	被害額90,000,000円
昭和54年10月19日 ～20日	暴風雨	全道	台風20号は、早い速度で本道に上陸し19日22時10分頃より大雨、暴風となり、雨量181ミリ、風速30mとなった。住宅半壊1戸・一部破損23戸、床上浸水5戸、床下浸水11戸、非住宅全壊2戸・半壊4戸、農作物119ha、営農施設237、家畜31頭死亡、河川6、道路2、漁港1、漁船破損5隻、漁具35、森林60ha、水道1、観光施設4、文教施設5。被害額334,722,000円
昭和55年3月10日 ～11日	暴風雪 (低気圧)	道東	10日10時25分、発生した低気圧から択捉島から、北北西に進み、強い冬型の気圧となり、12時10分根室の東海上に進み、暴風雪となった。最大風速41m、降雪みぞれまじり、住宅破損12戸、営農施設82、漁業施設1。被害額10,688,000円
昭和56年8月3日 ～6日	暴風雨 台風12号	全道	6日1時20分頃、台風12号は釧路南東沖海上に近付き、この頃より標津では雨が強く降りはじめ、4時45分頃には大雨となった。河川決壊3、橋1、漁港1、漁業施設3、漁具7、水道1。被害額443,750,000円
昭和56年8月23日 ～24日	暴風雨 台風15号	全道	23日2時30分、国後島の海上に発生した低気圧が北北東に進み、また台風15号は根室地方に接近し、23日8時30分警報発表、標津は大雨、強風となる。最大風速30m、雨量(根室)70ミリ、非住宅全壊7戸・半壊4戸、漁具5。被害額9,010,000円
昭和56年10月23日 ～24日	暴風雨 台風24号	全道	22日22時暴風雨警報発表、台風24号は夕方当地方に進行、23日11時頃より暴風雨となり釧路南東に進み、早い速度で東北東に進行、根室地方は西風が強く、最大風速25mとなる。道路欠壊9、河川欠壊、漁業施設1。被害額1,500,000円
昭和57年3月21日	地震 津波	全道 東北	21日11時32分、北海道、東北地方に地震が発生した。震源地は浦河沖、標津震度3、規模マグニチュード7.1、11時45分津波警報発表、標津については津波の到来なし。
昭和57年9月13日	大雨 台風18号	道東	8時10分大雨洪水警報発表、台風18号は青森付近から北海道を横ぎりオホーツク海へぬけたが根室地方では70ミリから90ミリの雨と暴風となり、標津の雨量は81ミリであった。床上浸水18戸、床下浸水11戸、西2条通り保育所付近路面冠水。

## 資料編

年月日	種別	地域	被害状況
昭和59年3月24日	津波	北海道 2区	24日18時57分、北海道2区津波警報発表。標津異常を認めず。(根室19時31分津波観測される)
昭和60年1月17日	高潮	標津	17日15時頃、住吉町海岸で高潮発生し、波返しを突破。床下浸水1戸。
昭和60年2月15日 ～17日	暴風雪	道東	本道に発生した低気圧が通過し、道東地区は朝から風雪が強まり暴風雪となった。このため、3日間標津町では各道路通行不能となり遭難者続発により2時15分、暴風雪災害対策本部を設置し、救助活動を実施したが夜間に救助不能となったため、自衛隊派遣を要請し、救助活動にあたった。更に暴風のため災害が続発した。車両立ち往生(国道244号線)39台、標津線列車運休、道路全線不通、住宅半壊5戸、農業施設14、文教施設1、救出人員34名、救出車両22台、救出に要した車両11台、雪上車1台、自衛隊(人員50名、雪上車6台)。被害額20,004,000円、救助に要した経費1,160,000円
昭和62年10月17日 ～18日	大雨 台風19号	根室地方	台風19号から変わった温帯低気圧の通過により暴風雨となりイトクシベツで1時間に記録的な46ミリを観測し総雨量が202ミリに達した。町内において被害が発生した。床上浸水2戸、床下浸水4戸、営農施設42、畑6.7ha、河川4、砂防設備2、道路37、漁船破損3隻、漁具10、文教施設1、その他9。被害額195,683,000円
昭和63年10月30日 ～31日	暴風雨 高波	道東地方	根室の東海上で台風並みに発達した低気圧の影響により30日11時45分、釧路、根室地方暴風波浪警報、大雨、洪水、高潮注意報発表。最大風速は根室市においても36.7m(15時43分)の根室測候所開設以来、最高を記録し、標津町においてもそれに準ずる最大風速であった。総雨量20ミリ暴風、高波により沿岸地帯、特に住吉町から野付半島、伊茶仁地区に集中したが、水産施設の被害は全地区に及んだ。定置漁網の流失36ヶ等ほとんど、舟あげ場の欠壊39ヶ所、漁船流失沈没6隻、沿岸に隣接している牛舎、サイロ及び、倉庫番屋等の被害大であり、一般民家合わせて4世帯が避難した。その他の被害においても甚大であった。被害額1,715,624,000円
平成元年6月30日	大雨洪水	道東	薫別地区にて床下浸水1戸、崎無異にて草地欠壊、崎無異川左岸決壊。被害額60,000,000円
平成元年8月16日	大雨洪水 波浪高潮 台風13号	全道	標津地区にて床上浸水6戸、床下浸水6戸、川北の町道の路肩一部欠壊4ヶ所、その他敷地内土砂の流失があった。被害額59,000,000円
平成2年11月10日	大雨洪水	全道	発達した低気圧がもたらした大雨により、国道335号線の一部が欠壊し、農業用サイロ等に被害を及ぼした。被害額9,800,000円
平成2年12月1日	大雨洪水 暴風波浪	道東	台風より変わった低気圧が道東付近に接近し、標津地方に大雨をもたらし、道路や山腹土砂流失欠壊などの被害をもたらした。被害額24,020,000円
平成3年2月17日	暴風雪 波浪	全道	発達した低気圧が根室の南東海上にあり、海岸地区に多大な被害を及ぼした。床上浸水1戸、床下浸水1戸、海岸欠壊9ヶ所やホタテ稚貝の被害は甚大であった。被害額1,130,615,000円
平成3年7月27日	大雨洪水	道東	日本海中部にあった低気圧が東へ伸び、道東地区へ

## 資料編

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
			強い雨をもたらした。このため、住宅4戸が床上浸水、1戸が床下浸水になり、町道などの路肩が欠壊し、河川も氾濫し、決壊した。被害額 82,000,000 円
平成3年8月21日	大雨洪水	道東	低気圧の影響により、強い雨を伴い、薫別地区で床下浸水1戸、川北地区の町道で路面砂利流失、欠壊が起こり、崎無異川左岸護岸が流失した。被害額 20,015,000 円
平成4年8月9日	大雨洪水	全道	台風から変わった低気圧の影響により、全道的に大雨にみまわれた。このため、古多糠川・薫別川の護岸が崩壊した。被害額 20,000,000 円
平成4年9月3日	暴風波浪	根室地方	発達中の低気圧の影響により、根室地方を中心に強い風を伴った。このため、町内学校施設の一部分が破損した。被害額 1,174,000 円
平成4年9月11日	大雨洪水 暴風波浪 台風17号	全道	大型で強い台風17号は、大雨や強風を伴い、床下浸水6戸、道路欠壊14ヶ所、排水路にも被害を及ぼした。被害額 8,404,000 円
平成5年1月15日	地震 (釧路沖地震)	全国	22時00分、釧路沖を震源とする地震が発生した。震度4、マグニチュード6.7。建物、漁港、道路等が被害を受けた。被害額 212,696,000 円
平成5年4月18日	大雪	道東	低気圧により、強風を伴った雪により、金山スキー場管理棟屋根が全壊、案内板横転全壊した。また、町職員住宅の屋根の一部が破損した。最大風速19m。被害額 5,070,000 円
平成6年3月24日	暴風雪	道東	湿った雪が降り積もり、酪農牛舎が6件半壊した。被害額 23,550,000 円
平成6年10月4日	地震 津波 (東方沖地震)	全国	22時23分、根室半島沖150km(東方沖)を震源とする地震が発生。震度5、マグニチュード8.1。標津市街・茶志骨地区を中心に標津町有史以来かつて経験したことのない大きな被害を受けた。22時28分、津波警報発表により、海岸沿いの住民1,600世帯に対し避難勧告発表。ほとんどの住民が避難所で一夜を明かす。負傷者38名(軽傷)や家屋亀裂、家具の損壊や道路・上下水道・漁港等に甚大な被害をあたえた。22時50分災害対策本部設置。被害額 3,646,600,000 円
平成9年11月23日	波浪	道東	23日未明、低気圧の接近に伴い、強い風と雨をもたらした。漁船1隻が横転、漁網が流失・大破した。なお、警報は発表されていなかった。被害額 88,210,000 円
平成10年9月16日	大雨洪水 暴風波浪 台風5号	全国	大型で並みの強さの台風5号は、総雨量143mm、瞬間最大風速15mをピークにし、強風の被害はなかったが、大雨により河川の氾濫や護岸欠壊、床下浸水、冠水の被害があった。床下浸水1戸、道路被害36ヶ所、河川護岸被害7河川。19時08分災害対策本部設置。被害額 98,655,000 円
平成12年1月20日 ～21日	大雪	道東	発達した低気圧が北海道太平洋沿岸を東進したため暴風雪となり、1月の積雪量が多くなり倉庫等5件の屋根が倒壊するなどの被害を受けた。中標津町と別海町の3町合計で53件の被害があった。
平成13年9月11日 ～12日	大雨洪水波浪 台風15号	全国	北海道太平洋沿岸に停滞していた前線による雨と、12日に三陸沖から根室の東海上へ通過した台風15号による豪雨と暴風雨により、全道で大きな被害と

## 資料編

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
			なった。本町では町道に被害があった。被害額 451 千円
平成 13 年 12 月 30 日 ～31 日	大雪	道東	30 日に津軽海峡の西にあった低気圧が急速に発達しながら 31 日にかけて北海道を通過し風雪が強まり、15 件の農業被害があった。被害額 24,700 千円
平成 14 年 1 月 21 日 ～22 日	暴風雪 波浪	道東	21 日に日本海中部と東海道沖にあった低気圧が、急速に発達しながら北海道に接近した。東海道沖の低気圧は 22 日にかけてさらに発達しながら北海道を通過したため暴風雪となり、14 件の農業被害があった。被害額 34,450 千円
平成 14 年 10 月 1 日 ～2 日	大雨洪水 暴風波浪 台風 21 号	全国	台風 21 号の接近により、これまでの極値を更新する暴風や大雨となり、23 件の水産被害があった。被害額 24,544 千円
平成 15 年 9 月 26 日	地震津波 平成 15 年 十勝沖地震	全国	4 時 50 分、十勝沖を震源とする地震が発生。震度 4、マグニチュード 8.0 を記録し、4 時 56 分には太平洋沿岸東部に津波警報が発表されたが標津漁港では津波は観測されなかった。負傷者 5 名（重傷 1 名・軽傷 4 名）や家屋の一部損壊及び亀裂、道路・上下水道・漁港の液状化等大きな被害となった。5 時 00 分災害対策本部設置。被害額 256,986 千円
平成 16 年 1 月 13 日 ～16 日	暴風雪 波浪	道東	紀伊半島付近の低気圧が北海道西岸にあった低気圧と一つにまとまり、14 日根室の東海上で猛烈に発達したため暴風雪が長時間続き、農業・海岸・水産に被害があった。被害総額 26,770 千円
平成 16 年 4 月 21 日	強風	道東	オホーツク海で発達した低気圧により強風となり、警報は発表されていないが 20 件の農業被害があった。被害額 32,800 千円
平成 16 年 11 月 29 日	地震津波	全道	3 時 32 分、釧路沖を震源とする地震が発生。震度 4、マグニチュード 7.1 を記録した。負傷者（軽傷）2 名及び茶志骨地区の 16 戸が断水となる被害があった。
平成 17 年 7 月 26 日 ～27 日	大雨洪水 強風波浪 台風 7 号	全道	北海道付近に停滞していた前線と根室地方の東海上を北東に進んだ台風 7 号により大雨となり、停電の被害があった。
平成 18 年 10 月 7 日 ～9 日	大雨洪水 強風波浪 高潮	道東	三陸沖にあった低気圧が北海道東部に接近しながら急速に発達したため大雨や暴風となり、幸いに人的被害はなかったが、新川上町と忠類地区の 3 棟が床下浸水となるなど、住宅・農業・土木に被害があり、町の施設に 24 名が自主避難したほか、一部地域で停電もあった。また特に水産被害では、鮭定置網 28 ヶ統全てに被害があったほか、船やホタテ資源などに甚大な被害があった。標津川合流点での水位は、7m09 cm の計画高水位に対し、8 日 11 時 20 分から 12 時 00 分までの間に 6m57 cm の水位を記録した。8 日 8 時 30 分災害対策本部設置。被害総額 1,036,755 千円
平成 18 年 11 月 15 日	津波	全国	20 時 14 分、千島列島東方を震源とする地震が発生。マグニチュード 7.9 を記録した。20 時 29 分には太平洋沿岸東部に津波警報が発表され、直ちに住民に対して「避難勧告」を発令し、約千人の住民が高台などに避難したが、花咲港では 40 cm の津波が観測されたが大きな被害には至らなかった。20 時 30 分災害対策本部設置。

## 資料編

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
平成 19 年 1 月 6 日 ～9 日	暴風波浪 高潮	道東	6 日に日本海と本州南海上にあった低気圧が、7 日に北海道付近で急速に発達し千島近海へ移動したため暴風や高潮・高波となり、3 件の水産被害があったほか、一部地域で停電となった。被害額 5,000 千円
平成 19 年 1 月 13 日	津波	全国	13 時 23 分、千島列島東方を震源とする地震が発生。マグニチュード 8.2 を記録した。13 時 36 分には太平洋沿岸東部に津波警報が発表され、直ちに海岸域の住民に対し「避難勧告」を発令し、約 480 人の住民が高台などに避難したが、花咲港で 20 cm の津波が観測されたが大きな被害には至らなかった。13 時 36 分災害対策本部設置。
平成 19 年 9 月 7 日 ～8 日	大雨	道内 太平洋側	台風 9 号により活発化した前線と台風 9 号から変わった温帯低気圧により、標津で総雨量 84 mm、道路に被害あり。被害額 1,316 千円。
平成 21 年 2 月 20 日 ～21 日	暴風雪	道東	千島近海で急速に発達した低気圧により、暴風雪となる。農業被害と公共施設被害、合わせて 6,770 千円。
平成 21 年 10 月 9 日	暴風・高潮	道東	台風 18 号が北海道の南岸を北東進し、道東に接近した影響により最大風速 14.8m/s、最大瞬間風速 24.9m/s を記録。漁業関係を中心に被害が発生し、被害額 6,924 千円。
平成 22 年 2 月 28 日 ～3 月 01 日	津波	全国	チリ中部沿岸でモーメントマグニチュード 8.8 の巨大地震が発生し、津波が太平洋に向けて広く伝播した。気象庁は 28 日 9 時 33 分、北海道太平洋沿岸東部を含む全国の広い範囲に津波警報を発表した。本町では 353 世帯、1,069 人に対し、避難勧告を行い、ピーク時で 144 人が避難した。被害は発生しなかった。
平成 23 年 3 月 11 日	津波	全国	東北地方太平洋沖を震源とするモーメントマグニチュード 9.0 の超巨大地震が発生し、同時に非常に規模の大きい津波が発生。北海道太平洋沿岸東部を含む全国の広い範囲に大津波警報を発表した。この地震と津波による被害により東日本大震災となった。本町では 1,121 世帯、2,713 名に対し避難指示を発表。計 745 名が避難した。被害額は 2,000 千円。
平成 25 年 2 月 8 日 ～9 日	暴風雪	根室地方	急速に発達した低気圧により、晴天から暴風雪へと一変した。国道 335 号線が通行止めとなり、釧路開発建設部からの要請により避難所開設。国道 335 号線内では約 20 台の車両が立ち往生。延べ 33 名が避難。
平成 25 年 3 月 2 日 ～3 日	暴風雪	根室地方	急速に発達した低気圧により、晴天から暴風雪へと一変した。降雪を伴う猛吹雪となった。釧路開発建設部からの要請により標津市街地に避難所開設。また、警察からの要請により川北市街地に避難所設置。町内ほぼ全ての国道、道道が通行止め。両避難所に延べ 51 名が避難。中標津町では計 5 名が死亡。
平成 25 年 10 月 15 日	暴風	根室地方	日本列島の太平洋沖を北東進してきた台風 26 号は、道東沖で温帯低気圧になる際に再発達し、暴風域が広がった。このため、本町でも主に北東からの強風が吹き荒れた。標津での最大風速は 17m/s、最大瞬間風速は 27.1m/s を観測した。この強風により高木が根こそぎ折れたり、物置が風で倒壊するなどの被害が発生した。

## 資料編

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
平成 27 年 1 月～3 月	暴風雪 大雪	道東	週末を中心にほぼ毎週のように低気圧による大荒れの天候に。標津町では大雪警報、暴風雪警報、それぞれ 6 回発表。被害額は、農業施設を中心に速報値で計 58,156 千円、避難者数は計 26 名。
平成 27 年 8 月 10 日	大雨	道東太平洋側	台風 14 号からの暖湿気流と上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、線状の降雨帯による集中豪雨が発生。標津の時間雨量 50.5mm は観測開始以来の新記録。
平成 27 年 10 月 8 日	暴風・高波・高潮	道東	超大型の台風 23 号が直撃。温低化後さらに勢力を強め、明け方から夜のはじめ頃まで、ほぼ 1 日中暴風雨もようとなった。標津の最大瞬間風速 27.6m/s。判明している被害額は 252,000 千円余りで、特に漁業関連の被害が深刻だった。
平成 28 年 8 月～9 月	大雨、洪水、暴風	全道	台風、低気圧、停滞前線の影響を長く受け、大雨警報（浸水害）（土砂災害）計 14 回、土砂災害警戒情報 2 回、洪水警報 3 回、暴風警報 2 回が約 40 日の間に発表され、標津川合流点では氾濫危険水位を 2 回超過し、標津市街に 2 回避難勧告を発令した。8 月の月間雨量は標津で 631.0 mm、糸櫛別で 819.0 mm。
令和 6 年 8 月 31 日	大雨	太平洋側	台風第 10 号からの暖湿気流により前線が発達し、道内各地で短時間の豪雨が発生。標津の時間雨量 46.0mm は観測開始以来第 2 位の記録。

**資料3 水防区域等（道管理河川の重要水防区域、町の定める水防区域及び最重要水防警戒区域、市街地における低地帯の浸水等危険区域）**

重要水防区域						予想される被害			備考
地区名	水系名	河川名	位置	重要水防区域延長 (Km)	災害の要因				
北7条東1丁目	標津川	標津川 (右岸)	標津川河口～標津大橋	0.15	溢水				
北8条東1丁目	標津川	標津川 (左岸)	標津川河口～標津大橋	0.15	溢水				
北7条西1丁目	標津川	標津川 (右岸)	標津大橋～サーモン橋	1.80	溢水			樋門	
北8条西1丁目	標津川	標津川 (左岸)	標津大橋～サーモン橋	1.80	溢水			樋門	
字標津	標津川	標津川 (右岸)	サーモン橋～武佐川合流点	3.80	溢水			町指定	
字標津	標津川	標津川 (左岸)	サーモン橋～武佐川合流点	3.80	溢水			町指定	
南川北	標津川	ウラップ川 (右岸)	武佐川合流点 ～0.6 km上流	0.60	溢水				
南川北	標津川	ウラップ川 (左岸)	武佐川合流点 ～浦布橋	1.50	溢水				

**浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧**

標津町国民健康保険標津病院	標津町北1条西5丁目1番2号
特別養護老人ホーム標津はまなす苑	標津町北1条西5丁目1番3号
老人デイサービスセンター標津はまなす苑	標津町北1条西5丁目1番3号
グループホーム夢ふうせん空	標津町字標津1326番地31
標津認定こども園	標津町南2条西4丁目1番3号
標津町立標津小学校	標津町南1条西3丁目1番4-1号
標津町立標津中学校	標津町南1条西3丁目1番5号

# 標津町暴風雪災害対応本部 設置・運営マニュアル

標津町暴風雪災害対応本部

平成25年11月

# 1. 総 則

## 目 的

本マニュアルは、暴風雪等での立ち往生車両の救助活動などについて、標津町及び関係機関（釧路開発建設部中標津道路事務所・釧路建設管理部中標津出張所・中標津警察署（標津駐在所）・標津消防署）が連携して、住民及び道路利用者の生命を暴風雪等から守ることを目的として、具体的事項を検討したものである。

## 活動概要

暴風雪災害の被害の軽減を目的として、次の対応を実施する。

- ・ 広報活動（防災行政無線を含む）を通じて住民及び道路利用者に対する啓発活動や情報提供を実施し、立ち往生防止及び被害の軽減を図る
- ・ 暴風雪災害の発生時には、「標津町暴風雪災害対応本部（O.設置規約4条を参照）」を設置し、関係機関が連携して道路障害及び救助要請に対応をする
- ・ 暴風雪等の発生に関わらず、必要に応じて連絡会議（O.設置規約7条を参照）を開催し、随時、暴風雪等に対する対策・対応の検討を行う

## 2. 事前の対策

### 関係機関との連携体制

連絡会議のほか既存会議も活用する。

既存会議は以下である。

- ・ 釧根地方道路防災連絡協議会（釧路開発建設部）
- ・ 河川道路等情報共有会議（釧路建設管理部）
- ・ 冬期間の道路維持管理に係る連絡調整会議（釧路建設管理部）
- ・ その他関連が認められる会議等

### 訓練の実施

関係機関及び連絡会議にて協議を行い、必要に応じて訓練を行う。

### 住民・道路利用者への啓発

各機関の広報誌（紙）、防災行政無線、ホームページなどを活用し啓発活動を実施する。

啓発活動の実施手法については資料編「0.1.広報活動手法」を参考とする。

### 救助体制の構築

各機関で暴風雪災害対応本部設置規約に基づく救助に必要な準備を行う。

### 避難所の調整

避難所開設のための事前調整や備蓄の管理などを行うとともに、より充実した対応強化を図る。

### その他組織との協力

必要に応じて、連絡会議に参加していない組織に広報・啓発活動の協力を依頼する。

### ハード対策

関係機関において、局地的な吹きだまりや視程障害などの対策を講じる。

### 3. 組織計画

#### 暴風雪災害対応本部

暴風雪災害対応本部の設置にあたっては次のとおりとする。

#### (1) 設置基準

暴風警報・暴風雪警報・大雪警報の発表等の気象状況により対応が必要となる場合、又は標津町の防災担当部局が必要であると認めた場合に暴風雪災害対応本部（以下「対応本部」という。）を設置する。

#### (2) 名称

「標津町暴風雪災害対応本部」とする。

#### (3) 対応本部組織

対応本部は主として標津町の防災担当部局及び道路維持管理担当部局によって構成され、必要に応じて関連機関に対して対応本部情報連絡員（以下「リエゾン」という。）の派遣を要請するものとする。対応本部の本部長は標津町住民生活課長をもって充て、副本部長は標津町建設水道課長をもって充てる。

#### (4) リエゾンを派遣する機関

リエゾンを派遣する機関及び連絡先は次のとおりである。

機関	連絡先（電話番号）
釧路開発建設部 中標津道路事務所	0153-72-3221
釧路建設管理部 中標津出張所	0153-72-3213
中標津警察署一標津駐在所	0153-82-2151
標津消防署	0153-82-2319

#### (5) リエゾンの要件

リエゾンとして派遣される者は、対応本部内で迅速な判断・対応が可能な担当者が望ましい。

#### (6) 対応本部の終了

対応本部は、暴風雪等に係る災害の発生するおそれが解消したと認めた場合、又は立ち往生車両の救助がおおむね完了した場合に、本部長の承認を得て、本部を終了する。

### 配備体制

住民又は道路利用者から立ち往生の連絡（救助要請）を受けた機関（釧路開発建設部中標津道路事務所・釧路建設管理部中標津出張所・中標津警察署（標津駐在所）・標津消防署・標津町）は、速やかに対応本部に報告する。

対応本部では、情報の収集活動を行う。また、対応本部の判断により、気象状況の悪化が予想される場合や立ち往生車両が相次ぐなど救助・救護活動が必要となることが予想されると判断した場合は、各関係機関に対してリエゾンの派遣を要請する。

第1次配備体制（情報収集モード）と、第2次配備体制（救助モード）の基準と活動概要は、次のとおりとする。

区 分	第1次配備体制	第2次配備体制
	情報収集モード	救助モード
基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴風警報・暴風雪警報・大雪警報の発表等の気象状況により対応が必要となる場合、又は標津町の防災担当部局が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次配備体制後、さらに気象状況の悪化が予想される場合</li> <li>・各機関から寄せられた情報及び救助要請から、対応本部が人命にかかわる非常事態であると判断した場合</li> </ul>
活動概要	<p><b>対応本部、関連機関共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集</li> </ul> <p><b>対応本部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の取りまとめ</li> <li>・地域住民への情報の提供</li> </ul> <p><b>関連機関</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応本部への報告</li> <li>・各機関での実施事項（通行止、除雪など）</li> </ul>	<p><b>対応本部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リエゾンの招集</li> <li>・情報の収集、一元化</li> <li>・各機関への情報提供</li> <li>・救出・救助の緊急性の決定</li> <li>・救出依頼、支援（除雪）依頼</li> <li>・地域住民に対する注意喚起、広報活動</li> </ul> <p><b>関連機関</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応本部への報告</li> <li>・各機関での実施事項（救助活動、通行止、除雪など）</li> </ul>



## (2) 対応本部への連絡方法

関連機関では、住民又は道路利用者から救助要請を受けた場合に、前項で示した救助要請記録簿によって速やかに対応本部へ報告を行う。

- 確認後、速やかに「救助要請記録簿」をファックスにて対応本部へ送信

対応本部 ファックス番号 82-3011

- ファックスが届いているか電話により確認し、未着の場合にはその場で報告する
- その他、メールなどを活用

救助の連絡を受けた際に伝達する注意事項

救助要請の電話を受けた際、対応者は要請者に対し、次に示す事項等についての注意を呼びかける。

- 不用意に車から離れない（遭難の恐れ）
- 一酸化炭素中毒の危険性と対応方法
  - ・ エンジンの停止
  - ・ マフラー排気口付近を定期的に除雪
- 風下の窓を少し開けて換気（酸欠を防ぐ）
- 救助を待つ間の防寒対策（防寒具、毛布、新聞紙など）の実施
- 携帯電話の電池残量への注意

## 第1次配備体制（情報収集モード）での活動

暴風警報・暴風雪警報・大雪警報の発表等の気象状況により対応が必要となる場合、又は標津町の防災担当部局が必要と認めた場合に対応本部を立ち上げる。対応本部の立ち上げ初期には主に各機関からの情報収集を行い、この段階を「情報収集モード」とする。

### 情報の一元化

関連機関では、それぞれの管轄において収集した情報を対応本部へ報告する。対応本部では情報の一元化を図るため、次の対応を実施する。

### （1）関連情報の収集

対応本部は、第2次配備体制への移行の判断及び地域住民からの問い合わせへの対応のため、関連する情報の収集に努める。

#### ●本部で収集を図る情報

収集する情報は次の情報を基本とし、必要に応じてその他の情報についても収集に努める。

- 気象情報
- 立ち往生車両の発生状況
- 要救助者の健康状態
- 通行止め情報 など

#### ●情報の収集方法

情報収集の方法は次の手法を基本とし、必要に応じてその他の方法も活用して情報を収集する。

- 各機関からの報告を受ける
  - ・ ファックス
  - ・ 電話
  - ・ メール
  - ・ Web システム
- Web サイトで情報を集める
  - ・ 気象庁ホームページ
  - ・ 北海道電力ホームページ
  - ・ 北海道地区道路情報 など
- 電話で問い合わせる

## (2) 情報提供・問い合わせ対応

対応本部は、地域住民の混乱防止を目的として、次の要領で広報活動を行う。

### ● 広報内容

第 1 次配備体制では、対応本部は主として次の情報を提供する。

- 気象情報
- 通行止め情報

なお、必要と認められる場合には第 1 次配備体制時であってもその他の情報についての広報活動を行う。

### ● 広報の方法

資料編「0.2.広報活動手法」に示す手法によって広報活動を実施する。

## 第2次配備体制（救助モード）での活動

対応本部は、気象状況の悪化が予想される場合や立ち往生車両が相次ぐなど「救助・救護活動」が必要となることが予想されると判断した場合は、第2次配備体制へと移行する。この段階を「救助モード」とし、必要に応じて各関係機関に対してリエゾンの派遣を要請するとともに、対応本部が中心となって立ち往生車両の救助・救護活動を実施する。

### 情報の一元化

関連機関では、それぞれの管轄において収集した情報を対応本部へ報告するとともに、住民又は道路利用者から救助要請を受けた後には、前項「〇住民又は道路利用者からの連絡」において確認した「救助要請記録簿」を速やかに対応本部へ報告を行う。対応本部では各機関からの報告に基づき次の対応を実施する。

### (1) 関連情報の収集

対応本部は、的確な立ち往生車両の救助・救護活動の実施及び優先度判断を行うために、必要となる関連情報の収集、共有及び集約を行う。

#### ●本部で収集を図る情報

次の情報収集を基本とし、必要に応じてその他の情報についても収集に努める。

- 気象情報
- 立ち往生車両情報
- 緊急搬送患者の有無（健康状態）
- 通行止め情報、通行可能区間
- 除雪車情報
- 避難所情報 など

#### ●対応本部と関連機関の間の情報共有方法

第2次配備体制時には、対応本部に派遣されたリエゾンを活用して関連機関との情報共有を行う。ただし、通行止めや気象状況などによりリエゾンを派遣できない場合には、第1次配備体制と同様の手法による情報共有を基本とする。

#### ●対応本部内での情報共有・表示

対応本部内では、町内の道路が網羅された図面に必要な情報を書き込むことで対応本部内での情報の共有・表示を行う。

- 立ち往生車両の位置
- 立ち往生車両の優先度
- 除雪車の位置、種類 など

## (2) 緊急性の判断

対応本部は、暴風雪等による人的被害（又は死傷者）を防止するため、リエゾンの協力のもと要救助者の健康状態などから緊急性の判断を行う。また、その判断に基づき、優先的に除雪を行う路線を決定する。

## (3) 情報提供・問い合わせ対応（町民・報道など）

対応本部は暴風雪等による被害の拡大を防止することを目的として、次の要領で広報活動を行う。

### ●広報内容

第2次配備体制では、対応本部は主として次の情報について広報活動を実施する。

- 気象情報
- 通行止め情報
- 外出を控える呼びかけ

### ●広報の方法

資料編「0.2.広報活動手法」に示す手法によって広報活動を実施する。

## (4) 自衛隊の派遣要請の判断

各情報に基づき、自衛隊要請の必要性について判断をする。

## 救助・救護

対応本部は、立ち往生した道路利用者からの救助要請に対して各関係機関に対応を依頼する。

また、緊急時には人命救助として、消防・警察に救助を要請するとともに、救急車や警察車両の救助ルート確保のため、道路管理者に対し搬送路の除雪を依頼する。

### (1) 立ち往生した道路利用者からの要請

対応本部は、道路利用者からの救助要請を受けた場合には、道路管理者に対し道路の通行確保を依頼する。

### (2) 緊急車両の出動

対応本部は、要救助者の健康状態などから緊急性があると判断した場合には、消防・警察に対し緊急車両による救助を要請する。

#### ●救助依頼方法

- 緊急搬送の必要がある場合にリエゾンで派遣されている消防署員、警察官を通じて救助を要請する。

#### ●支援除雪の依頼

- 救助にあたって、除雪による支援が必要な場合にはリエゾンを通じて道路管理者へ支援除雪を依頼する。

### (3) 避難所の開設

対応本部は、救出・救助した被災者を収容するための避難所について開設状況などの把握を行うとともに、必要に応じて各機関に対し避難所の開設を依頼し、被災者を誘導する。

#### ●把握に努めるべき情報

対応本部は、被災者の早期収容及び適切な誘導を目的として、町内の避難所について次の項目の把握に努める。

- 避難所の開設状況
- 避難所の被害状況と安全性の確認
- 現在の収容人数、最大収容可能人数の確認
- 備蓄品（物資、食料品など）の確認

#### ●調整しなければならないこと

対応本部は、開設済みの避難所に対する被災者の誘導にあたり、対応本部は必要に応じて避難所に支援を行うために次の点について調整を図る。

- 備蓄品（物資、食料品など）の調整
- 施設管理者又は世話人などの調整

#### ●避難者への対応

対応本部は、避難後の被災者に対して道路や気象についての情報を適時提供するための措置を実施する。

## 救助状況の情報共有

人員や除雪車、緊急車両などを効果的、効率的に運用するため、救出・救助が完了したことを速やかに対応本部に報告するとともに、対応本部では関係機関全体に周知・共有する。

### ●救助時の行動

- 要救助者の氏名、車両ナンバー、救助時の容態などの確認
- 避難所への誘導
- 救出後の対応本部への報告

### ●救助完了報告の内容

- 要救助者の氏名、車両ナンバー、救助後の容態など
- 避難先の施設

### ●救助完了報告の方法

- 救助機関は対応本部へ電話、メールなどにより報告する

## 5. 資料編

### 関係機関連絡先

別紙「関係機関連絡先表」に示す。

### 避難所又は避難所候補施設表

別紙「避難所及び避難所候補施設表」に示す。

### 広報活動手法

#### 事前の広報

平時における啓発活動及び暴風雪等発生前の情報提供には次の手段などを活用する。

広報手段	啓発活動（平時）	情報提供（災害前）	備考
配布物			
広報誌（紙）	●		
ポスター	●		
リーフレット	●		
回覧板	●		
メディア			
新聞	●		
ICTインフラ			
ホームページ	●	●	
ツイッター	●	●	
エリアメール		●	
既存ハード			
注意看板	●		
道路情報板		●	
防災行政無線	●	●	

## 暴風雪等発生時の広報

暴風雪等発生以降の広報活動には、次の手段などを活用する。

広報手段	備考
メディア	
ラジオ	
テレビ	
ICTネットワークインフラ	
ホームページ	
ツイッター	
エリアメール	
既存ハード	
注意看板	
道路情報板	
防災行政無線	
その他	
広報車など	

## 標津町暴風雪災害対応本部設置規約

## 標津町暴風雪災害対応本部設置規約

## (目的)

第1条 近年、暴風雪による道路交通障害や立ち往生車両からの救助依頼が多発していることから、暴風雪等での立ち往生車両の救助活動等について、標津町は、釧路開発建設部中標津道路事務所・釧路建設管理部中標津出張所・中標津警察署（標津駐在所）・標津消防署（以下「関係機関」という。）と連携して住民及び道路利用者の生命を暴風雪等から守ることを目的に、標津町暴風雪災害対応本部（以下「対応本部」という。）を設置するものとする。

## (構成)

第2条 対応本部は、標津町及び関係機関をもって構成する。

## (組織)

第3条 対応本部は、標津町の職員及び関係機関の職員をもって組織する。

- 2 対応本部の本部長は標津町住民生活課長をもって充て、副本部長は標津町建設水道課長をもって充てる。
- 3 対応本部事務局は標津町に置く。

## (設置)

- 第4条 対応本部は、暴風警報・暴風雪警報・大雪警報（「警報」という。）の発表等の気象状況によって、立ち往生車両への対応が必要な場合に設置するものとする。
- 2 本部長は、暴風雪等の状況により必要と判断した場合は標津町の防災担当部局及び道路維持管理担当部局による対応本部を設置（以下「第1次配備体制」という。）し、通行規制情報や立ち往生車両情報を集約するとともに、道路状況及び気象状況の把握に努めるものとする。
  - 3 第1次配備体制後、さらに気象状況の悪化が予想される場合や立ち往生車両が相次ぐなど救助・救護活動が必要となることが予想されると判断した場合は、関係機関の長に対し、現地情報連絡員（以下「リエゾン」という。）の派遣を要請（以下「第2次配備体制」という。）し、体制の強化を図るものとする。
  - 4 派遣要請を受けた機関の長は、当該機関からリエゾンを指名し、状況に応じ対応本部に常駐させるものとする。

## (任務)

第5条 対応本部は、次に掲げる事項を相互に協議し、処理するものとする。

- (1) 気象状況や通行規制などの道路状況の情報収集に関すること
- (2) 立ち往生車両の情報収集に関すること
- (3) 救助・救護対応の連絡、調整及び実施に関すること。
- (4) その他必要な事項について調整を図ること

## (情報伝達系統等)

第6条 対応本部の設置に関する情報伝達系統、及び対応本部の業務分担は、模式図（標津町暴風雪等による立ち往生車両の救助体制）に示す。

## (連絡会議)

第7条 対応本部の活動を支援するため、暴風雪時の対応や立ち往生車両の未然防止及び関係機関

の連携を図るため、連絡会議を設置する。

- (1) 連絡会議は、標津町の防災担当部局及び道路維持管理部局の職員、関係機関の職員並びに会長が必要と認められた者をもって構成する。
- (2) 連絡会議の会長は、標津町住民生活課長とする。
- (3) 会長は、連絡会議を代表し会務を総括する。
- (4) 会長に事故があったときは、会長があらかじめ指定するものがその職務を代理する。
- (5) 会長は、必要に応じて、関係機関以外の機関を連絡会議に招集することができる。
- (6) 連絡会議は、必要に応じ、会長が招集する。
- (7) 連絡会議の事務局は中標津町に置く。

2 連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 暴風雪時の対応や立ち往生車両の未然防止に必要な情報提供及び啓発に関する事
- (2) 暴風雪時の対応に係る訓練等に関する事

附 則

この規約は、平成 25 年 11 月 28 日から施行する。

標津町暴風雪等による立ち往生車両の救助体制

標津町  
暴風雪等による立ち往生車両の救助体制

- 暴風・暴風雪・大雪警報（以下、警報と略記）が発表された時点で対応本部で情報を集約。
- 気象状況や立ち往生車両の状況を勘案して対応本部の判断で救助モードに移行し、各関係機関に対してリエゾン（連携者）の派遣を要請。

道路利用者からの連絡

- 緊急性の判断
  - ・立ち往生車両からの連絡時、状況・容態などを的確に確認
  - ・路線・位置の確認

対応のポイント

情報の一元化

- 緊急性の判断
  - ・立ち往生車両の位置・台数
  - ・要救助者の状況（健康状態など）
- 関連情報の収集
  - ・通行止め情報・避難所など
  - ・除雪車の位置・作業内容
  - ・各機関が有するカメラ・テレメータ情報など
  - ・視界情報
- 情報提供・問い合わせ対応（町民・報道など）
- 自衛隊への情報提供・派遣要請の判断

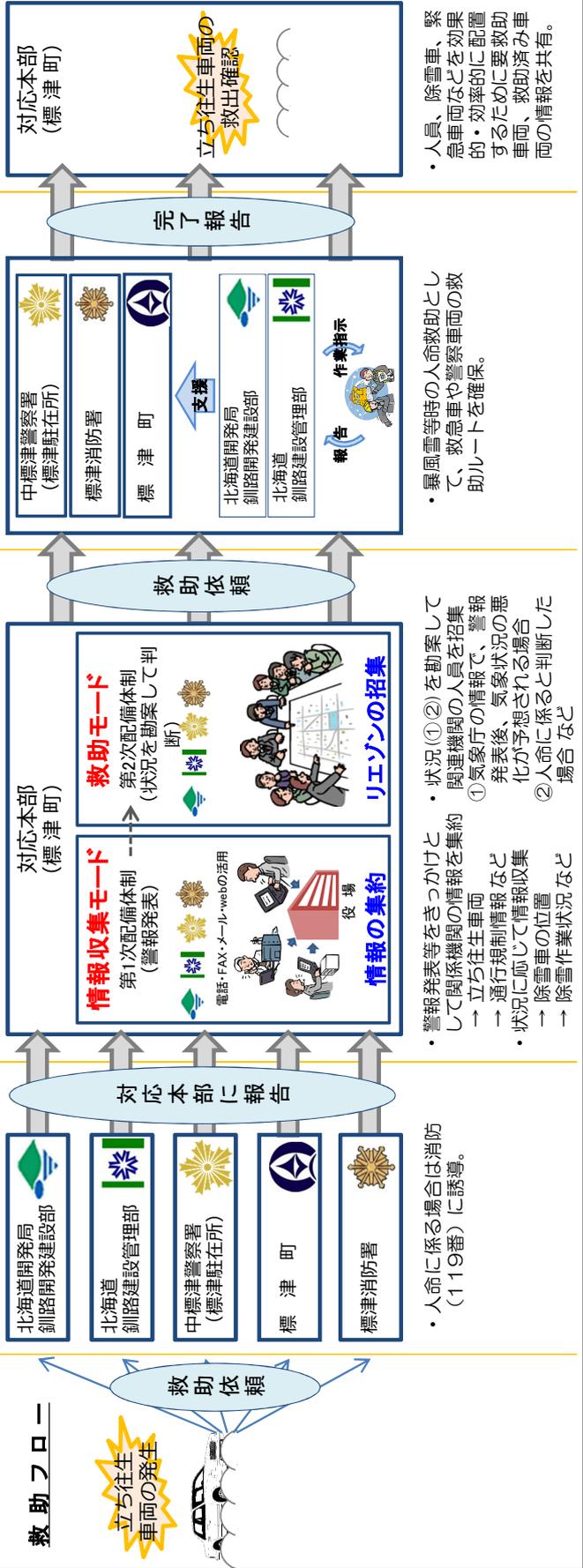
救助・救護

- 緊急車両の出勤
- 緊急車両搬送路の確保
- 避難所の開設

救助状況の共有

- 立ち往生車両の救助状況を関係機関で共有

救助フロー



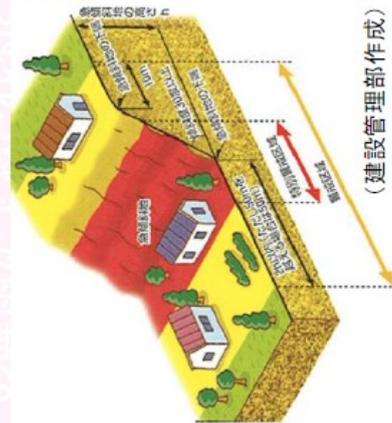
資料5 高波・高潮、津波等危険区域

番号	危険区域				予想される被害			法令等における指定状況					整備計画			
	海岸名	海岸線危険区域延長m	指定済延長m	海岸保全施設のある区域延長m	災害の要因	住宅(戸)	公共施設(棟)	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
1	茶志骨	14928	7256	9804	高波・高潮・津波 3m	32		倉庫 48 牛舎 2	北海道	海岸法	S36. 5. 30	1228		○	北海道(建設部)	平成8年度堤防整備済
2	茶志骨	1539	1539	1539	高波・高潮・津波 3m	2		倉庫 2 農用地	北海道	海岸法	S36. 5. 30	1228	○		北海道(農政部)	実施中
3	標津	1253	1253	1504	高波・高潮・津波 3m	12		倉庫 11 工場 9	北海道	海岸法	S56. 8. 17	1807	○		北海道(建設部)	実施中
4	伊茶仁	1301	1301	1667	高波・高潮・津波 3m	36		倉庫 15 工場 4	北海道	海岸法	S36. 5. 30	1228	○		北海道(建設部)	実施中
5	標津(漁港)	1830	1830	1746	高波・高潮・津波 3m	330	標津漁港	倉庫 16 商店 32 事務所 98	北海道	海岸法	H 9. 4. 18	649	○		北海道(水産林務部)	実施中
6	薫別(漁港)	72	472	310	高波・高潮・津波 3m	5	薫別漁港	倉庫 10	北海道	海岸法	S39. 3. 6	570	○		北海道(水産林務部)	実施中



標津町土砂災害ハザードマップ（浜古多糠）

第3版 作成：標津町（令和3年8月）



警戒区域と特別警戒区域のイメージ図  
土砂災害防止法に関しては北海道建設部土木局河川砂防課HPをご覧ください  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/km/kss/ssg/dosya/saigaibousho.htm>



避難情報発令基準（R3.5～）

<b>高齢者等避難</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）が発表され、引き続き相当量の雨が予想されるとき。</li> <li>総合的な状況判断から町長が必要と認めるとき。</li> </ul>
<b>避難指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表され、引き続き長時間の降雨が予想されるとき。</li> <li>近隣で前兆現象（斜面崩壊等）が発見されたとき。</li> <li>総合的な状況判断から町長が必要と認めるとき。</li> </ul>
<b>緊急避難確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害が発生し、家屋等に被害が発生した時。</li> </ul>

土砂災害警戒情報の発表状況は北海道土砂災害警戒情報システムをご覧ください  
<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabo/sollWarning/displayMap.do>



役場は次のように動きまます

大雨警報（土砂災害）が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>森岡さんのお宅へ住民生活課から直接電話連絡し状況を伝えします。</li> </ul>
土砂災害警戒情報が発表されたとき（浜古多糠での土壌雨量指数が基準を超過した時のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>森岡さんのお宅へ住民生活課から再度直接電話連絡し避難を促します。</li> <li>建設水道課では国道から浜古多糠へ通する町道の通行止め措置を行います。</li> </ul>

気象警報・注意報の発表状況、土砂災害危険度分布は気象庁HP（下記URL）の防災情報欄をご覧ください  
<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>



問い合わせ先：住民生活課 危機管理室 0153-85-7243

## 資料7 災害情報等報告取扱要領

### <災害情報等報告取扱要領>

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を根室支庁長に報告するものとする。

#### 1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- 1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- 2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- 3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- 4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても支庁地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- 5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- 6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- 7) その他特に指示があった災害。

#### 2 報告の種類及び内容

##### 1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

##### 2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

##### ① 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

##### ② 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

##### ③ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

##### 3) その他の報告

災害の報告は、1)及び2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

#### 3 報告の方法

1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

#### 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表3のとおりとする。

<別表1>

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時	月 日 時現在		発受信日時	月 日 時 分
発 信 機 関 (支庁・市町村名等)			受 信 機 関 (支庁・市町村名等)	
発 信 者 (職・氏名)			受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所				
発 生 日 時	月 日 時 分		災害の原因	
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	その他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
	その他			
(1) 災害対策本部 の設置状況	(名称)			
	(設置日時) 月 日 時 分設置			
(2) 災害救助法の 適用状況	(名称)			
	(設置日時) 月 日 時 分設置			
(2) 災害救助法の 適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難					
		高齢者等避難					
		避難指示					
	(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5) その他措置の状況						
	(6) 応急対策 出動人員	(7) 出動人員			(1) 主な活動状況		
		市町村職員		名			
		消防職員		名			
		消防団員		名			
その他（住民等）			名				
	計		名				
その他	(今後の見通し等)						

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

<別表2>

災害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時 分				
災害発生場所										
発信	機関(市町村)名				受信	機関(市町村)名				
	職・氏名					職・氏名				
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分		
項目		件数等	被害金額(千円)		項目		件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	河川	箇所			
	行方不明	人				海岸	箇所			
	重傷	人				砂防設備	箇所			
	軽傷	人				地すべり	箇所			
	計	人				急傾斜地	箇所			
② 住家被害	全壊	棟				市町村工事	道路	箇所		
		世帯					橋梁	箇所		
		人					小計	箇所		
	半壊	棟					河川	箇所		
		世帯					道路	箇所		
		人					橋梁	箇所		
	一部破損	棟					小計	箇所		
		世帯					港湾	箇所		
		人					漁港	箇所		
	床上浸水	棟					下水道	箇所		
		世帯			公園		箇所			
		人			崖くずれ		箇所			
床下浸水	棟	計	箇所							
	世帯	漁船	沈没流出	隻						
	人	破損	隻							
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟			⑥ 水産被害	計	隻		
		その他	棟				漁港施設	箇所		
	半壊	公共建物	棟				共同利用施設	箇所		
		その他	棟				その他施設	箇所		
	計	公共建物	棟				漁具(網)	件		
その他		棟	水産製品	件						
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害		林地	箇所		
			浸冠水	ha			治山施設	箇所		
		畑	流失・埋没等	ha			林道	箇所		
			浸冠水	ha			林産物	箇所		
	農作物	田	ha	その他			箇所			
		畑	ha	小計			箇所			
	農業用施設	箇所	林地	箇所						
	共同利用施設	箇所	治山施設	箇所						
	営農施設	箇所	林道	箇所						
	畜産被害	箇所	林産物	箇所						
	その他	箇所	その他	箇所						
計		小計	箇所							

項目			件数等	被害金額 (千円)	項目			件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生 被害	水道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所			
	病院	公立	箇所		⑫社会福祉施設等	公立	箇所		
		個人	箇所			法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			被害	計	箇所	
		し尿処理	箇所			⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	
	火葬場	計	箇所				鉄道施設	箇所	
					被害船舶(漁船除く)		隻		
⑨ 商工 被害	商業	件					空港	箇所	
	工業	件					水道	戸	—
	その他	件					電話	回線	—
⑩公立 文教施 設被害	計	件					電気	戸	—
	小学校	箇所					ガス	戸	—
	中学校	箇所				ブロック塀等	箇所	—	
	高校	箇所				都市施設	箇所		
	その他文教施設	箇所				計		—	
	計	箇所			被害総額				
公共施設被害市町村数			団体		火災 発生	建物	件		
罹災世帯数			世帯			危険物	件		
罹災災害者			人			その他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
災害対 策本部 の設置 状況	道(支庁)								
	市町村名	名称				設置日時	廃止日時		
災害救 助法適 用市町 村名									
補足資料(※別葉で報告) <input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害発生年月日 <input type="checkbox"/> 災害の種類概況 <input type="checkbox"/> 人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意 <input type="checkbox"/> 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示等の状況</li> <li>・ 避難所の設置状況</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・ 災害ボランティアの活動状況           ほか</li> </ul>									

<別表3>

被害区分		判断基準
人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
住家被害	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

被害区分		判断基準
非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
	農地	<p>農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とは粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあつては 5 cm以上流入した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
農業被害	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、蓄舎、サイロ倉庫、尿溜、埋肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p>
	畜産被害	<p>施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p>
	その他	<p>上記以外の農業被害、家畜、果樹(果実は含まない) 草地畜産物等をいう。</p>
	河川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
土木被害	海岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂防設備	<p>砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	地すべり防止施設	<p>地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急傾斜地崩壊防止施設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	道路	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	橋梁	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	港湾	<p>港湾法第 2 条第 5 項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p>

被害区分		判 断 基 準
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
商工被害	商業	店舗、商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）
社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
社会福祉施設被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者（児）福祉施設等をいう。
その他	都市施設	街路等の都市施設をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

<第1号様式>

## 罹災証明書

<b>世帯主住所</b>	
<b>世帯主氏名</b>	

<b>罹災原因</b>	年 月 日の による のため
-------------	----------------------

<b>被災住家の所在地</b>	
<b>住家の被害の程度</b>	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊
<b>被害状況</b>	

<b>特記事項</b>	
-------------	--

標 証 第 号

上記のとおり罹災したことを証明する。

令和 年 月 日

標津町長 山口 将悟

資料8 公用令書等

第1号様式

従事第 号	
公 用 令 書	
住 所	
氏 名	
災害対策基本法第65条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。	
年 月 日	
処分権者	
印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

第 2 号様式

保 管 第 号

公 用 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年 月 日

処分権者

印

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

第 3 号様式

管 理 第 号

公 用 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり  
管理 収用 を使用する。

年 月 日

処分権者

印

名 称	数量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備考

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

第 4 号様式

変 更 第 号

公 用 変 更 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者

印

変更した処分の内容

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

第 5 号様式

取 消 第 号

公 用 取 消 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）  
にかかると処分を取り消したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者

印

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

第6号様式

No. ....	防 災 立 入 検 査 票	
所 属		
職 名		
氏 名		
	年 月 日 生	
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。		
平成 年 月 日 交付		
	標 津 町 長	印
	交 付 責 任 者	印

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、又は不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

## 資料9 一時避難場所（グラウンド、広場等）、一時避難場所代替施設

### < 一時避難場所（グラウンド、広場等） >

避難場所	所在地	面積 (㎡)	管理責任者	避難対象(平成30年2月現在)			津波	洪水 浸水	その他 災害
				地区	世帯数	人口			
ベキシリ山	南2条西5丁目2番2号	2,000	標津町長	標津市街	1,451	3,010	○	○	○
望ヶ丘公園	南7条西2丁目1番7号	15,000							
茶志骨神社	字茶志骨521番地の1	1,000	標津町長	住吉町 東浜町	36	119	○	○	○
川北生涯学習センター(駐車場)	字川北基線12番地1	1,500	標津町長	伊茶仁	61	141	○	○	○
忠類墓地	字忠類12番地の2	1,046	町内会長	忠類	42	102	○	○	○
浜古多糠高台	字古多糠2020番地の1	1,000	標津町長	浜古多糠	4	7	○	○	○
薫別川左岸高台	字薫別10番地の1	1,000	標津町長	薫別	25	60	○	○	○
崎無異神社裏	字崎無異187番地	1,000	標津町長	崎無異	12	30	○	○	○
標津サーモン科学館前広場及び駐車場	北1条西6丁目1番1-1号、1-2号	62,195	館長	標津市街	1,451	3,010			○
しべつ「海の公園」オートキャンプ場	南2条東1丁目、南3条東1丁目のそれぞれ一部	23,440	標津町長	標津市街	1,451	3,010			○

### < 収容避難所（建造物） >

避難施設名	標高 (m)	収容 人員	所在地	管理責任者	電話番号	津波	洪水 浸水	その他 災害
茶志骨生活館	3.9	80	字茶志骨13番地の1	町内会長	82-3238			○
茶志骨生活改善センター	20	80	字茶志骨8番地の2	町内会長	82-2917			○
東茶志骨町内会館	13	40	字茶志骨451番地の2	町内会長	82-3150	○	○	○
茶志骨コミュニティセンター	15	150	字茶志骨804番地の9	町内会長	82-2266			○
標津町役場	2.2	150	北2条西1丁目1番3号	町長	82-2131			○
標津小学校	3.6	500	南1条西3丁目1番4-1号	校長	82-2085			○
標津中学校	3.8	350	南1条西3丁目1番5号	校長	82-2083			○
標津高等学校	5.0	350	南2条西5丁目2番2号	校長	82-2364		○	○
標津町文化ホール	3.2	300	南1条西2丁目1番1-1号	センター長	82-2900			○
標津町総合体育館	4.7	600	南2条西4丁目1番1-1号	館長	82-3112		○	○
標津町鳩ヶ丘体育館	5.5	300	南3条西4丁目1番1号	館長	82-3218		○	○
標津サーモン科学館	4.2	700	北1条西6丁目1番1-1号	館長	82-1141			○

避難施設名	標高 (m)	収容 人員	所在地	管理責任者	電話番号	津波	洪水 浸水	その他 災害
標津町生涯学習センター	4.5	1,000	南1条西5丁目5番3号	センター長	82-2900	○		○
標津町保健福祉センター	5.2	700	北1条西5丁目6番1-2号	センター長	82-1515	○		○
伊茶仁生活館	3.3	100	字伊茶仁38番地の1	町内会長	82-2883			○
忠類生活館	3.9	130	字忠類50番地	町内会長	84-2467			○
忠類避難所	15	30	字忠類70番地5	町長	-	○	○	○
民宿 万月堂	53	50	字崎無異180番地	代表	84-2302	○	○	○
古多糠コミュニティセンター	72	200	字古多糠299番地の1・2・3・6	町内会長	84-2221	○	○	○
北標津体育館	63	200	字川北2227番地1	館長	82-3112			○
川北小学校	34	400	字川北基線13番地の1	校長	85-2019			○
川北中学校	33	300	字川北93番地の3	校長	85-2015			○
川北地域交流センター	30	90	字川北60番地13	町内会長	85-2434			○
川北生涯学習センター	30	200	字川北基線12番地の1	センター長	85-2224	○	○	○
川北体育館	30	300	字川北基線13番地の1	館長	85-2179	○	○	○

<福祉避難所>

指定避難所名	標高 (m)	所在地	管理責任者	最大収 容人数	津波	洪水 浸水	その他 災害
特別養護老人ホーム 標津はまなす苑	5.0	北1条西5丁目1番3号	施設長	10	○		○
老人デイサービスセンター 標津はまなす苑	5.0	北1条西5丁目1番3号	施設長	40	○		○
標津サーモン科学館 2階展示室	8.3	北1条西6丁目1番1-1号	館長	60	○	○	

避難者名簿（一般用）  
【施設名】

住所	氏名	性別	年齢	避難方法	車両ナンバー	到着時間	帰宅時間
		男・女		徒歩・車		:	:
		男・女		徒歩・車		:	:
		男・女		徒歩・車		:	:
		男・女		徒歩・車		:	:
		男・女		徒歩・車		:	:
		男・女		徒歩・車		:	:
		男・女		徒歩・車		:	:
		男・女		徒歩・車		:	:
		男・女		徒歩・車		:	:
		男・女		徒歩・車		:	:
		男・女		徒歩・車		:	:
		男・女		徒歩・車		:	:
		男・女		徒歩・車		:	:
		男・女		徒歩・車		:	:
		男・女		徒歩・車		:	:
		男・女		徒歩・車		:	:
		男・女		徒歩・車		:	:
		男・女		徒歩・車		:	:

資料11 罹災世帯調査表、物資購入（配分）計画表、物資給与及び受領簿、物資受払簿

罹災世帯調査表

平成 年 月 日 時現在

標津町

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校
	全 壊（焼）												
流 失													
半 壊（焼）													
床上（下）浸水													







資料12 町内療機関一覧、助産師・看護師（准看護師も含む）及び保健師の在籍状況、  
医薬品・衛生機材販売業者

1) 町内療機関

名称	所在地	
標津町国民健康保険標津病院	〒086-1631 北海道標津郡標津町北1条西5丁目6番1-1号	
診療科目	病床数	電話
内科・外科	35	0153-82-2111

2) 助産師・看護師（准看護師も含む）及び保健師の在籍状況

資格	人数
看護師（准看護師を含む）	36
助産師	0
保健師	5

3) 医薬品・衛生機材販売業者

名称	所在地
有限会社しべつファーマシー	標津町北1条西5丁目1番2号
川口薬局標津店	標津町北1条西5丁目6番3号

## 資料13 自衛隊災害派遣要請の依頼

---

### 派遣要請様式

	第 号
	年 月 日
北海道知事 様	
	標津町長 印
自衛隊の派遣について	
このことについて、次のとおり自衛隊の派遣を要請願います。	
記	
1 災害の状況及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 派遣部隊が展開できる場所	
5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項	

## 資料14 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼

---

### 撤収要請様式

		第	号
		年	月
			日
北海道知事 様			
		標津町長	印
自衛隊の撤収について			
さきに派遣要請した自衛隊の出動について、下記のとおり撤収を要請願います。			
記			
1 派遣箇所			
2 撤収日時	年	月	日 時 分
3 撤収理由			

## 震度と揺れ等の状況(概要)

**0** **【震度0】**  
人は揺れを感じない。

**1** **【震度1】**  
屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。

**2** **【震度2】**  
屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。

**3** **【震度3】**  
屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。

**4** **【震度4】**

- ほとんどの人が驚く。
- 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。
- 座りの悪い置物が、倒れることがある。

**5弱** **【震度5弱】**

- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

**5強** **【震度5強】**

- 物につかまらなさと歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。

**6弱** **【震度6弱】**

- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

耐震性が高い      耐震性が低い

**6強** **【震度6強】**

- はわなないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

耐震性が高い      耐震性が低い

**7** **【震度7】**

- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

耐震性が高い      耐震性が低い

**地震が起きたら      あわてず、まず身の安全を!!      緊急地震速報を見聞きしたら**

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
- あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)
- 揺れがおさまってから、あわてず火の始末
- あわてた行動、けがのもと

- 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
- 近づくな、門や扉、自動販売機やビルのそば
- 海岸でぐらっときたら高台へ

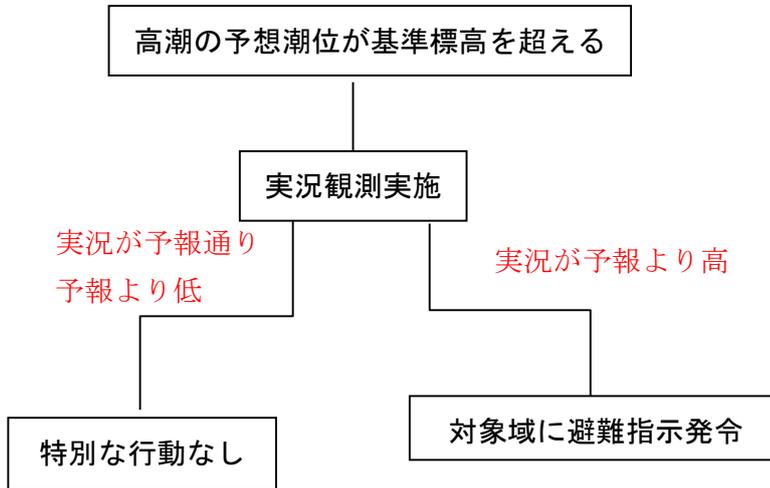
**家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!**

**国土交通省 気象庁**

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4 電話: (03)3212-8341 (代表)  
ホームページアドレス <http://www.jma.go.jp/>

平成21年3月31日  
[出典: 気象庁]

# 高潮対応フロー図



7

## 用語説明

基準標高：①薫別 2.4m  
②標津市街 1.7m  
③野付湾内側 1.8m

対象域：①増協社宅  
②北4条東1丁目、北3条東1丁目  
③ポンノウシテラス



# 忠類川 洪水ハザードマップ

このハザードマップは、忠類川に発生する洪水、暴風雨に起因する土砂災害の危険性を示しています。詳細は、国土交通省の「洪水ハザードマップ」をご覧ください。

※最新情報：国土交通省の「洪水ハザードマップ」を参照してください。

施設名	座標	危険度	電話番号	備考
忠類小学校	40	学舎2階 451 番地2	0153-83-3150	13.0m
忠類中学校	350	南2条西 5丁目2番2号	0153-83-3234	5.5m
忠類高等学校	600	南2条西 4丁目1番1号	0153-83-3112	5.0m
忠類町立図書館	300	南3条西 4丁目1番1号	0153-83-3218	6.0m
忠類郵便局	30	南3条西 70番地5	0153-83-3224	17.0m
忠類町立公民館	50	南3条西 101番地	0153-84-3202	53.0m
忠類町立図書館分館	20	南3条西 172番地	0153-84-2711	22.0m
忠類町立コミュニティセンター	200	南3条西 299番地1,2,3	0153-84-2221	72.0m
忠類町立図書館	300	南3条西 12番地11	0153-83-3224	30.0m
忠類町立図書館	300	南3条西 13番地21	0153-85-1179	30.0m

WEB版ハザードマップ  
パソコン（PC）で見るには、スマートフォンアプリ、タブレットでも見られます。QRコードをスマートフォンで読み取り、アプリをダウンロードしてください。詳しくは、忠類町ホームページをご覧ください。スマートフォンでも見られます。スマートフォンでも見られます。スマートフォンでも見られます。

## 防災情報

### 警戒レベルを用いた避難情報

町が出す避難情報と気象庁が発する防災気象情報  
洪水や土砂災害、月川の氾濫などに、5段階の「警戒レベル」で、避難情報と防災気象情報とを照合して、避難情報を出します。

警戒レベル	気象庁が発する防災気象情報	出される避難情報
警戒レベル5	命の危険 甚ちに安全確保！	緊急避難勧告
警戒レベル4	命の危険 安全確保	避難勧告
警戒レベル3	命の危険 安全確保	避難指示
警戒レベル2	命の危険 安全確保	避難指示
警戒レベル1	命の危険 安全確保	避難指示

警戒レベル3で、地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

## 市街地拡大図

避難所名	収容人数	所在地	電話番号	備考
忠類町立図書館	30	南3条西 70番地5	-	17.0m

忠類町立図書館  
南3条西 70番地5  
17.0m

忠類町立図書館分館  
南3条西 172番地  
22.0m

忠類町立図書館  
南3条西 12番地11  
30.0m

忠類町立図書館  
南3条西 13番地21  
30.0m

忠類町立図書館  
南3条西 299番地1,2,3  
72.0m

忠類町立図書館  
南3条西 12番地11  
30.0m

忠類町立図書館  
南3条西 13番地21  
30.0m

## 水害

### 洪水想定区域について

このハザードマップは、洪水発生時の想定区域を示しています。洪水発生時の想定区域は、国土交通省の「洪水ハザードマップ」を参照してください。

### 洪水情報の種類

洪水情報の種類は、洪水発生時の想定区域を示しています。洪水発生時の想定区域は、国土交通省の「洪水ハザードマップ」を参照してください。

### 緊急時連絡先一覧表

役場	消防署	警察署	病院
忠類町役場 02-2131	忠類消防署 02-2319	忠類警察署 02-2151	忠類病院 02-2111

## 非常持ち出し品の準備とチェック

### 非常持ち出し品 (例)

品名	準備状況
飲料水	<input type="checkbox"/> 準備済み
食糧	<input type="checkbox"/> 準備済み
現金	<input type="checkbox"/> 準備済み
貴重品	<input type="checkbox"/> 準備済み
非常用持ち出し品	<input type="checkbox"/> 準備済み

非常持ち出し品は定期的な点検を！



# 薫別川 洪水ハザードマップ

このハザードマップは、薫別川に発生する洪水、暴風雨に起因する土砂災害の危険性を示しています。詳細は、国土交通省の「洪水ハザードマップ」をご覧ください。

※最新情報：国土交通省の「洪水ハザードマップ」を参照してください。

施設名	座標	危険度	電話番号	備考
薫別小学校	40	学舎2階 451 番地2	0153-83-3150	13.0m
薫別中学校	350	南2条西 5丁目2番2号	0153-83-3234	5.5m
薫別高等学校	600	南2条西 4丁目1番1号	0153-83-3112	5.0m
薫別町立図書館	300	南3条西 4丁目1番1号	0153-83-3218	6.0m
薫別郵便局	30	南3条西 70番地5	0153-83-3224	17.0m
薫別町立公民館	50	南3条西 101番地	0153-84-3202	53.0m
薫別町立図書館分館	20	南3条西 172番地	0153-84-2711	22.0m
薫別町立コミュニティセンター	200	南3条西 299番地1,2,3	0153-84-2221	72.0m
薫別町立図書館	300	南3条西 12番地11	0153-83-3224	30.0m
薫別町立図書館	300	南3条西 13番地21	0153-85-1179	30.0m

WEB版ハザードマップ  
パソコン（PC）で見るには、スマートフォンアプリ、タブレットでも見られます。QRコードをスマートフォンで読み取り、アプリをダウンロードしてください。詳しくは、薫別町ホームページをご覧ください。スマートフォンでも見られます。スマートフォンでも見られます。スマートフォンでも見られます。

## 防災情報

### 警戒レベルを用いた避難情報

町が出す避難情報と気象庁が発する防災気象情報  
洪水や土砂災害、月川の氾濫などに、5段階の「警戒レベル」で、避難情報と防災気象情報とを照合して、避難情報を出します。

警戒レベル	気象庁が発する防災気象情報	出される避難情報
警戒レベル5	命の危険 甚ちに安全確保！	緊急避難勧告
警戒レベル4	命の危険 安全確保	避難勧告
警戒レベル3	命の危険 安全確保	避難指示
警戒レベル2	命の危険 安全確保	避難指示
警戒レベル1	命の危険 安全確保	避難指示

警戒レベル3で、地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

## 市街地拡大図

避難所名	収容人数	所在地	電話番号	備考
民部 万月堂	50	学舎南 110 番地	0153-84-2382	53.0m

民部 万月堂  
学舎南 110 番地  
53.0m

忠類町立図書館  
南3条西 70番地5  
17.0m

忠類町立図書館分館  
南3条西 172番地  
22.0m

忠類町立図書館  
南3条西 12番地11  
30.0m

忠類町立図書館  
南3条西 13番地21  
30.0m

忠類町立図書館  
南3条西 299番地1,2,3  
72.0m

忠類町立図書館  
南3条西 12番地11  
30.0m

忠類町立図書館  
南3条西 13番地21  
30.0m

## 水害

### 洪水想定区域について

このハザードマップは、洪水発生時の想定区域を示しています。洪水発生時の想定区域は、国土交通省の「洪水ハザードマップ」を参照してください。

### 洪水情報の種類

洪水情報の種類は、洪水発生時の想定区域を示しています。洪水発生時の想定区域は、国土交通省の「洪水ハザードマップ」を参照してください。

### 緊急時連絡先一覧表

役場	消防署	警察署	病院
忠類町役場 02-2131	忠類消防署 02-2319	忠類警察署 02-2151	忠類病院 02-2111

## 非常持ち出し品の準備とチェック

### 非常持ち出し品 (例)

品名	準備状況
飲料水	<input type="checkbox"/> 準備済み
食糧	<input type="checkbox"/> 準備済み
現金	<input type="checkbox"/> 準備済み
貴重品	<input type="checkbox"/> 準備済み
非常用持ち出し品	<input type="checkbox"/> 準備済み

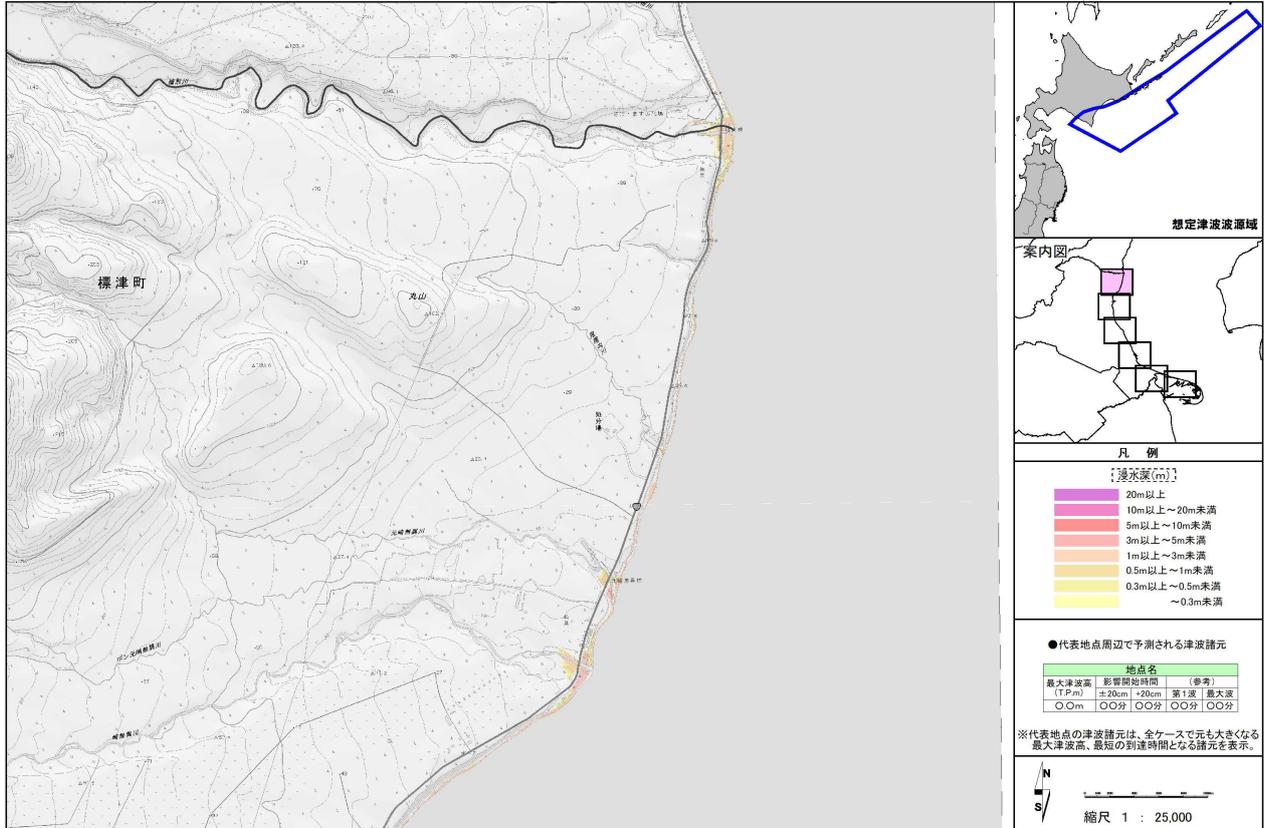
非常持ち出し品は定期的な点検を！





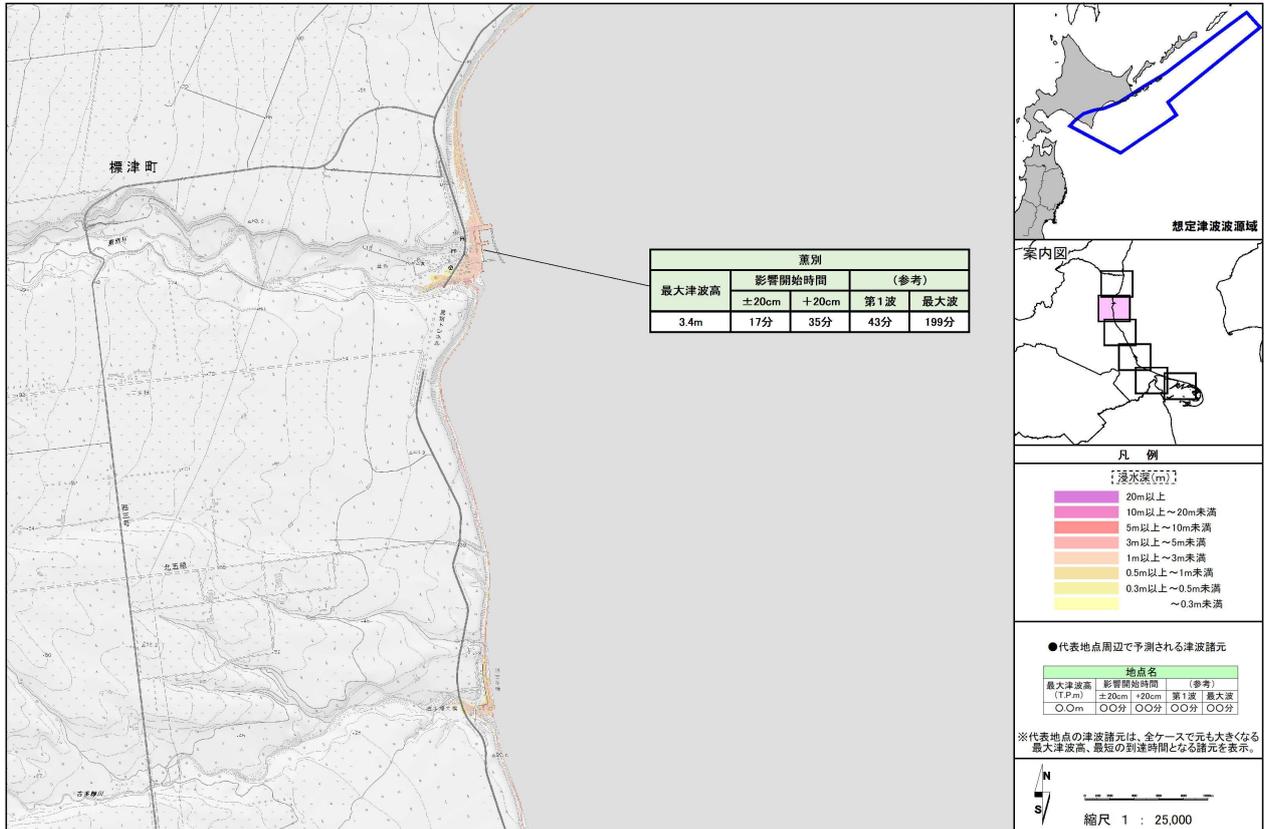
# 資料18 津波浸水予測図

津波浸水想定区域図 標津町【1/6】



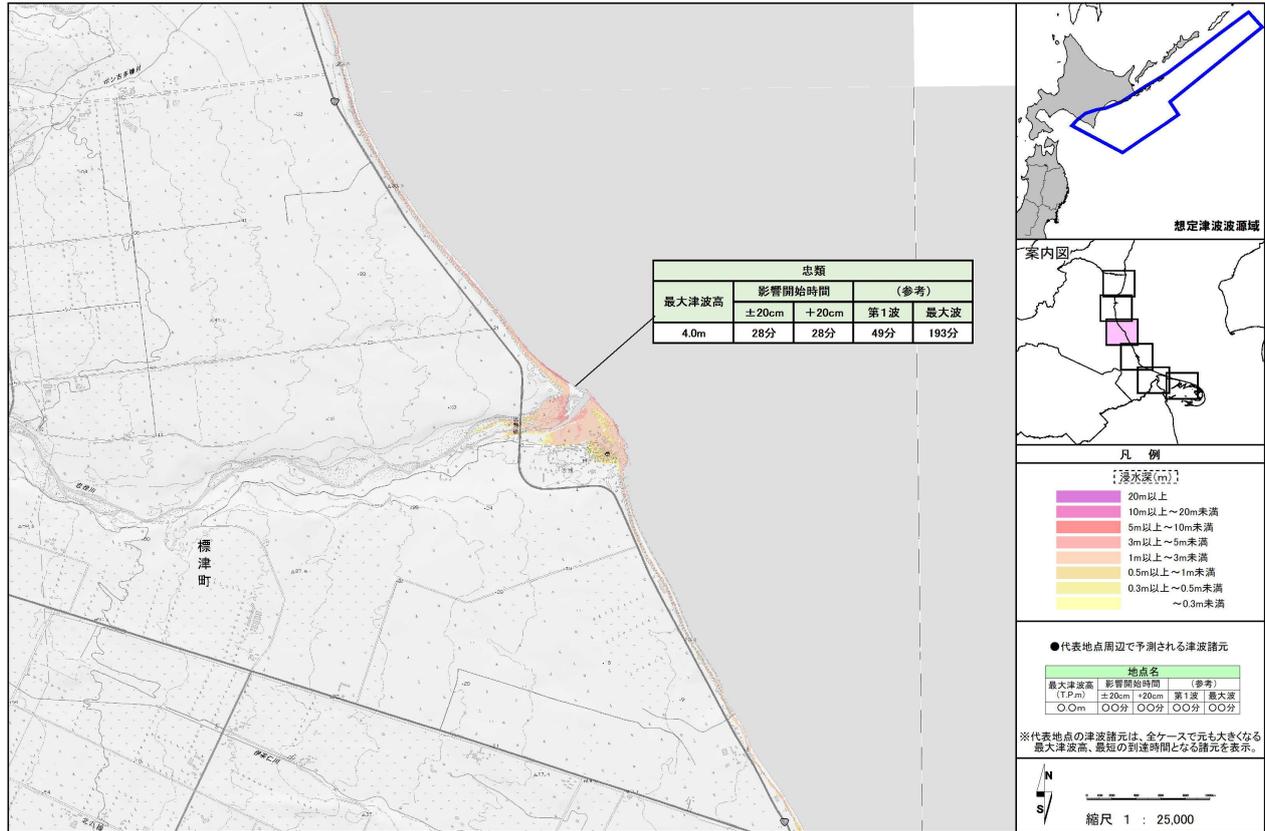
「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3JHs 167」

津波浸水想定区域図 標津町【2/6】



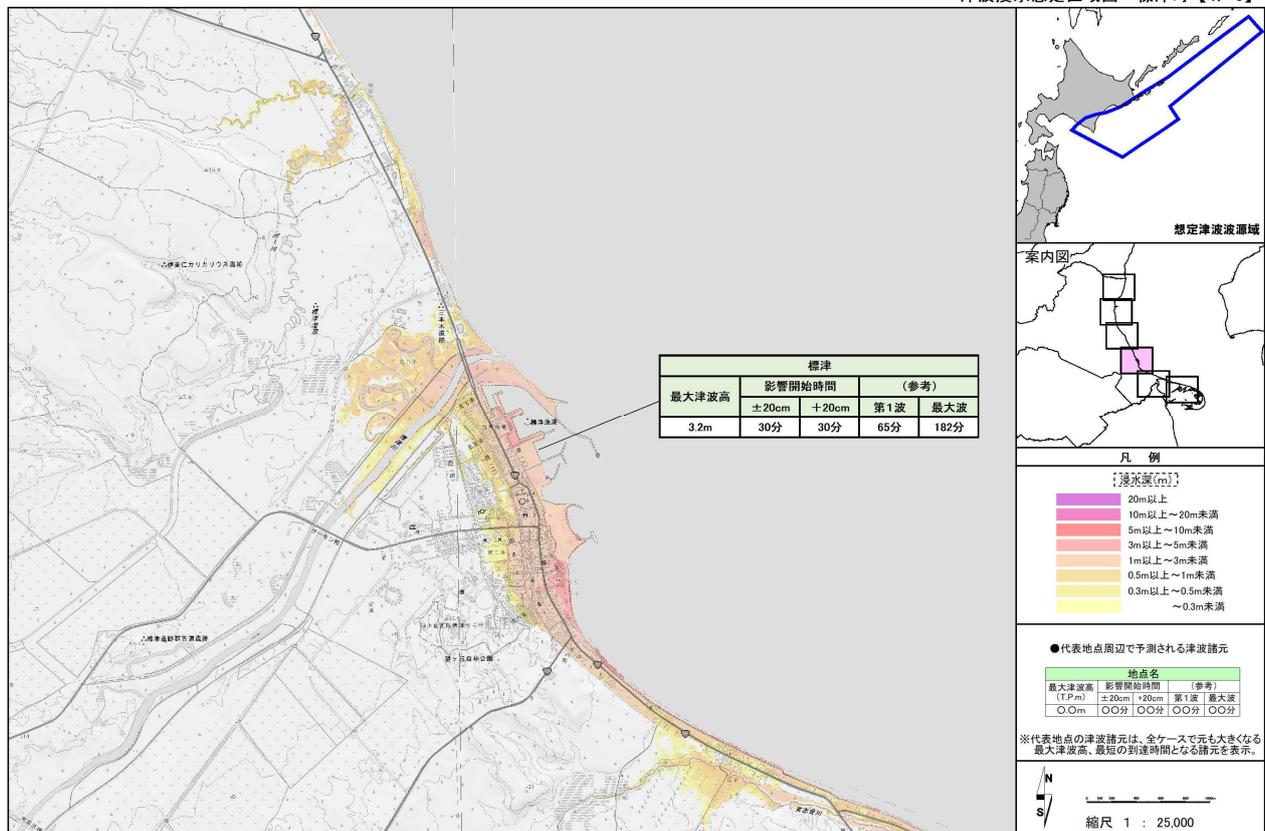
「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3JHs 167」

津波浸水想定区域図 標津町【3/6】



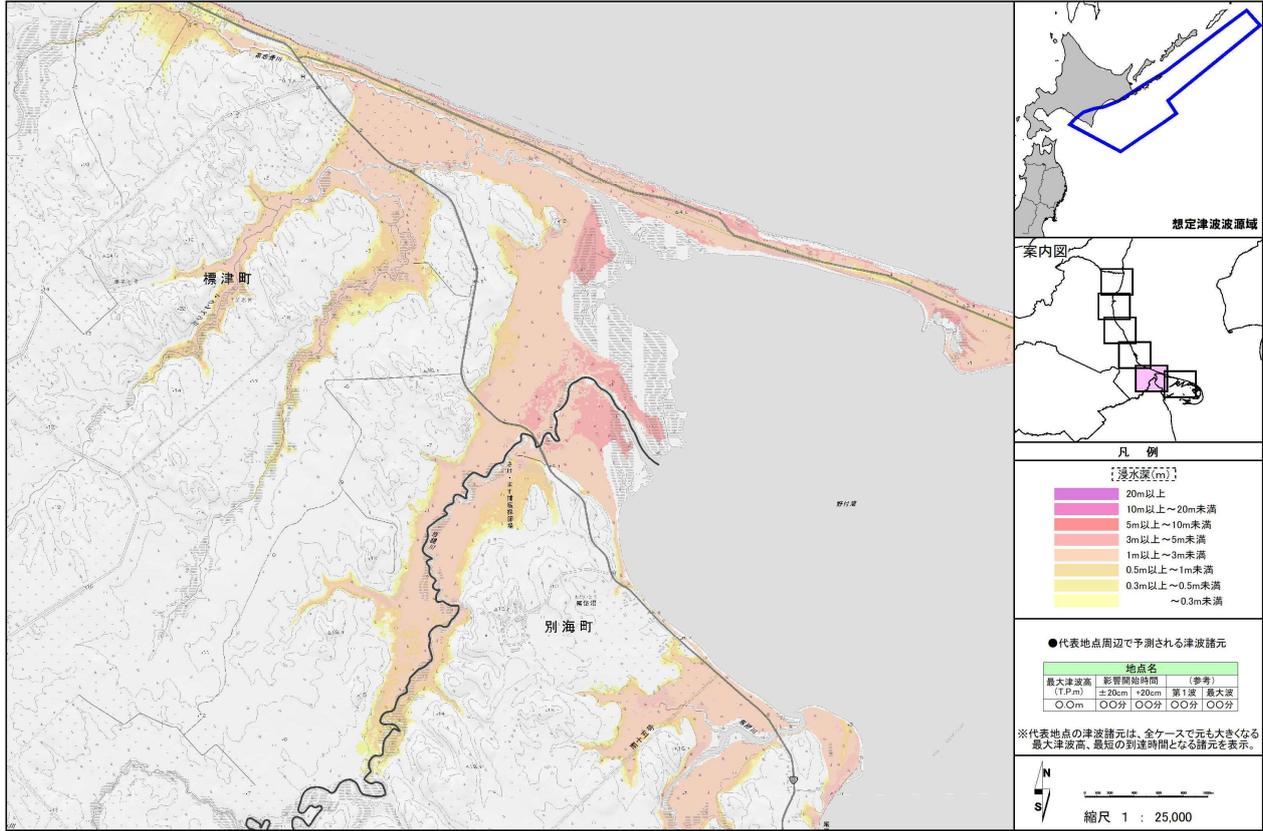
「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3JHs 167」

津波浸水想定区域図 標津町【4/6】



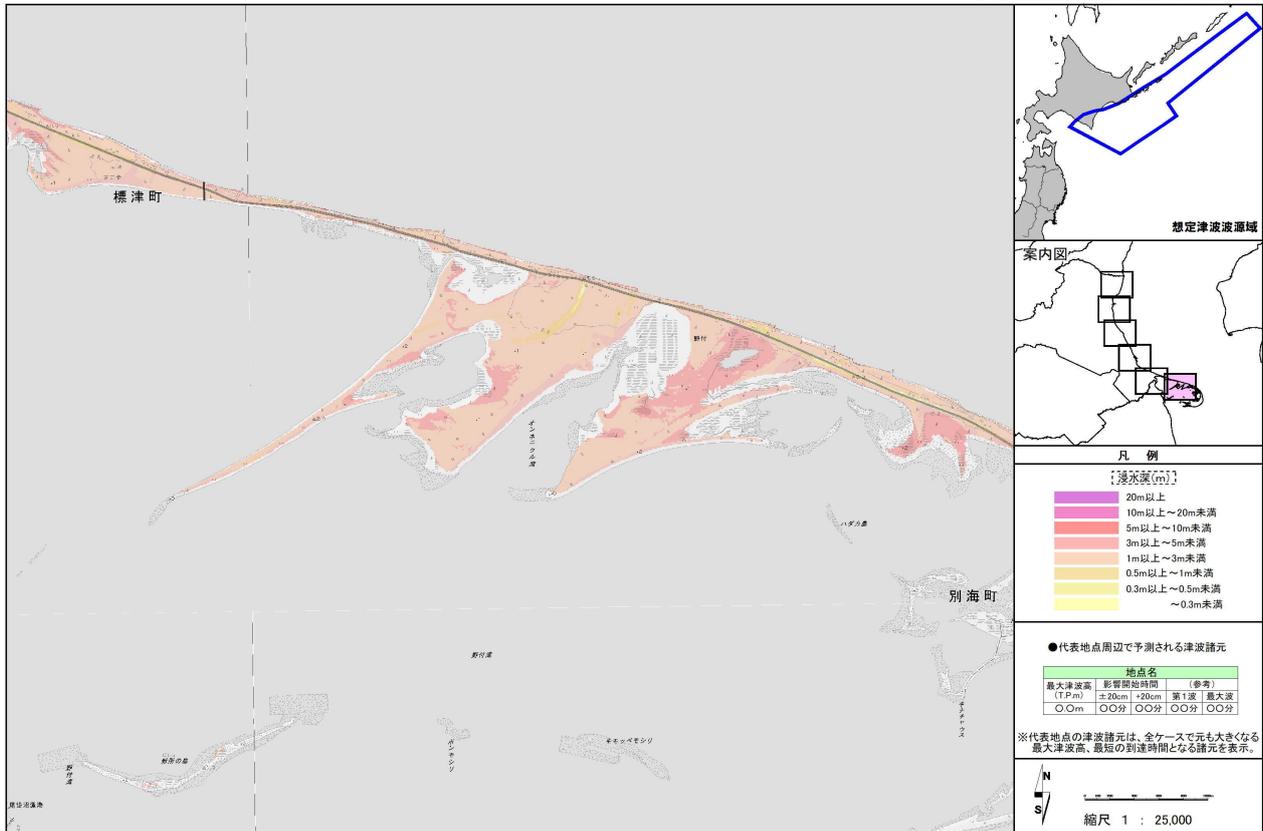
「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3JHs 167」

津波浸水想定区域図 標津町【5/6】



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3JHs 167」

津波浸水想定区域図 標津町【6/6】



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3JHs 167」













# 標津町地域防災計画

【発行】 令和6年9月

【編集】 標津町防災会議